第１章　応急活動計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　災害対策本部 １　市本部設置者 ①　市長（本部長）　⇒　②　副市長（副本部長）　⇒　③　総務部長　⇒ ④　建設部長　⇒　⑤　政策企画部長 ２　市本部設置場所 市役所防災庁舎（災害対策本部会議室）　⇒　光地区消防組合消防本部庁舎　⇒ 光市総合福祉センター ３　市本部設置又は廃止　⇒　関係機関等へ通知又は公表（責任者：総務部長） ４　本部員会議の開催 （１）会議の構成員　⇒　①本部長、②副本部長、③本部員 （２）会議の任務 ア　重要事項の決定 イ　応援要請の決定等 （３）会議の庶務　⇒　総務対策部総務班（防災危機管理課） **第２　現地対策本部** 本部長が必要と認めたときに設置 **第３　災害警戒本部** １　本部長及び副本部長 ①　本部長　⇒　総務部長　②　副本部長　⇒　建設部長 ２　警戒本部員会議の開催 （１）災害対策に係る基本方針を決定 （２）災害対策本部設置の検討等 **第４　動員配備** １　連絡方法 （１）勤務時間内　⇒　庁内放送、電話、ＦＡＸ、市防災行政無線等 （２）勤務時間外　⇒　一般加入電話のほか携帯電話等あらゆる手段を駆使 ２　非常参集 交通機関等が途絶した場合　⇒　最寄りの支所又は出張所（コミュニティセンター）へ参集

市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。

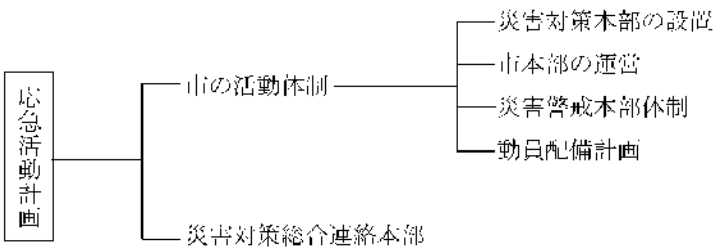

第１節　市の活動体制

各課共通

市は、市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び市防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び防災関係機関並びに市域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

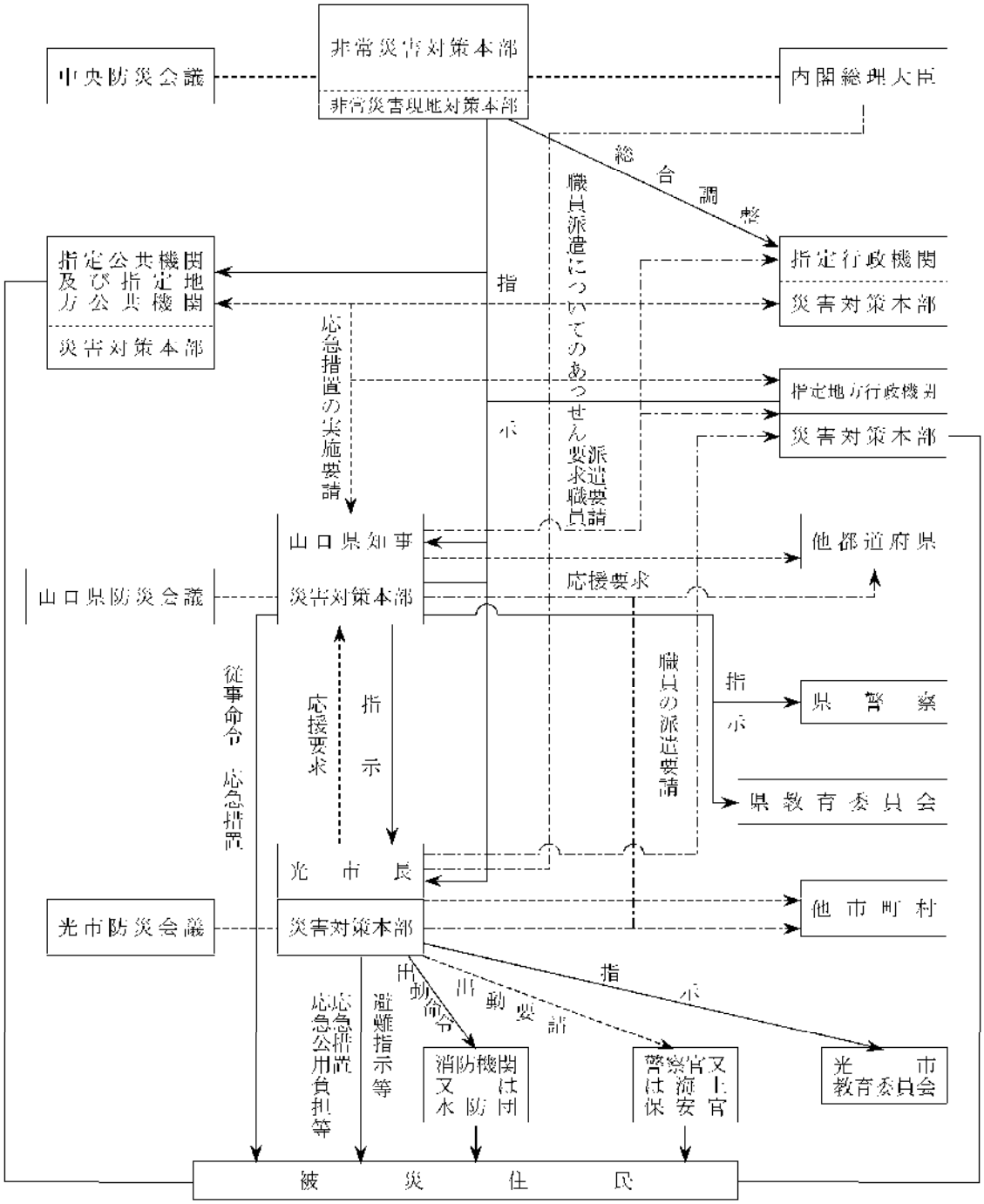

第１項　災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、光市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

１　市本部の設置基準

市の地域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が災害予防措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたとき。

２　市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

（１）本部長（市長）

（２）副本部長（副市長）

（３）本部長不在時の代理者

本部長が不在等により指揮を行うことが不能のときは、次の順位によって災害対策の重要事項の指揮、命令を行うものとする。これは、本部設置以前においても、同様とする。

第１順位　副市長（副本部長）

第２順位　総務部長

第３順位　建設部長

第４順位　政策企画部長

（４）光市災害対策本部組織図

市本部の組織図は、別表第１のとおりである。

３　市本部の設置場所

市本部の設置場所は次のとおりとする。ただし、災害の状況等を考慮して決定するものとする。

第１順位　市役所防災庁舎（災害対策本部会議室）

第２順位　光地区消防組合消防本部庁舎

第３順位　光市総合福祉センター

４　市本部の所掌事務

市本部の所掌事務は、別表第２のとおりである。

５　市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

６　市本部の設置（廃止）の通知等

総務対策部長は、市本部が設置又は廃止されたときは、直ちにその旨を次により通知及び公表するものとする。

通知又は公表先	担 当 課	主な通知又は公表方法
庁内各部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内ＬＡＮ
大和支所及び各出張所	〃	電話、ＦＡＸ、市防災行政無線、庁内ＬＡＮ
市出先機関	各主管担当課	電話、ＦＡＸ、市防災行政無線（一部）、庁内ＬＡＮ
県防災危機管理課 周南県民局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、ＦＡＸ、文書
光地区消防組合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、使送、庁内ＬＡＮ
光警察署	〃	市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、使送
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	防災危機管理課	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ、電子メール
近隣市町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
一般住民	企画調整課	広報車、電話（自治会長等を通じて）

	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、防災情報電話通知サービス、市ＳＮＳ、光市防災ポータル
	情報・DX推進課	市ホームページ
	大和支所住民福祉課	電話（自治会長等を通じて）
報道機関	企画調整課	電話、ＦＡＸ、文書

第２項　市本部の運営

１　本部員会議

（１）本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。なお、必要に応じ意見聴取・連絡調整等のため関係機関の出席を求めるものとする。

（２）本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

（３）本部員会議における主な協議事項は、次のとおりとする。

主な協議事項

① 本部体制の配備及び廃止
② 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針
③ 関係団体に対する災害対策の指示事項等
④ 災害救助法の適用申請
⑤ 自衛隊の災害派遣要請の要求
⑥ 県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対する応急措置等の実施要請及び他市町に対する応援要請
⑦ 災害対策に要する経費
⑧ 対策部相互の連絡調整
⑨ その他重要な災害対策に関すること。

（４）本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務対策部長に申し出るものとする。

（５）本部員会議の庶務は、総務対策部総務班（防災危機管理課）が担当する。

２　市本部運営上必要な資機材等の確保

総務班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

区　分	主な確保すべき資機材
開設に必要な資機材等の準備	○ 標示板・腕章・標旗 ○ 管内地図 ○ ラジオ・テレビ ○ パソコン・ＦＡＸ・コピー機 ○ 防災関係機関・関係団体等の名簿 ○ ホワイトボード ○ 筆記用具 ○ その他必要資機材

通信手段の確保	○　県防災行政無線 ○　市防災行政無線 ○　ＩＰ無線 ○　電話（携帯電話を含む。）
非常用発電設備の確保	○　停電に備え、非常用発電設備の再点検の実施、小型発電機等の調達

３　現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

（１）現地本部長

ア　現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督する。

（２）現地本部の組織等

現地本部を構成する機関その他組織等に関して必要な事項は、現地本部設置の都度、その都度本部長が、定めるものとする。

４　本部長等の職務

（１）本部長

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

（２）副本部長

本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

（３）本部員（本部を構成する対策部の部長及び教育部長）

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

５　県の現地対策本部との連携体制

県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第３項　災害警戒本部体制

本部長は、市本部を設置するには至らないものの、災害対策に係る責務を遂行する必要がある場合は、光市災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

１　市警戒本部の設置基準

大雨、洪水、暴風及び高潮警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるが、市本部を設置するには至らないとき。

具体的には、

（１）台風の接近又は上陸が明らかな場合

（２）梅雨前線等が停滞し、先行雨量や集中豪雨、その他の状況から必要と認められる場合など

２　市警戒本部の組織

市警戒本部は、本部長（総務部長）、副本部長（建設部長）及び警戒本部員（関係部課長等）で構成する。

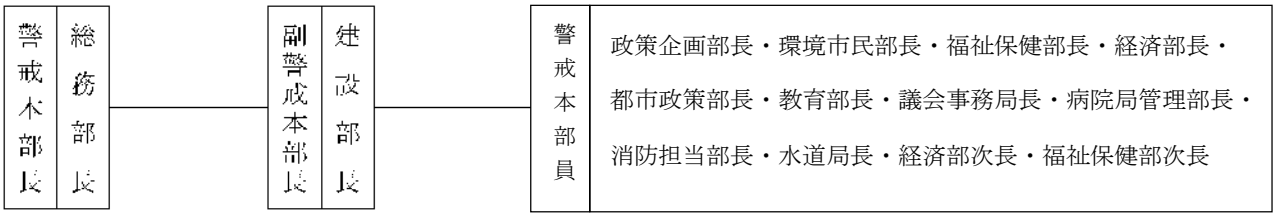

３　市警戒本部の所掌事務

（１）災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

（２）防災関係機関、各対策部との連絡調整に関すること。

（３）災害応急対策活動に関すること。

（４）災害対策本部の設置移行措置に関すること。

４　市警戒本部の設置

（１）市警戒本部を設置したとき、警戒本部長は、勤務時間中にあっては庁内放送により、勤務時間外にあっては第２警戒体制の配備要員又は配備連絡責任者を通じて関係職員に連絡する。

（２）警戒本部員は、予想される災害の種類や規模又は被害の状況等に応じ各課の配備体制を決定する。

（３）警戒本部長は、状況の推移に応じて配備要員の増減、その他体制について必要な指示を行う。

５　警戒本部員会議の開催

警戒本部長は、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

（１）警戒本部体制の配備及び廃止に関すること。

（２）重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。

（３）災害対策本部の設置に関すること。

６　市警戒本部の廃止基準

（１）気象警報が解除され、警戒本部長が災害の危険が解消したと認めるとき。

（２）災害対策本部が設置されたとき。

７　市警戒本部の連絡調整

市警戒本部の総括的な連絡調整は、防災危機管理課において行う。

第４項　動員配備計画

１　配備体制

種　　別	体制の時期の基準	体　制　の　内　容
第１警戒体制	１　光市に大雨、洪水、高潮の各注意報の一つ以上が発表されたとき。 ２　光市に大雪警報が発表されたとき。 ３　その他状況により、市長が命じたとき。	関係課職員で配備し、情報収集及び連絡活動を主として、状況によりさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

第２警戒体制	１　光市に大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮又は波浪の各警報の一つ以上が発表されたとき。 ２　その他状況により、市長が命じたとき。	災害応急対策に関係のある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行する体制とする。
災害警戒本部体制	光市に大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるが、災害対策本部を設置するには至らないとき。	事態の推移に伴い、直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする。
災害対策本部体制	市の地域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が災害予防措置又は災害応急対策を迅速かつ強力に実施することが必要であると認めたとき。	市の総力をあげて災害対策に取り組む体制。状況に応じ、全職員による体制とする。

２　職員の動員体制

（１）各配備体制にあたる職員については、災害対策本部設置時の部長に充てられる者が、毎年あらかじめ指名しておく。

（２）各部長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出動時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

（３）夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

（４）各部長は、あらかじめ動員計画（配備職員の職氏名、住所、電話番号等）を作成し、総務部長に提出しておく。

３　動員の方法

（１）勤務時間内

本庁舎においては庁内放送、電話、口頭により、支所・各出張所・出先機関については電話、ＦＡＸ、防災行政無線等により、迅速に行う。

（２）勤務時間外

一般加入電話、携帯電話等を活用し、あらかじめ定めている緊急連絡網により、迅速に行う。

４　配備体制の確立

（１）配備指令

本部長は、災害応急措置を講じるため、第１警戒体制、第２警戒体制、災害警戒本部体制及び災害対策本部体制の各配備体制を発令する。ただし、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制又は各部ごとに異なる配備体制を発令するものとする。

（２）勤務時間内における配備指令

ア　市長から指示を受けた総務部長は、関係各部長に対して配備指令を発令し、指令を受けた部長は、あらかじめ定めた職員を各班ごとに配備につけ応急活動を実施する。

イ　緊急を要する場合においては、庁内放送にて配備指令を発令する。

ウ　総務課は、職員に対して庁内放送等により、災害情報のほか配備状況等の周知徹底を図る。

エ　班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、市本部関係の指示に注意する。
② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
③ 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。

勤務時間内における連絡系統

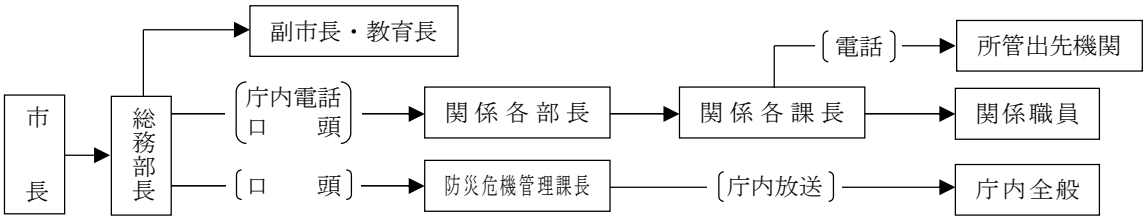

（３）勤務時間外における配備指令

ア　総務部長は、当直から災害情報を受けた場合は、必要に応じて市長に報告し、指示を受けるものとする。

イ　市長から指示を受けた総務部長は、関係各部長に対して配備指令を伝達し、指令を受けた部長は、あらかじめ定めた緊急連絡網により職員を招集し、応急活動を実施する。

ウ　参集を指示された班員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。

エ　その他の職員は、テレビの気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。

オ　配備予定職員は、出張中等に災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、事後の推移に留意するとともに、進んで関係方面と連絡をとり、又は所定の配備につくよう努めるものとする。

カ　配備要員が勤務時間外において配備についた場合は、速やかに担当部長は、総務部長（又は防災危機管理課）に報告する。

キ　総務部長は、庁内等の参集状況を市長に報告する。

参集時の留意事項

① 参集時期

配備基準に該当する災害情報を入手したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

道路の寸断等により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は出張所に参集し、支所長又は出張所長の指示に基づき、災害対策に従事する。

なお、この場合には、速やかに所属長に連絡する。

③ 参集時の服装等

応急活動の実施に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から

準備しておくものとする。

④　参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

勤務時間外における連絡系統

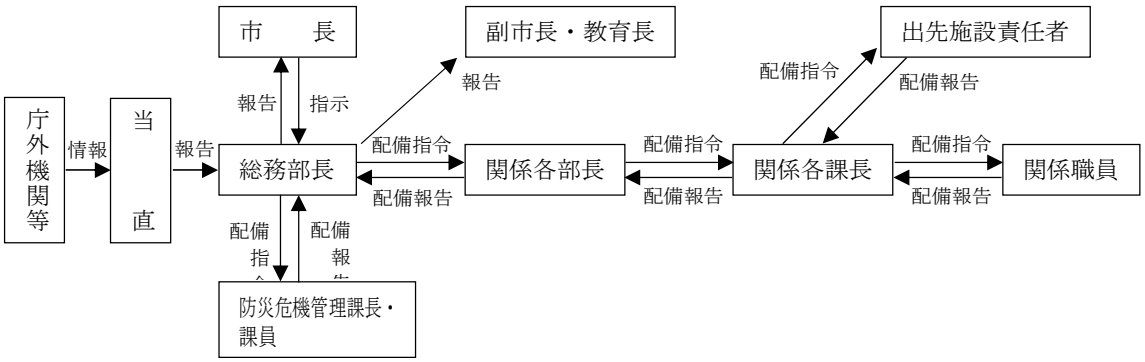

５　部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部からの応援を得て実施する。

（１）動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長（総務班）に要請する。

明　示　事　項

- ○　応援を要する時間
- ○　勤務場所
- ○　勤務内容
- ○　応援を要する職種等
- ○　集合日時、場所、携行品
- ○　その他参考事項

（２）動員の措置

ア　総務対策部長（総務班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じる。

イ　応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行う。

別表第１

市　本　部　組　織　図

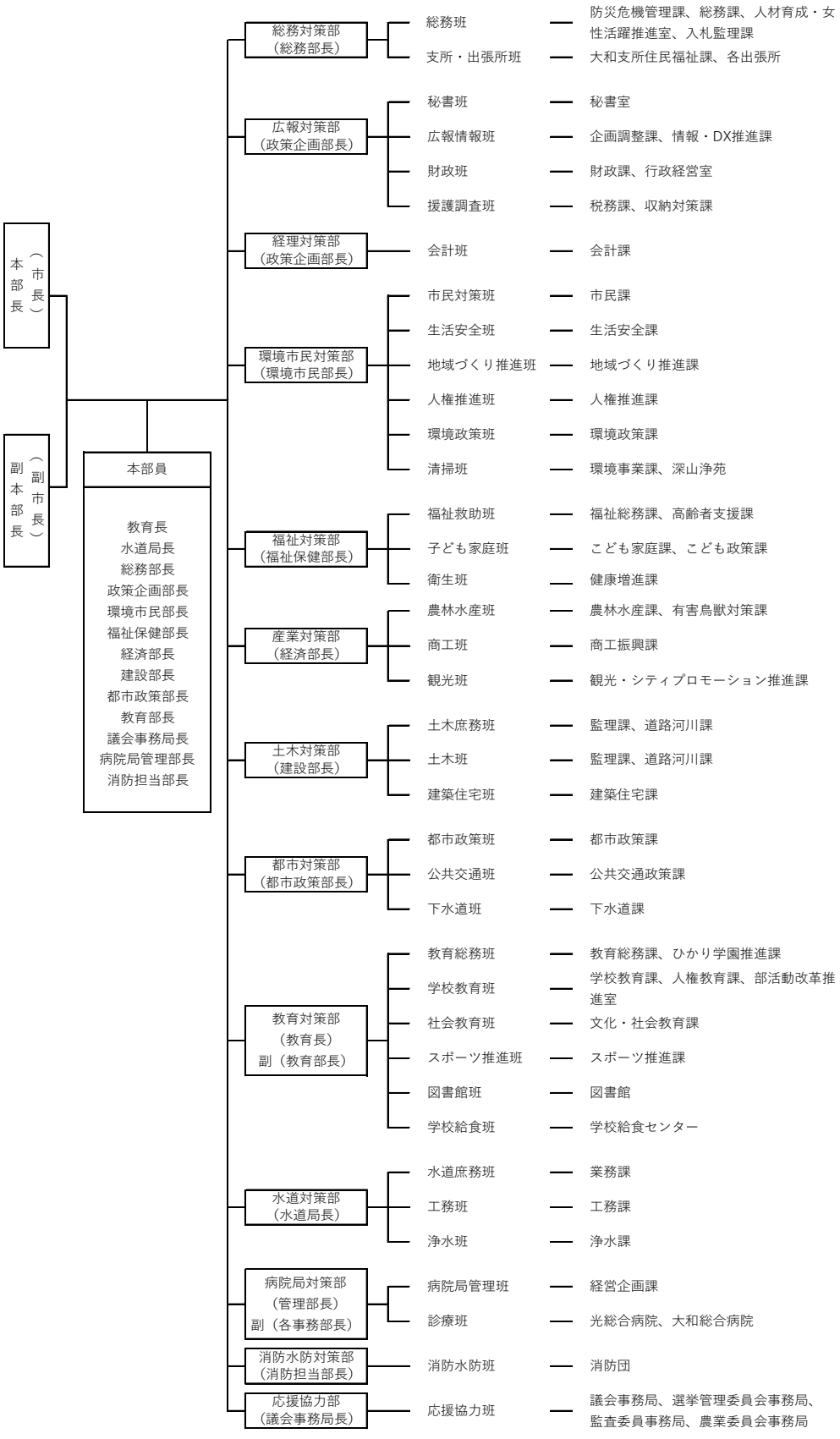
本部長（市長）
副本部長（副市長）
本部員
教育長
水道局長
総務部長
政策企画部長
環境市民部長
福祉保健部長
経済部長
建設部長
都市政策部長
教育部長
議会事務局長
病院局管理部長
消防担当部長
総務対策部（総務部長）
総務班
防災危機管理課、総務課、人材育成・女性活躍推進室、入札監理課
支所・出張所班
大和支所住民福祉課、各出張所
広報対策部（政策企画部長）
秘書班
秘書室
広報情報班
企画調整課、情報・DX推進課
財政班
財政課、行政経営室
援護調査班
税務課、収納対策課
経理対策部（政策企画部長）
会計班
会計課
環境市民対策部（環境市民部長）
市民対策班
市民課
生活安全班
生活安全課
地域づくり推進班
地域づくり推進課
人権推進班
人権推進課
環境政策班
環境政策課
清掃班
環境事業課、深山浄苑
福祉対策部（福祉保健部長）
福祉救助班
福祉総務課、高齢者支援課
子ども家庭班
こども家庭課、こども政策課
衛生班
健康増進課
産業対策部（経済部長）
農林水産班
農林水産課、有害鳥獣対策課
商工班
商工振興課
観光班
観光・シティプロモーション推進課
土木対策部（建設部長）
土木庶務班
監理課、道路河川課
土木班
監理課、道路河川課
建築住宅班
建築住宅課
都市対策部（都市政策部長）
都市政策班
都市政策課
公共交通班
公共交通政策課
下水道班
下水道課
教育対策部（教育長）副（教育部長）
教育総務班
教育総務課、ひかり学園推進課
学校教育班
学校教育課、人権教育課、部活動改革推進室
社会教育班
文化・社会教育課
スポーツ推進班
スポーツ推進課
図書館班
図書館
学校給食班
学校給食センター
水道対策部（水道局長）
水道庶務班
業務課
工務班
工務課
浄水班
浄水課
病院局対策部（管理部長）副（各事務部長）
病院局管理班
経営企画課
診療班
光総合病院、大和総合病院
消防水防対策部（消防担当部長）
消防水防班
消防団
応援協力部（議会事務局長）
応援協力班
議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局

別表第２

部、班の編成及び所掌事務

部・班の編成及び所掌事務は次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務に従って防災対策を実施する。

部	班	担当課	所　掌　事　務
総務対策部 部長：総務部長	総　務　班	防災危機管理課 総　務　課 人材育成・女性活躍推進室 入札監理課	1　県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2　各対策部との連絡調整に関すること。 3　本部員会議の庶務に関すること。 4　気象情報等の収集及び伝達に関すること。 5　本部長の指示等の周知・伝達に関すること。 6　職員の動員・配備に関すること。 7　各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめに関すること。 8　県、消防庁への被害報告に関すること。 9　各対策部の不足要員の調整に関すること。 10　県、他市町等への応援要請に関すること。 11　自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。 12　防災用車両の集中管理、配車に関すること。 13　緊急車両の確保に関すること。 14　緊急通行車両の確認申請に関すること。 15　避難情報、避難所情報の収集に関すること。 16　避難指示等に関すること。 17　ライフラインに関する情報の収集、提供に関すること。 18　防災行政無線等の通信手段の確保に関すること。 19　臨時ヘリポートの確保に関すること。 20　自主防災組織との連絡調整に関すること。 21　被害情報資料の作成及び報告事務に関すること。 22　職員の食事の確保に関すること。 23　被害状況の調査に関すること。 24　災害防止及び応急活動の応援に関すること。 25　その他、他対策部に属さない事項に関すること。 26　災害対策本部の運営に関すること
	支所・出張所　班	大和支所 住民福祉課 各出張所	1　支所・出張所利用者の安全確保対策に関すること。 2　管内の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 3　管内の関係団体、自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。 4　住民からの問い合わせ、要望、苦情等の取りまとめ、本部との連絡調整に関すること。 5　避難所の開設及び運営等の協力に関すること。 6　支所・出張所の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
広報対策部 部長：政策企画部長	秘　書　班	秘　書　室	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	広報情報班	企画調整課 情報・DX推進課	1　部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2　住民等への広報活動に関すること。 3　住民等への避難情報等の連絡に関すること。

			4　臨時広報紙等の発行に関すること。 5　災害現場の写真撮影、記録の収集及び保管に関すること。 6　災害情報及び災害応急対策に係る報道機関との調整に関すること。 7　報道機関に対する記者会見等の対応に関すること。 8　災害に関する広聴活動に関すること。 9　災害視察者等に対する応接に関すること。 10　被害状況の調査に関すること。 11　災害防止及び応急活動の応援に関すること。 12　庁内情報システムの保全管理に関すること。 13　システムの被害調査及び応急復旧対策に関すること。 14　市ホームページによる各種災害情報等の提供に関すること。 15　インターネットによる情報収集に関すること。
	財　政　班	財　政　課	1　災害対策の予算編成に関すること。 2　災害対策に必要な財政措置に関すること。 3　市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 4　被害状況の調査に関すること。 5　災害防止及び応急活動の応援に関すること。 6　部内他班への応援協力に関すること。
	援護調査班	税　務　課 収納対策課	1　避難所の開設・運営の協力に関すること。 2　救援物資の受取り、仕分け、配分等に係る応援に関すること。 3　土地・家屋、被災者等の被害状況調査に関すること。 4　市民税・国民健康保険税等の減免、徴収猶予等の措置に関すること。 5　被害状況の調査に関すること。 6　災害防止及び応急活動の応援に関すること。 7　部内他班・他部への応援協力に関すること。
経理対策部 部長：政策企画部長	会　計　班	会　計　課	1　災害経費の出納に関すること。 2　救護金品の受入れ、配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の協力に関すること。 3　他対策部への応援協力に関すること。 4　金融機関の調査（被害・業務状況等の確認）に関すること。 5　現金等の保管場所の確保に関すること。
市民対策部 部長：環境市民部長	市民対策班	市　民　課	1　部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2　出張所との連絡調整に関すること。 3　被災者名簿の作成に関すること。 4　埋火葬の許可に関すること。
	生活安全班	生活安全課	1　災害に対する住民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応に関すること。 2　相談窓口の設置に関すること。 3　被災地における防犯に関すること。 4　災害時の交通安全対策に関すること。 5　飲料水対策に関すること。
	地域づくり推　進　班	地域づくり推　進　課	1　管轄組織等との連絡調整に関すること。 2　関係施設等の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3　避難所の開設及び運営に関すること。

	人権推進班	人権推進課	1　人権推進施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 2　その他人権推進対策に関すること。 3　部内他班への応援協力に関すること。
	環境政策班	環境政策課	1　環境対策全般に関すること。 2　関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 3　飲料水汚染対策に関すること。 4　遺体の処置及び埋火葬に関すること。 5　産業公害、その他の環境対策に関すること。 6　災害応急活動の応援に関すること。 7　避難所の開設・運営に関すること。
	清　掃　班	環境事業課 深 山 浄 苑	1　ごみ、し尿、がれき等の収集、処理、清掃に関すること。 2　周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡に関すること。 3　廃棄物関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 4　し尿の処理に関すること。 5　し尿施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 6　関係業者等との連絡調整に関すること。 7　仮置場の確保並びに管理に関すること
福祉対策部 部長：福祉保健部長	福祉救助班	福祉総務課 高齢者支援課	1　部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2　総合福祉センター、社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3　避難行動要支援者の被害状況の調査、安否確認、支援対策に関すること。 4　日常生活用具、補装具等の調達に関すること。 5　避難行動要支援者の入所施設確保、搬送等に関すること。 6　所管の社会福祉施設との連絡調整に関すること。 7　障害者団体への応援協力に関すること。 8　ボランティアの受付、活動支援に関すること。 9　市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10　避難所の開設及び運営に関すること。 11　災害応急活動の応援に関すること。 12　福祉避難所の調整に関すること。 13　福祉関係の相談に関すること。 14　災害救助に関する計画の総括及び活用に関すること。 15　日赤山口県支部等救助に関する防災関係機関との連絡調整に関すること。 16　災害救助法の適用申請に関すること。 17　罹災証明書（火災を除く。）の発行に関すること。 18　被災者の移送、収容保護に関すること。 19　災害救助物資、義援金品、見舞金等の受入れ及び配布その他救援物資等生活必需品の調達・配布に関すること。

			20　災害弔慰金、見舞金の支給に関すること。 21　その他被災者の生活支援に基づくこと。 22　部内他班への応援協力に関すること。
	こども家庭班	こども政策課	1　保育園・幼稚園児の安全対策に関すること。 2　保育園・幼稚園の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3　避難所の開設及び運営に関すること。 4　その他こどもに関すること。 5　部内他班への応援協力に関すること。
		こども家庭課	1　こどもの家庭に関すること。 2　部内他班への応援協力に関すること。
	衛　生　班	健康増進課	1　病院局対策部との連絡調整に関すること。 2　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 3　医師会への医療救護班の派遣要請に関すること。 4　感染症対策に関すること。 5　避難者等の健康管理に関すること。 6　被災地における食品衛生及び生活衛生に関すること。 7　防疫の実施に関すること。 8　診療所等関係施設、設備の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 9　医療救護所の開設及び運営に関すること。 10　医療品、医療資機材の確保に関すること。 11　部内他班の応援協力に関すること。
産業対策部 部長：経済部長	農林水産班	農林水産課 有害鳥獣対策課	1　部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2　防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。 3　農地、農業用施設、畜産関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 4　農業関係団体との連絡調整に関すること。 5　農道、ため池等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 6　農道、ため池等の二次災害の防止に関すること。 7　防災用主食及び副食の確保に関すること。 8　農業者への防災指導及び防疫に関すること。 9　種子、種苗の供給に関すること。 10　家畜の管理、飼料の需給に関すること。 11　災害金融対策に関すること。 12　雨量、潮位等の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。 13　避難所の開設に関すること。 14　部内他班の応援協力に関すること。 15　里の厨の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 16　農村施設（農村婦人の家、周防多目的集会所等）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 17　水産関係施設等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 18　水産関係施設等の二次災害の防止に関すること。 19　船舶の確保に関すること。 20　水産関係団体との連絡調整に関すること。

			21　治山、市有林、林道、山林関係等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 22　治山、市有林、林道、山林関係等の二次災害の防止に関すること。 23　林業関係団体との連絡調整に関すること。
	商　工　班	商工振興課	1　商工業施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　緊急食料及び生活必需品の調達に関すること。 3　売り惜しみ等対策に関すること。 4　商工業者に対する経営指導及び金融対策に関すること。 5　その他応急商工業対策に関すること。 6　避難所の開設及び運営に関すること。
	観　光　班	観光・シティプロモーション推進課	1　観光施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　滞留旅客対策に関すること。 3　観光協会等との連絡調整に関すること。 4　避難所の開設及び運営に関すること。
土木建設対策部 部長：建設部長	土木庶務班	監　理　課 道路河川課	1　水防に関すること。 2　部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 3　建設業者並びに関係機関への協力要請に関すること。 4　災害対策用備蓄器具、資材の整備・確保に関すること。
	土　木　班	監　理　課 道路河川課	1　防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。 2　道路、河川、橋梁の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3　道路、河川、橋梁の二次災害の防止に関すること。 4　国土交通大臣所管の海岸及び港湾の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5　国土交通大臣所管の海岸及び港湾の二次災害の防止に関すること。 6　道路啓開に関すること。 7　砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8　砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の二次災害の防止に関すること。 9　緊急輸送道路の確保に関すること。 10　河川内の障害物の除去に関すること。 11　雨量、水位、潮位の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。 12　雪害対策に関すること。 13　被災宅地の応急危険度判定に関すること。 14　部内他班の応援協力に関すること。
	建築住宅班	建築住宅課	1　公営住宅、その他公共建物の警戒、被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。 2　被災者への公営住宅の提供及び必要な措置、賃貸住宅の居室の借上げ等に関すること。 3　応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。

			4　応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関すること。 5　被災住宅の応急危険度判定に関すること。 6　部内他班の応援協力に関すること。
都市政策対策部 部長：都市政策部長	都市政策班	都市政策課	1　都市公園等都市計画施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること。 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること。 3　災害復興都市計画の策定に関すること。 4　部内他班の応援協力に関すること。
	公共交通政策班	公共交通政策課	1　公共交通の施設及び車両等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　公共交通の運行調査に関すること。 3　公共交通事業者との連絡調整に関すること。 4　その他応急公共交通対策に関すること。
	下水道班	下水道課	1　下水道施設の警戒、被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 2　周南浄化センター、周南流域下水道関係市町との連絡調整等に関すること。 3　建設業者及び一般廃棄物処理業者等への協力要請に関すること。 4　部内他班の応援協力に関すること。
教育対策部 部長：教育長	教育総務班	教育総務課	1　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2　児童生徒、施設利用者等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 3　県教育委員会との連絡、報告等に関すること。 4　避難所の開設及び運営に関すること。 5　仮教室の設置に関すること。 6　教育委員会及び小中学校の管理に関すること。
	学校教育班	学校教育課 人権教育課 部活動改革推進室	1　児童生徒の安全確保、避難対策に関すること。 2　避難所の開設及び運営に関すること。 3　応急教育に関すること。 4　被災児童生徒への教科書、学用品等の給与に関すること。 5　被災児童生徒への医療、防疫及び給食等に関すること。
	社会教育班	文化・社会教育課	1　施設利用者の安全確保対策に関すること。 2　社会教育施設等の被害調査、応急復旧対策に関すること。 3　避難所の開設及び運営に関すること。 4　文化財の被害状況の調査、応急復旧対策に関すること。
	スポーツ推進班	スポーツ推進課	1　施設利用者の安全確保対策に関すること。 2　施設利用者等の被災状況、社会体育施設の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3　避難所の開設及び運営に関すること。
	図書館班	図書館	1　施設利用者の安全確保対策に関すること。 2　施設利用者等の被災状況、図書館及び分館の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。
	学校給食班	学校給食センター	1　施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関すること。

			2　給食の供給に関すること。
水道対策部 部長：水道局長	水道庶務班	業　務　課	1　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2　上水道施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧計画に関すること。 3　水道関係の広報に関すること。 4　他水道事業者及び他関係機関への応援協力に関すること。 5　上水道施設の給水応急復旧計画の作成に関すること。 6　総務対策部及び市民対策部との連絡調整に関すること。 7　部内他班の応援協力に関すること。
	工　務　班	工　務　課	1　管路、配水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2　管路、配水施設の応急復旧計画に関すること。 3　光市管工事協同組合への応援要請に関すること。 4　応急給水計画の実施に関すること。 5　応急給水の実施に関すること。
	浄　水　班	浄　水　課	1　取水、導水、浄水、送水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2　取水、導水、浄水、送水施設の応急復旧計画に関すること。 3　水質検査に関すること。 4　その他浄水場の運営管理に関すること。
病院局対策部 部長：管理部長	病院局管理班	経営企画課	1　入院患者、外来患者等の被災状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 2　病院施設の被害調査、応急対策に関すること。 3　医師会、他の医療機関との連絡に関すること。
	診　療　班	光総合病院 大和総合病院	1　入院患者、外来患者等の安全確保対策に関すること。 2　応急医療、助産に関すること。 3　医療救護班の編成に関すること。 4　医薬品、衛生材料等の確保に関すること。 5　遺体の処理に関すること。 6　避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関すること。 7　入院患者、外来患者等の心のケアに関すること。
消防水防対策部 部長：消防担当部長	消防水防班	消　防　団	1　消防活動に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　住民への避難指示等の伝達に関すること。 4　避難誘導に関すること。 5　救出活動に関すること。 6　行方不明者の捜索に関すること。 7　その他本部長が指示する災害応急措置に関すること。
応援協力部 部長：議会事務局長	応援協力班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1　各事務局の災害応急対策に関すること。 2　他対策部への応援協力に関すること。

第２節　災害対策総合連絡本部

防災危機管理課

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町、警察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって、役割と分担を明確にし、有効に防災活動を実施するため、下記により災害対策総合連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関にその旨を申し出るものとする。

１　設置機関

（１）市長……主として陸上災害の場合

（２）知事……２以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合

（３）海上保安本部長……主として海上災害の場合

（４）空港事務所長……主として航空事故の場合

（５）西日本旅客鉄道（株）広島支社長又はその指定する者……ＪＲの事故の場合

（６）その他……主として、上記以外の機関の管理に属する施設等にかかる災害又は事故

２　構成機関

災害応急対策の実施に当たる機関の長又は災害現地に出動した部隊等の指揮者をもって構成するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

３　連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、本部の所掌事務を統轄する。

４　設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

５　所掌事務

（１）災害応急対策を効果的に推進するための協議

（２）災害情報の収集、分析、検討

（３）総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進

（４）各機関の活動の連絡調整

（５）その他災害応急対策実施について必要な事項

６　各機関との関係

連絡本部で協議した応急対策は、各機関の責任のもとに実施するものであるから、連絡本部の各構成員は、それぞれ所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の円滑なる実施の推進に努めるものとする。

第３節　支援活動体制

防災危機管理課

1　緊密な連携の確保

　市、県、指定行政機関、公共機関、各事業者は現地情報連絡員（リエゾン）の活用等により、相互に緊密な情報交換に努めるものとする。

2　応援協力体制の確保

　災害時において、市、県及び関係機関は、相互の応援協力による支援活動体制を確立し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施する。

3　防災業務関係者の安全確保

　市、県、国及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。また、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第２章　災害情報の収集・伝達計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト

第１　情報の収集

１　防災パトロールの実施（特に災害発生予想箇所への警戒）

２　情報の取りまとめ　⇒　総務対策部総務班

３　光市情報カメラの活用

第２　県等への報告

１　被害報告は、災害が発生したら、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報

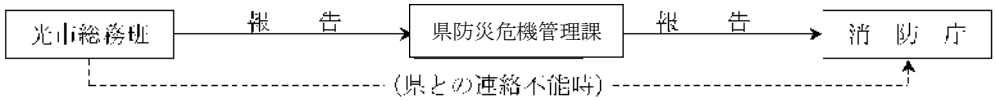

２　段階に応じて報告

被害発生速報　⇒　発生の都度、発生後直ちに

中　間　報　告　⇒　被害状況の進展に伴い順次

被害状況報告　⇒　応急措置完了後20日以内

３　即報基準該当の火災・災害等

覚知後30分以内に、県のほか直接消防庁にも報告

第３　通信の確保

１　通信連絡責任者及び事務連絡従事者を事前に選任

２　災害時優先電話は発信専用とし、受信に使用しないことを徹底

３　その他の手段

（１）他の機関の専用電話の使用依頼

（２）携帯電話

（３）インターネット等

（４）非常通信協議会保有施設の使用依頼

（５）民間団体の通信施設（アマチュア無線・タクシー用業務無線）の使用依頼

第４　放送要請

１　放送要請に関する要望事項の取りまとめ　⇒　広報対策部広報情報班

２　要請方法

県災対本部本部室班に対し、文書により要請

３　要請系統

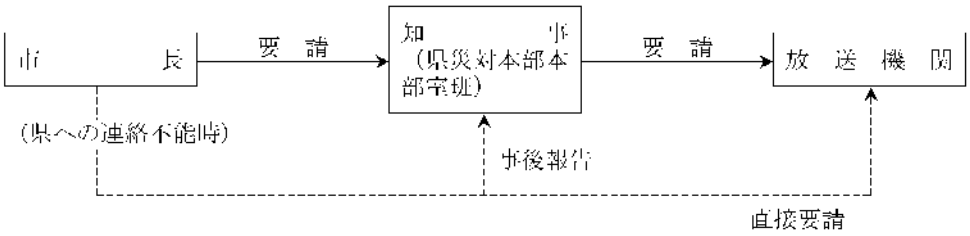

第５　広報活動

１　広報責任者の選任

２　被災者ニーズの把握

３　報道機関への発表　⇒　広報対策部広報情報班

災害発生時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで最も重要である災害情報を速やかに収集し、関係部局等に的確に伝達する。

また、被災地の混乱を防ぎ、民心を安定させるうえで重要な役割を担う広報を関係機関と連携し、適切に実施するものとする。

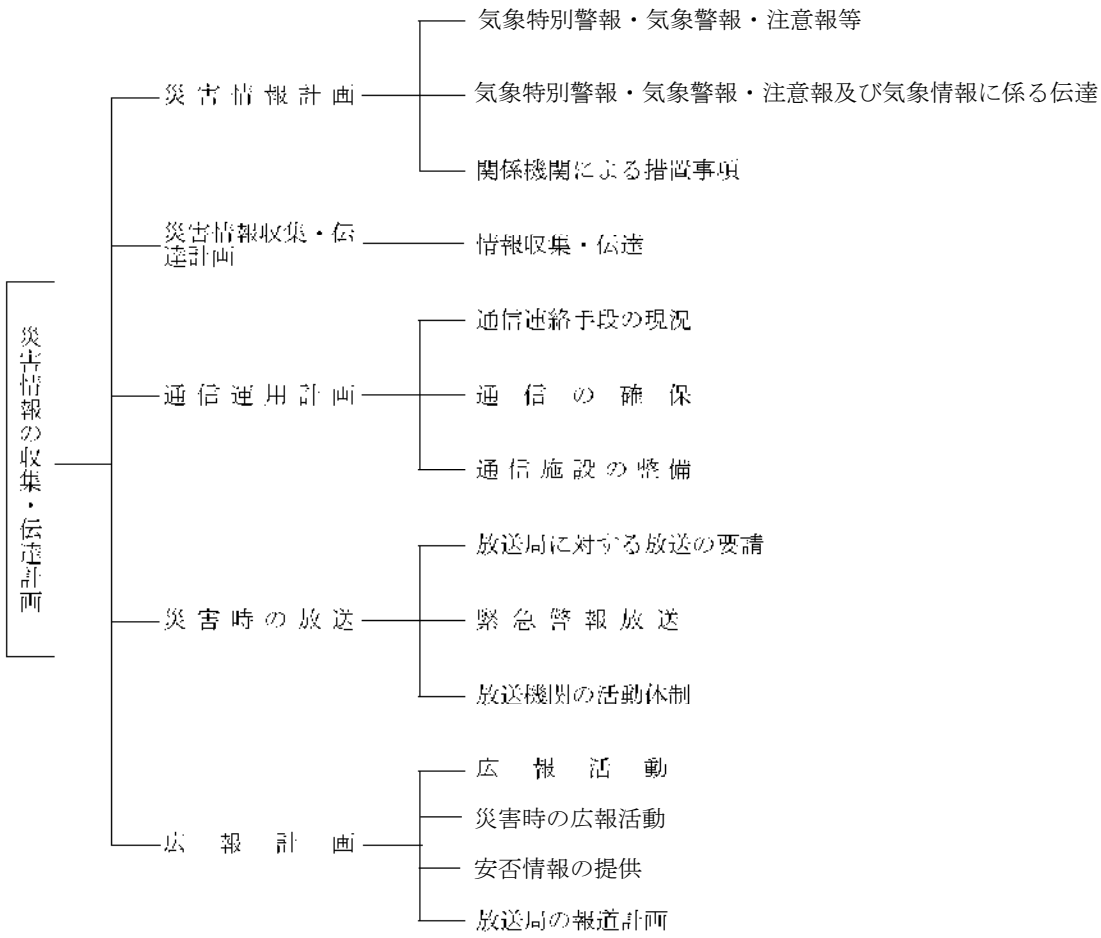

第１節　災害情報計画

防災危機管理課

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害の軽減を図るために、市を始めとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する気象特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報・注意報等」という。）等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第１項　気象警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

気象特別警報・警報・注意報の概要

種　　類	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種　　類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
警　　報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が

		発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流部での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レ

		ベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などが発生するおそれがあるときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷(雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生し

	やすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

特別警報発表基準

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		波浪になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

警報・注意報発表基準一覧表　　令和６年５月２３現在

発表官署		下関地方気象台	
府県予報区		山　口　県	
一次細分区域		東　　部	
市町等をまとめた地域		柳井・光	岩国
警報	大雨	区域内の市町で別表１の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	区域内の市町で別表２の基準に到達することが予想される場合	
	暴風（平均風速）	陸上20m/ｓ，海上20m/ｓ	
	暴風雪（平均風速）	陸上20m/ｓ，海上20m/ｓ　雪を伴う	
	大雪	平地12時間降雪の深さ10cm，山地12時間降雪の深さ30cm	
	波浪（有義波高）	3.0m	
	高潮	区域内の市町で別表４の基準に到達することが予想される場合	
注意報	大雨	区域内の市町で別表１の基準に到達することが予想される場合	
	洪水	区域内の市町で別表３の基準に到達することが予想される場合	
	強風（平均風速）	陸上10m/ｓ，海上10m/ｓ	
	風雪（平均風速）	陸上10m/ｓ，海上10m/ｓ　雪を伴う	
	大雪	平地12時間降雪の深さ5cm，山地12時間降雪の深さ15cm	
	波浪（有義波高）	1.5m	

	高潮	区域内の市町で別表４の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧（視程）	陸上100ｍ、海上500ｍ
	乾燥	最小湿度40％で、実効湿度65％
	なだれ	積雪の深さ80cm以上で次のいずれか １　気温３℃以上の好天　　２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ40cm以上
	低温	夏季：平年より平均気温が3℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温－５℃以下
	霜	11月20日までの早霜３月20日以降の晩霜　最低気温３℃以下
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温－２℃～２℃，湿度90％以上
記録的短時間大雨情報		100mm（1時間雨量）

※大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。

※融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀で、災害との関係が不明確であり具体的な基準を定めていないため、その欄を空白で示している。

※濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

※平地とは標高200メートル以下の地域、山地とは標高200メートルを越える地域である。

別表１　大雨警報・注意報基準　　令和６年５月２３日現在

市町等をまとめた地域	市町	警報		注意報	
		（浸水害）	（土砂災害）	（浸水害）	（土砂災害）
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
柳井・光	光市	23	135	12	99
	柳井市	26	133	12	98
	周防大島町	15	134	9	99
	上関町	21	132	10	97
	田布施町	22	137	10	101
	平生町	21	135	11	99
岩　国	岩国市	20	140	13	103
	和木町	25	147	16	108

別表２　洪水警報基準　　令和６年５月２３日現在

市町等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
柳井・光	光市	束荷川流域=7.4 田布施川流域=8.5	島田川流域=（9，31.7）	島田川水系 島田川［島田］
	柳井市	由宇川流域=9.9 柳井川流域=10.7	－	－

		土穂石川流域=7.7		
	周防大島町	屋代川流域=11.1 宮崎川流域=4.4 三蒲川流域=6.3	三蒲川流域=(7，5.6)	－
	上関町	－	－	－
	田布施町	田布施川流域=15.1 灸川流域=4.9	－	－
	平生町	大内川流域=5.5	－	－
岩　国	岩国市	生見川流域=13.5 本郷川流域=19.9 宇佐川流域=25.4 木谷川流域=15.4 野谷川流域=9.1 根笠川流域=23.2 保木川流域=13 御庄川流域=19 由宇川流域=17.8 島田川流域=30 中山川流域=12.7 東川流域=16.5 笹見川流域=7.5 長野川流域=5.6	宇佐川流域=（10，22.8） 保木川流域=（10，11.7） 御庄川流域=（10，17.1） 錦川流域=（12，53.5） 門前川流域=（10，6.8） 島田川流域=（10，29.4）	小瀬川［小川津・両国橋］，錦川水系錦川下流部［臥竜橋］，錦川水系錦川中流部［南桑］
	和木町	－	－	小瀬川［小川津・両国橋］

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表３　洪水注意報基準　　令和６年５月２３日現在

市町等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
柳井・光	光市	束荷川流域=5.9 田布施川流域=6.8	島田川流域=（9，28.2） 束荷川流域=（10，4.7）	島田川水系 島田川［島田］
	柳井市	由宇川流域=7.9 柳井川流域=8.5 土穂石川流域=6.1		－
	周防大島町	屋代川流域=8.8 宮崎川流域=3.5 三蒲川流域=4.9	三蒲川流域=(5,4.9)	－
	上関町	－	－	－
	田布施町	田布施川流域=12 灸川流域=3.9	－	－
	平生町	大内川流域=4.4	大内川流域=（5，4.4）	－
岩　国	岩国市	生見川流域=10.8 本郷川流域=15.9 宇佐川流域=20.3 木谷川流域=12.3	宇佐川流域=（10，16.2） 保木川流域=（6，10.4） 御庄川流域=（6，15.2） 錦川流域=（9，36.5）	小瀬川［小川津・両国橋］，錦川水系錦川下流部［臥竜橋］，錦川水系錦川中流部［南桑］

		野谷川流域=7.2 根笠川流域=18.5 保木川流域=10.4 御庄川流域=15.2 由宇川流域=14.2 島田川流域=24 中山川流域=10.1 東川流域=13.2 笹見川流域=6 長野川流域=4.4	門前川流域=（6，6.1） 島田川流域=（6，2.4） 東川流域=（10，10.6） 笹見川流域=(6，6)	
	和木町	－	－	小瀬川［小川津・両国橋］

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表４　高潮警報・注意報基準　　平成27年７月９日現在

市町等を まとめた地域	市町	警報基準 （潮位：標高）	注意報基準 （潮位：標高）
柳井・光	光市	2.8m	2.3m
	柳井市	2.5m	2.1m
	周防大島町	2.5m	2.1m
	上関町	2.5m	2.0m
	田布施町	2.5m	2.0m
	平生町	2.5m	2.0m
岩　国	岩国市	2.7m	2.4m
	和木町	3.1m	2.6m

第２項　気象警報・注意報及び気象情報に係る伝達

市は、防災関係機関との相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

１　気象台からの伝達系統図

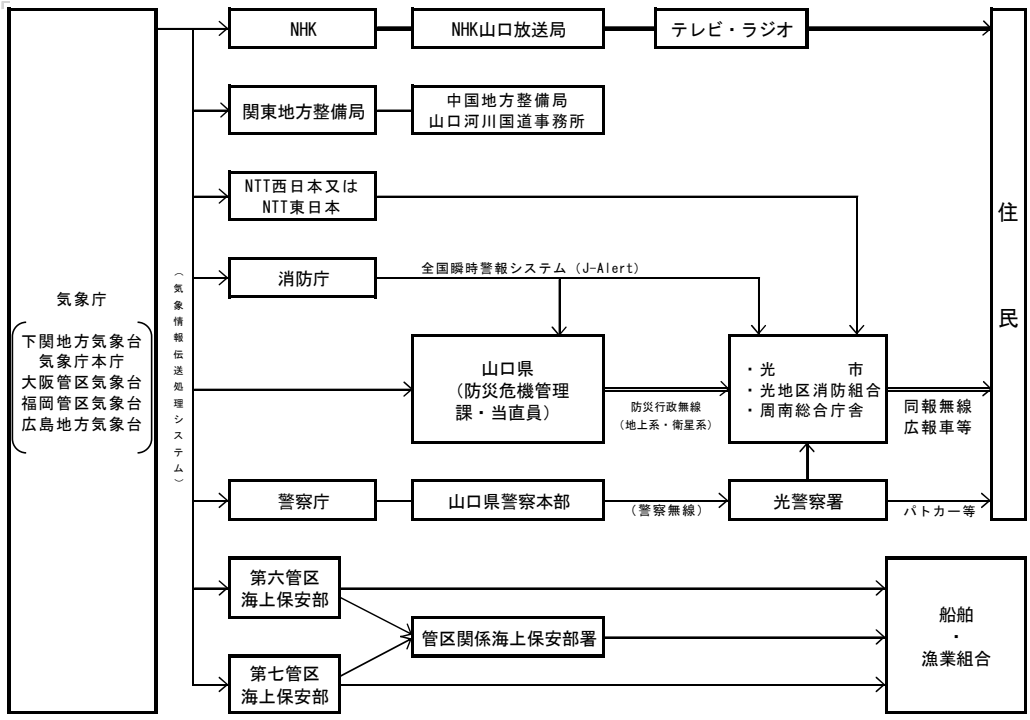

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

２　市における伝達

（１）伝達系統図

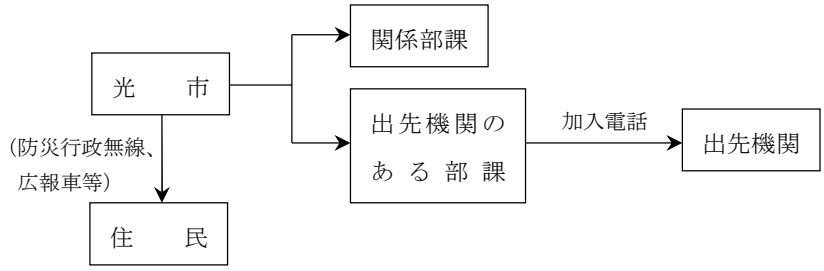

（２）勤務時間内の伝達措置

本庁舎においては庁内放送、電話、口頭により、支所・各出張所・出先機関については電話、ＦＡＸ、防災行政無線、ＩＰ無線等により、迅速に行う。

（３）勤務時間外の伝達措置

一般加入電話、携帯電話等を活用し、あらかじめ定めている緊急連絡網により、迅速に行う。

（４）住民に対する伝達系統

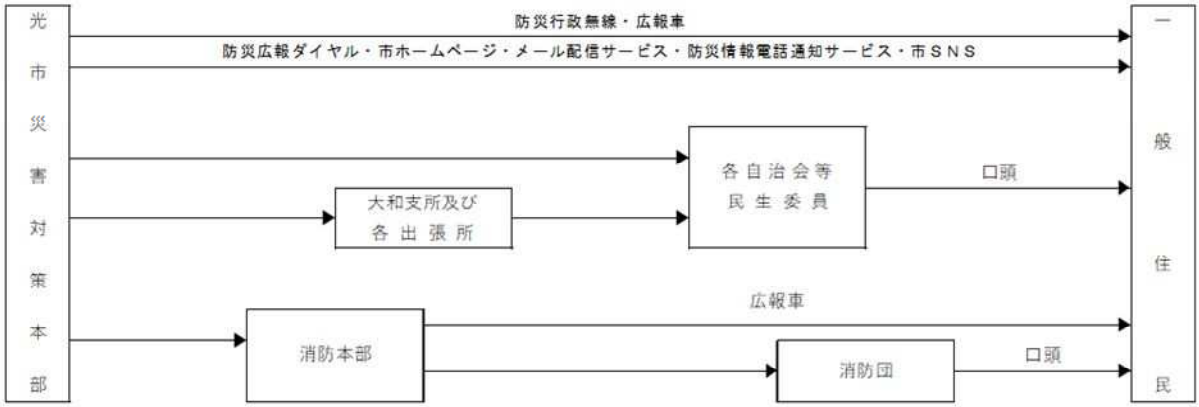

３　火災気象通報の伝達（消防法第22条）

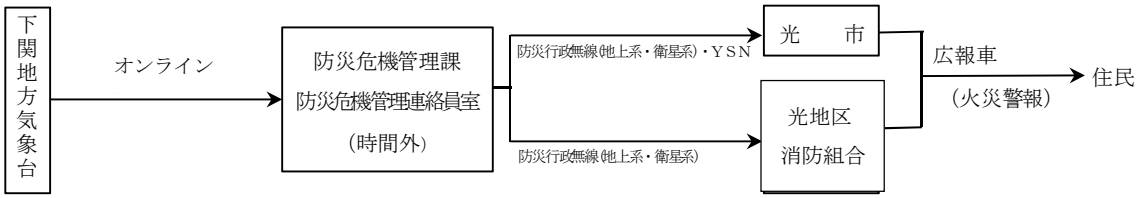

４　低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報等の伝達

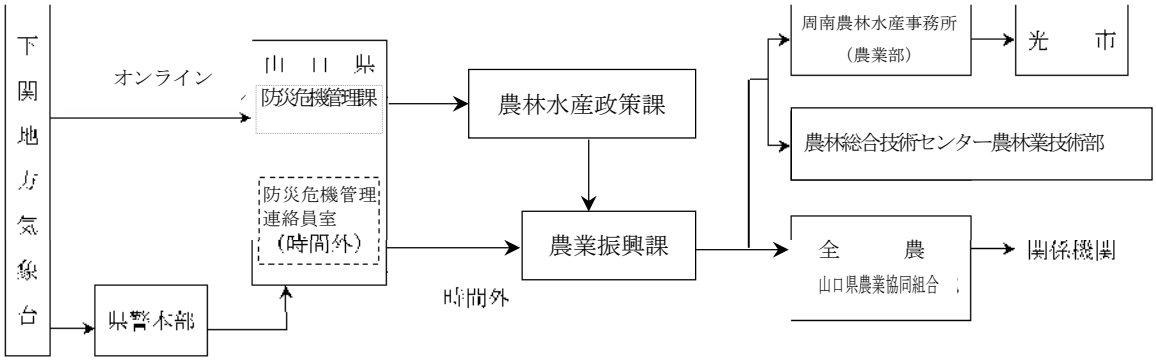

５　異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達

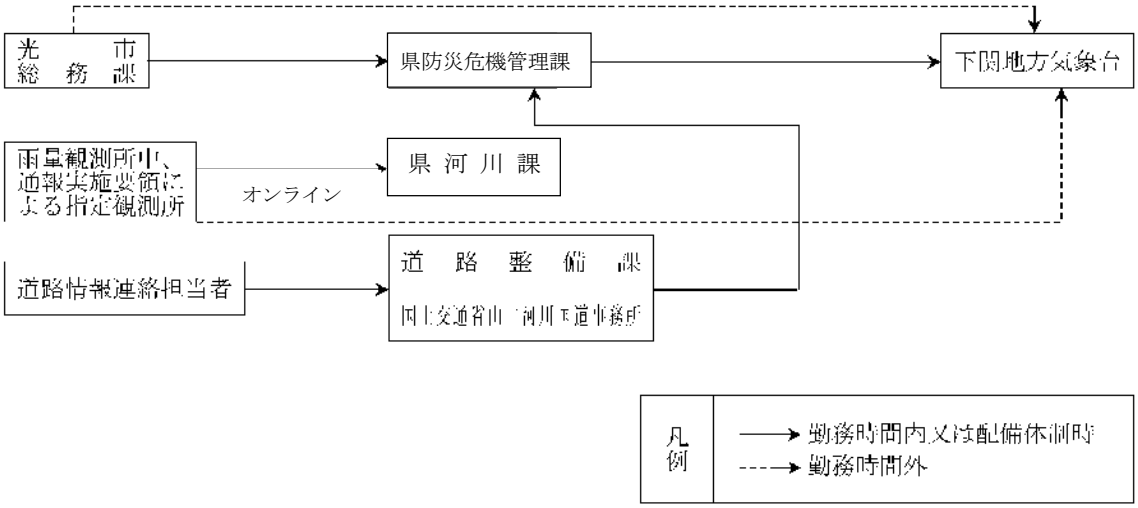

第３項　関係機関による措置事項

１　気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
気象台	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 本節第２項「１　気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。
県	１　気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象警報・注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行う。 ２　重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。
警察本部	１　気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署、交番、駐在所に通知する。 ２　異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は住民からの通報を受けたときは、速やかに関係市町及び下関地方気象台に通報する。
光市	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 １　気象警報及び注意報等について、県、ＮＴＴから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者に対して通報するとともに、住民に周知する。 この場合、光警察署、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じる。 ２　住民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておく。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておく。
光地区消防組合消防本部	１　気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある警報及び注意報等について、県、市総務部防災危機管理課から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。 ２　異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市総務部防災危機管理課、県（防災危機管理課又は防災危機管理連絡員室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
徳山海上保安部	気象警報・注意報等、気象情報及び避難勧告等の伝達 災害のおそれのある気象警報・注意報等について、気象庁等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。

ＮＴＴ西日本株式会社	警報の伝達 　気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報は、関係市町に連絡する。
報　道　機　関	本章第４節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　異常現象発見時の措置

<table>
<tr><td>異常現象の種別等</td><td>災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台または気象庁に通報する。
<table>
<tr><th>異常現象</th><th>通　報　す　る　基　準</th></tr>
<tr><td>竜　　巻</td><td>農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの</td></tr>
<tr><td>強い降ひょう</td><td>農作物等に被害を与える程度以上のもの</td></tr>
<tr><td>異　常　潮　位</td><td>天文潮より著しく高く又は低く、異常に変動した場合</td></tr>
<tr><td>異　常　波　浪</td><td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td></tr>
<tr><td>な　　だ　　れ</td><td>建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>通報系統</td><td> 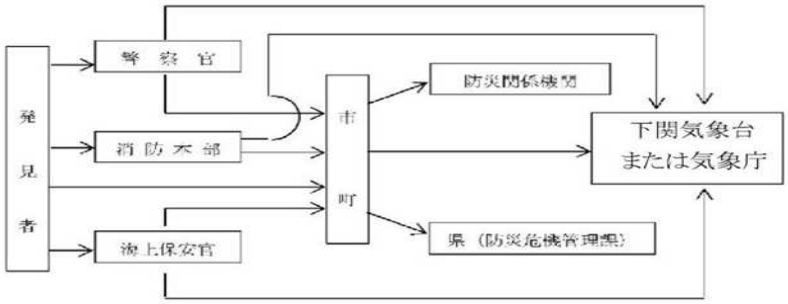
</td></tr>
<tr><td>通報項目</td><td>１　現象名又は状況
２　発生場所
３　発現日時分（発見日時分）
４　その他参考となる事項</td></tr>
</table>

３　異常気象時の気象観測資料収集協力体制

関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合には、その提供に協力するものとする。

雨量通報（雪を含む。）の基準	1　降水量が次の基準に達した場合 （1）１時間降水量が30㎜に達した場合 （2）３時間降水量が50㎜に達した場合 （3）24時間降水量が100㎜に達した場合 （4）降雪の深さが20㎝に達した場合 （5）（1）、（2）、（3）以外で降雨が非常に激しく、かつ後続雨量が予想されるとき。 2　下関地方気象台から照会があった場合
通報の内容	1　観測所名 2　観測日時 3　雨雪の量 4　その他特に必要と認める事項
通報の方法	1　市は、観測結果を電話等により下関地方気象台に通報する。 2　市は、県防災危機管理課に対しても通報する。

第４項　土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災対法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条）

1　土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難情報の発令等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2　土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災対法第40条及び55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3　発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4　発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

（1）警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

（2）警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5　地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

（１）対象となる事象

・震度５強以上の地震を観測した場合

・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合

・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

（２）暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

〔通常の基準に乗じる割合〕

状況／要素	地　震	
	震度５強の地域	震度６弱以上の地域
土壌雨量指数	８割	７割

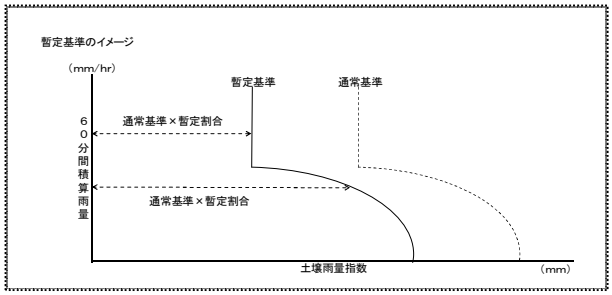

6　利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

7　土砂災害警戒情報に係る対応

市長は、避難指示等を発令することを基本として総合的に判断を行う。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。また、避難指示等の発令時は、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設に伝える。

資 料 編　〔災害危険箇所〕○市内要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧
○市内学校施設（土砂災害警戒区域）一覧

８　土砂災害警戒情報の伝達

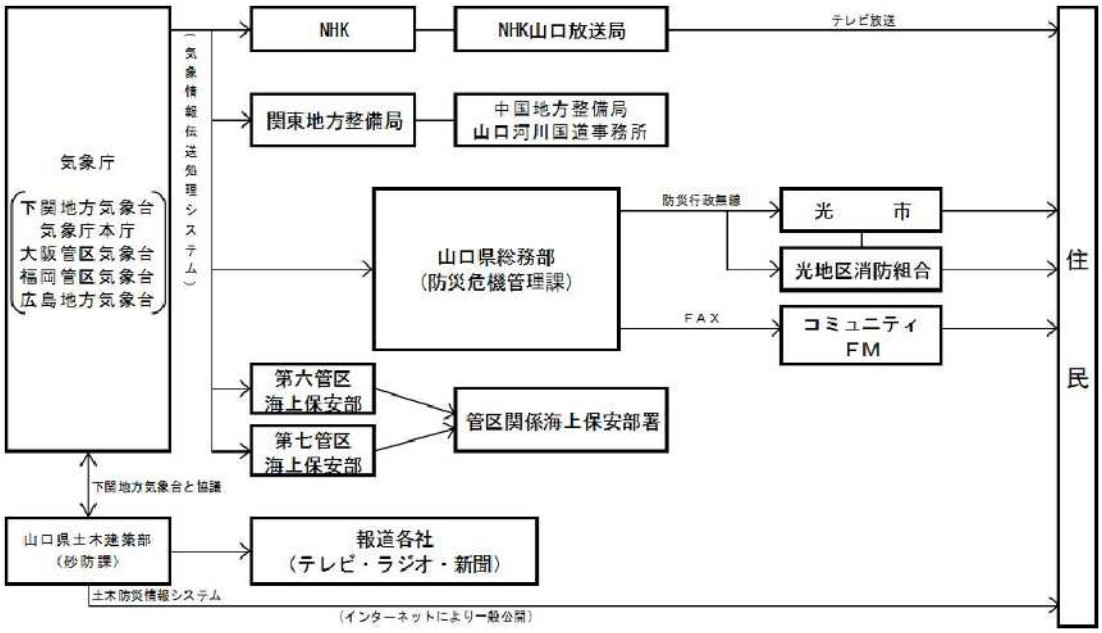

第５項　土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

１　土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を市町長に通知するとともに、住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

２　緊急調査

県知事又は国土交通大臣は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の２つの要件から判断する。

急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

３　通知及び周知

県知事又は国土交通大臣は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、県は市長に通知するとともに、住民に周知する。

４　通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

５　通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）

・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）

・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものでないと認められた場合（終了情報）

6　通知及び周知にあたっての留意点

土砂災害緊急情報は、市や住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7　土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、避難情報等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8　土砂災害緊急情報の伝達

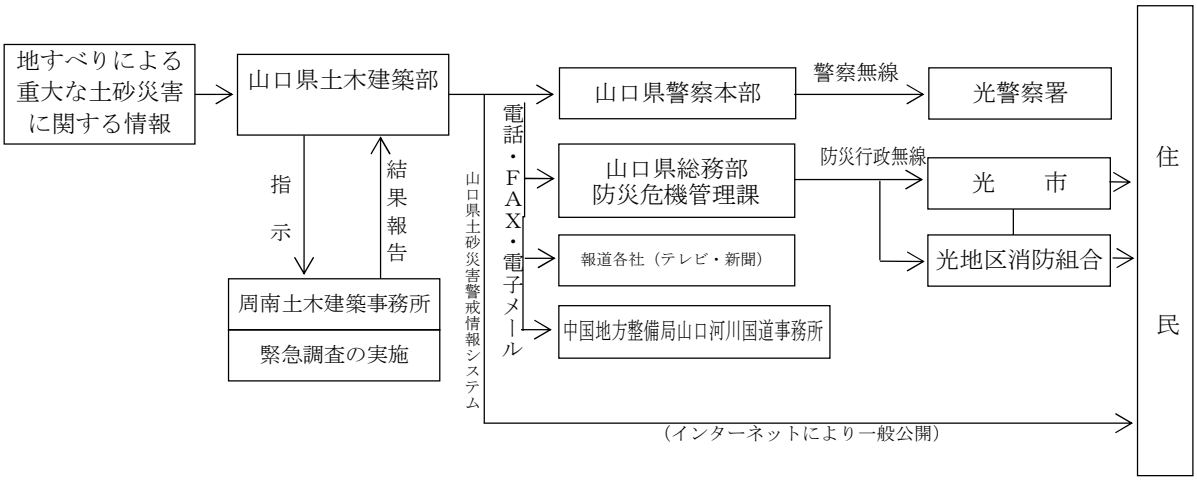

第２節　災害情報収集・伝達計画

各課共通

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、市は、災害の発生に際して速やかに市内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告するとともに、住民等に速やかに伝達することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第１項　情報収集・伝達

市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、住民及び関係機関に速やかに伝達する。

情報の収集に当たっては、光地区消防組合消防本部等の協力を得て防災パトロールを実施するとともに、あらかじめ市内郵便局と締結している覚書に基づき、市内郵便局から被害状況の把握に努める。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

１　情報収集・伝達連絡系統

（１）連絡系統図

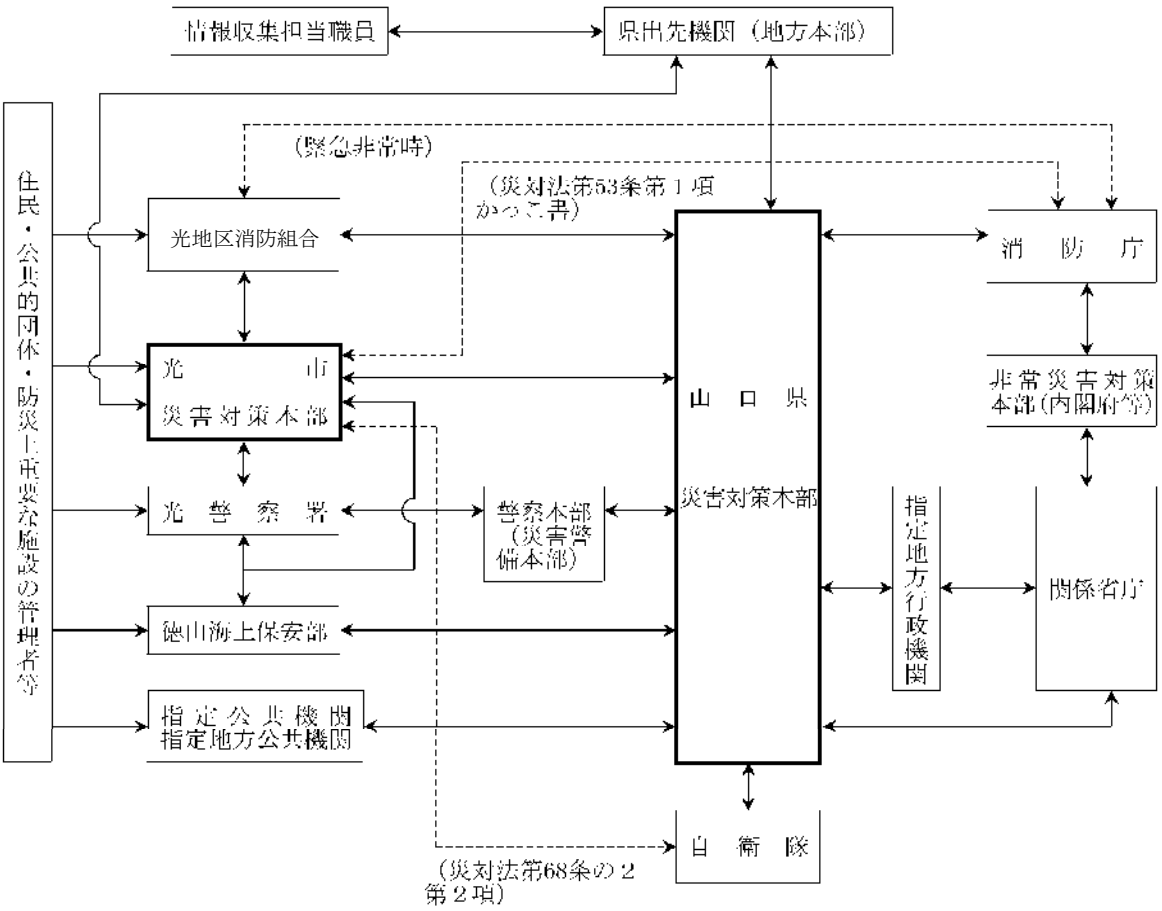

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書（光市内郵便局）

（２）市から県への災害情報の報告

市から県への被害報告は、次による

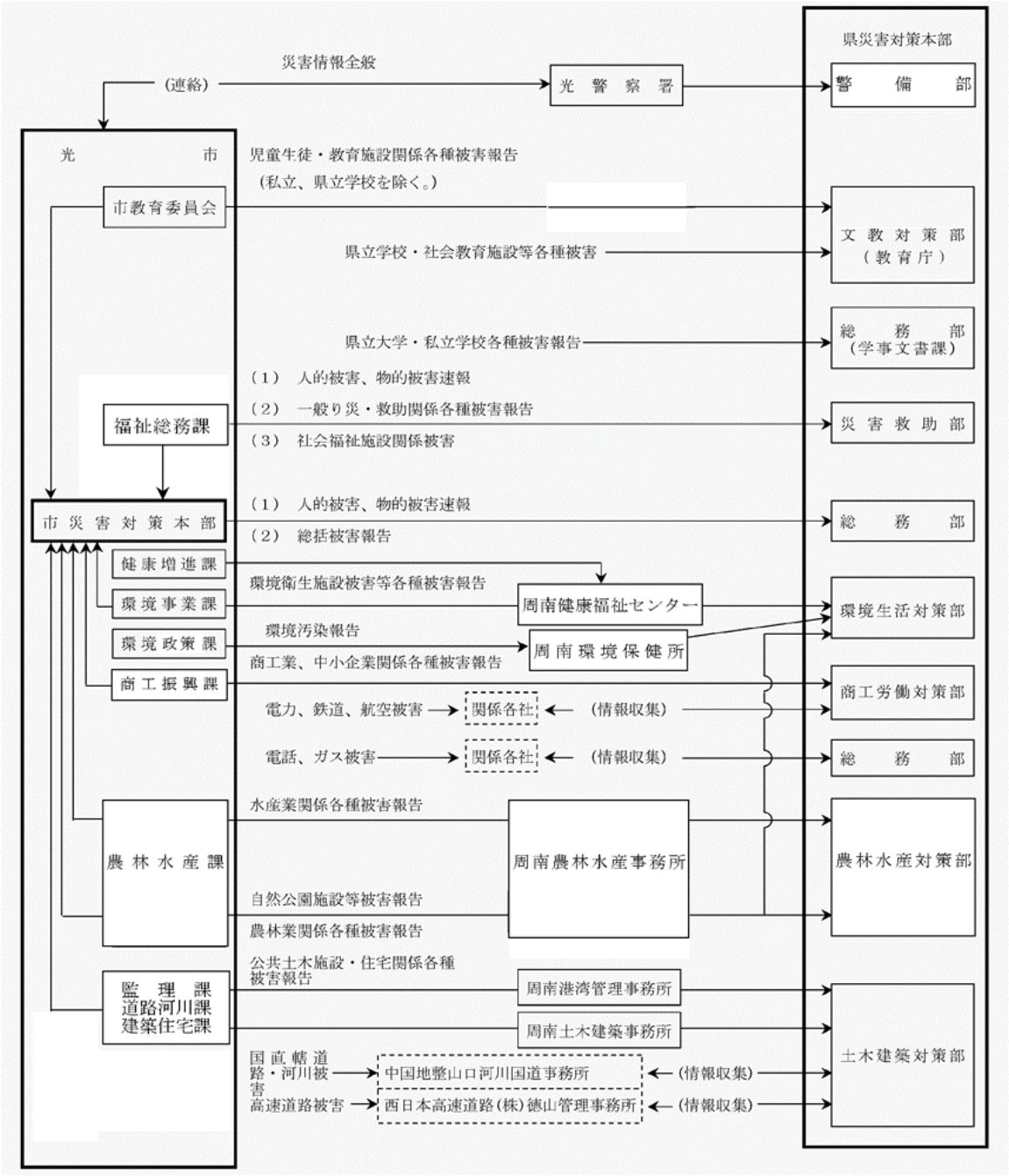

２　市及び防災関係機関の措置

災害発生時には、市は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区　　分	内　　容
市	１　情報収集体制 （１）職員の巡回等積極的な情報収集を行う。洪水、高潮が相定される箇所、災害危険箇所、危険ため池等災害発生の予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。

（２）情報収集の実施については、住民等からの通報のほか、光市情報カメラの活用、光地区消防組合消防本部への出動要請、消防団（水防団）の活動、光警察署への協力要請・情報交換等、関係機関との連携を図る。

（３）被害規模を早期に把握するため、光地区消防組合消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

２　情報伝達体制

（１）気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、住民その他関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については、防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により伝達を行うとともに、必要に応じ、その伝達について関係機関の協力を要請する。

（２）市において収集した情報は、県、光警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に、人命に関わる場合、堤防の決壊等大規模な被害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期（未確認段階でも良い。）の伝達を行う。

（３）関係機関への情報伝達は、原則として本編第１章第１節第１項「６　市本部の設置（廃止）の通知等」に準じて行う。

（４）住民に対する情報の伝達は、本章第５節第２項２「（３）市から住民への伝達」に定めるとおり行う。

３　被害報告

被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

被害報告系統図

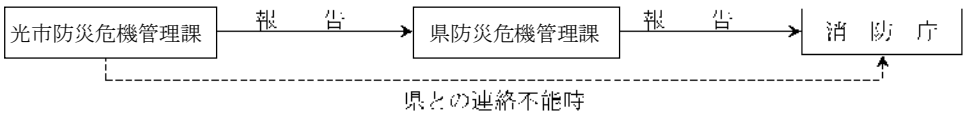

※　県と連絡が可能になったときは、消防庁へ通知を行った旨を県に報告する。

（１）被害発生速報

次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人的被害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家屋被害	住　家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、広範囲な床下浸水 非住家：全壊、半壊 被災者
その他被害	ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 広範囲な停電、断水等による住民生活影響被害
避難措置	市が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部設置状況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

※　被害程度の認定基準……資料編に定めるとおり

（２）中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

（３）被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に、文書により最終報告する。

※　被害状況報告様式……資料編に定めるとおり

４　直接即報

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のもの（該当するおそれがある場合を含む。）を覚知した場合、第１報について、県に加え、消防庁に対しても報告する。この場合、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として覚知後30分以内）分かる範囲でその第１報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告をする。また、消防庁長官から要請があった場合には、第１報後の報告を引き続き消防庁に対して行う。

（１）火災等即報

ア　交通機関の火災

（ア）航空機火災

（イ）タンカー火災

（ウ）船舶火災であって社会的影響度が高いもの

（エ）トンネル内車両火災

（オ）列車火災

イ　危険物等に係る事故

（ア）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ａ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

ｂ 負傷者が５名以上発生したもの

（イ）危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの

（ウ）危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ａ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

ｂ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

（エ）市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

（オ）市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

ウ　原子力災害等

（ア）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（イ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報があったもの

（ウ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ　ホテル、病院、百貨店において発生した火災

オ　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）

（２）救急・救助事故即報

死者及び負傷者が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

ア　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ　バスの転落等による救急・救助事故

ウ　ハイジャックによる救急・救助事故

エ　百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

オ　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

（３）武力攻撃等災害即報

ア　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ　国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

（４）災害即報

風水害で、死者又は行方不明者が生じたもの

消防庁報告先

回　線　別		平日（9:30～18:30）〔応急対策室〕	左記以外〔宿直室〕
電　子　メ　ー　ル		fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp	
ＮＴＴ回線	電　話	03―5253―7527	03―5253―7777
	ＦＡＸ	03―5253―7537	03―5253―7553
防災無線（衛星系）	電　話	405―048―500―7860	405―048―500―7782
	ＦＡＸ	405―048―500―7537	405―048―500―7789

※　火災・災害等即報要領直接即報様式……資料編に定めるとおり

５　その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取り扱う。

県

１　情報収集体制

（１）被害状況の把握

ア　土木（建築）事務所等出先機関による情報収集

イ　市町からの被害報告等

ウ　市において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。

エ　警察、海上保安部その他の防災関係機関との映像等を含めた情報交換

オ　情報の集約（各課→防災危機管理課）

カ　被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。

キ　関係機関への要請

ク　航空機（消防防災ヘリ、県警、自衛隊）による情報収集の依頼

ケ　防災関係機関に対する情報提供の要請

コ　総合防災情報システムによる情報収集

サ　JAXA衛星画像データや国土地理院の地理空間情報等による被害情報の把握

２　情報の伝達

（１）収集した情報は、必要に応じ市町、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。

また、報道機関等に発表し、住民に対する周知を図る。

（２）県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市町及び防災関係機関に連絡する。

（３）県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。

	３　政府機関に対する報告、通報 （１）報告等の必要な災害 ア　県において災害対策本部を設置した災害 イ　社会的影響等から報告の必要があると認められる程度の災害 ウ　ア又はイになるおそれのある災害 （２）報告の方法 様式に基づき報告を行う。 なお、報告の種別、時期、様式については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。 ア　災害概況即報 イ　被害状況即報 ウ　被害状況確定報告（応急措置完了後20日以内） （３）（１）の報告は、消防庁への報告と一体的に行うものとする。
光警察署	光警察署においては、市災害対策本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集し、警察本部に報告する。 情報収集は、次によるものとする。 ・警察署、各交番、駐在所からの情報収集 ・警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ・マスコミからの情報収集 ・関係機関からの情報収集
その他の防災関係機関	１　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置、又は災害に対してとろうとする措置、その他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達する。 ２　被害報告等 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」による。

資 料 編　〔様 式 等〕○被害状況報告様式
○火災・災害等即報要領直接即報様式
○被害程度の認定基準

第３節　通信運用計画

防災危機管理課　企画調整課
大和支所住民福祉課　各出張所

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うことになる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第１項　通信連絡手段の現況

１　通信連絡手段の現況

市において使用可能な通信手段は、次のとおりである。

（１）一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

（２）ファクシミリ

（３）県防災行政無線

（４）市防災行政無線

（５）衛星電話

（６）市消防団無線

（７）市ホームページ

（８）防災広報ダイヤル（一方向のみ）

（９）メール配信サービス

（10）市ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

２　関係機関等との通信連絡方法

光市　←――→　県防災危機管理課	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ、衛星インターネット機器
光市　←――→　周南県民局	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
光市　←――→　光地区消防組合	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、庁内ＬＡＮ
光市　←――→　光警察署	市防災行政無線、電話、ＦＡＸ
光市　←――→　近隣市町	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
光市　←――→　支所、各出張所	市防災行政無線、電話、ＦＡＸ、庁内ＬＡＮ
光市　――→　住民	広報車、市ホームページ、市防災行政無線、電話、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、市ＳＮＳ

第２項　通信の確保

市は、災害時の通信を次により確保するものとする。

１　通信取扱責任者及び通信担当者の選任

（１）災害発生時における通信取扱事務を迅速円滑に行うため、防災危機管理課の中から通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておくものとする。

（２）通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

２　通信の確保

市は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信等の確保に努めるものとする。

（１）災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設については早期復旧に努める。

（２）衛星電話については、重要な応急対策への活用を図る。

（３）災害時優先電話は、できる限り受信には使用せず、発信時の支障の軽減を図るため関係機関

に周知徹底する。

３　通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、市は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

（１）電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア　一般電話及び電報

事　　項	対　　策
１　非常緊急用電話の承認	市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ輻輳を避けるため、加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」としてＮＴＴ西日本株式会社山口支店により承認を受けているところであるが、防災上重要な施設の中で、承認を受けた災害時優先電話が設置されていない施設については、重要度に応じて承認を受けておくものとする。
２　非常・緊急扱い電報	「非常扱い通話」に準ずる内容とする電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取り扱われる。 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号115番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ　専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については下記による。

（ア）一般的使用

有線電気通信法の規定により、市は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

（イ）災対法の規定に基づく使用

市長、知事が、住民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要が起きたとき、また市長、知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

なお、市長が使用するに当たっての必要事項（通信内容、使用条件、事前協議）については、次表のとおりである。

使用者	使用条件等	災対法第57条 （通信設備の優先利用等）	災対法第79条 （通信設備の優先使用権）	他の法律に特別の定めがあるもの
市	通信内容	１　法令の規定により、災害に関する予報、警報の通知を受けたとき。（災対法第56条） ２　自ら災害に関する予報、警報を知ったとき。（災対法第56条） ３　法令の規定により、自ら災害に関する警報をしたとき。（災対法第56条） ４　知事から上記に掲げる通知を受けたとき。（災対法第56条） ５　１～４の場合における住民その他関係ある公私の団体に対する伝達（災対法第56条） ※　上記の場合において予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告（災対法第56条）	災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。	消防組織法第23条 水防法第27条 救助法第28条
	使用条件	上記１～５が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき。（災対法第57条）		
長	事前協議	利用する場合の手続については、あらかじめ関係機関と協議して定める。（災対法施行令第22条）	利用に際しては、関係機関との手続きについての事前の協議は要件としていないが、災害時における通信は、それぞれの関係機関自体の緊急通信も輻輳すること等から、左に準じた配慮を行い、通信確保の迅速化を図るものとする。	

（注）１　法令の規定により災害に関する予報、警報の通知受領

（１）知事の場合＝気象業務法第15条、消防法第22条、水防法第16条

（２）市長の場合＝気象業務法第15条、消防法第22条

２　自ら災害に関する警報

（１）知事の場合＝水防法第16条、特定多目的ダム法第32条

（２）市長の場合＝消防法第22条、気象業務法第23条

３　自ら災害に関する予報、警報を知る

市長の場合＝ラジオ、テレビ、災対法第54条（発見者の通報）

４　法令の規定により自ら災害に関する警報

市長の場合＝消防法第22条、気象業務法第23条、水防法第25条

（ウ）使用手続き

ａ　警察通信設備の使用

「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」による。

b　ＪＲ西日本通信設備の使用

「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」による。

c　他の機関の専用通信の使用

使用しようとする理由、通信の内容及び発信者、受信者等の要件を示して当該通信設備設置機関の責任者に申し出るものとする。

（エ）非常通話の発受人

下記（２）「２　非常通信の利用」の項に記述

（オ）非常通信の内容及び利用料金

下記（２）「２　非常通信の利用」の項に記述

ウ　携帯電話の使用

市は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

（２）無線通信の利用

市は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事　　項	措　　置　　事　　項
１　代替設備の配備	本市においては、通信が途絶したとき又は途絶のおそれがあるときに備え、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するよう努めるとともに、次に掲げる手段について整備あるいは活用を推進し、地域の円滑な情報の伝達に努める。 （１）携帯電話 （２）アマチュア無線 （３）インターネット
２　非常通信の利用	市及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 （１）非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。 また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断のうえ、発信する。 （２）非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 中国地方非常通信協議会構成員で本市において利用可能な機関は、次のとおりである。 ◎　光地区消防組合（連絡先　74―5600）

	（３）非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア　電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ　本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。 （４）非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア　非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ　陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 ウ　船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 （５）非常無線・有線に共通する事項 ア　非常通報の伝送に要する料金 （ア）ＮＴＴ以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 （イ）伝送途上において、発信局、着信局のうち１局でもＮＴＴ所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 イ　非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 （ア）人命の救助に関するもの （イ）天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害に関するもの （ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 （エ）電波法第74条実施の指令及びその他の指令 （オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの （カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの （キ）非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの （ク）遭難者救護に関するもの （ケ）非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの （コ）鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの （サ）中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの （シ）救助法第７条及び災対法第71条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
３　防災相互通信用無線	（１）石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。

（２）この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。

４　災害対策用移動通信機器等の借用

（１）総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」の保守管理等を行う基地を設け、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

総務省が所有する災害対策用機器

種　　類	貸　与　条　件　等
簡易無線、ＭＣＡ無線、 衛生携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料・基本料・通話料：不要

（２）市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

５　臨時災害放送用機器の借用

（１）総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。

中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器

種　　類	貸　与　条　件　等
臨時災害放送用機器 （FM送信機）	機器貸与：無償 注　他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。

（２）市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

６　災害対策用移動電源車の借用

（１）総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。

中国総合通信局に配備されている移動電源車

種　　類	貸　与　条　件　等
中型移動電源車　１台 （発電容量　100ｋVA）	車両貸与：無償 運用費用：要 注　他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。

（２）市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

（３）民間団体等の通信施設の活用

大規模災害等が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を

発揮する。

このため、市は、通信途絶時等における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの者の円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておくものとする。

ア　アマチュア無線の活用

（ア）市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討しておく。

（イ）県は、日本アマチュア無線連盟山口県支部に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

（ウ）日赤山口県支部においては、災害発生時における各種の救援活動を円滑に実施するため、若しくは通信途絶時の非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。

市は、必要に応じて協力を要請し、通信の確保を図る。

イ　タクシー用業務無線の活用

（ア）市は、市内に所在するタクシー事業者に対して、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について十分検討協議しておくものとする。

（イ）県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておくものとする。

資 料 編　〔防災機関・団体〕○アマチュア無線クラブ等の現況

第３項　通信施設の整備

災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する市は、災害時等の通信の確保を図るため、今後とも無線や新通信システムによる通信施設設備の整備促進を図っていく。

１　市における整備

（１）市防災行政無線等

市防災行政無線は、同報系無線が整備されており、災害情報等の一斉伝達の他、一部には相互通信機能を備えている。

（２）移動体通信

携帯電話を災害時に活用できるように、職員への普及状況を確認するとととともに、市内のアマチュア無線関係団体との協定の締結に努めるなど、移動体通信の確保を図る。

さらに、インターネット通信を災害時の連絡・広報手段として活用できるよう検討を行う。

２　消防無線

消防は、消防活動、救急活動等を円滑に行うため、消防救急無線のデジタル化に併せ、消防通信体制の機能向上を図っていく。

光地区消防組合が整備する消防無線、消防団が整備する団無線は共に固定局、移動局（車載型、携帯型）をそれぞれ配備している。

第４節　災害時の放送

防災危機管理課
企画調整課

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により市、住民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

市は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、住民に適時的確な情報（ライフラインの復旧状況、市が実施する各種応急対策、安否情報等）を提供し、被災地の社会的混乱を最小限にとどめる必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災住民等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。

このため、これに必要な事項について定める。

第１項　放送局に対する放送の要請

災害時において、市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に放送を要請し（災対法第57条）、住民等へ必要な情報を提供する。

１　放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう、放送要請手続き等について、あらかじめ放送機関との間に協定（「災害時における放送要請に関する協定」）を締結している。

２　放送要請取扱要領

（１）放送要請ができる災害等

ア　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

イ　放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して決める。

（２）放送手続

ア　災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告にかかる放送要請は、原則として県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができる。

この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

イ　県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、文書により要請するものとする。

ウ　市においては、放送要請に関する要望事項を広報対策部広報情報班において取りまとめ、総務対策部総務班を通じ市長が行う。また、直接報道機関に対する公表等については、広報対策部広報情報班において行う。

放　送　機　関

放　送　機　関	連　絡　責　任　者	連　　絡　　先
ＮＨＫ山口放送局	放送部長	０８３－９２１－３７０７ 防災無線（地上系）１０－２１９－３ 〃 FAX　１９－２１９
山口放送株式会社	報道制作局長	０８３４－３２－１１１０ 防災無線（地上系）１０－２２０－３ 〃 FAX　１９－２２０
テレビ山口株式会社	報道制作局長	０８３－９２３－６１１３ 防災無線（地上系）１０－２２１－３ 〃 FAX　１９－２２１
株式会社エフエム山口	編成制作部長	０８３－９２４－４５３５ 防災無線（地上系）１０－２２３－２ 〃 FAX　１９－２２３
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	０８３－９３３－１１１１ 防災無線（地上系）１０－２２２－３ 〃 FAX　１９－２２２

資 料 編〔様 式 等〕○放送要請書

３　Ｋビジョンへの放送依頼

市は、状況によってはＫビジョンに対して放送を依頼し、住民等へ必要な情報を提供する。

第２項　緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に住民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。

緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を、専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により住民に知らせるもので、知事も緊急時には、この緊急警報放送を使用して住民に災害情報の伝達ができる。

１　緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次の各号のいずれかに該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。

（１）大規模地震対策特別措置法により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合

（２）気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合

（３）災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合

２　緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会（ＮＨＫ山口放送局）

３　利用方法等

市長は、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し、緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。

第３項　放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では、行政機関の情報伝達手段が十分でなく、被災住

民に適時的確な情報提供が困難となる。

ラジオ・テレビ等の公共放送は、住民が必要とする災害情報を広範囲、一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各放送機関（ＮＨＫ山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送）は、放送施設の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第５節　広 報 計 画

企画調整課
生 活 安 全 課

災害時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

第１項　広報活動

１　防災関係機関との連携

広報活動を行うに当たっては、防災関係機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供に努めるものとする。

２　事前措置

災害広報を円滑、迅速に実施するため、また情報の輻輳、混乱を防止するため、広報対策部広報情報班は、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

３　広報の内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられるが、災害の状況等に応じた適時適切な広報を実施するとともに、広報活動を行うに当たっては要配慮者に配慮するよう努めるものとする。

事前情報	中間情報	発災直後情報
①　気象に関する情報 ②　交通情報 ③　その他必要事項	①　避難に関する情報 ②　災害発生情報 ③　交通規制情報 ④　その他必要事項	①　交通規制情報 ②　ライフライン情報 ③　安否情報 ④　避難所情報 ⑤　食料・生活物資の情報 ⑥　復旧状況 ⑦　その他必要事項

第２項　災害時の広報活動

１　広報対策部広報情報班等の体制

広報情報班は、単独で又は他班の応援を受けて、次の係が必要な災害広報を実施する。

また、環境市民対策部生活安全班は、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対　応　す　る　事　項
まちひとネットワーク係	（１）写真、映像、記事等記録の整備に関すること。（災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集のうえ、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備えるものとする。） （２）広報印刷物の編集、発行に関すること。 （３）ラジオ・テレビ・新聞・掲示板等の活用に関すること。 （４）報道機関への情報資料の発表に関すること。 （５）記者会見に関すること。 （６）報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関すること。
市民相談係	（１）災害関係の陳情、相談に関すること。 （２）文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関すること。

２　災害広報に関する連絡等

（１）災害広報活動の流れ

県、各防災関係機関と連携して行う災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。

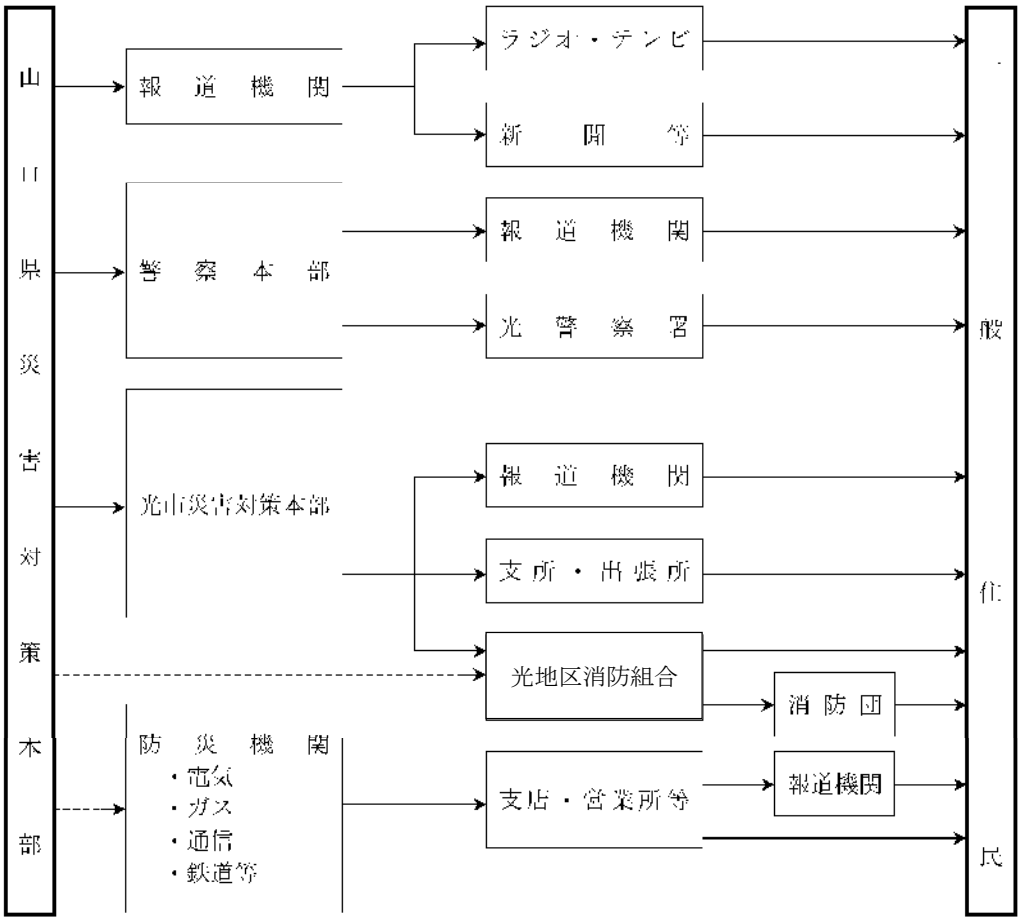

（２）災害広報に関する連絡

ア　連絡系統図

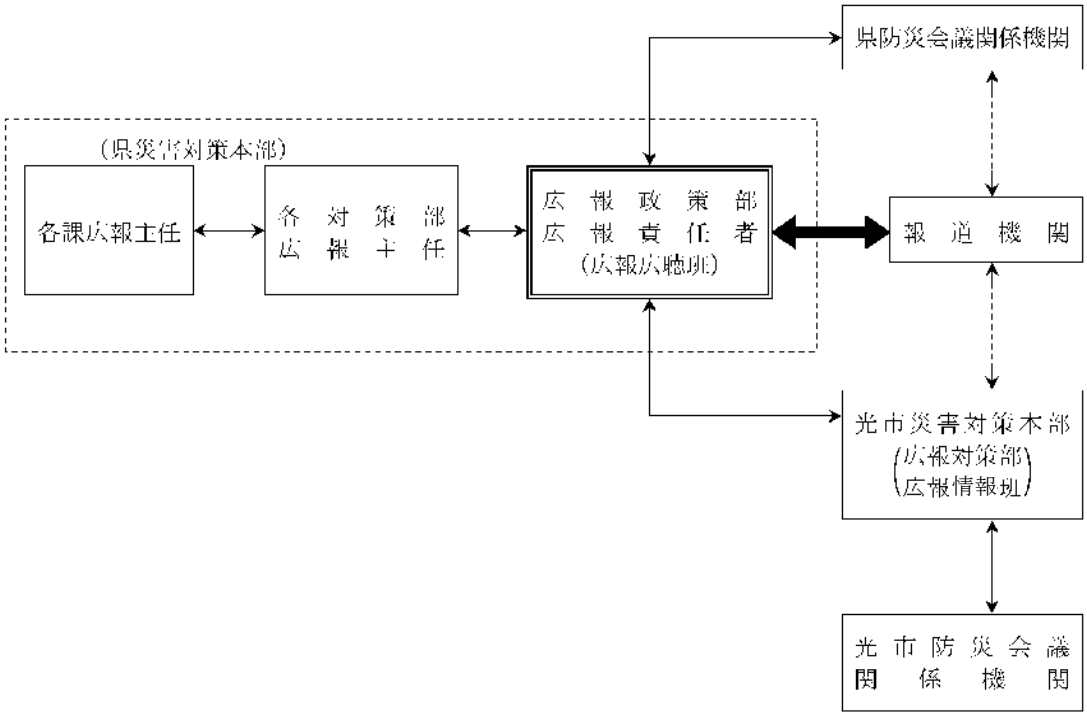

イ　連絡手段

電話、ファクシミリ、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

ウ　関係機関に対する連絡事項

機関の別	連絡の内容となる事項
市の部内	1　災害広報資料の収集及び提供についての依頼 2　住民に対する広報事項についての広報の依頼 3　被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 4　災害全般の情報提供についての依頼
県の部内（各対策部）	1　各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 2　被害状況の取りまとめ及び資料の提供（本部室班＝防災危機管理課）
報道機関	1　被害状況及び応急対策の状況の発表 2　住民への広報事項の周知についての協力依頼 3　情報提供についての依頼 4　災害関係の取材についての協力等に関する連絡

（３）市から住民への伝達

気象予警報等の伝達に準じ、次の系統で行う。

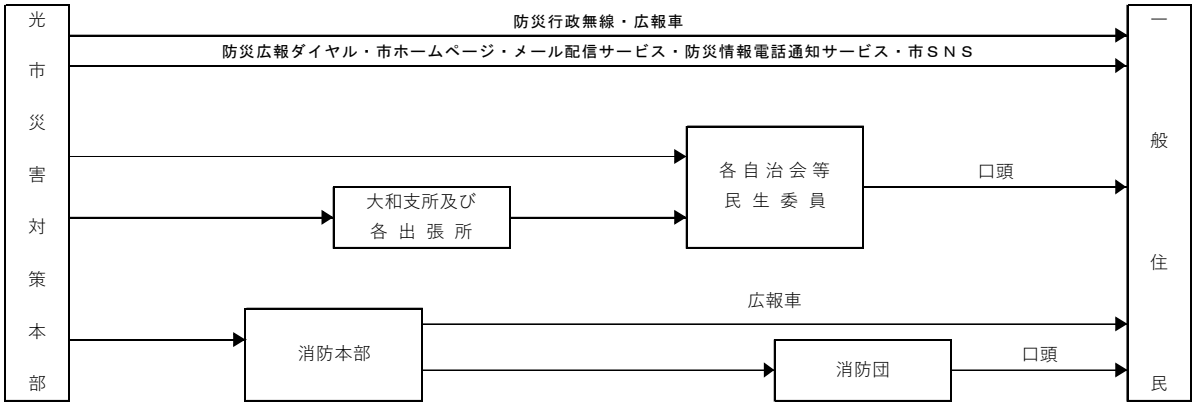

３　情報、資料の収集及び広報資料の作成

（１）収集の方法

市は、住民、県、関係防災機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集に当たるものとし、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

（２）収集事項、収集内容及び収集対象機関

収　集　事　項	収　　集　　の　　内　　容	収集対象機関
１　気象情報	（１）情報の出所 （２）情報発表の日時 （３）情報の内容 （４）住民の心構え及び対策	総務対策部総務班
２　災害情報及び資料	（１）情報の出所 （２）災害発生の日時、場所 （３）災害の対象、範囲、程度 （４）災害発生の経過	総務対策部総務班 各対策部 対策関係機関
３　避難等の措置の状況	（１）情報の出所 （２）避難措置の実施者 （３）避難した地域、世帯、人数 （４）避難先、避難日時 （５）理由及び経過	総務対策部総務班 各対策部 光警察署
４　消防団（水防団）・警察・自衛隊・消防等の出動状況	（１）情報の出所 （２）出動機関又は出動要請者 （３）出動日時、出動対象、目的 （４）出動人員、指揮者、携行機械器具等 （５）経過	総務対策部総務班 県 光地区消防組合 光警察署 自衛隊
５　応急対策の情報及び資料	（１）情報の出所 （２）応急対策実施日時、場所 （３）応急対策の内容 （４）実施経過及び効果	総務対策部総務班 各対策部 県 対策実施関係機関 光警察署

６　その他災害に関する各種措置の状況	（１）情報の出所 （２）措置の実施者 （３）措置の内容、対象、実施時期 （４）実施理由、経過、効果	総務対策部総務班 各対策部 県 対策実施関係機関 光警察署 報道機関
７　美談などの災害関連情報	（１）情報の出所 （２）日時、場所 （３）内容、経過 （４）連絡先	同　　上

（３）災害広報の実施方法等

市の災害広報の実施概要は次のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用して実施する。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	（１）気象情報、河川の水位等 （２）住民のとるべき防災対策 （３）　避難所の開設状況 （４）被害状況及び応急対策実施状況 （５）一般住民に必要な注意事項 （６）その他必要と認める情報	広報対策部	（１）広報車による巡回 （２）防災行政無線の活用 （３）防災広報ダイヤルの活用 （４）市ホームページの掲載 （５）広報紙（誌）への掲載 （６）チラシ、掲示による周知 （７）自主防災組織を利用しての口伝 （８）報道機関への依頼（県を通して） （９）アマチュア無線局への依頼 (10) メール配信サービスの活用 (11) 防災情報電話通知サービス (12) 市ＳＮＳの活用 (13) Ｌアラート、県ＳＮＳの活用（県総合防災情報システムを通して）	（１）必要に応じ民間広報車の借上を行う。 （２）自治会・自主防災組織等を活用する。

（４）報道機関に対する発表

ア　発表者

原則として、広報対策部が発表する。

イ　発表場所、時間

広報情報班が関係者と協議して決める。

（５）県及び公共機関等との連携

市は、情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県及び公共機関と連携をとりあうものとする。

第３項　安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第４項　放送局の報道計画

災害時の放送の具体的な取扱いの概略は次のとおりである。なお、災害時の放送要請の手続き、要請要領等については、本章第４節「災害時の放送」に定めるとおりである。

１　法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要　請　者	放　送　機　関	要請受理窓口	措　　置
知　　事 市　　長 日本赤十字社 等	ＮＨＫ山口放送局 山口放送株式会社（ＫＲＹ） テレビ山口株式会社（ＴＹＳ） 株式会社エフエム山口（ＦＭＹ） 山口朝日放送株式会社（ＹＡＢ）	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作局長	ＮＨＫ、ＫＲＹ、ＴＹＳ、ＦＭＹ、ＹＡＢは、緊急放送の要請を受けたときは、検討のうえ、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 ○　放送送出内容 ○　要請側の連絡責任者 ○　優先順位 ○　その他必要な事項

２　各放送局の対応

（１）ＮＨＫ山口放送局

種　　類	放　　送　　要　　領
臨時ニュース	（１）チャイムを鳴らす。 （２）番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

（２）山口放送

ア　定時ニュースの時間で放送

イ　定時の天気予報の時間で放送

ウ　番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送

エ　報道特別番組の制作、放送

（３）テレビ山口

ア　定時ニュースの時間で放送

イ　天気予報の利用による報道

ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道

エ　緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

（４）エフエム山口

ア　ＪＦＮニュース

イ　天気予報の利用による放送

ウ　自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送

エ　緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

オ　見えるラジオ（ＦＭ文字多重放送）の災害緊急チャンネル開局、速報

（５）山口朝日放送

ア　ＡＮＮニュース、ＹＡＢニュースによる定時のニュース報道

イ　天気予報の利用による報道

ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送

エ　緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

第３章　事前措置及び応急公用負担計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　事前措置 １　指示権発動の条件　⇒　災害が発生するおそれがあるとき ２　市長の代執行　⇒　管理者・所有者が指示事項を履行しない場合 ３　事前措置対象となることが予想される場合　⇒　あらかじめ管理者等に対し事前措置の予告 **第２　応急公用負担** １　市長の権限行使の要件 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。 ２　水防管理者（市長）の権限行使の要件 水防のため緊急の必要があるとき。

災害が発生するおそれがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。

第１節　事前措置計画

各課共通

第１項　市長の事前措置の指示（災対法第59条第１項）

１　指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。

（１）予警報が発せられたとき。（災対法第59条第１項）

（２）警告をしたとき。（災対法第56条）

（３）水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（水防法第17条）

（４）水防上危険であると認められる所があるとき。（水防法第９条）

（５）台風、水害、地震、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条）

２　指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置その他必要な措置

（注）災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

３　代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて市長が代執行できる。（本章第２節「応急公用負担計画」に関連する。）

第２項　警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示（災対法第59条第２項）

光警察署長、徳山海上保安部長は、市長から要求があったときは、第１項の市長の指示を行うことができる。

（注）指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第３項　消防長、消防署長その他の消防吏員の事前措置命令（消防法第３条）

１　命令発動の条件

（１）屋外において火災の予防に危険であると認める場合

（２）屋外において消防活動に支障となると認める場合

２　命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者

３　命令の内容

（１）火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

（２）残火、取灰又は火粉の始末

（３）危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

（４）放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去

第４項　水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第９条）

１　事前措置要求の条件

随時（梅雨期、台風期、融雪期の前、その他水害の予測されるとき。）、区域内の河川、海岸堤防等を巡視して、水防上危険と認められる箇所があるとき。

２　要求の対象

（１）準用河川については、市長

（２）２級河川、砂防指定地に係る河川については、知事

（３）普通河川については、条例の定めるところにより知事又は市長

（４）港湾施設たる海岸堤防については、港湾管理者

（５）漁港施設たる海岸堤防については、漁港管理者

（６）その他の海岸については、県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸を改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第５項　事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

第６項　事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に、即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告を行うものとする。

資 料 編　〔様 式 等〕○災害対策基本法における事前措置に係る予告通知様式

第２節　応急公用負担計画

各 課 共 通

第１項　市長の権限（災対法第64条、65条）

１　権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

２　公用負担の内容

（１）物的公用負担（災対法第64条）

ア　土地、建物その他の工作物の一時使用

イ　土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ　現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

（２）人的公用負担（災対法第65条）

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

３　公用負担の手続等

（１）物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する（災対法第 64 条、同法施行令第 24 条～27 条、行政代執行法第５条、６条）。

（２）人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

４　損失補償及び損害賠償

災対法第82条第１項、第84条第１項の規定による。

第２項　警察官、海上保安官の権限（災対法第64条７項、65条２項、63条２項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第３項　自衛官の権限（災対法第64条８項、65条３項、63条３項）

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第４項　消防吏員又は消防団員の権限（消防法第29条）

（注）火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

１　権限行使の要件と権限の内容

（１）物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

（２）人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消火作業に従事させることができる。

２　損失補償及び損害賠償

消防法第36条の３の規定による。

第５項　消防長又は消防署長の権限（消防法第29条、30条、36条の３）

（注）火災のみならず、水災を除く他の災害に準用する。（消防法第36条）

１　権限行使の要件と内容

（１）火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

（２）消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、（１）以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又は使用を制限することができる。

（３）火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し、又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

２　損失補償及び損害賠償

消防法第29条第３項、第36条の３の規定による。

第６項　水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長の権限（水防法第24条、28条、45条）

１　物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

（１）必要な土地の一時使用

（２）土石、竹木その他の資材の使用、収用

（３）車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用

（４）工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（１）から（４）（（２）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

２　人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

３　損失補償及び損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

第７項　知事の権限（救助法第７条、８条、災対法第71条、81条）

１　救助法を適用した場合（救助法第７条、８条、災対法第71条、81条）

（１）従事命令

ア　権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ　命令の対象（災害救助法施行令第10条）

（ア）医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

（イ）土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

（ウ）輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送事業者、港湾運送事業者及びこれらの従業者

（注）内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ　命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ　命令の手続き（災害救助法第７条第４項）

公用令書を交付して命ずる。

オ　実費弁償

災害救助法第７条第５項の規定による。

カ　扶助金の支給

災害救助法第12条の規定による（協力命令についても同様）。

（２）協力命令（救助法第８条）

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（３）物的公用負担（救助法第９条）

ア　権限行使の要件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。

イ　権限の内容と対象（災害救助法施行令第６条）

（ア）病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

（イ）土地、家屋若しくは物資の使用

（ウ）物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管又は物資の収用

ウ　公用負担の手続き（救助法第９条２項）

公用令書により命ずる。（災害救助法施行令第４条）

エ　損失補償

救助法第９条第２項の規定による。

２　災対法に基づく知事の命令権（災対法第71条）

（１）権限行使の要件

災害が発生した場合において、次の事項について応急措置を実施するため特に必要があると認められるとき。

ア　災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

イ　施設及び設備の復旧に関する事項

ウ　清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項

エ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

オ　緊急輸送の確保に関する事項

カ　その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

（２）権限の対象と内容

救助法を適用した場合の例による。（従事命令、協力命令、物的公用負担）

（３）命令の手続き

公用令書により命じる。（災対法第81条）

（４）損失補償及び損害賠償

災対法第82条、第84条の規定による。

第４章　救助・救急、医療等活動計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　救助・救急
１　実施者　⇒　消防機関
２　救助活動要員、資機材等が不足する場合　⇒　①応援協定に基づく市内関係業者へ要請 ②近隣市町、県に応援要請
第２　傷病者の搬送
１　傷病者搬送の判定者　⇒　医療救護班の班長
２　収容先医療機関の受入体制の確認
３　搬送用車両の手配　⇒　（必要に応じて）　⇒　ヘリコプターの要請
第３　医療等活動
１　被災地域の要救護状況の把握
２　必要な救護所数、医療救護班を算出
３　市だけでは対応不能の場合　⇒　①周南健康福祉センター（環境保健所）に応援要請 ②隣接市町等に応援要請〔緊急時〕
【要請時の明示事項】　⇒　①医療救護班の派遣場所・期間、②必要とする医療救護内容、 ③応援必要班数、④現地への進入経路、交通状況　等
４　後方医療体制の確保　⇒　①後方医療機関の確認、②輸送手段の確保
第４　健康管理活動
１　保健師等により被災者ニーズ等の把握
２　市だけでは対応不能の場合　⇒　①周南健康福祉センター（環境保健所）に応援要請 ②隣接市町等に応援要請〔緊急時〕
第５　医薬品・医療資器材の補給
１　市内医療機関の手持ち品を繰替使用
２　山口県薬剤師会光支部へ応援要請
３　不足する場合　⇒　周南健康福祉センターに要請
第６　集団発生傷病者への対応
１　次の機関へ通報　⇒　①県、②日赤山口県支部、③光市医師会等
２　必要により次の措置　⇒　①総合病院に対して医療救護班の出動命令 ②光市医師会、日赤山口県支部への出動要請 ③知事、他市町長等への応援要請

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動を実施する。

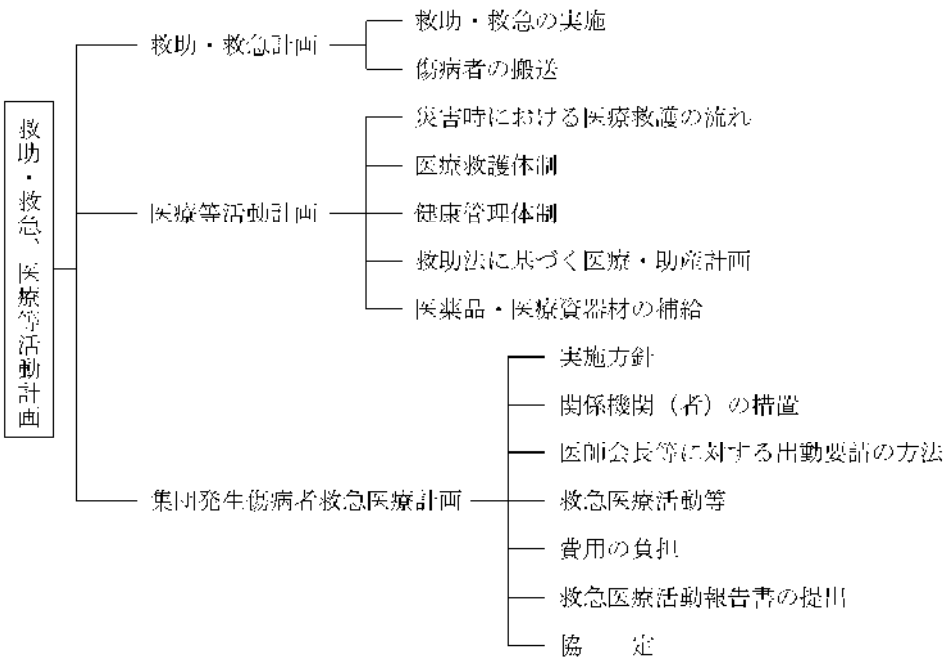

第１節　救助・救急計画

福祉総務課　病　院　局
消 防 組 合　健康増進課

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第１項　救助・救急の実施

１　実施機関

機　関　名	活　　動　　内　　容
光　　市 光地区消防組合 消　　防　　団	（１）救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 （２）救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 （３）救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに応援協定を締結している市内関係業者から必要な人員又は資機材を緊急要請し、救助活動を実施する。 （４）市内において必要な人員、資機材等が調達できない場合は、直ちに近隣市町に対し必要な応援要請や、県に対し自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 （５）警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 （６）救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。

	（７）負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 （防災危機管理課） （厚　政　課）	（１）消防、警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の救助、救急機関が災害現場において、情報を共有し一元化に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 （２）「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 （３）市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 （４）被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 （５）救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
光　警　察　署	（１）別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 （２）県、市（消防団）、光地区消防組合、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 （３）関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
徳山海上保安部	（１）船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 （２）船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 （３）危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 （４）傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 （５）海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 （６）関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自　衛　隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

２　災害救助法による救出の実施

災害救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して、その者を保護することを目的とする。

この場合の実施機関は、市長に委任されており、市となる。

（１）救出を受ける者

ア　災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

（ア）水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

（イ）地すべり、がけ崩れ等により生き埋めにあったような場合

イ　災害のため、生死不明の状態にある者

（ア）行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

（イ）行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

（２）救出の実施期間

ア　災害発生の日から３日以内

イ　災害の状況により、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、救出期間を延長することができる。(特別基準)

（３）救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり

ア　借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接捜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ　修繕費

救出のため使用（借上使用を含む。）した機械器具の修繕費

ウ　燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、捜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

３　住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

４　資機材の調達

救助･救急活動に必要な資機材は､原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

第２項　傷病者の搬送

１　傷病者の搬送手順

（１）傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

（２）傷病者の後方医療機関への搬送

ア　医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、他市町及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ　傷病者搬送の要請を受けた県、市町及びその他の機関は、医療救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認のうえ、搬送する。

ウ　重傷者等の場合は、必要に応じて、県、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

エ　県内での対応が困難な場合は、必要に応じて、県は国に対し、広域医療搬送の実施を要請

する。

ヘリコプターの派遣要請先

区　分	要　請　先	所　在　地
県に対するもの	消防防災航空センター	宇部市沖宇部625　(0836－37－6422)
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784　(083－922－2281)
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町２―１　(082－822－3101)
	中部方面総監	伊丹市緑ケ丘七丁目１番１号　(072－782－0001)
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町８番１号　(0823－22－5511)
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町　(0956－23－7111)
	第31航空群司令	岩国市三角町二丁目　(0827－22－3181)
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町三丁目２番１号　(083－282－1180)
	下関基地隊司令	下関市永田本町四丁目８番１号　(083－286－2323)
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島　(0835－22－1950 内線231)
	航空教育隊司令	防府市中関　(0835－22－1950)
	西部航空方面隊司令	春日市原町三丁目１番１号　(092－581－4031)
徳山海上保安部		周南市那智町３番１号　(0834－31－0110)
山口大学医学部附属病院（ドクターヘリ）		宇部市南小串一丁目１番１号　(0836－22－2111)

オ　牛島地区における傷病者の搬送は、漁船及び民間船舶の借上げにより行うものとする。

要　請　先	連　絡　先
牛島海運有限会社 河村　久史（個人漁船）	0833－72－1420（光市公共交通政策課） 090－4807－0928

２　傷病者搬送体制の整備

（１）情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（周南健康福祉センター）は広域災害救急医療情報システムを活用して、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努めるため、大規模な災害が発生した場合には、直ちに県（周南健康福祉センター）と緊密な連携を図り、空きベッド数の情報について救護所との連絡調整を図る。

（２）搬送順位

あらかじめ地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

（３）搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市道の確保についても必要なことから、光警察署、光地区消防組合消防本部、大和町建設業協同組合等の関係機関と連携して搬送体制に支障をきたさないように努める。

（４）航空搬送拠点の指定

傷病者を航空輸送するための航空搬送拠点として、県は次のとおり指定している。

飛行場	管理者	所在地
山口宇部空港	山口県	宇部市沖宇部

また、必要に応じて自衛隊に協力を求める。

（５）トリアージ・タッグの整備

大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タッグの標準化を図る。

標準化するトリアージ・タッグの様式等は、県で定めた様式に準ずる。

第２節　医療等活動計画

健康増進課　病　院　局
福祉総務課　消 防 組 合

大規模災害時には、家屋の全・半壊、火災等により、多数の負傷者が発生することが予測される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設・設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、住民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第１項　災害時における医療救護の流れ

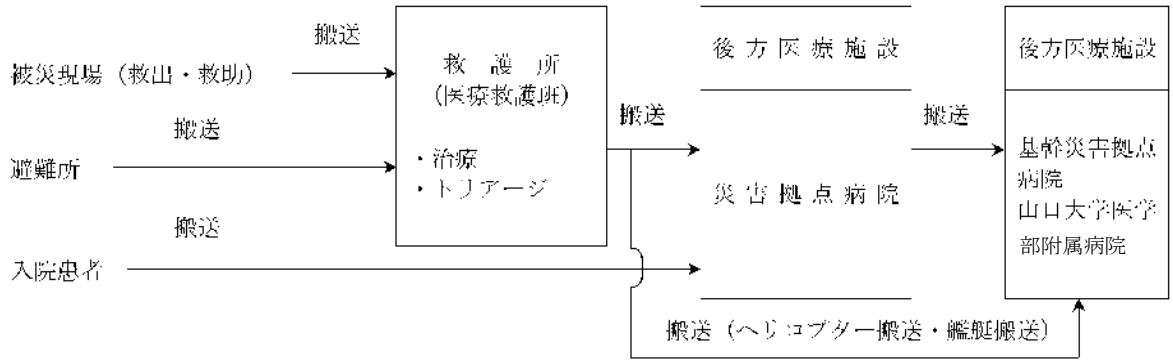

※航空搬送を行う場合は、航空搬送拠点内に設置される臨時医療施設（ＳＣＵ）で治療・トリアージを実施し、県外の後方医療施設へ搬送する。

第２項　医療救護体制

病院局対策部（光総合病院・大和総合病院）は、直ちに医療救護班を編成し、医療救護活動を実施するものとする。

大規模な災害のため、市のみでは迅速な医療救護活動の実施が困難と判断した場合は、又は「災害時の救護活動に関する協定」に基づき光市医師会の協力を得て、初動医療救護活動を実施するとともに、必要により「医薬品等の調達に係る協定」に基づき、山口県薬剤師会光支部から必要な医薬品等を調達する。

県は、これを応援・補完する立場から、市からの応援要請に基づき、また自らの判断で医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するとともに、医療実施関係機関（日赤山口県支部、県医師会等）に支援を要請する。

１　医療救護活動

（１）医療救護班の編成

ア　市は、被害状況に応じ、必要な救護所数、医療救護班数を算出し、被災地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、市内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療救護班を確保する。

イ　県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ），ＪＭＡＴやまぐちを含む。）の編成を要請する。

ウ　医療救護班の編成基準

（ア）一班の編成

医　　師	１～２名	
薬　剤　師	１　　名	必要に応じて編入
看　護　師	３～５名	うち１名は師長
事 務 職 員	１　　名	
診療車等の車両を有するとき運転手１名		

（イ）救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね１救護所１班を目途に編成する。

エ　医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、医療救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

オ　各機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、広域災害救急医療情報システム等を活用し迅速に把握する。

（２）機関別活動内容

ア　市

（ア）診療班（光総合病院・大和総合病院）において医療救護班を設置する。

（イ）必要により「災害時の救護活動に関する協定」に基づき、光市医師会に医療救護班の派遣を要請する。

（ウ）市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

応援要請時の明示事項

①　医療救護班の派遣場所及び派遣期間

②　必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材

③　応援必要班数　　④　現地への進入経路、交通状況　　⑤　その他参考となる事項

（エ）緊急を要する場合は、隣接市町等に応援の要請を行い、事後周南健康福祉センター（環境保健所）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記(ウ)に掲げる事項とする。

資 料 編　〔救援施設等〕○市内医療機関一覧
〔応援協定等〕○災害時の救護活動に関する協定（光市医師会）

イ　県

（ア）必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。また、ＤＭＡＴを出動させる場合は、災害救助部内にＤＭＡＴ県調整本部を設置する。

（イ）周南健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市からの要請を受けた場合、直ちに災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

（ウ）医務班は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、直ちに次の関係機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。

ａ　地方独立行政法人山口県立病院機構
ｂ　日赤山口県支部
ｃ　独立行政法人国立病院機構
ｄ　独立行政法人地域医療機能推進機構
ｅ　山口大学医学部
ｆ　災害拠点病院、ＤＭＡＴ指定病院
ｇ　災害支援ナース派遣協定締結医療機関等
ｈ　市町立病院設置市町
ｉ　県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会

（エ）知事、市長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）。

（オ）災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の出動を要請する。

出動を要請する場合、災害救助部内にＤＰＡＴ県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、ＤＰＡＴの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

（カ）災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

（キ）災害救助部長は、県内ＤＰＡＴでの対応が困難な場合は、ＤＰＡＴ統括者の判断を踏ま

え、厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局又は、他都道府県へＤＰＡＴの応援派遣を要請する。

（ク）災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。

（ケ）必要に応じ、災対法第71条、救助法第７条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対する従事命令を発する。

（コ）救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第９条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。

（サ）医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

ウ　中国四国厚生局

独立行政法人国立病院機構等関係機関と情報共有を行う

エ　独立行政法人国立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

オ　地方独立行政法人山口県立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

カ　日赤山口県支部

（ア）県からの派遣要請又は自らその必要を認めたときは、医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む）を出動させる。

（イ）災害救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。

キ　山口大学医学部附属病院

（ア）県の要請により、又は自らその必要を認めたときは、医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。）を派遣して、医療救護活動を実施する。

（イ）県の要請により、医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。）の移動や患者の搬送を行うために、ドクターヘリを出動させる。

ク　ＤＭＡＴ指定病院

県から災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、ＤＭＡＴを出動させ医療救護活動を実施する。

ケ 災害支援ナース派遣協定締結医療機関

県看護協会の調整により、県（災害救助部長）から災害支援ナースの派遣要請があった場合は、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施する。

コ　県医師会等

人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やＪＭＡＴやまぐちの派遣要請があったとき、又は自らの判断により、医療救護班（ＪＭＡＴやまぐちを含む）を編成し、直ちに出動させるものとする。

サ　県看護協会

県（災害救助部長）から災害支援ナース等の派遣調整の要請があったとき又は自らの判断により看護職員の派遣が必要と認められたときは、医療機関に要請を行う。

（３）救護所の設置

ア　医療救護班は、市があらかじめ定めた救護所又は被害の状況に応じ県が設置する救護所において、救護活動を実施する。

救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

（ア）避難場所

（イ）避難所

（ウ）災害現場

イ　医療救護班の業務内容

救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

（ア）傷病者に対する応急処置

（イ）後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

（ウ）輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

（エ）助産救護

（オ）死亡の確認、遺体の検案・処理

（４）避難所救護センターの設置

ア　避難生活が長期にわたる場合、県により避難所救護センターを設置されるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。なお、設置に際しては、県、市、光市医師会と協議して設置する。

イ　避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切り替える。

２　後方医療体制

被災現地での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

（１）災害拠点病院

県（医務班）は、二次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

（２）基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。

（３）災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

（４）現場医療救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。

（５）後方医療機関への傷病者の搬送について、市は、必要に応じて市内輸送機関又は県に輸送手段の優先的確保を要請する。

（６）病院局対策部は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、市本部及び消防機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

３　個別疾病対策

災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

（１）人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア　発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。

イ　救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市、光地区消防組合消防本部に提供する。

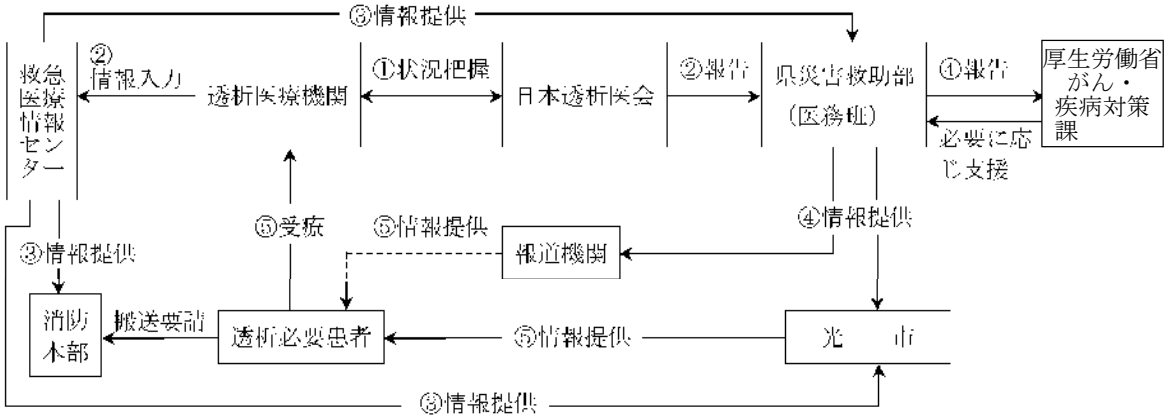

ウ　これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（病院局対策部病院局管理班・広報対策部広報情報班）は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、診療の確保を図る。

エ　処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。

オ　県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

（２）難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア　医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

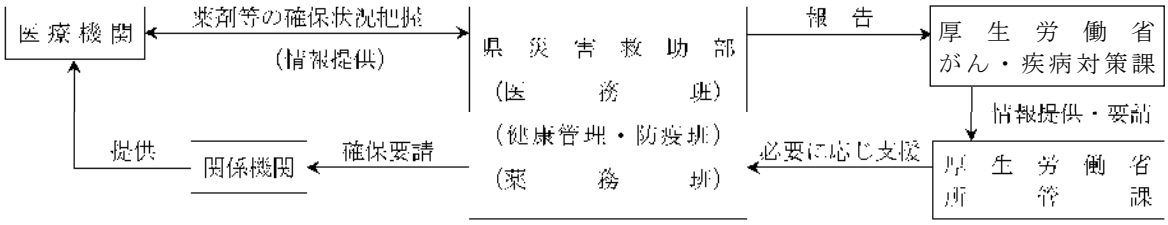

イ　難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例：ＡＬＳ等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

第３項　健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、市からの応援要請に基づき出動、又は自ら出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。

なお、市から災対法第68条に基づく応援の要請があった場合、県は「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

１　市の活動内容

医療救護班との連携のもと、保健師等により被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

（１）健康管理班の編成

１班当たりの構成基準は、保健師・栄養士等を中心とし状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

（２）健康管理班の業務内容

ア　避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導

イ　要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導

ウ　メンタルヘルスケアの実施

エ　避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言

オ　避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症、インフルエンザ等の予防対策

カ　関係機関との連絡調整

（３）応援要請

ア　市だけでは十分対応できないと判断した場合は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）に応援要請を行う。

イ　緊急を要する場合は、直接近隣市町に応援要請を行い、事後周南健康福祉センター所長（保健環境部長）にその状況を報告するものとする。

（４）実施計画の策定等による計画的な対応

被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。

２　県の活動内容

（１）災害救助部長は、市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場

合は、直轄健康管理班を派遣する。

（２）周南健康福祉センター所長（保健環境部長）は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。

（３）健康管理・防疫班は、周南健康福祉センター所長（保健環境部長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。

ア　区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣

イ　区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整

（４）健康管理・防疫班は、市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。

（５）周南健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、周南健康福祉センター（環境保健所）の活動を支援する。

（６）災害救助部長は、必要と認めるときは、県看護協会に対し、災害支援ナース等の派遣調整を要請する。

（７）災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができない、又は県の能力では対処できないと認めるときは、次の措置を講じる。

ア　厚生労働省健康局長に対する健康管理班の派遣要請

イ　中国・四国・九州各県相互応援協定に基づく近隣県への応援要請

第４項　災害救助法に基づく医療・助産計画

災害救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、市は、これに必要な措置を講じる。

１　実施機関

（１）市

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、市長がその対策を実施する。

（２）県

災害救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を市長に委任したとき、又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、市長が着手することができる。

（３）日赤山口県支部

災害救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

２　体制の運用

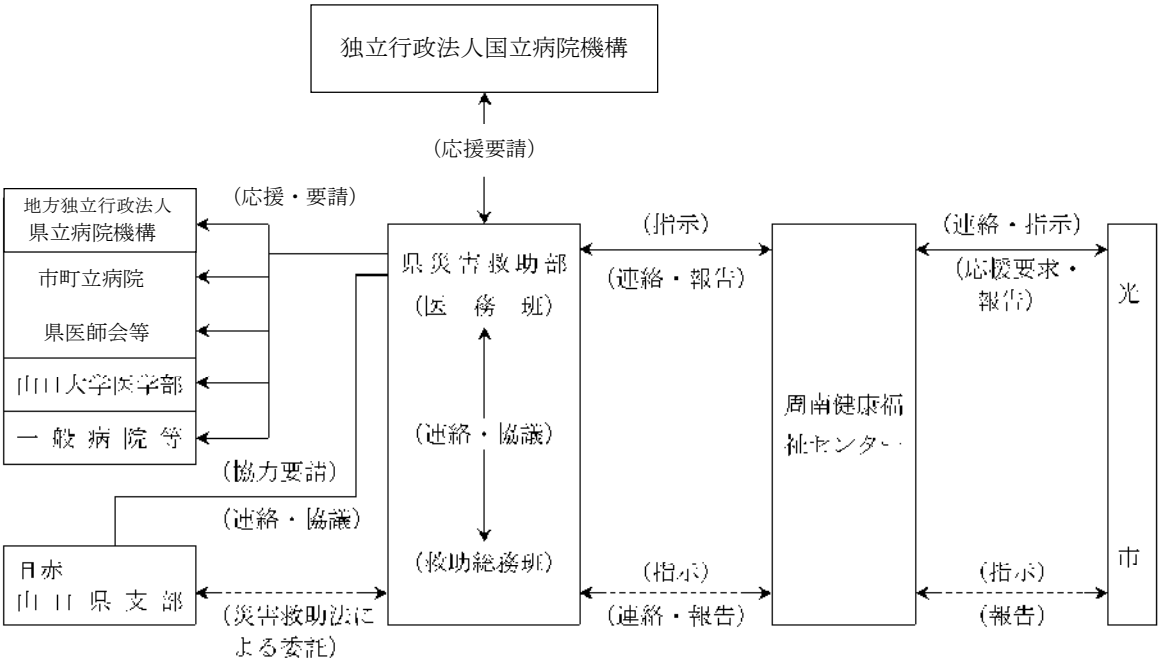

３　医療救護・助産の対象

（１）医療を受ける者

ア　応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者

イ　経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け、又は疾病にかかった日時を問わない。

ウ　被災者のみに限定されない。

（２）助産を受ける者

ア　災害発生の日以前又は以後７日以内に分べん（死産及び流産を含む。）した者で、助産の途を失った者

イ　経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

４　医療救護・助産対象の範囲

（１）医療の範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術、その他の治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

（２）助産の範囲

ア　分べんの介助

イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

５　医療救護・助産の実施方法

（１）医療の実施方法

ア　原則として、医療救護班により実施する。

イ　重症患者等で、医療救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。

ウ　次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。

（ア）災害の範囲が広範で、医療救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合

（イ）医療救護班の到着を待ついとまがないとき。

（２）助産の実施方法

ア　医療の場合と同様に医療救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。

イ　医療救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。

６　措置手続等

（１）医療救護班による場合

医療救護班が直接対象者を受付け、診療記録により処理する。

（２）医療機関による場合

ア　市長は、生活保護法による診療依頼書に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。

イ　市長は、診療依頼書を交付するときは、医療及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。

７　費用の範囲

（１）医療のために支出できる費用の基準

ア　医療救護班の費用

（ア）使用した薬剤、治療材料及び医療機器破損等の実費

（イ）事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）

この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による医療救護班については、実費弁償として処理する。

日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第34条の定めによる補償費の中に含まれる。

（ウ）医療救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）

イ　一般の病院又は診療所で措置した場合の費用

医療保険制度の診療報酬の額以内

（注）救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。

ウ　施術者で措置した場合の費用

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

（２）助産のため支出できる費用の基準

ア　医療救護班、産院その他の医療機関で措置した場合

使用した衛生材料及び処置費（医療救護班の場合は除く。）等の実費

イ　助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額

８　費用の請求

（１）医療救護班の費用の請求

医療救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。

（２）医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求

措置対象者が提出した診療依頼書（生活保護法による診療依頼書に「災害」と朱書きしたもの）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

（３）提出経路

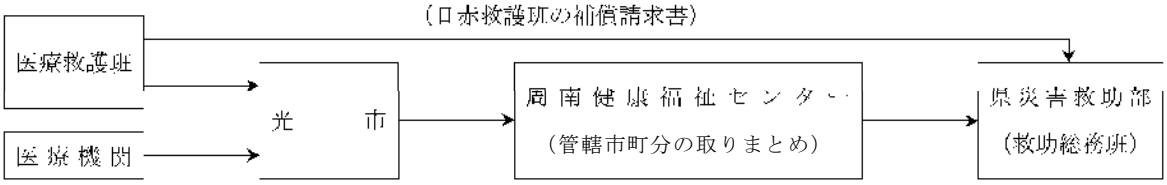

（４）日赤救護班又は従事命令による医療救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

９　実施期間

（１）医療の期間

ア　災害発生の日から14日以内とする。

イ　特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

（２）助産の期間

ア　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者に対し、分べんの日から７日以内とする。

イ　特別の事情があるときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（期間の延長）の協議を行う。

10　連絡協議等

（１）県災害救助部医務班は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

（２）被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する健康福祉センターが当たる。

（３）市の区域については、県本部災害救助部が直接実施するか、又は市の災害救助主管機関である福祉対策部に補助執行させるものとする。

第５項　医薬品・医療資器材の補給

１　医薬品等の使用及び補給経路

（１）緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

（２）市内薬局、薬店及び「医薬品等の調達に係る協定」に基づき、山口県薬剤師会光支部から必要な医薬品等を調達する。

（３）市内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに周南健康福祉センター（周南環境保健所）に要請する。

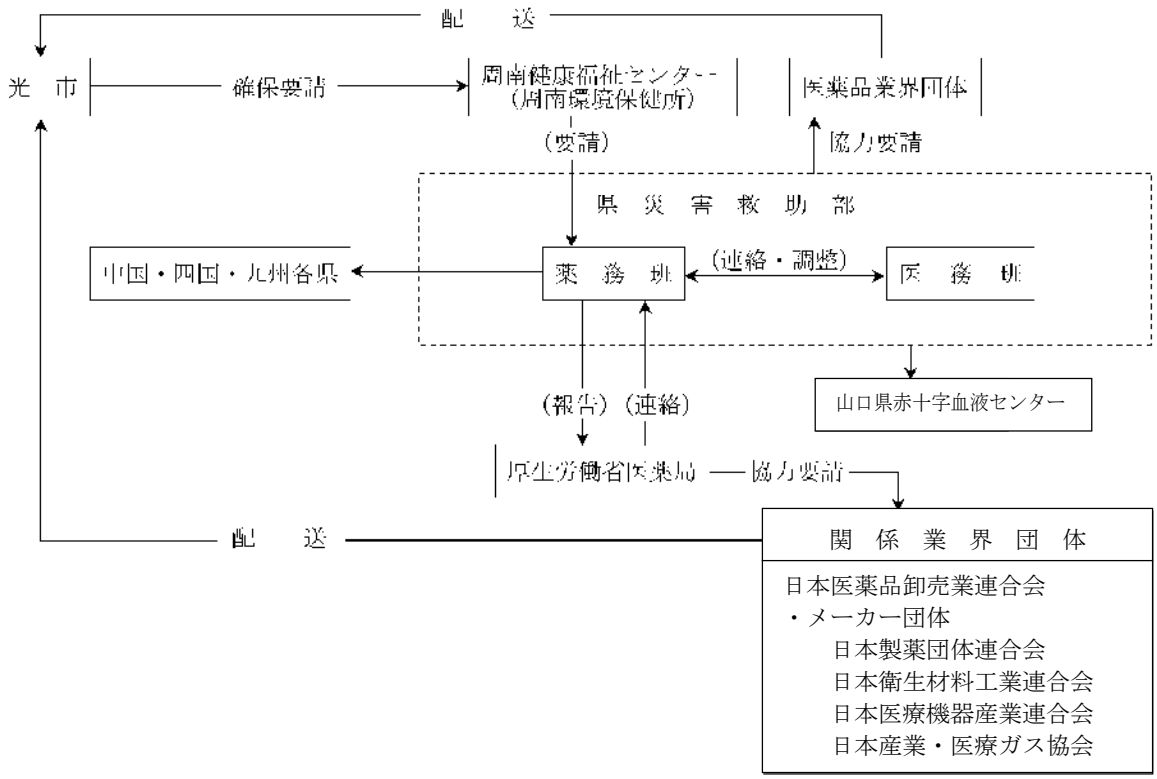

資 料 編　〔救護施設等〕○市内薬局一覧
〔応援協定等〕○医薬品等の調達に係る協定（光市薬業組合及び光市薬剤師会）

２　血液製剤等の確保

（１）各機関の対応

ア　県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、山口県赤十字血液センターに供給を要請する。

イ　山口県赤十字血液センター

血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

（ア）被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。

（イ）血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの確保を図る。

（ウ）後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。

なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、警察本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。

３　医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ県等と連携し、迅速な輸送手段の確保を図る。

第３節　集団発生傷病者救急医療計画

防災危機管理課	病　院　局
健康増進課	消 防 組 合
福祉総務課	

第１項　実施方針

１　目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療対策を実施するために必要な事項について定める。

２　対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下、本節においては「災害」という。）を対象とする。

３　救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

（１）災害現場での救出

（２）現地付近での応急手当

（３）負傷者の分類

（４）収容医療施設の指示

（５）医療施設への輸送

（６）遺体の処理

（７）関係機関への連絡通報その他の応急的措置

（８）救急医療活動の範囲図

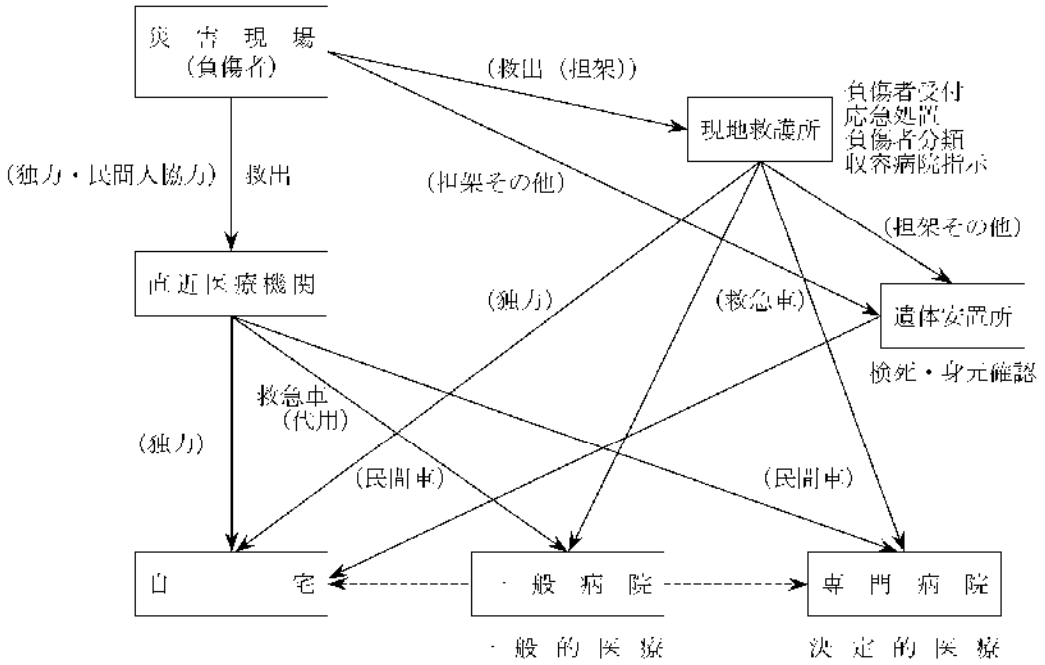

第２項　関係機関（者）の措置

１　災害発生責任者の措置

災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、徳山海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請する。

２　消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともに、その事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか、適切な措置を講じる。

３　市の措置（災対法第62条等）

市長は、前項の通報を受けたとき、又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに光市医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて病院局対策部に医療救護班の出動を命じ、光市医師会長等又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

（１）災害発生時における通信連絡方法

（２）現場活動部隊、医療救護班の編成

（３）病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認

（４）救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法

（５）その他必要な事項

４　県の措置（災対法第70条等）

知事は、災害の状況等から市のみでは適切な措置を実施することが困難と認めるとき、又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて県立病院救護班の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

５　日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条第２項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じる。

６　医師会等の措置

県及び光市医師会等は、知事又は市長から出動の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護職員その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じる。

７　自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は空港事務所長（国機関）から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じる。

８　その他の協力（災対法第65条、救助法第７条、８条、９条、消防法第29条第５項、警察官職務執行法第４条第１項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて、救急医療活動に協力するものとする。

第３項　医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は市長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

１　災害発生の日時及び場所

２　災害の発生原因及び状況

３　出動を要する人員及び資機材

４　出動の時期及び場所

５　その他必要な事項

第４項　救急医療活動等

１　災害対策等の総合調整

県防災計画に基づく県災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、相互に緊密な連携を保つよう努める。

（注）県災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり、効果的な活動ができるよう努める。

２　現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

３　災害現場に出動した部隊の活動

災害現場に出動した各部隊の具体的な活動は、別表のとおりとする。

４　事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

第５項　費用の負担

１　実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

（１）市が対策を実施する責務を有する災害で、下記（２）及び（３）以外の場合は、市

（２）救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）

（３）企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者

（４）特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定める。

２　実費弁償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第５条の規

定に基づき知事が認めた額（山口県災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償する。

３　損害賠償

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償する。

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じてこれを補償する。

第６項　救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

１　出動場所

２　出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）

３　受診者数（重傷、軽傷、死亡別）

４　使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額

５　損害補償を受けるべき者及び物件の程度

６　救急医療活動の概要

７　その他必要な事項

第７項　協　　定

本市は、光市医師会と「災害時の救護活動に関する協定」を、また山口県薬剤師会光支部と「医薬品等の調達に係る協定」を結んでいる。

知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長は、本節の対策実施について「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」を取り交わしている。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時の救護活動に関する協定（光市医師会）
○医薬品等の調達に係る協定（光市薬業組合及び光市薬剤師会）

別表

災害現場における救急医療活動

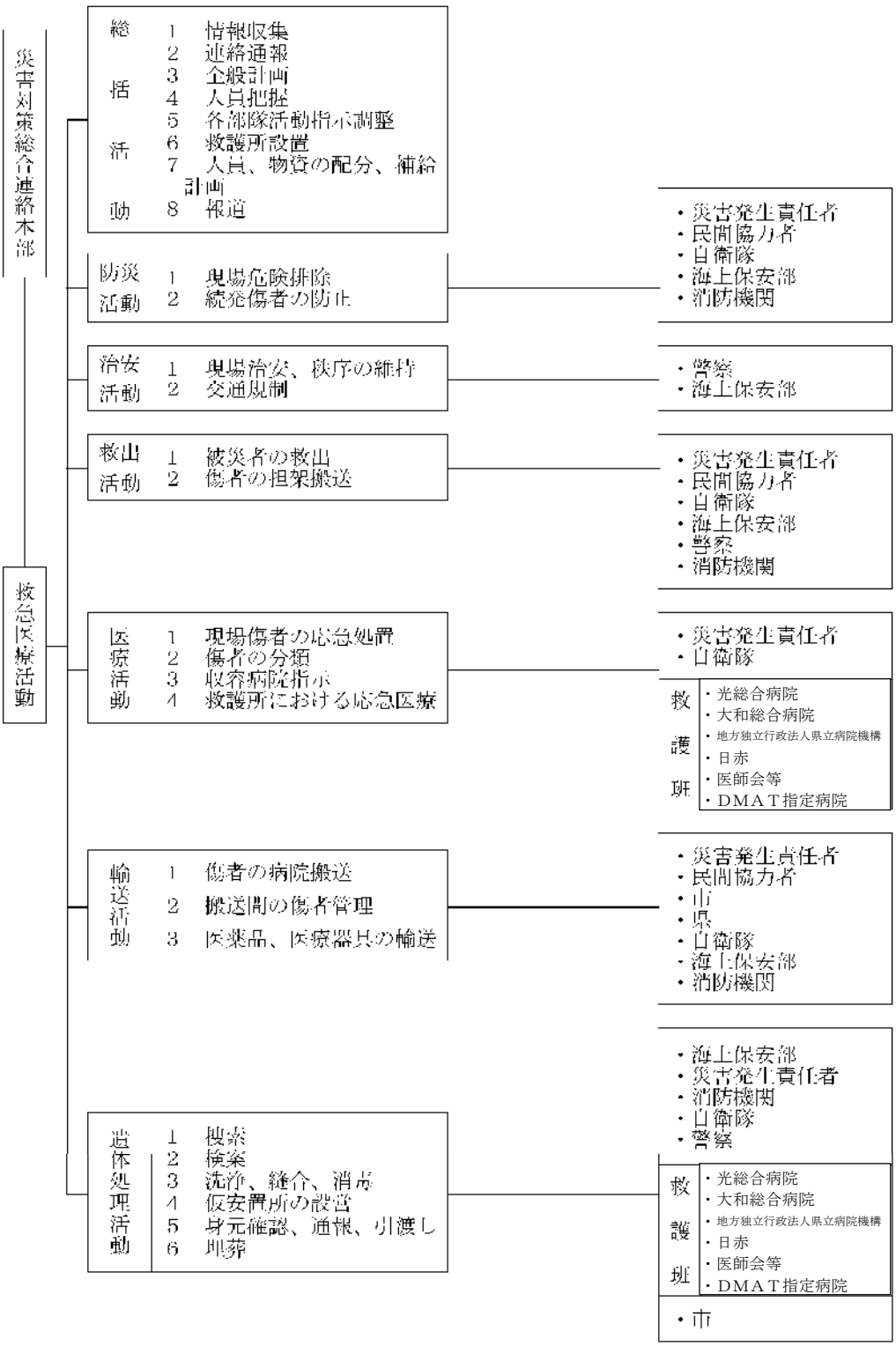

第５章　避 難 計 画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　避難情報 １　避難情報の内容 次の事項について繰り返し広報を行う。 **【避難情報の内容】**　⇒　①実施責任者名、②対象地区名、③避難を要する理由、④避難経路、避難場所、⑤避難時の留意事項 ２　避難情報の伝達方法 （１）高齢者・障害者等の要配慮者へ配慮 （２）防災関係機関の支援協力による周知徹底 （３）伝達員による伝達　⇒　あらかじめ地区分担を決定 **第２　警戒区域の設定** 被害規模・拡大方向等を考慮した的確な設定 **第３　避難誘導** １　避難に資する情報の提供　⇒　①避難場所・避難路、②浸水区域・危険箇所の所在、③災害の概要等 ２　避難要領 指定緊急避難場所及び避難所等へ誘導（可能であれば、一時集合場所（近くの空き地等）に集合してから） ３　要配慮者に配慮した誘導（必要により車両、船艇等を活用） **第４　避難所の開設・運営** １　開設時の報告先　⇒　①周南健康福祉センター、②警察署、③消防本部、④県民局 ２　管理責任者の任命、責任者の配置 ３　正確かつ迅速な避難者名簿の作成　⇒　安否情報、物資の配分等にも活用 ４　必要な設備・備品の確保 ５　健康状態の把握、プライバシーの確保 **第５　広域一時滞在** １　避難所へ収容できない場合　⇒　県に要請 ２　避難管理者を選定し、移送先市町へ派遣 **第６　急傾斜地の警戒避難** １　雨量観測責任者の選定 ２　警戒パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。

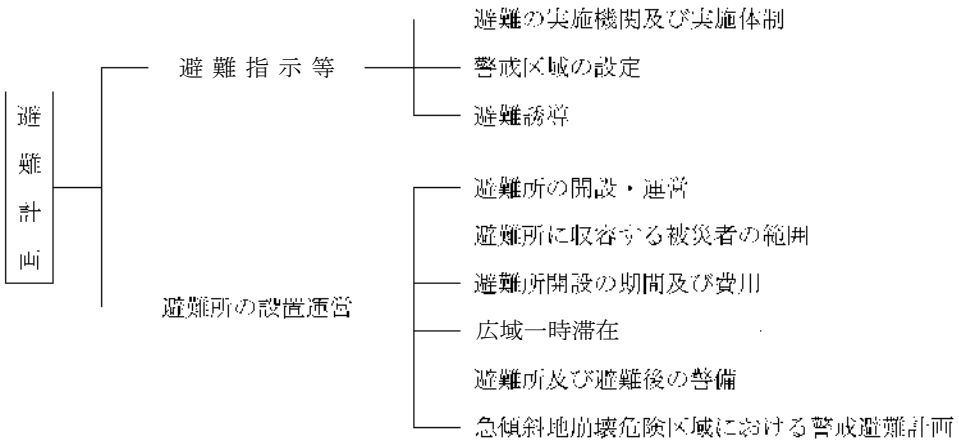

第１節　避難指示等

防災危機管理課　企画調整課 消防組合　光警察署

第１項　避難の実施機関及び実施体制

１　避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 （要件・時期）	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長（委任を受けた吏員又は消防職員）	災対法第60条第１項 第３項	全災害 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者等	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	県知事に報告（窓口：県防災危機管理課）
知事（委任を受けた吏員）	災対法第60条第６項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示・警告を発すること。	災対法第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）

	警察官職務執行法第４条	・重大な被害が切迫したと認めるとき、又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合		必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき。	同上 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	同上 船舶の進行、停止、指定場所への移動 乗組員、旅客等の下船、下船の禁止 その他必要な措置	同上
自衛官	自衛隊法第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第４条の規定の準用
知事（その命を受けた県職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事（その命を受けた県職員） 水防管理者	水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者、滞在者、その他の者	同上	同上（水防管理者による場合のみ）

２　高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

３　避難指示等の基準

市は、あらかじめ市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難指示等の基準として避難情報判断マニュアルを定めている。

なお、一般的な例示としては、次の事態をあげることができる。

避難指示の一般的基準
①　気象台から災害に関する警報・特別警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 ②　水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数（実況値、予測値）の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき。 ③　防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。 ④　河川が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。 ⑤　河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 ⑥　土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。 ⑦　土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報で「土砂災害警戒情報の基準に到達」する等、土砂災害発生のおそれがあるとき。 ⑧　大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。 ⑨　大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ⑩　有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。 ⑪　雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。 ⑫　その他危険が切迫していると認められるとき。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。また、必要に応じて県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求める。

４　避難指示等の区分

避難の指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。

また、指示等のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

種　別	事　前　避　難	緊　急　避　難	収　容　避　難
概　要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	１　気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき。 ２　島田川洪水予報で洪水警報が発令され、その後水位が上昇するおそれがあるとき。 ３　あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき。（地すべり指定地域等） ４　その他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく。	１　収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 ２　居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 ３　応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5　避難の指示内容

避難の指示内容は、概ね次のとおりとするが、該当地域の住民に周知徹底されるよう、繰り返し広報を行うものとする。

指示内容

- ○ 避難指示の実施責任者名
- ○ 避難指示の対象地区名
- ○ 避難指示の理由
- ○ 避難経路、避難場所
- ○ 避難時の留意事項（ガス・ブレーカーの処置、戸締り、必要最小限の携行品）等

6　避難指示の伝達

（1）伝達方法

市長は、避難情報の発令を行ったときは、速やかにその内容を広報車、市ホームページ、同報系無線、メール配信サービス、防災情報電話通知サービス等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、そのことを防災広報ダイヤルに登録する。

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所・入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

（2）防災関係機関への支援要請

避難の伝達に当たっては、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるので、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

（3）伝達員による伝達

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ地区分担を定め、伝達の徹底を図るものとする。

7　高齢者等避難の伝達

要配慮者等、避難行動に時間を要する者及び地域に対しては、気象状況の推移等を見極め、避難指示の前に高齢者等避難を発令し、早めの避難を促し人的被害の発生を未然に防ぐことに努めるものとする。

8　洪水予報の警報発令時の措置

周南土木建築事務所から島田川の洪水予報による洪水警報発令の通知を受け、島田川の水位上昇等による被害が見込まれる場合は、要配慮者に配慮し地域住民に対し周知を図り、避難の開始を促すものとする。

9　避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、市は十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、土砂災害防止法第32条に基づき、市は国又は県に対し、必要な助言を求めることができる。

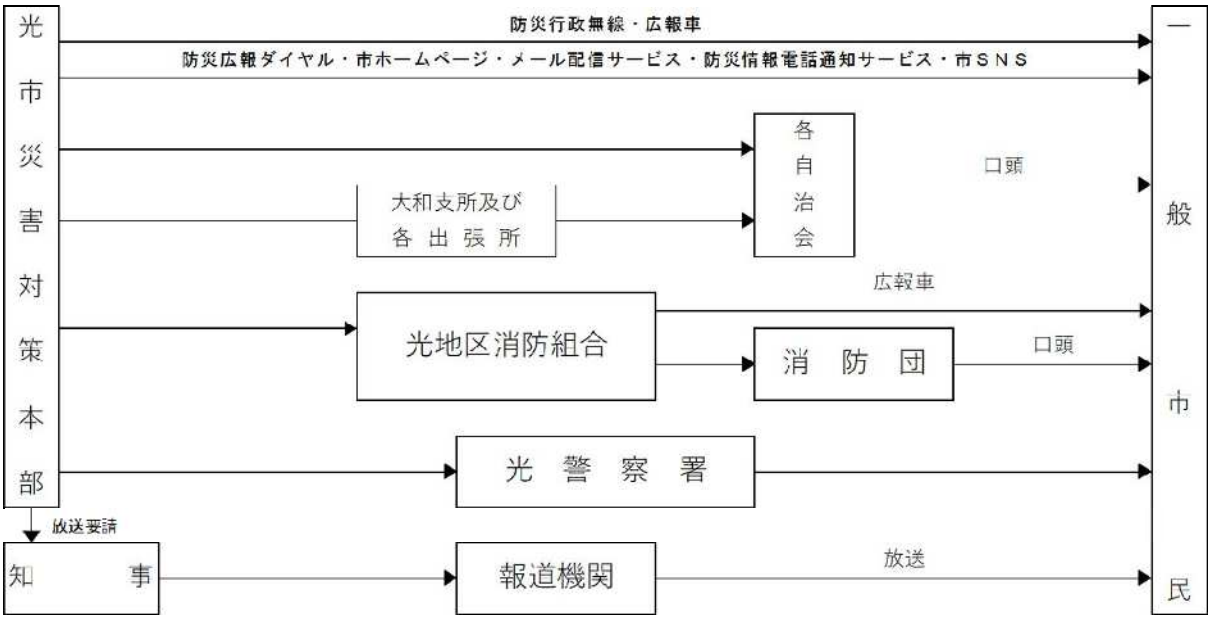

第２項　警戒区域の設定

１　警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災対法第63条）

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知するものとする。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

２　設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入り許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意しておく。

３　警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。

第３項　避難誘導

避難指示等が発令された場合、市は、人命の安全を第一とし、光警察署及び光地区消防組合・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。

１　避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

２　あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。（可能であれば、被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させてから）

この場合、住民等の協力を得て、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。

３　避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

４　危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

５　浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

６　高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。（避難指示等においては、極力マイクロバス等を現地配備する。）

７　誘導中は、事故防止に努める。

８　交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ県等他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第２節　避難所の設置運営

各課共通

避難所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、女性団体、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第１項　避難所の開設・運営

１　避難所の開設

（１）避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、あらかじめ選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、コミュニティセンター、学校、公共施設等において開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。なお、開設に当たっては、建築物の安全を確認したうえで、開設する。また、施設の指定管理者等にも協力を求める。

（２）避難所を開設した場合には、広報車等により付近住民に対して周知徹底を図るとともに、速やかに関係機関（周南健康福祉センター、光警察署、光地区消防組合等）へ連絡する。

（３）避難所開設と併せて、情報提供に必要な窓口を設ける。

資 料 編　〔救護施設等〕○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

２　避難所の管理・運営

（１）避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する（連絡員は、市本部に電話又は防災行政無線により定期的に連絡する。）。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から、避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

（２）管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるので、正確かつ迅速な対応を行う。また、市は避難者情報の早期把握に努める（防災危機管理課に連絡。）。

（３）避難所においては、災害の状況に応じ水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う（連絡員は避難所の状況を随時連絡する。）。

（４）避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

（５）生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ保健師の派遣や救護所等を設けるものとする。

（６）避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには避難が長期化する場合のプライバシーの確保等に配慮する。

特に、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。

（７）避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（８）避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（９）やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の

早期解消に努めることを基本とする。

(11) 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

３　要配慮者の保護及び福祉避難所への協力要請

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

なお、福祉避難所への避難については、各避難所より災害対策本部に要請を行うものとする。要請を受けた災害対策本部は、福祉対策部に調査等を指示するものとする。

資 料 編　〔救護施設等〕○福祉避難所一覧

第２項　避難所に収容する被災者の範囲

１　災害によって現に被害を受けた者

（１）住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

（２）現実に災害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪者、通行人等

２　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

（１）避難指示等が発せられた場合

（２）避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

（注）１　被害を受けるおそれがあって避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。（救助法の基準）

２　収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。

第３項　避難所開設の期間及び費用

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

１　期間

災害発生の日から７日間以内。災害の状況により、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

２　費用

（１）賃金職員等雇上費

（２）消耗器材費

（３）建物の使用謝金

（４）器物の使用謝金、借上費及び購入費

（５）光熱水費

（６）仮設炊事場及び便所及び風呂の設置費等

（７）福祉避難所設置に係る実費

第４項　広域一時滞在

１　市において行う事項

（１）市長は、市内の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

（２）広域一時滞在のための要請をした市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

（３）県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。

（４）移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた場合は、避難所の運営に協力するものとする。

（５）避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等の要配慮者については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、福祉避難所等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

（６）その他必要事項については、隣接市町と平素から協議しておく。

２　移送方法

被災者の移送方法は、県が市の輸送能力を勘案して決定実施するが、この場合、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第５項　避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防災組織、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第６項　急傾斜地崩壊危険区域における警戒避難計画

１　計画の目的

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該危険区域における危険防止工事が完了される等危険が完全に排除されるまでの間、市は、同法第20条の規定に基づき、次の基準により警戒避難体制の確立整備を図るものとする。

２　実施機関

（１）市（道路河川課、農林水産課、防災危機管理課）

（２）光地区消防組合

（３）光警察署

（４）住民（自治会等）

３　危険区域における警戒体制の種別及び内容

（１）第１次警戒体制

気象台から大雨、洪水、高潮注意報及び大雪警報が発表されたとき、又は異常現象時でかなりの降雨があり災害の発生するおそれのある場合で、下記（４）に示す基準雨量を超えたときとする。

活動内容は、主として次のとおりである。

ア　区域内の住民に対し、状況に応じ、降雨量、気象注意報の伝達等災害広報

イ　市、消防機関、警察機関等による区域内危険箇所の警戒パトロールの実施

ウ　必要に応じ、災対法第59条に規定する事前措置等の検討又は措置の実施

（２）第２次警戒体制

気象台から暴風、大雨、洪水、高潮及び暴風雪警報等が発表されたとき、又は異常現象時災害が発生するおそれがある場合で、下記(４)に示す基準雨量を超えたときとする。

活動内容は、主として次のとおりである。

ア　第１次警戒下の諸活動の実施（特に警戒パトロールの強化）

イ　関係住民に対し、避難の準備等の災害広報（災対法第56条に規定する通知又は警告）

ウ　要配慮者等、避難行動に時間を要する者に対する高齢者等避難の広報

エ　避難所の開設準備

（３）災害対策本部体制（非常体制）

ア　第１次、第２次警戒体制下の諸活動をさらに強化すること。

イ　避難指示等の発令並びに避難のための立退きの指示（立退き先の指示を含む。）をすること（災対法第60条）。

ウ　避難の誘導、避難所の開設、避難者の収容、炊き出し等の実施

エ　応援隊の派遣要請

オ　被害報告（速報）：県防災危機管理課、周南土木建築事務所

カ　その他被災者の救助、救出、応急対策の実施

（４）危険区域における警戒体制の基準雨量は、次のとおりとする。

前日までの状況種別	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜あった場合	前日まで降雨がない場合
・第１次警戒体制（この場合の雨量は、気象台の観測雨量数値による）	当日の雨量が40㎜を超えたとき。	当日の雨量が50㎜を超えたとき。	当日の雨量が70㎜を超えたとき。
・第２次警戒体制 ・本部体制	当日の雨量が40㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の雨量が50㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の雨量70㎜を超え、時間雨量30㎜程度の強雨が降り始めたとき。

４　雨量の観測

雨量は、下関地方気象台の観測値によるほか、必要に応じ危険区域において雨量観測責任者を定めて実施する。

（１）観測開始時期

気象台から大雨注意報・警報、洪水注意報・警報、暴風警報等が発表されたとき、又は区域内に災害の発生のおそれのある異常現象時（気象台からこれらの注意報、警報が発表されていないが、かなりの降雨があるとき）において実施する。

（２）雨量の測定時間

通常は、１時間毎に時間雨量並びに累計雨量を記録し、異常な降雨の場合は、30分又は10分毎に測定する。

（３）観測結果の通報

雨量観測責任者は、その観測結果を関係者に通報するとともに、緊急事態が予想されるときは、直ちに必要な措置をとるものとする。

資 料 編　〔気象観測等〕○本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準）
○市内雨量観測所一覧
○市内潮位観測所一覧
○市内異常気象時通行規制区間及び通行規制基準一覧

５　気象予警報等の伝達及び災害情報等の収集の際の留意事項

（１）気象予警報等の伝達及び避難に関する措置

市（防災危機管理課）は、危険区域の防災責任者（住民組織である地区の自治会長等に依頼する。）に対し、気象予警報（発令、解除）、降雨の状況及び予想される災害等の情報を伝達する。（様式第１号により連絡者等を定めておく。）

なお、第２次警戒体制及び本部体制下においては、特に避難指示等の発令に関しては、市の関係各課（大和支所・各出張所を含む。）並びに光地区消防組合、光警察署等と協議し、早急に必要な措置をとるほか、避難する必要のある人員の把握に努める。（様式第２号により連絡方法を定めておく。）

（２）災害情報等の収集

危険区域の警戒パトロールは、市（道路河川課、農林水産課及び防災危機管理課等で編成した警戒パトロール班）、光地区消防組合、光警察署等が単独又は共同で実施し、災害の情報、被害の状況等の収集に当たる。収集した情報は、市本部その他関係機関に通報するとともに、災害発生が予想されるときは、避難に関する意見を付記するものとする。

様式第１号

危険区域	市における伝達等責任者				危険区域における防災責任者（自治会長）				災害の発生が予想される住家（世帯主）		災害の発生が予想される雨量		雨量観測責任者			備考
	課名	職名	氏名	連絡の方法	職業	氏名			氏名	家族人数	時間雨量	日雨量	氏名	電話		

様式第２号

危険区域	警戒担当者				避難指示等責任者				避難の伝達・誘導者				避難対象		避難所	救急医療機関		
	連絡の方法	機関名	職名	氏名	連絡の方法	機関名	職名	氏名	連絡の方法	機関名	職名	氏名	世帯主	人数		名称	診療科目	病床数

第６章　応援要請計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　応援要請 １　県への応援要請 （１）要請先　⇒　県本部本部室班 （２）要請方法：①とりあえず電話等　⇒　②後日、文書 （３）明示事項　⇒　第１節第２項１(２)エの表参照 ２　応援協定締結先への応援要請 災害状況、要救助内容に応じた適切な要請先の確認 ３　受入れ必要措置　⇒　①到着場所の指定　②連絡場所の指定 ③連絡責任者の氏名　④指揮系統の確認及び徹底 ⑤使用資機材の確保、供給に必要な措置 **第２　自衛隊災害派遣要請** １　市の要請事務処理窓口　⇒　総務対策部総務班（防災危機管理課） ２　県の要請事務処理窓口　⇒　県本部本部室班 ３　要請方法 （１）通常：文書をもって要求 （２）緊急：①電話　⇒　②事後、速やかに知事に文書を送達 （３）県と連絡不能：①防衛大臣等へ通知　⇒　②事故、速やかに知事に通知 ４　受入体制の整備 （１）派遣部隊の宿泊所、車両資機材の保管場所の確保 （２）連絡担当員の指名 （３）到着までに必要な人員、資機材等の確保計画を策定 ５　県への報告 自衛隊の活動等について適宜報告 **第３　離島患者救急搬送** １　搬送の手続　⇒　電話等により「災害派遣発生情報」の記載事項により実施 ２　搭乗医師等の確保 ３　医師、看護師及び患者に対する国内旅行傷害保険の手続 **第４　県消防防災ヘリコプターの出動要請** １　要請先 （１）通常　⇒　県消防防災航空センター （２）不通時　⇒　県防災危機管理連絡員室 ２　要請方法：①電話により速報　⇒　②直ちに文書をＦＡＸ

災害が発生した場合、市は、本防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、特に大規模災害時には、被害が広範囲にわたり発生することから、市のみでの対応では困難なばかりか、隣接市町、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

このような場合、被災を受けていない他市町や県、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施する。

また、災害の状況によっては、県に対して県消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、迅速な災害応急対策活動を実施する。

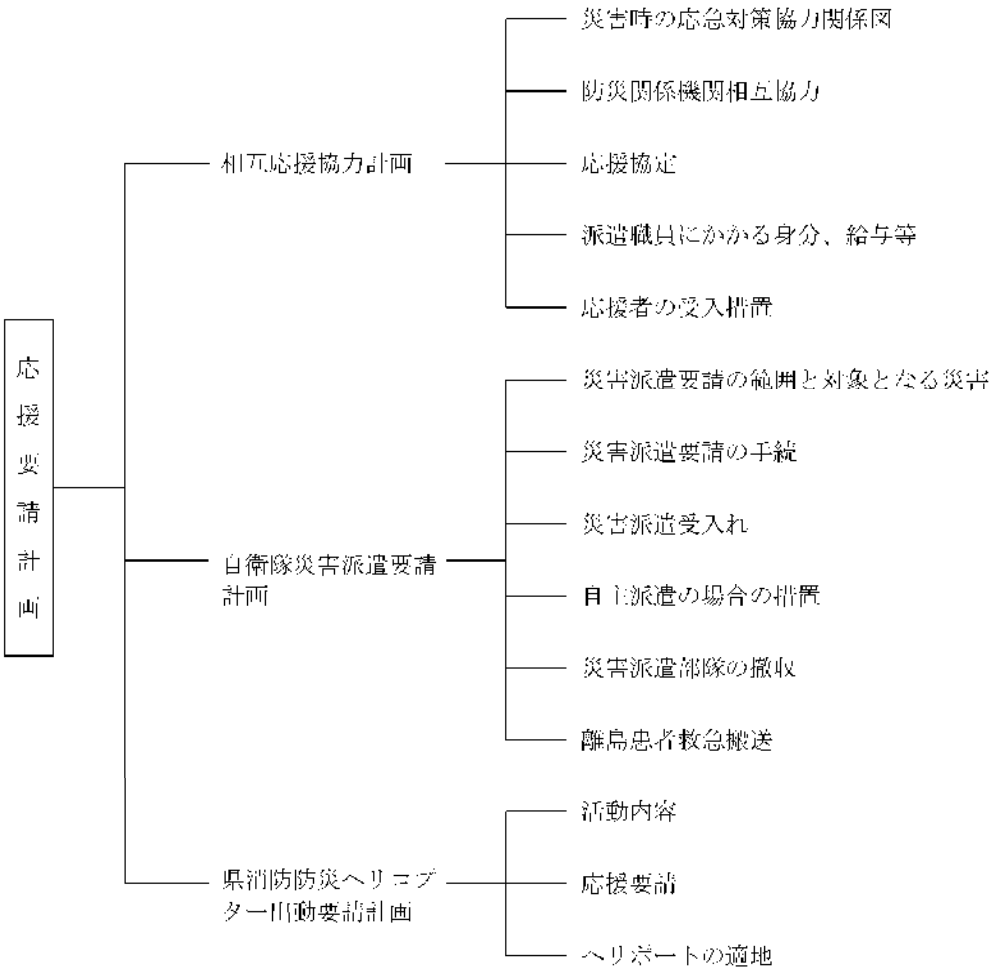

第１節　相互応援協力計画

防災危機管理課
消防組合

第１項　災害時の応急対策協力関係図

災対法による応援協力体系図

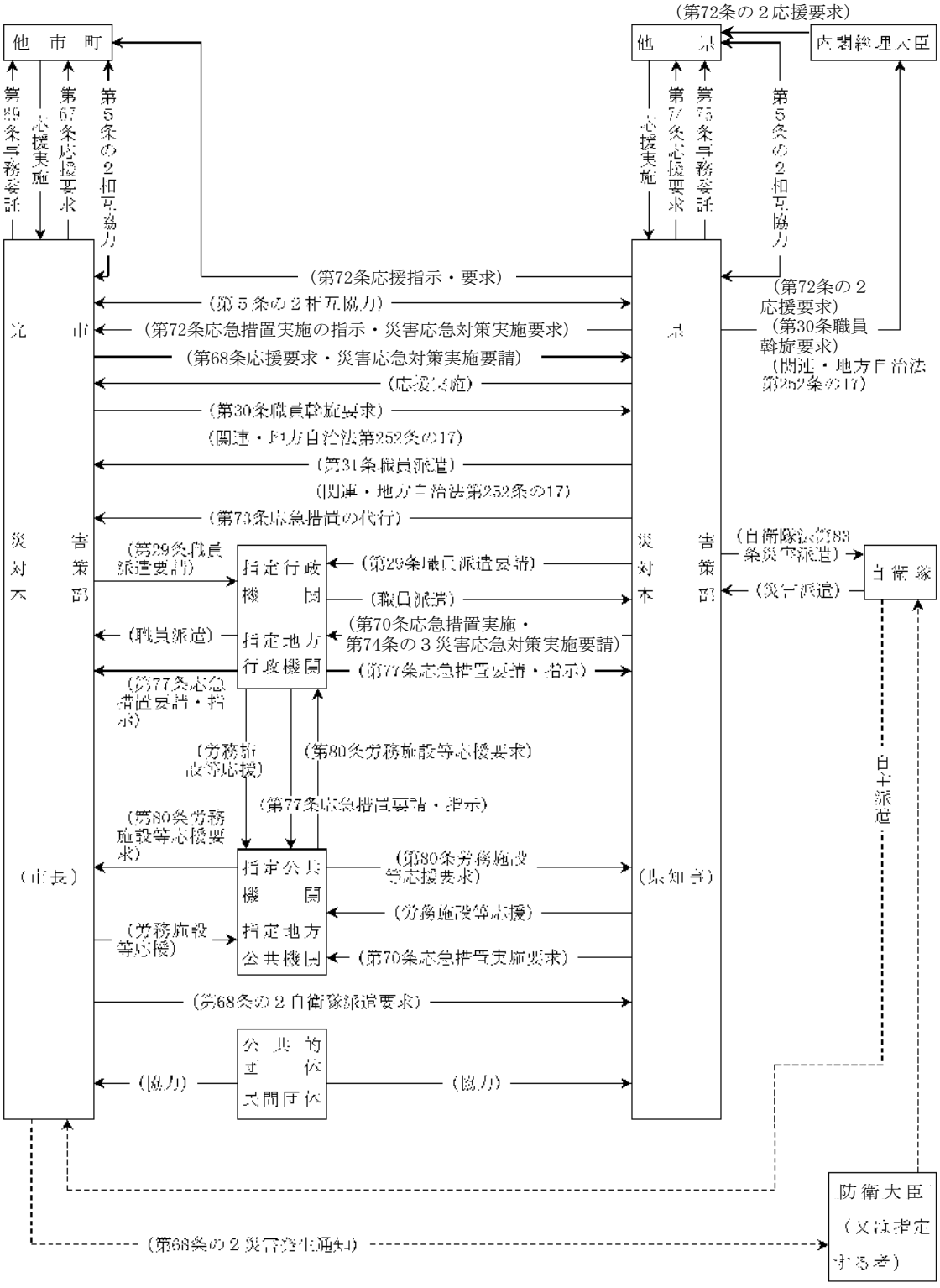

1　災対法による場合

（１）職員の派遣要請（災対法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指

定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

（２）職員派遣のあっせん（災対法第30条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができ、また地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第 91 条第１項の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

（３）他市町長等への応援要求（災対法第67条）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し応援を求めることができる。

（４）知事等への応援要求等（災対法第68条）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

（５）自衛隊の災害派遣要請の要求等（災対法第68条の２）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊法第83条第１項の規定による要請をするよう求めることができる。また、県知事に要求できない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指示する者に通知することができる。

（６）事務委託の手続の特例（災対法第69条）

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

２　消防組織法による場合

市は必要に応じ、消防に関し相互に応援をするように努めなければならない。（消防組織法第39条）

３　水防法による場合

（１）他水防管理者等への応援要求（水防法第23条）

水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して、応援を求めることができる。

（２）警察官への出動要求（水防法第22条）

水防管理者（市長）は、水防のため必要と認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第２項　防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国（指定地方行政機関）、県、指定地方公共機関等の防災関係機関と、相互に協力して対応することが求められる。

１　市が行う措置

（１）他の市町への応援要請

市長は、災害応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援要請を行うものとする。

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

（２）県への応援要請又はあっせんの要請

ア　市長は、災害応急措置を実施するに当たり必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急措置の実施について要請するものとする。

イ　市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、他の市町、県、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請並びに派遣のあっせんを求めるものとする。

区　　分	派　遣　の　相　手　方		
	他 市 町 村	県	指定地方行政機関 指 定 公 共 機 関
派　遣　要　請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第２項
派 遣 あ っ せ ん （あっせん要請先）	災対法第30条第２項 （知　　事）	災対法第30条第２項 （知　　事）	災対法第30条第１項 （知　　事）

ウ　派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員である。

エ　要請先及び要請必要事項

県への応援要請は、県本部本部室班に対して行い、要請については、とりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

要請に必要な事項は、次のとおりである。

要　請　の　内　容	要　請　に　必　要　な　事　項	備　　考
１　他の市町に対する応援要請 ２　県への応援要請又は災害応急措置の実施要請	（１）災害の状況 （２）応援（災害応急措置の実施）を要請する理由 （３）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 （４）応援（災害応急措置の実施）を必要とする場所 （５）応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急措置） （６）その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 （要求）	本章第２節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	（１）派遣のあっせんを求める理由 （２）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 （３）派遣を必要とする期間 （４）派遣される職員の給与その他の勤務条件 （５）その他参考となるべき事項	災対法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援のあっせんを求める場合	本編第23章第２節「緊急消防援助隊受援」参照	消防組織法第44条

放送機関への災害時放送要請	本編第２章第４節「災害時の放送」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送㈱・テレビ山口㈱・㈱エフエム山口・山口朝日放送㈱	災対法第57条

（３）自主防災組織との協力体制の確立

市は、区域内の自主防災組織（企業等を含む。）を育成し、協力体制を確立するとともに、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等について明確に規定し、災害発生時に円滑な行動が取れるよう、日常から関係者等に周知を図っておくものとする。

自主防災組織の協力業務として考えられる主なものとしては、次のとおりである。

自主防災組織の主な協力業務

① 災害発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
② 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
③ 救助・救急活動を実施する各機関への協力
④ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
⑤ 被災地域内の防犯及び社会秩序維持への協力
⑥ 要配慮者等の介護
⑦ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力等

（４）資料の整備

市は、被災市町からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要な資料について整備を行っておくものとする。

（５）知事による市長の代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することができる。

特に急を要する応急措置	1　災対法第60条第６項（避難の指示等） 2　災対法第63条第１項（警戒区域の設定） 3　災対法第64条第１項・第２項（応急公用負担等） 4　災対法第65条第１項（人的公用負担）

２　相互協力の実施

（１）基本的事項

ア　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。

イ　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ協議、協定等を締結しておくものとする。

（２）応援を受けた場合の費用の負担

ア　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

イ　費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

（ア）派遣職員の旅費相当額

（イ）応急措置に要した資材の経費

（ウ）応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

（エ）救援物資の調達、輸送に要した経費

（オ）車両機器等の燃料費、維持費

第３項　応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、市のみでの対応では十分な対応ができないことが予測されるため、市は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、円滑な災害応急対策を講じるものとする。

１　市の市町相互応援協定締結状況

（１）消防相互応援

本市を含む県内各市町及び消防本部は、全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

協　　定　　名	協　定　締　結　先
山口県内広域消防相互応援協定	県内市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合

（２）自動車専用道における消防相互応援

市は、山陽自動車道において火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

協　　定　　名	協　定　締　結　先
中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定	下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合

（３）県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

協　　定　　名	協　定　締　結　先
山口県及び市町相互間の災害時応援協定	山口県及び県内市町

（４）瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の構成会員のうち、協定を締結した会員が被災し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的とした災害時応援協定を締結している。

協　　定　　名	協　定　締　結　先
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の構成会員のうち、協定を締結した会員

２　防災関係機関との協定

災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、市は、次のとおり協定を締結している。

協　定　名	協　定　締　結　先	応　援　協　力　内　容
山口県消防防災ヘリコプター応援協定	山口県	救援物資等の搬送、救急・救助活動
災害時の救護活動に関する協定	光市医師会	医療救護活動
医薬品等の調達に係る協定	山口県薬剤師会光支部	医薬品等の供給
災害時における協力に関する協定	光地区消防組合	災害対策本部予備施設としての施設、資機材等の一部使用
災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局	情報交換

３　民間団体等との協定

市は、次の民間団体等と災害時における応援協力に関する協定を締結している。

市は、今後とも災害応急対策を実施するうえで支援を受ける必要がある場合に備え、関係民間団体との応援協力体制の確立に努めるものとする。

協　定　名	協　定　締　結　先	応　援　協　力　内　容
災害時等における協力態勢に関する協定	大和町建設業協同組合 光市管工事協同組合	物資・機材の提供、人員の派遣等による市の災害防止活動及び災害復旧活動への協力
災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書	光市内郵便局	施設・用地の使用、被災市民の避難先・被災状況の情報提供等
災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター	停電時における情報提供、住民への周知に関する協力
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオン株式会社西日本カンパニー	食料・生活必需品の供給、避難場所としての駐車場等提供等の協力
災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 株式会社アステールおかむら 山口県ＬＰガス協会光支部 株式会社みうら	食料・生活必需品の供給
災害時における食糧及び生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本株式会社	食料・生活必需品の供給
災害時における食料・生活必需品の供給及び平常時における防災活動に関する協定	生活協同組合コープやまぐち	食料・生活必需品の供給

地域活性化包括連携協定	株式会社丸久	災害時の食料・生活必需品の供給、避難場所としての駐車場等提供等の協力
災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定	株式会社オオジマ 株式会社レボ	避難所としての店舗、車保管場所としての駐車場提供の協力
災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	社会福祉法人光富士白苑 社会福祉法人ひかり苑 社会福祉法人大和福祉会 社会福祉法人和光苑 医療法人社団光仁会 有限会社メディビス ＮＰＯ法人優喜会 ＮＰＯ法人森林の里 有限会社兼清メディカルサービス 社会福祉法人光仁会 医療法人睦会	福祉避難所の設置・運営に関する協力
災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会	罹災証明書の申請等、行政に提出する書類作成の支援
害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループ	災害時の地図製品の供給等
災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	キャッシュサイトの設置 避難情報等のヤフーサービス掲載と周知
災害時における施設等の提供の協力に関する協定	社会福祉法人ひかり苑	施設等の提供
災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会	ドローンを使用した支援活動
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	山口県石油商業組合周南連合支部光地区	石油類燃料の優先的な供給
災害時における応急対策資機材の供給に関する協定	光東株式会社	応急対策資機材の供給
災害時におけるし尿等の取集運搬の協力に関する協定	光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃興業	避難所の仮設トイレ等のし尿の収集運搬、被災家屋に設置された便槽内のし尿等の収集運搬
災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定	ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動物病院、光アニマルケアクリニック	ペット同行避難所の運営に係る支援、物資の供給
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	避難所の開設・混雑状況の配信
包括連携に関する協定	大塚製薬株式会社	災害時の食料等の提供

災害時における物資供給等に関する協定	株式会社ジュンテンドー	物資の供給
災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定	社会福祉法人ひかり苑	福祉避難所の設置・運営に関する協力、施設等の提供
災害時におけるバス利用に関する協定	株式会社アサヒ観光	バス車両の提供
災害時における電気自動車の活用に関する協定	日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友光井オートサービス株式会社	電気自動車の提供
災害時における避難所等の安全確保に関する協定	綜合警備保障株式会社	避難所や物資集積所の安全確保等
災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	ＤＳ　ＳＫＹ　ＷＯＲＫＳ株式会社	災害発生現場の被害状況の把握、被災者の捜索など
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	ジェムカ株式会社	災害廃棄物等の収集・運搬、処分等
災害時における物資輸送等における協定	福山通運株式会社　徳山支店	災害時の物資輸送等
光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人　光市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営

４　高等学校等との覚書

市は、次の高等学校と災害時における応援協力に関する覚書を交換している。

覚　　書　　名	覚　書　交　換　先	応　援　協　力　内　容
避難所開設に係る覚書	山口県立光高等学校	避難所開設に係る協力
救援物資集積場所に関する覚書	山口県立光高等学校	救援物資集積場所の開設に係る覚書

資 料 編　〔応援協定等〕○山口県内広域消防相互応援協定書
○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書
○山口県及び市町相互間の災害時応援協定書
○山口県消防防災ヘリコプター応援協定
○災害時の救護活動に関する協定（光市医師会）
○医薬品等の調達に係る協定（光市薬業組合及び光市薬剤師会）
災害時における協力に関する協定（光地区消防組合）
○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネ

ット共助会員）
○災害時における情報交換に関する協定（中国地方整備局）
○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
○災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）
○災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書（光市内郵便局）
○災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター）
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社山口支店）
○災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書（イオン株式会社西日本カンパニー）
○災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）
○災害時における物資供給及び平常時における防災活動にかんする協定（株式会社アステールおかむら）
○災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）
○災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（山口県ＬＰガス協会光支部）
○災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社みうら）
○地域活性化包括連携協定（株式会社丸久）
○災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社オオジマ）
○災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社レボ）
○避難所開設に係る覚書（山口県立光高等学校）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（社会福祉法人光富士白苑）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（社会福祉法人ひかり苑）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（社会福祉法人大和福祉会）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（社会福祉法人和光苑）

○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（医療法人社団光仁会）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（有限会社メディビス）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（ＮＰＯ法人優喜会）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（ＮＰＯ法人森林の里）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（有限会社兼清メディカルサービス）
○災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書
（山口県行政書士会）
○救援物資集積場所に関する覚書（山口県立光高等学校）
○災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書
（牛島海運有限会社）
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社
ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループ）
○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
○災害時における施設等の提供の協力に関する協定（社会福祉法人
ひかり苑）
○災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書
（山口県産業ドローン協会）
○災害時における石油類燃料の供給に関する協定
（山口県石油商業組合周南連合支部光地区）
○災害時における応急対策資機材の供給に関する協定
（光東株式会社）
○災害時におけるし尿等の取集運搬の協力に関する協定
（光環境整備株式会社、熊谷産業株式会社、有限会社大和清掃興業）
○災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定
（ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動
物病院）
○災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）
○包括連携に関する協定（大塚製薬株式会社）
○災害時における物資供給等に関する協定（株式会社ジュンテン
ドー）
○災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力
に関する協定（社会福祉法人ひかり苑）
○災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定
（光アニマルケアクリニック）

○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（社会福祉法人光仁会）
○災害時におけるバス利用に関する協定書
（株式会社アサヒ観光）
○災害時における電気自動車の活用に関する協定書
（日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友光井オートサービス株式会社）
○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
（医療法人睦会）
○災害時における避難所等の安全確保に関する協定（綜合警備保障株式会社）
○災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定（ＤＳＳＫＹ ＷＯＲＫＳ株式会社）
○災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（ジェムカ株式会社）
○災害時における物資輸送等における協定（福山通運株式会社徳山支店）
○光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書
（社会福祉法人　光市社会福祉協議会）

５　光地区消防組合の応援協定締結状況

光地区消防組合は、次の応援協定を締結している。

（１）徳山海上保安部との業務協定
（２）中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定
（３）「母体・新生児救急搬送マニュアル」に係る救急業務相互応援協定
（４）火災調査等にかかる消防相互応援協定
（５）山口県内広域消防相互応援協定
（６）山口県消防防災ヘリコプター応援協定
（７）鉄道災害時の安全対策に関する覚書
（８）広島市との消防相互応援協定
（９）災害時におけるレンタル資器材の供給に関する協定
（10）火災時における消火用水の確保に関する協定
（11）武田薬品工業株式会社都の消防活動等応援協定

第４項　派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取り扱いについては、災対法第32条、同法施行令第17条、第18条の規定のとおりとする。

第５項　応援者の受入措置

１　応援者の受入先

他の市町、他県からの応援者の受入れについては、応援を求めた市長において、受入れに必要な措置を講じるものとする。

（１）到着場所の指定

（２）連絡場所の指定

（３）連絡責任者の氏名

（４）指揮系統の確認及び徹底

（５）使用資機材の確保、供給に必要な措置

２　応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、応援を求めた市長の下に活動するものとする。

第２節　自衛隊災害派遣要請計画

防災危機管理課

大規模な災害が発生した場合、市の力だけでは、救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、被害の状況に応じて自衛隊の派遣要請を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第１項　災害派遣要請の範囲と対象となる災害

１　災害派遣要請（要求）系統図

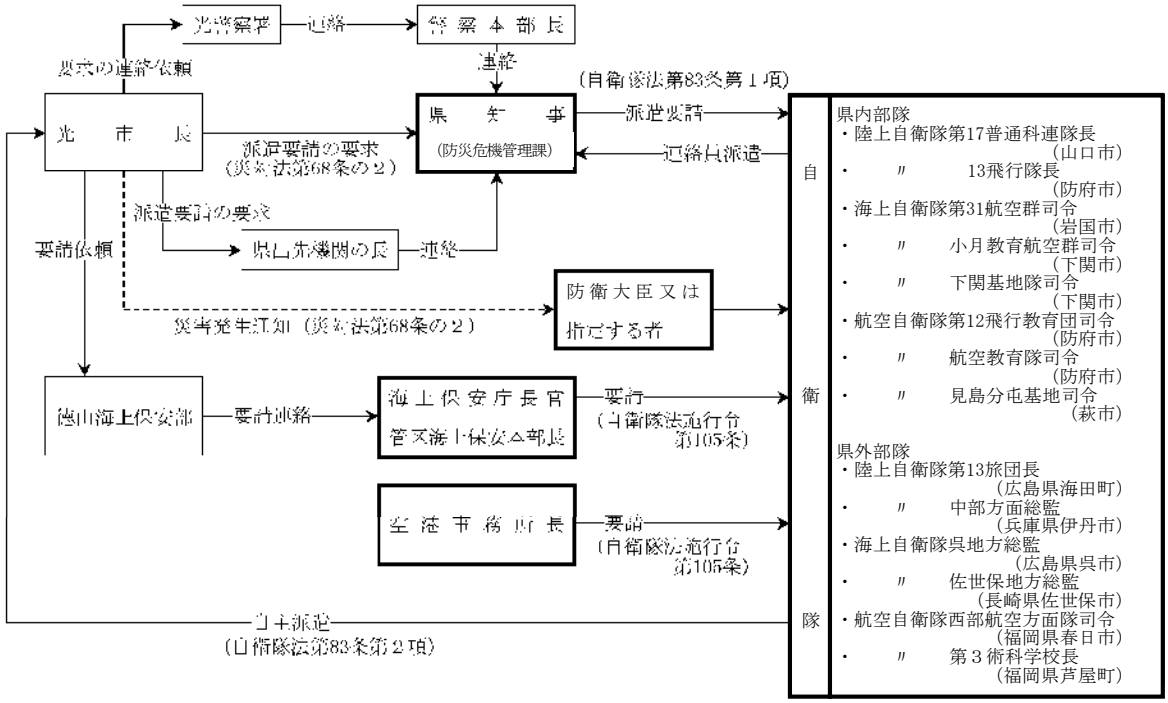

２　災害派遣の範囲

（１）派遣方法

自衛隊の災害派遣には、次の場合がある。

ア　災害が発生し、知事が、人命又は財産の保護のため必要があると認めて要請した場合

イ　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が、予防のため要請をし、

事情止むを得ないと認めた場合

ウ　災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めて自主的に派遣する場合。この場合の判断基準は、次のとおりである。

（ア）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（イ）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（ウ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであること。

（エ）その他の災害に際し、前記(ア)～(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合において、自主派遣の後、知事から要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

（２）災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力しての消火活動 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する

救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第１号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

（３）要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解として、概ね次に掲げる事項を満たすものについて、派遣要請を行うものとする。なお、派遣を要請しない場合、その旨を連絡すること。

ア　災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

イ　災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。

（ア）救助活動が自衛隊でなければできないと認められる差し迫った必要性があること。（緊急性）

（イ）人命又は財産の保護のための公共性を満たすものであること。（公共性）

（ウ）自衛隊のほかに災害救助活動について対応できる手段がないこと。（非代替性）

ウ　救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第２項　災害派遣要請の手続

１　要請権者

（１）要請権者

ア　知事（自衛隊法第83条第１項）……主として陸上災害の場合

イ　海上保安庁長官、管区海上保安本部長（自衛隊法施行令第105条）

……主として海上災害の場合

ウ　空港事務所長（国機関）（自衛隊法施行令第105条）

……主として航空機遭難の場合

（２）市長の措置

市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、第１項１に掲げる「災害派遣要請（要求）系統図」のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。

２　要請手続

（１）県の要請事務処理窓口

自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。

（２）市の要請事務処理窓口

市における連絡窓口は、総務対策部総務班（防災危機管理課）において処理し、市長が知事に対して要請依頼するものとする。

（３）派遣要請の要求方法

市長は、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、知事に対して「災害派遣要請依頼書」により派遣要請を要求するものとする。

緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。

なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、災対法第68条の２の規定に基づき、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知することとする。

（４）通知先

区　分	要　請　先	所　在　地	活　動　内　容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第　13　旅　団　長 中　部　方　面　総　監	山口市上宇野令784　（083―922―2281） （県庁内線　5184） 防災無線（衛星系）8-035-217） 広島県安芸郡海田町寿町２―１ （082―822―3101） （防災無線（衛星系）8-034-101-941-157） 伊丹市緑ケ丘七丁目１番１号 （0727―82―0001）	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉　地　方　総　監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町８番１号　（0823―22―5511） （防災無線（衛星系）8-034-101-89-158） 佐世保市平瀬町　（0956―23―7111） 岩国市三角町２丁目　（0827―22―3181） 下関市松屋本町三丁目２番１号 （083―282―1180） 下関市永田本町四丁目８番１号 （083―286―2323）	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令 第３術科学校長	防府市田島　（0835―22―1950 内線231） 防府市中関　（0835―22―1950） 春日市原町三丁目１番１号（092―581―4031） 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144―1 （093―223―0981）	主として航空機による偵察・人員・物資の輸送、急患搬送等

資 料 編　〔様 式 等〕○自衛隊災害派遣要請依頼書

３　自衛隊との情報連絡

自衛隊の派遣を要請した場合は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適時連絡するものとする。

また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等にかかる情報収集に努めるものとする。

第３項　災害派遣受入れ

１　市長の措置

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

（１）部隊の受入準備

ア　派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、防災危機管理課の職員の中から連絡担当員を指名する。

イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ　部隊が集結した後、直ちに指揮官と前記イの計画について協議し、調整のうえ、必要な措置をとる。

（２）部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

（３）自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の申告を受け、また従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室班に報告する。

資 料 編　〔輸　　送〕○臨時ヘリポート予定地一覧

２　経費の負担区分

（１）自衛隊が負担する経費

ア　部隊の輸送費

イ　隊員の給与

ウ　隊員の食料費

エ　その他部隊の直接必要な経費

（２）派遣を受けた側が負担する経費

（１）に掲げる経費以外の経費

第４項　自主派遣の場合の措置

（１）指定部隊の長は、できる限り早急に知事等に自主派遣したことの連絡をするものとする。

この場合の連絡は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊の長の官職氏名、隊員数等について行うものとする。

（２）知事等は、（１）の連絡を受けたときは、直ちに（当該部隊が派遣された地域の）市長等応急対策責任者に通知するものとする。

（３）市長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、直ちに前記第３項「災害派遣受入れ」に定める措置に準じた措置をとるものとする。

（４）自主派遣した後において知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、前記第２項「災害派遣要請の手続」に定める措置をとるものとする。

第５項　災害派遣部隊の撤収

１　撤収要請の時期

（１）要請権者（知事等）が、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。

（２）市長から災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

（３）知事は、市長から撤収の依頼を受け、又は自ら撤収の必要を認めた場合にあっても、民心の

安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

２　撤収要請の手続き

撤収要請は、「災害派遣撤収要請依頼書」によるものとする。

第６項　離島患者救急搬送

１　実施方針と事業実施機関

市は、空輸により本土の医療機関に搬送する必要が生じた場合には、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に応援要請を行うものとするが、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、自衛隊の航空機による搬送を要請し、離島住民の救急医療の確保を図る。

２　自衛隊の災害派遣手続き

（１）市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプターによる運航ができない場合、知事に対し電話等で「災害派遣発生情報」の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

（２）知事は、市長から前項の要請があった場合、止むを得ないと認めたときは、「災害派遣発生情報」の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。

資 料 編　〔様 式 等〕○災害派遣発生情報報告様式

３　航空機の出動要件

航空機の出動要件は、次のとおりとする。

（１）県消防防災ヘリコプターが運航できない場合であること。

（２）自衛隊の航空救難態勢に支障をきたさない範囲であること。

（３）荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。

（４）原則として、日出から日没までの間であること。

４　ヘリポートの整備及び管理

市長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む。）及び管理を行うものとする。

（１）ヘリポートの整備

ア　定期的な清掃（着陸時におけるゴミ等の巻き上げ防止)。特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。

イ　グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）

ウ　夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。）

エ　吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため）

（２）ヘリポート周辺の整備

ア　着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ５m以上の物）

イ　海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。

（進入コース：着陸地から直径200m以内）

（３）進入時の障害物除去

救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）

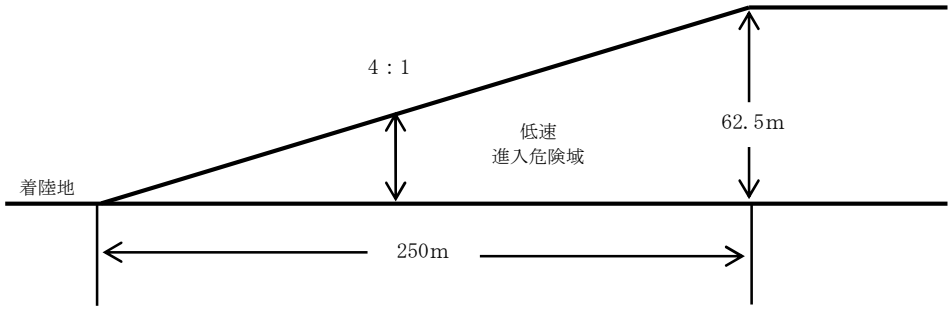

資 料 編　〔輸　　送〕○離島における臨時離着陸場一覧

５　航空機搭乗医師等の確保

市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合、看護師も含む。）を確保しなければならない。

６　搭乗者の国内旅行傷害保険

市長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。

７　航空機に搭載する医療機器等の整備

知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ寄託契約を締結する。

８　搬送の手続き及び報告

搬送の手続きは、別表に定める順に従って行うものとし、市長は、事後速やかに県防災危機管理課に災害派遣発生情報を提出するものとする。

別表

離　島　救　急　患　者　搬　送　手　続

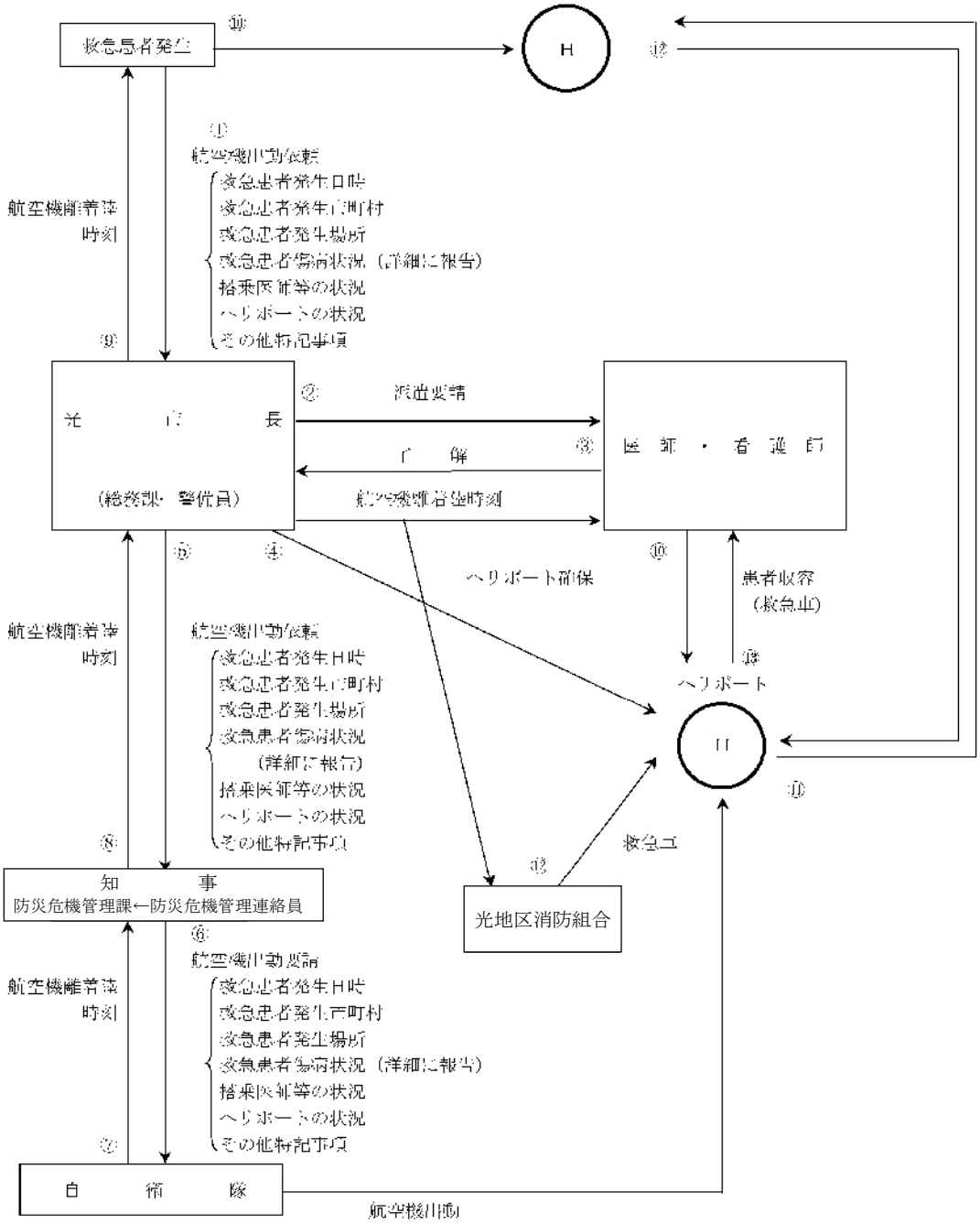

第３節　県消防防災ヘリコプター出動要請計画

防災危機管理課
消 防 組 合

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合には、市は県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、迅速に災害応急対策活動を実施する。

第１項　活動内容

県消防防災ヘリコプターは、その特性を十分活用して、次の各号に掲げる活動を行う。

活動区分	活動内容
災害対策活動	被災状況の情報収集、住民への情報伝達、被災地への救急物資・医療品等の輸送
救急活動	傷病者の救急搬送、医師等の輸送、重態患者の高度医療機関への転院搬送
救助活動	災害被災者・遭難事故等の要救助者の捜索・救助
火災防ぎょ活動	林野火災等の空中消火、消火資機材・要員の輸送、住民の避難誘導
広域航空応援活動	大規模災害時等における全国ネットワークによる相互応援
災害予防活動等	県民への災害予防等の広報等

第２項　応援要請

市長は、知事に対して、「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行う。

１　応援要請の原則

市長は、次のいずれかに該当し、県消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に、応援を要請するものとする。

（１）災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（２）市の消防力によっては防ぎょが困難な場合、又は県消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

（３）その他救急救助活動等において、県消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合

２　応援要請の方法

応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行った後、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」をＦＡＸで提出するものとする。

要請時の明示事項

① 災害の種別及び状況
② 災害の発生日時及び場所
③ 災害発生現場の気象状況
④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
⑦ 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
⑧ その他必要な事項

資 料 編　〔応援協定等〕○山口県消防防災ヘリコプター応援協定
〔様 式 等〕○山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

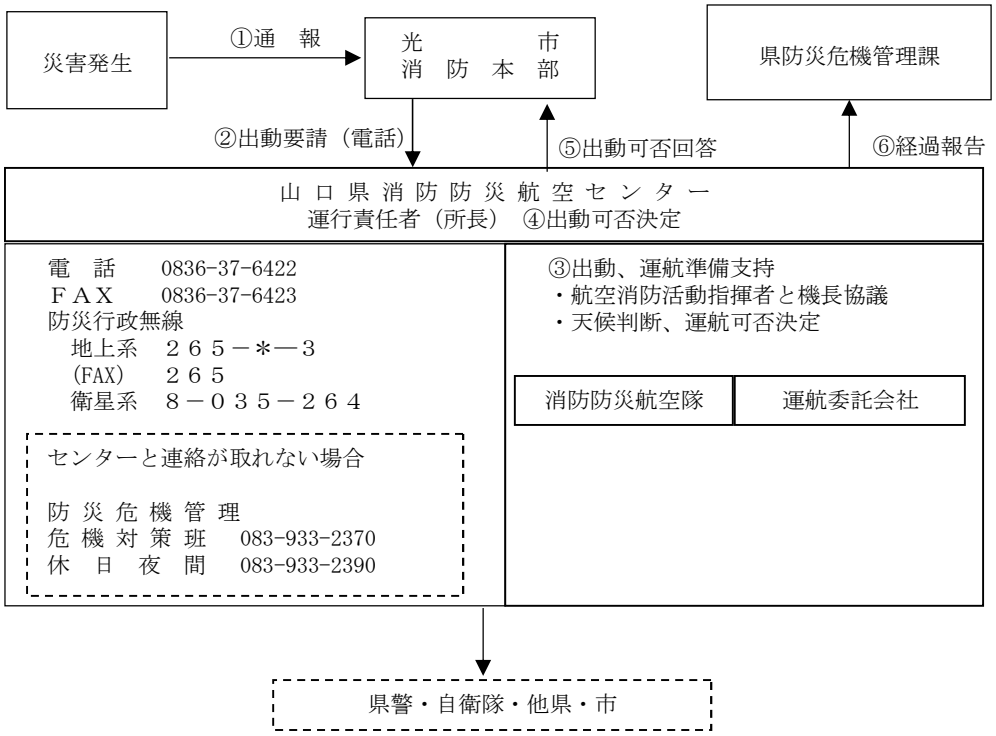

第３項　ヘリポートの適地

災害時における本市の臨時ヘリポート予定地は、資料編に掲げるとおりである。

資 料 編　〔輸　　送〕○臨時ヘリポート予定地一覧
○離島における臨時離着陸場一覧

第７章　緊急輸送計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　市の緊急輸送道路 県指定の緊急輸送道路と接続し、市の防災活動拠点を結ぶ道路を指定 **【市の防災活動拠点】** ○災害対策活動拠点　⇒　市役所防災庁舎、大和支所 ○避　難　拠　点　⇒　指定避難所 ○航 空 輸 送 拠 点　⇒　臨時ヘリポート ○海 上 輸 送 拠 点　⇒　光漁港、牛島漁港 ○物 資 集 積 拠 点　⇒　県立光高等学校 ○医 療 活 動 拠 点　⇒　光総合病院、大和総合病院、牛島診療所 **第２　道路啓開** １　啓開の順位　⇒　市指定緊急輸送道路など重要路線を優先 ２　協力要請 （１）大和町建設業協同組合等に協力要請 （２）警察、消防本部に協力要請 （３）必要により県を通じ自衛隊の協力要請 **第３　輸送車両等の確保** １　輸送方法　⇒　①車両、②列車、③船舶、④航空機、⑤自衛隊の支援要請 ２　市公用車両の調整確保担当　⇒　総務対策部総務班 ３　応援要請 ①　市内の公共的団体、輸送機関への協力依頼 ②　他市町、県にあっせん依頼 **【明示事項】** ①輸送区間、借上期間、②輸送人員、輸送量、③車両等の種類、必要台数、④集結場所、日時、⑤車両用燃料の給油所及び給油予定量等 **第４　緊急通行車両の確認** １　確認申請 県公安委員会へ申請 ２　緊急通行車両確認証明書等の交付 県公安委員会（警察本部・警察署）において発行 **第５　臨時ヘリポートの選定** １　県消防防災ヘリコプター　⇒　県防災危機管理課と協議 ２　自衛隊のヘリコプター　⇒　県防災危機管理課を経由し、自衛隊と協議

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。

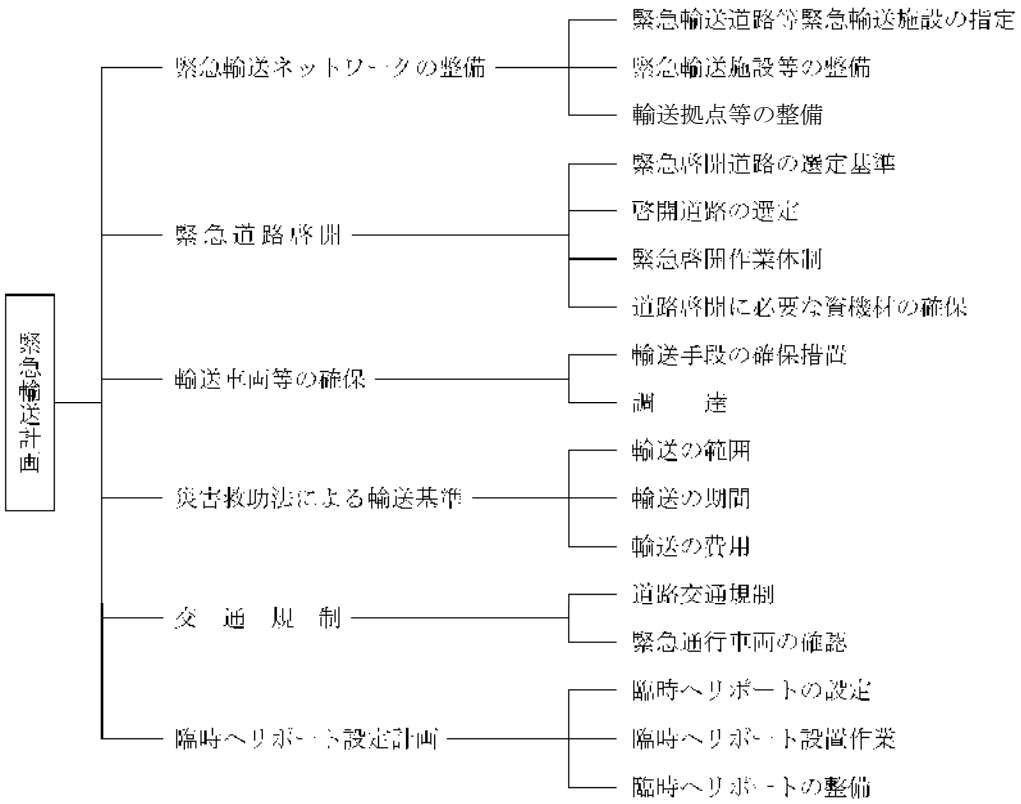

第１節　緊急輸送ネットワークの整備

防災危機管理課

第１項　緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

１　県における緊急輸送施設等の指定

（１）道路

県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、またこれを補完する道路を緊急輸送道路として指定している。

指定基準	・高速自動車国道及び一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路 ・県庁、出先機関及び市役所、町役場を結ぶ幹線的な道路 ・主要施設（港湾（漁港）、飛行場等、病院、血液センター、広域避難所等）、警察署、消防署、自衛隊基地（駐屯地）を結ぶ道路 ・救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点や他県からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点を結ぶ道路 ・その他主要な道路

市内における県緊急輸送道路指定状況は、次表のとおりである。

市内における県指定緊急輸送道路

機能区分	道路種別	路　線　名	管理者	経　過　地
第１次緊急輸送道路	一般国道（指定区間）	国道188号	国土交通省	下松市境―田布施町境
	主要地方道	下松田布施線	山口県	周南市境―田布施町境
第２次緊急輸送道路	主要地方道	徳山光線	山口県	周南市境―光市立野（光上関線）
	主要地方道	光上関線	山口県	光市立野（徳山光線、光玖珂線）―田布施町境
	主要地方道	光日積線	山口県	光市岩田（光上関線）―光市源城（下松田布施線）
	主要地方道	光柳井線	山口県	光市島田三丁目（光玖珂線）―光市光井八丁目（金山紺屋浴線）
	一般県道	光玖珂線	山口県	光市島田三丁目（光柳井線）―光市立野（光上関線）
	１級市道	島田市中央線	光市	光市島田一丁目（国道188 号）―光市島田三丁目（光玖珂線）
	１級市道	金山紺屋浴線	光市	光市中央六丁目（国道188 号）―光市光井八丁目（光柳井線）
	その他市道	小池平和線	光市	光市岩田（光日積線）―光市岩田（下大塚3号線）
	その他市道	下大塚3号線	光市	光市岩田（小池平和線）―光市岩田（大和支所）

注　１次緊急輸送道路：県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する路線

２次緊急輸送道路：第１次路線と市町村役場、主要防災拠点を連絡する路線

また、市は、市道のうち災害時に重要となる路線を市の緊急輸送道路として指定している。

市指定の緊急輸送道路（市道）は、次のとおりである。

市指定緊急輸送道路

道　路　区　分	路　線　名
１　級　市　道	新開江の浦線
	浜線
	虹ケ丘花園線
	船戸三太線
２　級　市　道	汐入線
	中央町線

	花園高州線
その他市道	はちまん通り線
	光井臨港線
	花園島田線

（２）港湾（漁港）

県は、海路による救援物資等の受入れ港として、またそれを補完する港として港湾（漁港）を指定している。

港湾名	徳山下松港　光港区（光港）
	〃　　（光井港）
漁港名	光漁港（戸仲地区）
	〃　（西之浜地区）
	〃　（八幡地区）
	牛島漁港

（３）飛行場等

県は、空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時航空基地として、また臨時ヘリポートとして臨時ヘリポート予定地を指定している。

また、大規模災害時の災害応急対策活動を支援するため、必要に応じて県内自衛隊基地を活用することとしている。

２　市における緊急輸送施設等の指定

（１）道路

市は、県指定緊急輸送道路に接続し、また市の臨時ヘリポート予定地、救援物資集積場所等の輸送拠点及び市役所、避難所、総合病院等の市の防災拠点間を結ぶ道路を市の緊急輸送道路として指定し、拡幅等の必要な整備を推進する。

（２）漁港

市は、海路による救援物資の受入れや緊急輸送を行うため、「光漁港」及び「牛島漁港」を市における海上輸送拠点として指定し、漁業協同組合等の関係機関と連携して船舶等の確保を図る。

（３）臨時ヘリポート予定地の指定

市は、資料編に掲載のとおり、空路による救援物資等の受入れ並びに負傷者の緊急輸送のための臨時ヘリポートをあらかじめ指定している。

救援物資の受入れ等がスムーズに行えるよう、必要な受入れスペースや要員の確保、輸送車両の準備等、必要な措置を行う。

なお、浅江小学校体育館及び大和小学校体育館は、各地区の避難施設となっているため、浅江小学校グラウンド及び大和小学校グラウンドがヘリポートとして使用される場合には避難者

の安全確保に万全を図るとともに、状況によっては避難者を他施設へ移送するものとする。

資 料 編　〔輸　　送〕○臨時ヘリポート予定地一覧 ○離島における臨時離着陸場一覧

第２項　緊急輸送施設等の整備

緊急輸送施設として指定された施設の管理者は、施設の災害に対する安全性の確保等防災対策に努めるものとする。

第３項　輸送拠点の整備

１　輸送拠点の指定

市は、自らの調達物資及び県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管並びに各避難所に積替・配分等の拠点として、次の施設を定める。

救　援　物　資　集　積　場　所

施　　設　　名	所　　在　　地	電　話　番　号
県　立　光　高　等　学　校	光市光井六丁目689番地３	0833―72―0340

２　輸送拠点の整備

輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害の特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

３　代替施設の選定

「県立光高等学校」が被災し使用不能の場合、又は交通の状況により他の場所が適当であると思われる場合は、隣接市町との交通状況を勘案し、避難所として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。

第２節　緊急道路啓開

道路河川課

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第１項　緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第２項　啓開道路の選定

１　関係機関との連携

市は、県、国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

２　市における対応

市は、県指定の市内緊急輸送道路と、市の災害対策の活動拠点となる「市役所防災庁舎」・「大和支所」、物資集積拠点となる「県立光高等学校」、物資輸送拠点となる「臨時ヘリポート予定地」、「光漁港」、避難拠点となる「避難施設」、医療活動拠点となる「光総合病院」・「大和総合病院」のほか、隣接市町等を結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、大和町建設業協同組合等に協力を依頼して他の道路に優先して啓開するものとする。

３　災害対策基本法に基づく車両の移動命令等

各道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

（１）当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。

（２）所有者等が（１）の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者等自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（３）上記の措置をとるため必要な限度内において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。

（４）（２）又は（３）の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

４　国土交通大臣、知事からの指示

国土交通大臣（中国地方整備局）及び知事（土木建築部）は、道路管理者等に対し、広域的な見地から、必要に応じて、上記３の措置をとることについて指示をすることができる。

第３項　緊急啓開作業体制

１　緊急啓開路線の分担

市道の啓開作業は、土木建設対策部土木班が大和町建設業協同組合等に支援を要請して、緊急啓開路線から優先して行う。

なお、道路啓開に当たっては、県その他の道路管理者等及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

２　啓開作業

（１）所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。

（２）道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、光警察署、光地区消防組合消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

（３）特に、避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。

（４）道路の確保に当たっては、２車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、１車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる退避所を設ける。

（５）被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、県に自衛隊の支援を要請するとともに、受入体制の確保に努める。

（６）道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、大和町建設業協同組合等の支援を要請する。

第４項　道路啓開に必要な資機材の確保

市は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、大和町建設業協同組合等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）

第３節　輸送車両等の確保

防災危機管理課　農林水産課
道路河川課　商工振興課
公共交通政策課

市は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第１項　輸送手段の確保措置

１　輸送手段の確保

輸送手段の確保については、市が行うこととするが、災害が激甚で、市において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。

２　輸送方法

輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、市の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。

このため、市は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。

（１）車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。

ア　公共的団体の車両

イ　営業所有者の車両

ウ　その他の自家用車両

（２）列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、市は、ＪＲ西日本（光駅・岩田駅）及びＪＲ貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。

（３）船舶による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、市は、適宜次の措置を講じるものとする。

ア　徳山海上保安部所属船艇への支援要請

イ　中国運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請

ウ　漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

エ　「うしま丸」による輸送の協力要請

オ　民間船舶所有者等への協力要請

（４）航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は重症患者等の緊急輸送を必要とする場合など、航空機による輸送が適切と判断した場合は、本部長は知事に対して県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（５）自衛隊による輸送

上記手段が確保できない場合、知事を通じて自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。

ア　自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ　海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ　ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

（６）その他

他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書（牛島海運有限会社）

第２項　調　　達

１　実施体制

（１）災害輸送は、各対策部が災害の状況に応じ、利用計画に従って所管する車両により行うものとする。

なお、輸送を行う際には、発災当初においては被災地の状況把握が重要かつ急務であるため、迅速かつ適切な情報収集を実施する。

（２）市公用車両による輸送力の調整確保措置は、総務対策部総務班が総括的に担当する。

２　緊急輸送の確保

（１）総務班の措置

総務対策部総務班は、各対策部からの配車要求に迅速に対応できるよう、直ちに公用車両の稼動可能状況等を把握するとともに、緊急通行車両の確認手続等、必要な措置を行う。

（２）各対策部の配車要求手続

各対策部は、所管する車両のみでは適切な緊急輸送の実施が困難と判断した場合は、直ちに総務班に配車要求を行う。その際には、次の事項を明示するものとする。

配車要求時の明示事項

- ○　使用目的（使用内容）
- ○　使用期間
- ○　車両の種類・台数
- ○　運転手の必要の有無
- ○　その他必要事項

（３）輸送車両の確保

ア　公共的団体等への協力要請

総務班は、各対策部の配車要求により、公用車両だけでは不足する場合、又は不足が予想

される場合には、直ちに市内の公共的団体の車両、又は状況により輸送機関の営業用車両等を借り上げて、必要車両を確保する。

イ　他市町等への応援要請

市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんを依頼するものとする。

応援要請時の明示事項

①　輸送区間及び借上期間	④　集結場所及び日時
②　輸送人員又は輸送量	⑤　車両用燃料の給油所及び給油予定量
③　車両等の種類及び必要台数	⑥　その他参考となる事項

３　燃料の確保

（１）災害時における自動車燃料の確保は、総務対策部総務班が担当する。

（２）必要な燃料は、市内販売業者から調達する。

第４節　災害救助法による輸送基準

各課共通

第１項　輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

１　被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

２　医療及び助産のための輸送

（１）重症患者で医療救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送

（２）医療救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送

（３）医療救護班の人員輸送

３　被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送

４　飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

５　救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

６　遺体の捜索のための輸送

（１）遺体処理のための医療救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送

（２）遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

７　輸送の特例

応急救助のため、輸送として上記１～６以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第２項　輸送の期間

１　救助法による各救助の実施期間中とする。

２　各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第３項　輸送の費用

１　輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。

２　輸送実費の範囲は、運送費（運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。

３　輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

４　官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借り上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。(燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。)

第５節　交 通 規 制

防災危機管理課　道路河川課
農林水産課　警　察　署

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第１項　道路交通規制

１　交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、道路管理者及び警察は次の交通規制を実施する。

（１）規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア　第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限にとどめるため、次の規制を行う。

（ア）被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。

（イ）避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。

（ウ）救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ　第二次交通規制

（ア）緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。

（イ）一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。

（ウ）被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

（２）交通規制の実施種別

実　施　者	規 制 種 別	規　　制　　理　　由　　等	規制対象	根 拠 法 令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため緊急の必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第１項
同　　上	同　　上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	歩 行 者 車 両 等	道路交通法第４条第１項
警 察 署 長	同　　上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が１か月未満のものについて実施するとき。	同　　上	道路交通法第５条第１項
警　察　官	同　　上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき。	同　　上	道路交通法第６条第４項
道路管理者	同　　上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同　　上	道路法第46条第１項

２　交通規制の実施要領

（１）第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

ア　被災地域への流入交通の抑止

（ア）被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。

（イ）迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。

イ　避難車両の流出誘導の実施

（ア）被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。

（イ）被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

（２）第二次交通規制

ア　緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

（ア）緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。

（イ）迂回措置の可能地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。

（ウ）規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車につい

ては、他の路線に迂回誘導する。

イ　その他の交通規制の実施

（ア）道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入り交通路を確保する。

（イ）被災地域内の生活道路の確保を図る。

（３）警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア　警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。

イ　交通規制に当たっては、道路交通法第４条第５項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第１項の規定に基づく、同法施行規則第５条第１項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ　道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

３　被災現場措置

（１）現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区　　分	項　　目	内　　容	根拠条文
警　察　官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の３第１項
	命令措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命じられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の３第２項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の３第２項
自　衛　官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の３第３項、第４項

	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア　命令に係る通知 　命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、「措置命令（措置）通知書」により、行うものとする。 イ　措置に係る通知 　措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、「措置命令（措置）通知書」により行うものとする。 　（ア）措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 （イ）破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付のうえ、通知の際送付するものとする。	災対法第76条の３第６項

（２）車両運転者の義務

項　　目	内　　容	根　拠　条　文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を指定区域の道路外に、また指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の２第１項、第２項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の２第１項、第２項
移動等の命令に対する受忍義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の２第４項

４　道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び第２節第２項３の措置をとることを要請することができる。

第２項　緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

１　確認申請

市が保有する車両を緊急通行車両として確認申請を行う場合は、防災危機管理課（平常時から事前申請ができる。）が県公安委員会に申請を行う。

２　確認対象車両

災害発生後の被災状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね次のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

（１）第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資

イ　消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

カ　災害応急対策用車両

（２）第２段階

ア　上記(１)の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地以外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

オ　応急復旧対策用車両

（３）第３段階

ア　上記(２)の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

３　緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は、県公安委員会（警察本部及び警察署）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書が交付される。

なお、市公用車両のうち災害応急対策として使用することが既に決定しているものについては、あらかじめ確認機関に事前届出の申請手続きを行い、事前届出済証の交付を受けておくものとする。

資 料 編　〔輸　　送〕○緊急通行車両確認標章
○緊急通行車両確認証明書

第６節　臨時ヘリポート設定計画

防災危機管理課

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第１項　臨時ヘリポートの設定

１　臨時ヘリポートの確保

市は、道路交通機能に支障が起きた場合の航空輸送手段を確保するため、あらかじめ資料編に掲げるとおり臨時ヘリポートとして指定している。

２　臨時ヘリポートの選定

あらかじめ指定している臨時ヘリポートの中から、現地の状況等を勘案して、次により適切な施設を選定するものとする。

（１）県消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）と協議し、定める。

（２）自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県（防災危機管理課）経由により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査のうえ、定める。

３　臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね次の要件を満たすものであること。

具　体　的　事　項	備　　考
１　着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
２　着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
３　着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
４　ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・県消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
５　天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

資 料 編　〔輸　　送〕○臨時ヘリポート予定地一覧
○離島における臨時離着陸場一覧

第２項　臨時ヘリポート設置作業

１　ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

（１）ヘリポートの標識

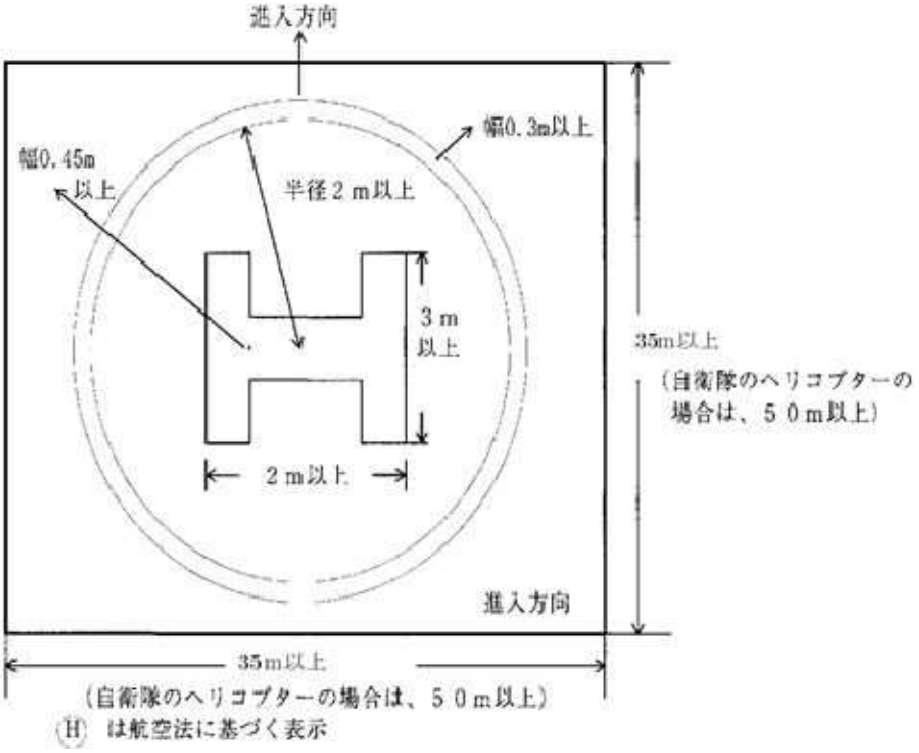

（２）標示方法

表示場所の区分	具　体　的　事　項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされ易いもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（35ｍ×35ｍ）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は、50ｍ×50ｍ）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（３ｍ以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第３項　臨時ヘリポートの整備

市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、引き続き臨時ヘリポートの確保整備に努める。

第８章　災害救助法の適用計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　救助法の適用 １　実施機関 （１）県が実施　⇒　①応急仮設住宅の建設、②医療及び助産、③生業資金の貸与 （２）委任された市が実施　⇒　上記以外の業務（第１節２の表を参照） ２　光市の適用基準 住家滅失世帯数　⇒　80世帯（県内で1,500世帯以上の場合　⇒　40世帯） ３　適用手続き （１）報告先　⇒　県厚政課 （２）報告内容　⇒　罹災総数、人的被害、住家・非住家被害 （３）報告主任の設置 ４　市長の事務　⇒　①被災者台帳の作成 ②罹災証明書の発行（状況により「仮罹災証明書」） **第２　賃金職員等の雇い上げ等** １　実施機関　⇒　各応急対策実施部 ２　雇い上げ方法　⇒　公共職業安定所を通じて実施

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

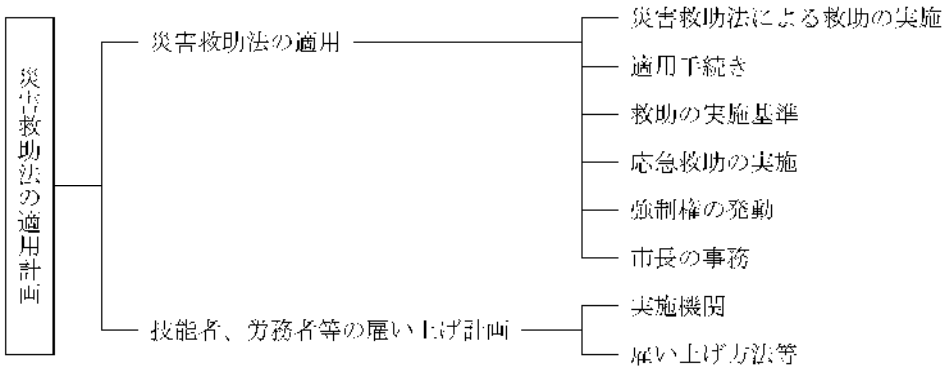

第１節　災害救助法の適用

各課共通

市の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は、救助法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を実施することになるので、市でも速やかな適用が行われるように、これに協力するものとする。

第１項　災害救助法による救助の実施

１　災害救助法事務処理系統図

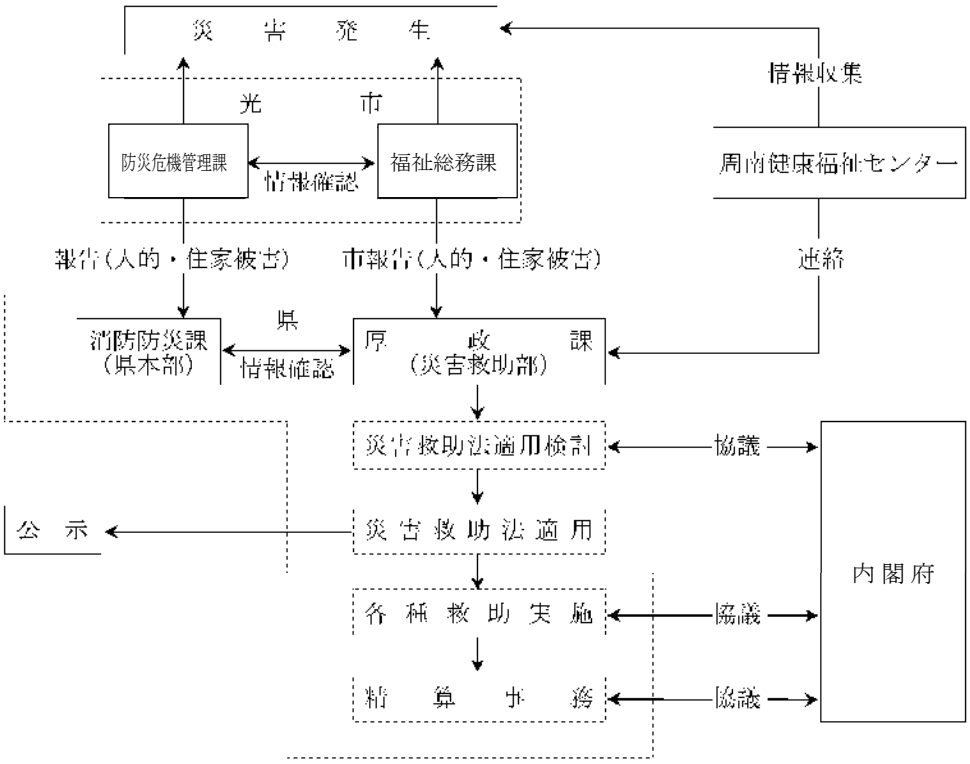

２　実施機関

（１）救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。

（２）市長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。

（３）知事から市長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

（４）委任の範囲及び県、市の実施区分を示すと、次のとおりである。

救助実施内容	実施機関
１　避難所の設置	市
２　応急仮設住宅の供与 （１）建設 （２）入居予定者の選考、敷地の選定	 県 市
３　炊き出しその他による食品の給与	市
４　飲料水の供給	市
５　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市
６　医療及び助産	県・市
７　被災者の救出	市
８　被災した住宅の応急修理	市
９　障害物（土石、竹木等）の除去	県・市

10　生業に必要な資金の貸与	県
11　学用品の給与	県・市
12　遺体の捜索	市
13　遺体の処理	市
14　埋葬	市

（５）委任事項の報告

救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告するものとする。

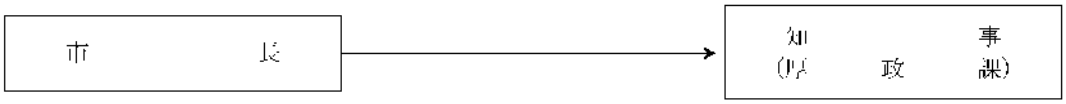

３　適用基準

県及び市は、次の基準に基づき救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めた場合は、第２項に示す手続きを行う。

（１）当該市町の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。

ア　住家滅失世帯基準数

市町区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

イ　光市における適用基準

人口（令和2年10月１日現在）	適用基準
49,798人	80世帯

（２）県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、市の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の１／２以上に達したとき。

（３）県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数である場合

（４）災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失した場合

（５）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

備考

適用基準の算定方法（単位：世帯）

適用基準＝（全壊・全焼・流失等）＋｛（半壊・半焼等）×$\frac{1}{2}$｝＋｛（床上浸水・土砂の堆積等）×$\frac{1}{3}$｝

第２項　適用手続き

１　適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

（１）報　　告	ア　市長 （ア）市長は、光市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 （イ）適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 （ウ）報告内容　被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 （エ）報告系統　第１項「１　災害救助法事務処理系統図」による。 （オ）報告主任の設置
	イ　県知事 （ア）災害報告主任の設置（厚政課） （イ）内閣府に対する情報提供事項 ・災害の発生日時及び場所 ・災害の原因及び被害の概況 ・被害状況調 ・既にとった措置及びとろうとする措置 ・救助法適用の有無 ・適用した場合は、市町別適用地域名 ・適用見込みの場合は、その旨及び市町名 ・救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・その他必要な事項 （ウ）情報提供の区分及び時期 ・発生情報――災害発生直後 ・中間情報――応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・確定情報――被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
（２）適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに次により公告するものとする。 （公告形式） ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に災害救助法による救助を実施する。

２　適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができるものとする。

この場合、直ちにその状況を知事（厚政課）に報告しなければならない。

第３項　救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

第４項　応急救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を実施することになるが、具体的な実施方法は、本計画の各章・節に定めるところによる。

救助の種類別業務実施区分の基準

救　助　の　種　類	該当地域防災計画編	担　当　部　局　名
救助の総括	本章「災害救助法の適用計画」	防災危機管理課、福祉総務課
被害状況等の調査・報告	本編第２章第２節「災害情報収集・伝達計画」	防災危機管理課ほか各課
避難所の設置	本編第５章第２節「避難所の設置運営」	福祉総務課、市教育委員会、商工振興課ほか施設管理課
応急仮設住宅の供与	本編第11章第１節「応急仮設住宅の供与」	建設上の措置―県又は建築住宅課、都市政策課 対象者、敷地の選定―福祉総務課、建築住宅課
被災住宅の応急修理	本編第11章第２節「被災住宅の応急修理」	建築住宅課
炊き出しその他による食品の給与	本編第９章第１節「食料供給計画」	福祉総務課ほか
飲料水の給与	本編第９章第２節「飲料水供給計画」	市水道局
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	本編第９章第３節「生活必需品等の供給計画」	確保措置及び輸送―県　調査、割当、配分―福祉総務課、商工振興課等
学用品の給与	本編第16章第１節「文教対策」	市教育委員会
医療及び助産	本編第４章第２節「医療等活動計画」	病院局、健康増進課、福祉総務課、県、日赤県支部
被災者の救出	本編第４章第１節「救助・救急計画」	健康増進課、福祉総務課、病院局、消防団、消防本部ほか
遺体の捜索、処理、埋葬	本編第10章第２節「遺体の処理計画」	環境政策課、市民課、病院局
障害物の除去	本編第10章第３節第３項「障害物除去計画」	監理課、道路河川課

輸送車両の確保	本編第７章第３節「輸送車両等の確保」	防災危機管理課
賃金職員等の雇上げ	本編第８章第２節「賃金職員等の雇い上げ計画」	防災危機管理課、福祉総務課ほか各課

第５項　強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

１　従事命令及び協力命令

（１）従事命令

一定の職種の者（医療、土木建築工事又は輸送関係者）を救助に関する業務に従事させることができる。（救助法第７条）

（２）協力命令

被災者、その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。（救助法第８条）

２　管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

（１）管理、使用、保管命令及び収用

ア　知事は、次に掲げる場合において施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し、又は救助に必要な物資を収用することができる。（救助法第９条第１項）

（ア）救助を行うため特に必要があると認めるとき。

（イ）救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ　管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限

ウ　使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり、土地、家屋、物資を物的に利用する権限

エ　保管

災害時の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

オ　収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売惜しみしているような場合、その物資を収用する権限

カ　公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋を所有する者に対して、公用令書を交付して行うものとする。

（２）損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべ

き損失を補償する。（救助法第26条第２項）

第６項　市長の事務

１　救助事務処理上必要な帳簿の整備、記録、保存

（１）市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存するものとする。

（２）救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

２　被災者台帳の作成

市長は、被害状況の調査により、各世帯別の被害を確認したときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、救助法による救助の実施について必要な「被災者台帳」を速やかに作成するものとする。

３　罹災証明書の発行

市長は、救助の実施のため必要があるとき、又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。

（１）罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。

（２）災害の混乱時においては、「仮罹災証明書」を発行し、後日「罹災証明書」と取り替えることができるものとする。

第２節　賃金職員等の雇い上げ計画

各課共通

大規模災害時には、市の機関の災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では、救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関して市がとるべき措置について定める。

第１項　実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、各応急対策実施部において担当するものとする。

第２項　雇い上げ方法等

１　方法

（１）災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

（２）求人を受けた公共職業安定所は、求職者のうちから適格者を紹介する。この場合、当該地での確保が困難な場合は、他の公共職業安定所等の協力を得て対応するものとする。

２　給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、賃金職員等を使用した地域における通常の実費を支給する。

３　救助法による賃金職員等の雇い上げ

（１）賃金職員等雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動の万全を期するため、市長は、次の

範囲で救助の実施に必要な賃金職員等を雇い上げる。

対　象　種　別	内　　容
被　災　者　の　避　難	災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、市長等が雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	1　医療救護班による対応ができない場合において、患者を病院、診療所へ運ぶための賃金職員等 2　医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 3　傷病が治癒せず重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被　災　者　の　救　出	1　被災者救出行為そのものに必要な賃金職員等 2　救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための賃金職員等
飲　料　水　の　供　給	1　飲料水そのものを供給するための賃金職員等 2　飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員等 3　飲料水を浄化するための医薬品の配布に要する賃金職員等
救済用物資（義援物資を含む。）の整理、輸送及び配分	1　救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 2　救済用物資の被災者への配分にかかる賃金職員等
遺　体　の　捜　索	1　遺体の捜索行為自体に必要な賃金職員等 2　遺体の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺　体　の　処　理 （埋葬は除く。）	1　遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 2　遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特　　例 （特別基準）	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 （ア）埋葬のための賃金職員等 （イ）炊き出しのための賃金職員等 （ウ）避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

（２）期間

雇い上げ期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難い場合は、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、期間延長ができる。

（３）経費

賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト

第１　食料の供給

１　応急用米穀の供給

（１）供給実施者

ア　市が実施

イ　市による実施が困難な場合　⇒　県（救助総務班）へ申請

（２）供給必要数量の把握

ア　被災者、災害救助従事者数の把握

イ　被災者ニーズの把握

（３）救助法適用時

ア　知事が政府米等を直接買受け市へ引渡　⇒　市が供給実施

イ　通常の供給方法では供給不能　⇒　県（救助総務班）へ供給要請

ウ　上記の手続きができず緊急を要する場合　⇒　直接、農林水産省総合食料局長に引渡要請

２　副食等の供給

（１）災害応援協定締結業者、農協、商工会議所等の関係団体から調達

（２）市内で調達困難　⇒　県に要請

３　食料の輸送

輸送車両の手配　⇒　総務対策部総務班

４　炊き出しの実施

（１）炊き出し場所　⇒　避難所又はその近くの適当な場所

（２）要配慮者へ配慮（温かいもの、軟らかなもの等）

第２　飲料水の供給

１　給水方法

（１）給水状況、住民の避難状況等の把握

（２）最低必要量の確保　⇒　１人１日３リットル

（３）輸送車両、給水タンク、ポリ容器等の確保

（４）緊急性の高い施設（医療機関・社会福祉施設等）から給水実施

（５）状況により、消毒、水質検査の実施

２　給水拠点　⇒　避難所、給水必要地区等

３　応援要求

（１）応援要請先

〔通常〕　⇒　周南健康福祉センター

〔緊急〕　⇒　直接隣接市町

※状況により自衛隊へ給水支援要請

（２）明示事項　⇒　①供給水量、②供給方法、③供給地・現地の道路状況、④供給期間等

４　水道施設等被害時の報告

周南健康福祉センターを通して県生活衛生課へ報告

第３　生活必需品等の供給

１　調達体制の確立

（１）調達担当　⇒　産業対策部商工観光班

（２）民間業者等との協力体制の確保

（３）被災者ニーズの把握（必要量・品目）

※要配慮者に配慮した生活必需品の調達

２　物資仕分け・配分体制の確立

（１）仕分け・配分担当　⇒　福祉対策部福祉救助班

（２）輸送車両の確保

３　応援要請

〔要請先〕　⇒　県厚政課、周南健康福祉センター

第４　市の輸送拠点

１　物資集積場所　⇒　県立光高等学校

２　上記施設を県（厚政課・周南健康福祉センター）に連絡

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また生活必需品等の確保についても重要な対策となるため、必要な事項を定める。

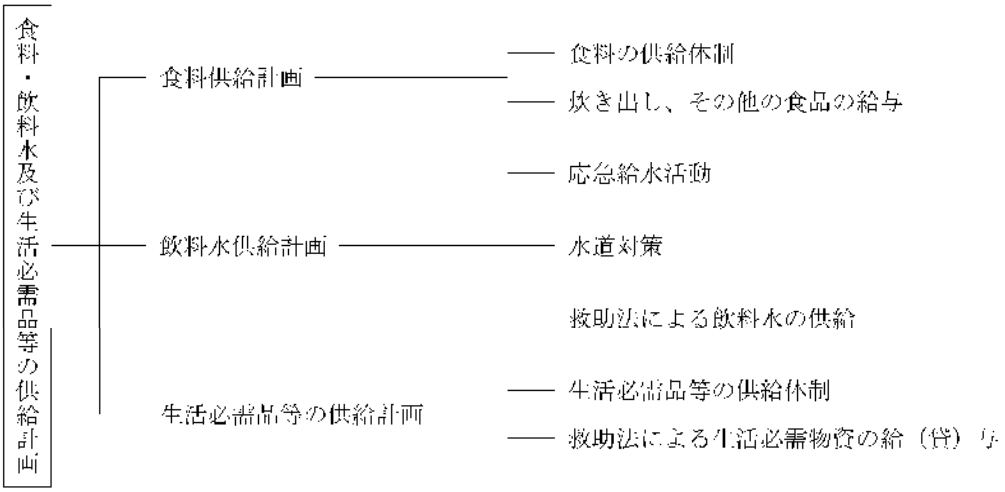

第１節　食料供給計画

防災危機管理課　商工振興課
農林水産課　福祉総務課

大規模な災害の発生等により、流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給について、必要な事項を定める。

第１項　食料の供給体制

応急用食料の供給は、市が実施機関として実施するものとするが、供給が困難な場合には、県に対して主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給を要請する。

なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

１　主食の供給

（１）応急用米穀の供給

災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

ア　「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置

救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又は知事から救助事務を委任された市にこれを引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

（ア）救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市（総務対策部総務班）は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。

（イ）県は、被災地の場所、状況等を考慮のうえ、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。

（ウ）農林水産省農産局長は、受託事業体に対し、県又は県の指示する者（原則として光市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

（エ）県又は県の指示する者は、受託事業体より災害救助用米穀の引渡を受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。

（オ）市は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡を必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡を要請することができる。

災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図

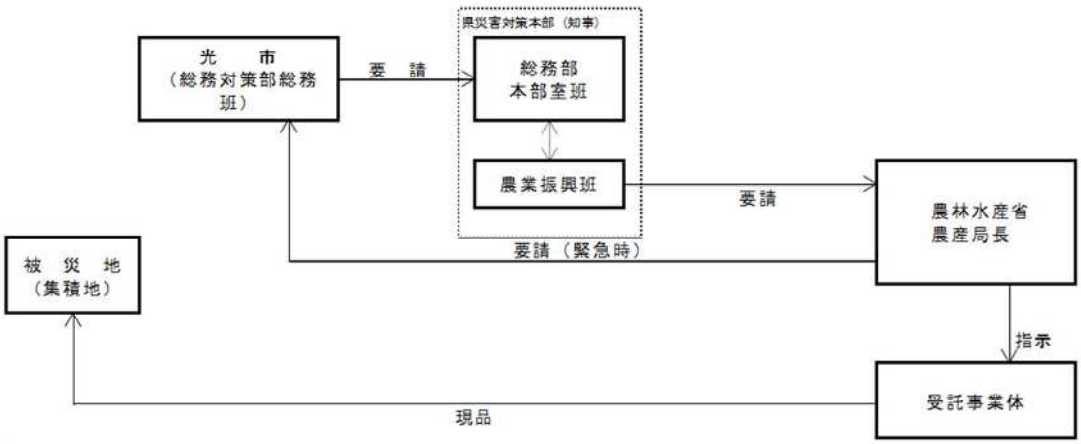

２　副食等の供給

（１）市は、災害の状況に応じ次の食料について、災害応援協定締結業者、農協、商工会議所等の関係団体から調達を行うものとする。

〔パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等〕

（２）市内関係団体だけでは必要量の副食等を調達することは困難と判断した場合は、直ちに県に要請するものとする。

調達時の留意事項

① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、また寒い時期には温かなものなど)。
② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

３　食料の輸送

（１）輸送方法

ア　調達した食料は、市の物資集積拠点である「県立光高等学校」に集積し、福祉対策部福祉救助班を中心とする職員、ボランティア等により仕分けの後、各避難所等へ輸送するものとする。輸送車両の手配は、総務対策部総務班が行う。

イ　県が調達した食料については、実施機関である市が直接引き取ることを原則とし、被災状況、輸送距離等から県自ら輸送することが適当と認めるときは、県が市指定の集積地（県立光高等学校）までの輸送を行う。

（２）自衛隊等への輸送要請

知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

第２項　炊き出し、その他の食品の給与

大規模災害発生時には、住家被害も多数にのぼり自宅で炊飯等ができない、また流通機構も一時的に混乱、麻痺し、食料品等の購入も思うようにならず、被災者は日常の食事にも困窮する。

このため、被災者に応急的に炊き出し、その他の食品の給与が必要となる。

１　実施機関

（１）救助法による炊き出し等の食品の給与は、知事から委任された市長が実施する。

（２）大規模災害のため、市だけでは炊き出しの実施が困難と判断した場合は、直ちに県に炊き出しの実施の応援を要請するものとする。

２　食品の給与措置

（１）対象者

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

なお、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、市において炊き出しの対象とすることができる。

（２）給与の方法

ア　炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。

適当な場所がない場合は、飲食店又は旅館等を使用することも認められる。

イ　食品の給与は、現に食し得る状態にある物を給する。(現金、原材料等の給与は認めない。)

ウ　食品の給与は、産業給食（弁当等）によってもよい。

エ　乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

オ　高齢者等要配慮者に対する食品の給与は、温かいもの、軟らかなもの等に配慮するものと

する。

（３）給与のための費用

救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は、県が負担する。

（４）給与の期間

災害発生の日から７日以内。ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第２節　飲料水供給計画

水　道　局
生活安全課

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要となるが、大規模災害の発生時には、給水施設、設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により、給水機能が麻痺することが考えられる。

このため、飲料水の確保及び応急給水の実施等について必要な事項を定める。

第１項　応急給水活動

１　応急給水活動系統図

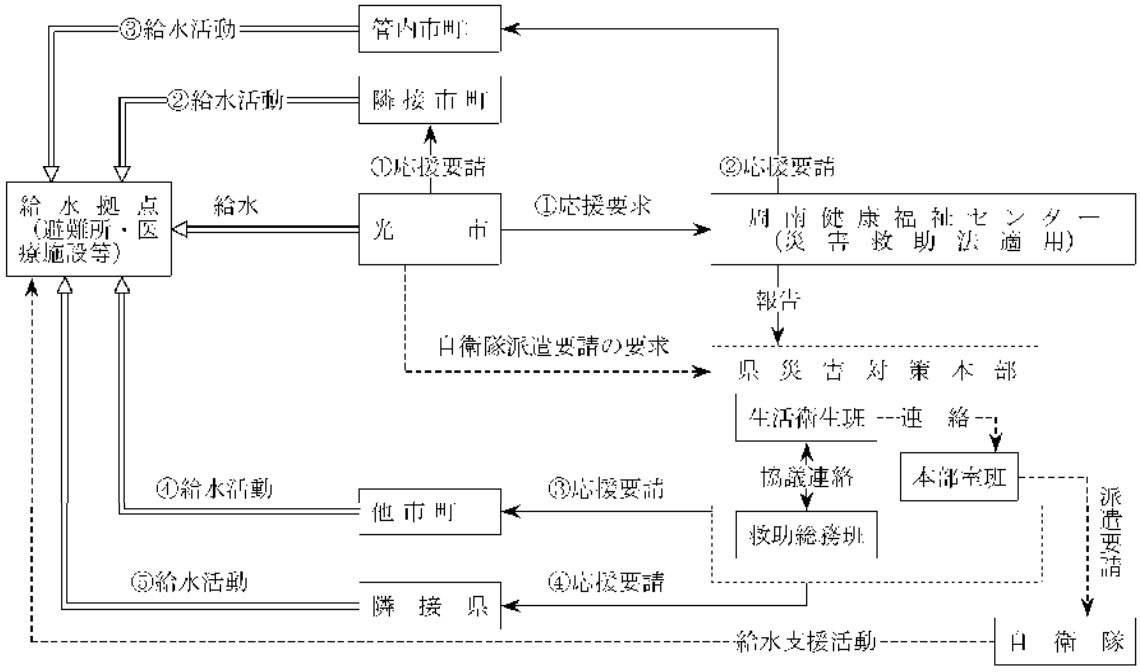

２　実施機関

（１）被災者に対する応急給水は、応急給水計画に基づき、市長が実施する。

（２）県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し、応援要請を行う。

また、自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

３　実施場所

避難所、又は給水必要地区等を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

４　給水の方法

（１）災害時における供給水量の基準

ア　飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３リットルの給水を基準とする。

イ　生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

給　水　条　件	給水基準量	備　　考
救助法による飲料水の供給	１人１日当たり ３リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

（２）給水の確保

ア　被災地において飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ　通常使用していない井戸水、また飲料水が汚染した場合にあっては、ろ過器により浄水し、かつ、消毒して供給するとともに、必要に応じて検査を実施する。

ウ　防疫その他衛生上、浄水（消毒）の必要があるときは、浄水剤（消毒剤）を投入して給水し、又は使用者に浄水剤（消毒剤）を交付して、飲料水を確保するものとする。

５　給水体制

（１）市長（水道対策部水道庶務班）は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

（２）車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器、ペットボトル「光の水」等の応急給水用資機材を活用し、市水道局保有車両及び雇い上げ車両などにより輸送する。

（３）道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ過器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

（４）光総合病院、大和総合病院、市内医療機関、救護所及び社会福祉施設等への給水については、必要な情報収集に努め、万全を期する。

給水時の留意事項

①　給水の優先順位
　給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。
②　要配慮者への配慮
　一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

6　給水の応援要求

（1）県への給水応援要請

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、周南健康福祉センター（環境保健所）に次の事項を明示して応援要求を行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接隣接市町に行うことができる。

応援要請時の明示事項

①　供給水量（何人分又は１日何リットル）
②　供給の方法（自動車搬送、その他の方法）
③　供給地（場所）及び現地への道路状況
④　供給を必要とする期間
⑤　その他参考となる事項

（2）自衛隊への給水支援要請

自衛隊の給水支援を必要とするときは、市本部（総務班）は、直ちに県災害対策本部本部室班（防災危機管理課）に対し要求を依頼するものとする。

7　給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

（1）給水施設等の整備

ア　市水道局の措置

（ア）市水道局は、水道施設、設備等の災害に対する安全性の確保のため、必要に応じて施設の補強を計画的に実施するものとする。

（イ）市水道局は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備する。

イ　重要な施設の管理者等の措置

病院、避難所、多数の入園（所）者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じるものとする。

（2）給水拠点の整備

市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所あるいはその周辺地域に、給水設備、応急給水槽等を計画的に整備するものとする。

（3）資機材の整備

市水道局は、応急給水に必要な資機材の計画的な整備に努める。

第２項　水道対策

１　市における対策

市における水道応急対策は、次のとおりとする。

（１）災害発生後、速やかに水道施設の被害調査を実施する。

（２）住民、自治会長及び避難所開設職員から断水情報を収集し、断水状況を把握する。

（３）被害状況を速やかに把握し、効率的な応急復旧活動を実施する。なお、応急復旧に当たっては、医療機関、避難所、社会福祉施設等緊急性の高い施設から行う。

（４）復旧資機材又は復旧作業要員が不足する場合には、県及び他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

２　水道施設被害報告

市は、水道施設等に被害が生じた場合には、下記の報告を周南健康福祉センター（環境保健所）を通して県生活衛生課に報告するものとする。

・市長 ――――――――「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」

・水道事業者――――「水道事故報告書」

第３項　救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、あるいは飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は、被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限度必要量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

１　実施機関

被災者に対する飲料水の供給の実施は、知事から委任された市長が実施する。

２　飲料水供給の措置

（１）対象者

災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者

（２）飲料水供給の方法

ア　災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。

イ　飲料水の供給という中には、ろ過器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。

（３）給水量の基準

１人１日最低３リットル

※　法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。

（４）飲料水供給のための費用

救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担する。

ア　水の購入費

イ　給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費

ウ　浄水用の薬品及び資材費

エ　供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

（５）飲料水供給の期間

災害発生の日から７日以内。ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することがで

きる。

第３節　生活必需品等の供給計画

防災危機管理課　福祉総務課 商工振興課

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により、日常生活に必要な物資を喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第１項　生活必需品等の供給体制

生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

１　生活必需品等の調達・供給経路図

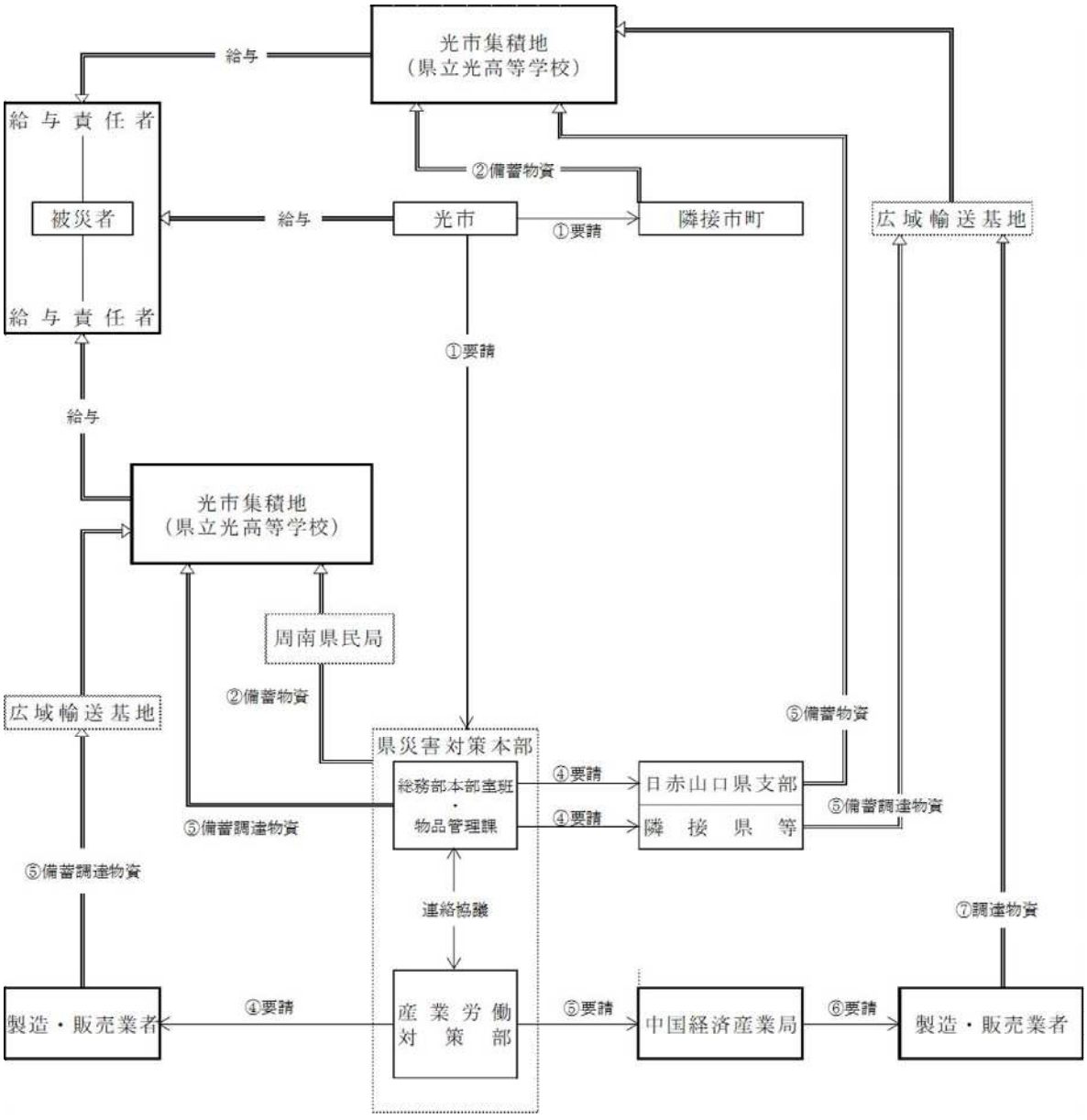

２　生活必需品等の確保

（１）備蓄、調達体制の確立

市は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。

なお、調達に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮した生活必需品を調達するものとする。

また、小口・混載の救援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要なものに限定する。

調達時の留意点

① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
② 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

（２）応援要請

市の備蓄又は調達物資をもってしてもなお物資が不足する場合は、県に対して確保を要請するものとする。

（３）民間業者等との協力体制

市は、災害時における物資調達について災害応援協定を活用するなど民間業者等との協力体制の確保に努める。

３　生活必需品等の給（貸）与

（１）給与基準

被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ、一時的に被災者の生活を安定させるものであることから、被災者への給与基準は市の定めるところによる。

（２）被災者への物資の給（貸）与の実施責任者

被災者に対する物資の給（貸）与の措置は、市長が行う。

（３）市の実施内容

ア　市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（防災危機管理課）と協議し、あらかじめ定めておく。

イ　災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長（福祉対策部福祉救助班）が実施する。

なお、災害発生当初から日にちの経過とともに、被災者のニーズが変化していくため、ニーズの把握と適切な生活必需品の給（貸）与に努める。

ウ　市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（防災危機管理課）に応援を要請する。

４　生活必需品等の物資集積拠点

集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅

速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する必要がある。

このため、市は、市の物資集積拠点である「県立光高等学校」に調達した生活必需品や他市町から送付された救援物資を集積し、福祉対策部福祉救助班を中心とする職員、ボランティア等により仕分け、配分等を行うものとする。なお、市は、県立光高等学校が市の物資集積拠点である旨を県に連絡しておくものとする。

救　援　物　資　集　積　場　所

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
県　立　光　高　等　学　校	光市光井六丁目689番地３	0833―72―0340

５　輸送体制

調達物資の輸送車両の手配は、総務対策部総務班が行う。「県立光高等学校」に集積された物資は、福祉対策部福祉救助班を中心とする職員、ボランティア等により種別に区分し、各避難所等の必要数量に仕分けを行い配送する。なお、必要により市管理車両以外の車両の確保に努めるものとする。

第２項　救助法による生活必需物資の給（貸）与

災害によって住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の物資を給（貸）与し、一時的に被災者の生活を安定させるために必要な措置について定める。

１　対象者

次の要件を満たす者であること。

（１）災害により、住家に被害を受けた者等であること。

この場合の住家被害の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水である。

（２）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。

（３）被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

２　給（貸）与の方法

（１）物資の購入計画

物資の購入については、市からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。

この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、県は、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとる。

（２）物資の確保及び購入の措置

ア　市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第２の調達除外物品（災害用物品）として県災害対策本部（総務部本部室班）が行うものとする。

イ　物資の確保について、県災害対策本部（商工総務班）が協力するものとする。

ウ　現地において調達可能な物資については、市長において措置するものとする。

３　物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア　原則として県災害対策本部（総務部本部室班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

イ　送達経路

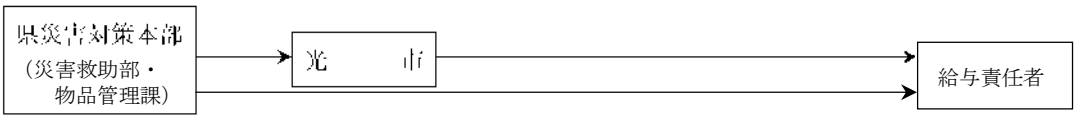

（2）割当及び配分

ア　知事又は知事から委任された市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行うものとする。

イ　備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積り方は、時価評価による。

ウ　被災者に対する物資の直接支給の配分は、知事又は知事から委任された市長が実施するものとする。

４　被服、寝具その他生活必需品の品目

品　　目	内　　容
寝　　具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団
外　　衣	洋服・作業衣・子供服
肌　　着	シャツ・パンツ等の下着類
身　回　品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊　事　道　具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食　　器	茶わん・皿・箸等の類
日　用　品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類
光　熱　材　料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

原則として以上の８品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。

５　物資給（貸）与の期間

災害発生の日から10日間以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了するものとする。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、知事に申請し内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第１０章　保健衛生・動物愛護管理計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　防疫活動 １　防疫班、検病調査班の編成 〔不足する場合〕　⇒　県災害救助部へ派遣要請 ２　防疫・保健衛生用資機材の備蓄及び調達 **第２　遺体の捜索** １　労務者の雇い上げ、日赤奉仕団等の協力により実施 ２　光警察署、徳山海上保安部との連携により実施 **第３　遺体の処理** １　実施者　⇒　医療救護班又は医師 ２　収容及び一時保存場所の確保 ３　遺体処理票・遺留品処理票・埋火葬許可証の準備 **第４　埋　　葬** １　火葬場の処理状況の把握 ２　棺、骨つぼ等の業者との調達体制の確立 **第５　廃棄物処理** １　災害廃棄物等の発生量の推定 ２　緊急度等を勘案し、第１対策～第３対策に区分した処理 **【留意点】**　⇒　①適切な分別処理、②リサイクルの推進 ３　ごみ集積場の確保 **第６　し尿処理** １　し尿排出量の推定 ２　収集順位の決定 ３　仮設トイレの確保 （１）民間リース業者との協力体制の確立 （２）要配慮者に配慮した設置 **第７　障害物の除去** １　被災状況の早期把握 ２　除去方法 （１）住居関係　⇒　「障害物除去対象者名簿」の作成 （２）道路関係　⇒　緊急啓開路線の優先除去 ３　一時集積場所の確保 **第８　動物愛護管理**

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生、さらには感染症や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を与えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。

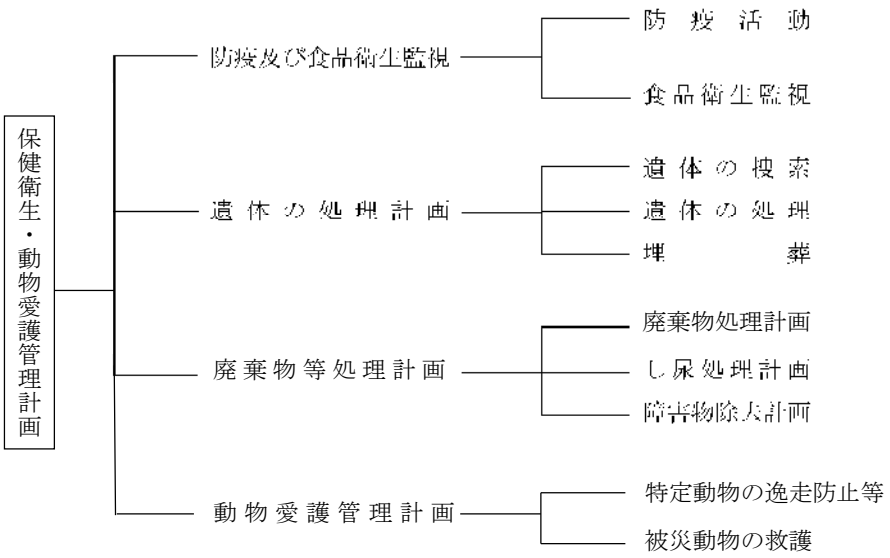

第１節　防疫及び食品衛生監視

健康増進課

災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第１項　防疫活動

災害時における防疫は、県（山口県事務委任規則第３１条第５項第１号(34)及び(36)により保健所長へ事務委任）の指示・命令に基づき市長が実施するものであるが、市のみによることは困難であることから、市は、県及び他市町村と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

対　策　系　統

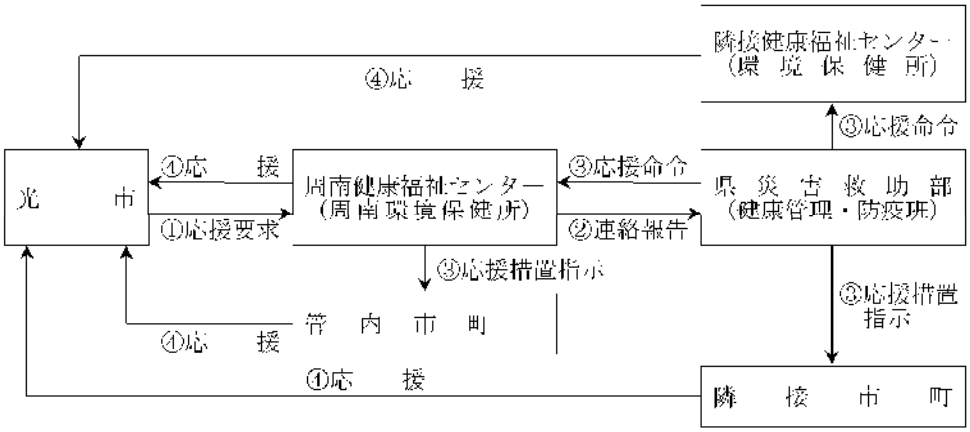

１　市の防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫駆除等を行う。

（１）防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、次の基準により防疫班及び検病調査班を編成するものとするが、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

なお、市の実情により、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

防　　疫　　班	衛生技術者１名　・　事務職員１名　・　作業員１名
検　病　調　査　班	保健師又は看護師２名

（２）防疫活動の内容

ア　防疫措置

市は、周南健康福祉センター（環境保健所）と連携し、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防　　疫　　班	①　浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ②　避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③　井戸の消毒を実施する。 ④　感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤　ねずみ族・昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥　生活用水の停止期間中、生活用水の供給を行う。 ⑦　被災地域の清掃を実施する。 ⑧　感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検　病　調　査　班	①　災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域……週１回以上 ・避難所等……状況に応じた適切な回数 ②　検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③　健康診断を実施する。 ④　災害の状況及び感染症発生状況により、知事の指示に基づき種類、対象、期間を定めて臨時予防接種を実施する。

イ　知事からの指示又は命令に基づく措置

市は、知事から次の措置を行うよう指示又は命令を受けた場合は、当該指示に基づき必要な措置を行うものとする。

（ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本章においては「法」という。）に基づく措置

・　感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条第２項）
・　ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条第２項）
・　物件に係る措置（法第29条第２項）
・　生活用水の供給（法第31項第２項）

（イ）予防接種法に基づく措置

・　臨時予防接種の実施（第６条）

（３）応援要請

市のみでは適切な防疫活動の実施が困難な場合は、周南健康福祉センター（環境保健所）に応援を要請するものとする。

（４）記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

２　防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

（１）防疫体制

市（福祉対策部衛生班）は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班を編成する。

（２）防疫・保健衛生用資機材の備蓄・調達

ア　市は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ　資機材の保有状況の把握

福祉対策部衛生班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

区　分	種　類	数　量	保管場所
光地域	噴霧器(エンジン式) （手動）	1 １２	大和保健センター

３　防疫薬剤の使用

（１）防疫薬剤の使用に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第１４条及び１５条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

（２）消毒薬及び対象と使い方

屋外（床下や庭）の消毒は原則不要です。

次亜塩素酸ナトリウムは、汚染の程度がひどい場合や長時間浸水していた場合に使います。

アルコール、塩化ベンザルコニウムは、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合に使います。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム （家庭用塩素系漂白剤でも可）	0.02%に希釈 ①食器用洗剤と水で洗う。 ②希釈した消毒液に５分間浸けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きをする。 ③よく乾燥させる。	0.1%に希釈 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③金属面や木面など色あせが来煮る場所は、水で二度拭きする。

消毒用アルコール （70%以上のアルコール濃度のもの） ※火気のあるところでは使用しない （第４類アルコール）	希釈せず、原液のまま使用する ①洗剤と水で洗う。 ②アルコールを含ませた布で拭く。	希釈せず、原液のまま使用する。 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。 ②アルコールを含ませた布で拭く。
10%塩化ベンザルコニウム （逆性石けん）	0.1%に希釈 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈 ①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。 ②調整した液を浸した布などでよく拭く。

４　市内業者との協力体制の確保

市（衛生班）は、災害発生時の防疫活動に備えて、あらかじめ市内業者との協力体制を確保しておくものとする。

第２項　食品衛生監視

災害時には停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、必要に応じて県によって食品衛生監視班による監視指導が行われ、食品の安全確保が図られる。

１　食品衛生監視班の編成

１班あたりの構成は、２名とし、状況に応じて増員する。

２　食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、周南健康福祉センター所長（周南保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

（１）救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査

（２）ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査

（３）継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導

（４）その他必要と判断される食品衛生指導

第２節　遺体の処理計画

環境政策課　病　院　局
市　民　課

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安

定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第１項　遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

１　実施機関

（１）市

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

（２）県

市からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

（３）光警察署

警備活動に付随し、市が行う遺体の捜索に協力する。

（４）徳山海上保安部

ア　行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ　行方不明者については、巡視船艇、航空機及び潜水士等を活用して捜索に当たる。

ウ　必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。

２　捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となるものである。

３　遺体の捜索期間

（１）救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

（２）上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

４　費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

（１）借上費又は購入費　　船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索作業に使用したものに限る。

（２）修　　繕　　費　　捜索のために使用した機械器具の修繕費

（３）燃　　料　　費　　機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第２項　遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

１　遺体処理の内容

（１）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

（２）遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、遺体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

（３）検案

ア　遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ　検案は、遺体の処理として行う場合は、医療救護班又は医師により行う。

２　遺体処理の方法

（１）実施機関

ア　市長

遺体の処理は、市（病院局対策部診療班）が行う。

（ア）遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

医療救護班又は医師により行う。

（イ）遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、遺体収容所に適当な既存建物がないときには、天幕、幕張り等の設備をする。

（ウ）光警察署、徳山海上保安部による検視及び医療救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

この際、市は、ドライアイスの確保に努めるものとする。

（エ）遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

イ　県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

（ア）遺体収容所へ医療救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置（市が実施する業務）を行う。

このため、医療救護班の医療活動と検案との業務の仕分け等についてあらかじめ整理しておく。

（イ）市の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、市及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

（ウ）警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

ウ　日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき医療救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（２）遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

（３）遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ　遺体の一時保存のための費用

ウ　検案に要する費用

（ア）通常の場合は、医療救護班により実施するので費用は支出しない。

（イ）一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

（４）救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りができない場合に限り、次により取り扱う。

ア　遺体の身元が判明している場合

（ア）県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

（イ）他の県内の市町村に漂着した場合

漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ　遺体の身元が判明していない場合

（ア）身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。

（イ）身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第３項　埋　　葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

１　実施機関

（１）遺体の埋葬は、市（環境対策部環境政策班）が実施する。

（２）県は、市が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

２　埋葬の方法等

（１）埋葬の要件

ア　対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ　災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

（ア）緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。

（イ）基地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であると

き。

（ウ）経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

（エ）埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。

（２）埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア　市は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成のうえ、指定された火葬場に送付する。

イ　市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ　家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ引き渡す。

（３）身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア　身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ　身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ　事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ　火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

光警察署は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

（４）埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長（特別基準）を協議する。

（５）費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

エ　埋葬の際の供花代、読経代、酒代等は、この経費の対象としない。

（６）必要施設の確保

周南地区衛生施設組合は、近隣市町等の火葬場利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制の整備に努める。

（７）体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨

つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保しておく。

３　広域火葬計画

（１）基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、広域火葬を実施するものとする。

（２）処理体制等

ア　大規模災害時には多数の埋葬を必要とすることから、県、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ　県は、山口県広域火葬実施要領に基づき、市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行うとともに、搬送体制の確立を図るものとする。

ウ　市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

エ　その他の事項は、１及び２を準用する。

資 料 編　〔救援施設等〕○火葬場処理能力状況

第３節　災害廃棄物等処理計画

各関係課

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設等の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、災害廃棄物の処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

第１項　廃棄物処理計画

１　実施機関

（１）市

被災地域の清掃は、市（環境生活部清掃班）が実施する。

（２）県（環境生活対策部廃棄物・リサイクル対策課）

ア　周南健康福祉センター（周南環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。

イ　健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議のうえ、市町相互間の補完体制を整えておくものとする。

２　災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内　　容	特　　性
災害によって発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可、適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル不可、適正処理
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは適正処理（市の施設では困難）
	廃船舶	災害により使用できなくなった船舶	リサイクル可能 リサイクル不可能なものは適正処理（市の施設では困難）
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、ＰＣＢ、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理（市の施設では困難）
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの市町の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	適正処理（市の施設では困難）
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂のほか、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物が混入している場合は適正処理
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収、保管管理
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど	
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町・関係業界から提供されたくみ取り式トイ	適正処理

		レの総称）等からのくみ取りし尿	

３　災害廃棄物等の発生量の推定

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用い推計する。

（１）災害廃棄物発生量

項　　目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物量 ＝（全壊・焼失棟数）×１棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6トン／㎡、非木造：1.0トン／㎡ 火災による焼失：0.23トン／㎡
津波浸水ごみの１棟あたりの廃棄物発生量	116トン／棟
１棟あたり平均床面積	木造：118㎡／棟、非木造：329㎡／棟

（２）津波堆積物発生量

項　　目	計算式、パラメータ等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10～1.46トン／㎥

（３）災害廃棄物の種類別内訳比率

項　　目	水害、液状化 揺れ、津波	火　　災	
		木　造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	52%	31%	76%
金属	6.6%	４%	４%
柱角材	5.4%	０%	０%

（４）避難所から発生する生活ごみ量

項　　目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人１日平均排出量
一人１日平均排出量	生活系ごみ収集量／収集人口

４　処理体制の整備

（１）市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県、国関係機関等から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、市が自ら処理することが困難であり地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

（２）対策系統

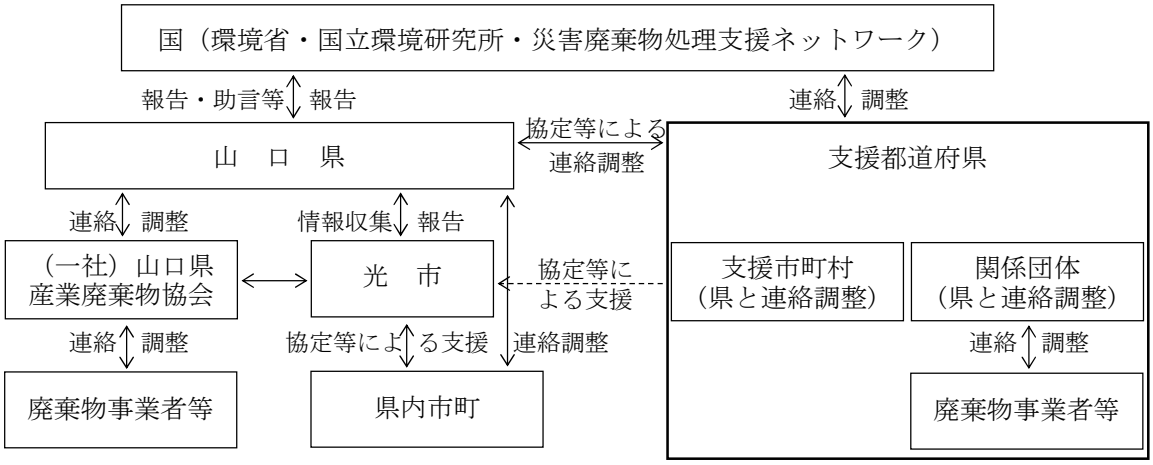

５　災害廃棄物の処理対策

（１）処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、市は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

（２）処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

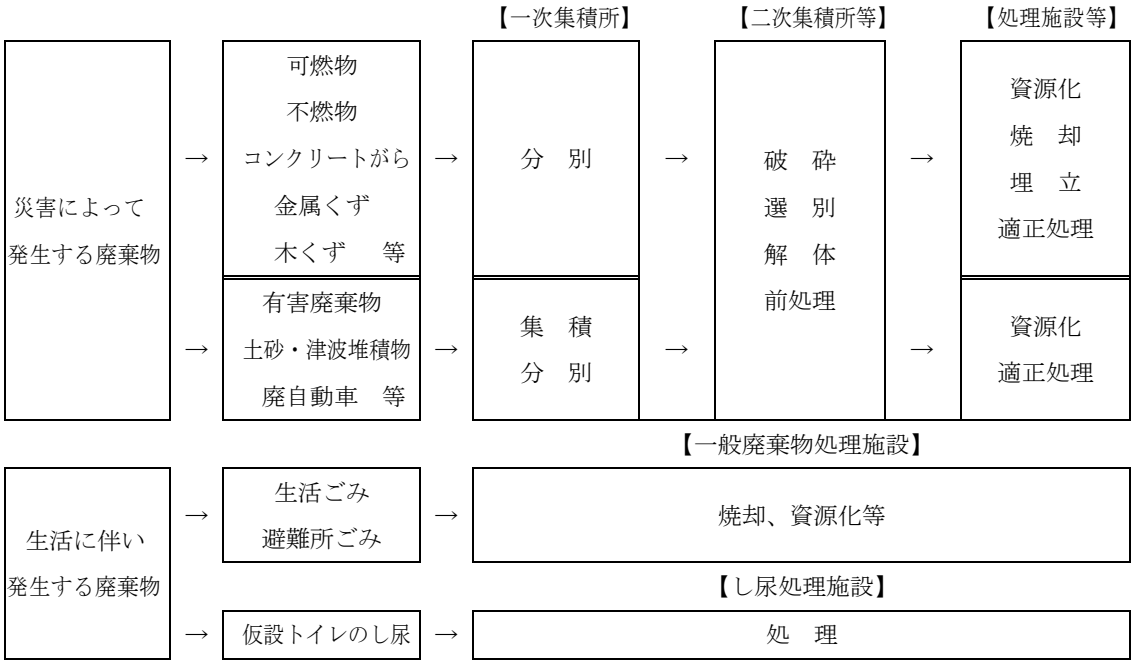

（３）収集運搬体制

ア　一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみ

については、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ　収集運搬体制の編成基準

種　別		数　量	備　考
運搬車（トラック）		１台	一班で１日２０戸を処理する。
作業員		８～１０人	
所要器具	スコップ	作業員相応	
	トビロ		
	手ミ		

（４）仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア　焼却施設が被災することも考慮に入れ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。

その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置場（一次集積所）とするなどの対策を講じる。

項　目	計算式、パラメータ等
面　積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）
集　積　量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処　理　量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物：0.4トン／㎥、不燃物：1.1トン／㎥
積み上げ高さ	５m以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～１

イ　災害時には、粗大ごみ、不燃ごみをはじめ、多様な廃棄物が大量に排出されることから、市は災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置場（二次集積所）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ　仮置場（一次集積所・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留　意　点
仮置場（一次・二次集積所）全般	１　候補地は、以下の点を考慮して選定すること。 ①公園、グラウンド、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ②未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ③二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。 ２　仮置場の候補地については、できる限り土壌汚染の有無等を事前に把握すること。 ３　特に田畑等を仮置場として利用する場合は、環境上の配慮が必要となること。 ４　津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。 ５　二次災害のおそれのない場所であること
一次集積所	１　被災地内の公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること。 ２　住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要があること。 ３　初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておく。

二次集積所	1　災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。 2　災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。 3　災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、搬入路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮すること。 4　搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とすること。 5　グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

エ　必要機材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

（５）環境対策

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

（６）倒壊家屋等の解体・撤去

ア　鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

（ア）市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

（イ）県は、市町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ　解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

ウ　倒壊家屋等の解体撤去に必要な機材及び人員（１班編成）

区　　分	数　量	備　　考
大型ダンプ車	6	（１班の１日の作業量　192ｔ） ※　次の条件による作業の場合 （１）搬出場所が往復１時間の場所にある。 （２）積み込み作業に10分間を要する。 （３）大型ダンプの積載量が４ｔ（10ｔダンプ×40%）とする。 （４）稼働時間を８時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作　　業　　員	3	

※　機材には運転手及び操作員付きである。

（７）有害性・危険性廃棄物

市は、有害性・危険性がある廃棄物を業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項　　目		収集方法	処理方法
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破砕、選別、リサイクル

		電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池		
		ボタン電池	電気店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		自治体で有害ごみとして収集	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		販売店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ、スプレー等		使い切ってから排出する場合は、穴を開けて燃えないごみとして排出	破砕
	消火器		購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃棄物（家庭）	使用済注射器針 使い捨て注射器等		指定医療機関での回収（使用済注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

（８）土砂及び津波堆積物廃棄物の処理

市は、水害に伴う土砂や津波堆積物の取扱いについて、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるヘドロを優先して処理を進める。

（９）思い出の品等の取扱い

市は、写真や位牌、賞状等の所有者にとって価値のある思い出の品等については、市で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。

(10) その他

ア　死亡獣畜処理

（ア）牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

（イ）死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事(周南健康福祉センター(周南環境保健所)）の指示により処分するものとする。

イ　放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱いをすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

６　一般廃棄物の処理施設の復旧

市は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図

る。

資 料 編　〔救援施設等〕○清掃施設・器材等の状況

第２項　し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

１　実施機関

被災地域のし尿処理は、市（環境対策部清掃班）が行う。

２　し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。なお、正確な数値が判明しない場合は、一人１か月約５０リットルとして計算する。

項　　目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人１日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人１日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	［水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）］×断水率×１／２
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
一人１日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

３　し尿処理の方式

（１）被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

（２）家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

（３）避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

（４）市は、仮設トイレの確保のため、民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

（５）野外仮設トイレの設置

ア　仮設トイレの設置基準

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次によるものとする。

項　　目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人１日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400Ｌとする。
収集頻度	３日／回

〔注意事項〕

・　立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。

・　迅速な建設を必要とすることから、環境対策部清掃班は、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

イ　県への応援要請

仮設トイレが不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル対策班）に応援を要請するものとする（別表「災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制」を参照）。

（６）要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

４　処理体制の整備

（１）大規模災害発生時においては、市の処理機能が停止することも想定されることから、市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。

（２）対策系統

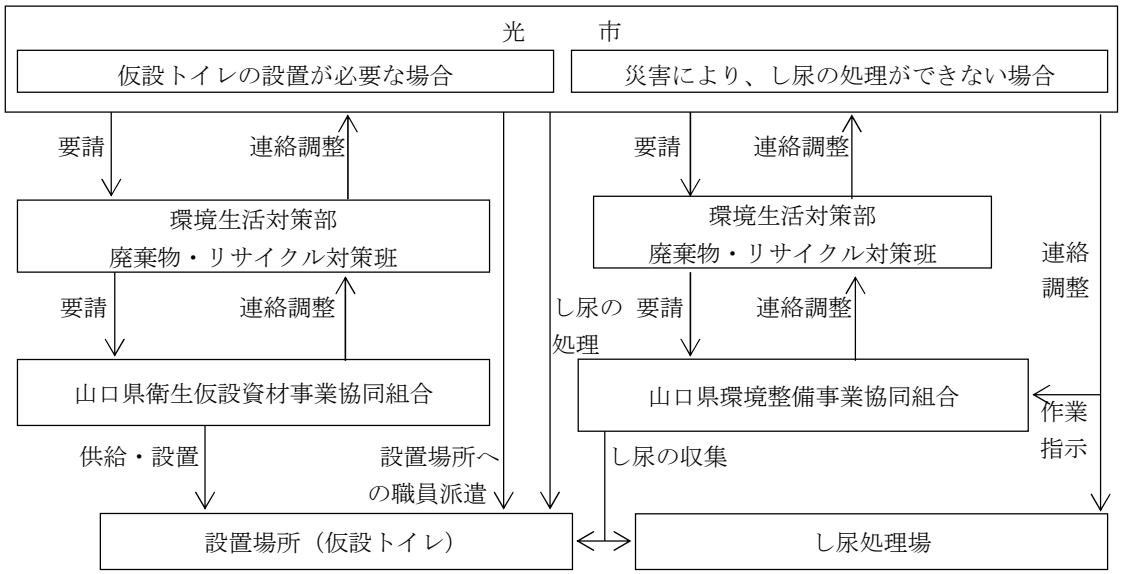

５　処理対策

（１）避難所、空地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

（２）し尿処理班の編成

運搬車（バキューム カー 1.8 トン）	作業員	１日処理戸数	備考
１台	３人	30 戸	

（３）大規模災害発生時においては、市の処理機能は、マヒすることを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

資 料 編　〔救援施設等〕○清掃施設・器材等の状況

第３項　障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

１　住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

（１）実施機関

ア　救助法が適用された災害による障害物の除去は、知事から委任された市長が実施する。

イ　県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう支援する。

（２）障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア　対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ　住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ　日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

（３）障害物除去の方法

ア　対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障者世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ　除去作業の実施

（ア）市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

（イ）労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

（ウ）集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

（４）障害物除去の実施期間

ア　発生の日から10日以内とする。

イ　激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

（５）救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

２　その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

（１）道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県及び関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機　関　名	対　策
光　市 （土木建設対策部土木班）	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県（土木建築対策部）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 （土木建築対策部）	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
光　警　察　署	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力する。
国土交通省中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

（２）河川・港湾、漁港関係障害物除去計画

機　関　名	対　策
光　市 （土木建設対策部土木班、産業対策部農林水産班）	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 （土木建築対策部、水産対策班）	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、徳山海上保安部に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省中国地方整備局	所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
徳山海上保安部	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

（３）汚物

一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる

第４節　動物愛護管理計画

環境政策課

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。

そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

第１項　特定動物の逸走防止等

災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。

第２項　被災動物の救護

１　実施機関等

原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市が関係機関等と連携して実施する。

２　飼い主の責務

（１）平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。

（２）避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。

第１１章　応急住宅計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　応急仮設住宅の建設 １　実施者 知事　⇒　（建設が困難な場合）　⇒　委任された市長 ２　必要戸数の把握 ３　建設場所の選定　⇒　公有地等を優先 **【留意点】**　⇒　①　二次災害に十分配慮 ②　要配慮者に配慮した仕様 **第２　応急仮設住宅の供与** １　入居予定者の選考　⇒　要配慮者世帯に配慮 ２　入居者の決定者 知事　⇒　（委任された場合）　⇒　市長 ３　設備の整った次の施設を確保　⇒　①公営住宅、②民間住宅、③公的宿泊施設 **第３　被災住宅の応急修理** １　被災者の資力、生活条件を調査 ２　市が建設業者に請負わせるか、市直営工事により実施 **第４　建設資機材等の調達** １　調達担当　⇒　土木建設対策部建築住宅班 ２　調達先　⇒　大和町建設業協同組合等 **第５　市営住宅の応急修理** １　被害状況の緊急調査 ２　救助法適用のないことに留意

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。

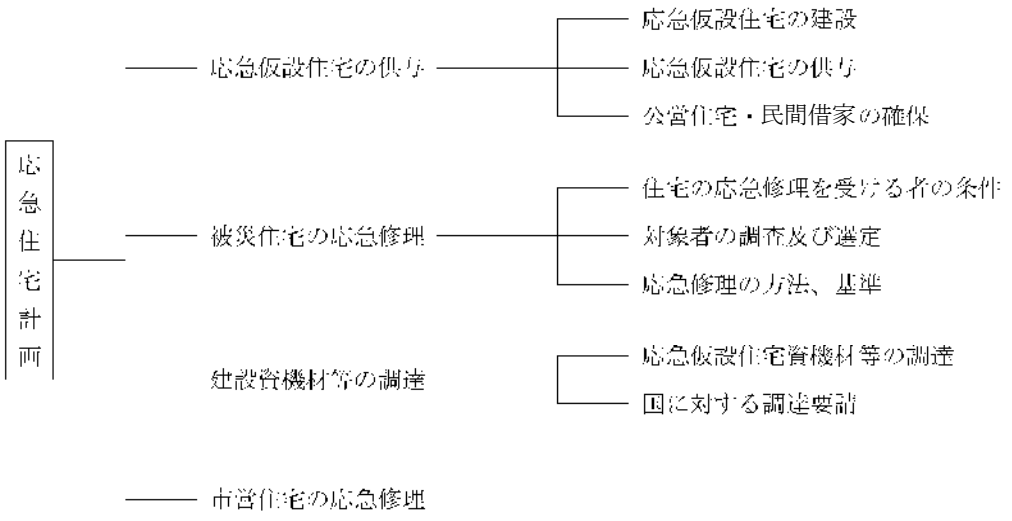

第１節　応急仮設住宅の供与

建築住宅課

第１項　応急仮設住宅の建設

１　供与の目的

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（知事から委任を受けた市長）は、救助法により応急仮設住宅を供与する。

２　応急仮設住宅に収容する被災者の条件

（１）住家が全焼、全壊又は流失した者若しくはこれらに準じる者で、現に居住する住家がない者

（２）自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ　特定の資産がない失業者

ウ　特定の資産がない一人親家庭

エ　特定の資産がない要配慮者

オ　特定の資産がない小企業者

カ　上記に準ずる経済的弱者

（３）災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。（被災地における住民登録の有無は問わない。）

３　建設の実施機関

応急仮設住宅の建設は、原則、知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、知事から委任された市長が実施する。

４　建設場所の選定

（１）建設場所の選定は、原則として市が行い、公有地等を優先して建設敷地を決定する。

なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。

（２）生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能なことから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第22条）

５　建設方法

（１）応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と県土木建築対策部住宅班が協議して定める。

（２）応急仮設住宅は、県が建築業者と契約して建設する。

（３）県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示すものとする。

（４）県は、応急仮設住宅の建設に関して、（一社）プレハブ建築協会の協力を求めるに当たって

は、同協会との協定書に基づいて行うものとする。

（５）応急仮設住宅の建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

６　建設基準

（１）延べ床面積

１戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

（２）１戸建、長屋建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

（３）同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

（４）高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

７　設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（県救助総務班と住宅班が協議して定める。）

８　建設期間

（１）災害発生の日から20日以内に着工する。

（２）災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第２項　応急仮設住宅の供与

１　対象者及び入居予定者の選定

（１）対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。

（２）入居資格については、第１項「２　応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者世帯に配慮すること。

（３）市長は、民生委員の意見を聴くなど、被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。

（４）入居者の決定は、市長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。

２　応急仮設住宅の管理

（１）県（厚政課）が市に委託し、市長が公営住宅に準じて維持管理する。

（２）供与期間

供与できる期間は、建築工事が完成した日から２か年以内とする。

第３項　公営住宅・民間借家の確保

被災者の生活安定を図るうえで住居の確保は、最も重要であることから、県及び市は、積極的に公営住宅・民間借家の確保に努める。

１　公的住宅の確保

県及び市は、次の措置をとるものとする。

（１）県営住宅及び市営住宅の確保に努める。この場合、他の市町に対しても、必要に応じて住宅の確保、提供を要請する。

（２）住宅供給公社等が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。

（３）公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合においては、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

ア　被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の４第７項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び光市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

（ア）入居期間は、原則として１年以内とする。

（イ）収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

（ウ）災害による暫定入居として公募除外対象とする。

（エ）入居期間中の家賃及び敷金は免除する。

イ　被災者か否かは、原則として市が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行う。

ウ　一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

２　民間住宅の確保

（１）被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

（２）民間賃貸住宅の確保に関しては、業界団体に協力を求めることとする。

（３）企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

３　旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第２節　被災住宅の応急修理

建築住宅課

第１項　住宅の応急修理を受ける者の条件

１ 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

(1)　災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

(2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。

２ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

（対象者としては、本章第１節第１項２に準ずる。）

第２項　対象者の調査及び選定

１ 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 市町が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

２ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 市町が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市町が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。

３　上記１、２は、場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する。

第３項　応急修理の方法、基準

１　応急修理の方法等

（１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は、市町から被災者に対して ブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、市内関係団体の協力及び県が締結している山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供される業者名簿の活用等により行う。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。

（２） 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本鳶工業連合会及び（一社）災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。

（３）日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市町長から建設業者への請負又は市町直営工事により行う。 建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

（４）大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総 連合に応援を依頼する。

（５）他の者が行う応急修理は排除しない。

ア　家主が借家を修繕する場合

イ　親類縁者の相互扶助による場合

ウ　会社が自社所有の住家（寮、社宅、飯場等）を修繕する場合

２　修理の範囲

（１） 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまで の間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

（２） 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所 （土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

３　修理の期間

（１）住家の被害の拡大を防止する緊急の修理災害発生の日から 10 日以内に完成させるものとする。

（２）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害発生の日から３か月（災害対策基本法第２４条の３第１項に規定する特定災害対策本部、

同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６月以内）以内に完成させるものとする。

（３）修理の期間の延長

上記(1)・(2)の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第３節　建設資機材等の調達

建築住宅課

第１項　応急仮設住宅資機材等の調達

１　応急仮設住宅の資機材は、関係団体（大和町建設業協同組合、(一社) プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会等）の協力を得て調達する。

２　用材の確保については、土木建設対策部建築住宅班が市内木材業者等から調達するほか、県災害対策本部農林水産対策部林務班が、県災害救助部及び県土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（木材協会）又は生産工場を通じて確保する。

このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておくものとする。

第２項　国に対する調達要請

県は、第１項により、また国有林野産物の払下によってもなお資機材が不足する場合は、国に対して資機材の調達を要請するものとする。

第４節　市営住宅の応急修理

建築住宅課

被災した市営住宅については、市において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

なお、市営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであることに留意する。

第１２章　水 防 計 画

監　理　課　道路河川課

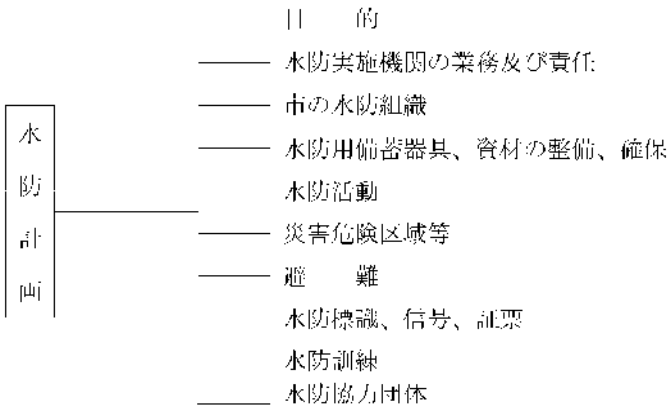

第１項　目　的

光市における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減するため、市の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

なお、この章において、「法」とは水防法をいう。

第２項　水防実施機関の業務及び責任

１　市（法第３条）

市は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。なお、本市は法第２条にいう水防管理団体であり、法第４条に基づく知事の指定により指定水防管理団体（水防管理者―市長）である。

（１）組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団（消防団）、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（２）浸水想定区域の指定があった場合の措置（法第15条）

浸水想定区域ごとに、次の事項を地域防災計画に定めるものとする。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内に洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なものがある場合には、当該施設の名称及び所在地

オ　エにおいて、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

カ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（３）上記（２）に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

（４）水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ光市防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。（法第33条）

２　県（法第３条の６）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

３　気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

４　ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

５　居住者等の水防義務（法第24条）

市内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関（消防本部、消防署をいう。以下この計画において同じ。）の長が、水防のためにやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

６　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自

身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

7　安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

8　河川管理者の協力

河川管理者知事及び市長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（1）水防管理団体に対する河川に関する情報の提供

（2）関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）

＜連絡系統図＞

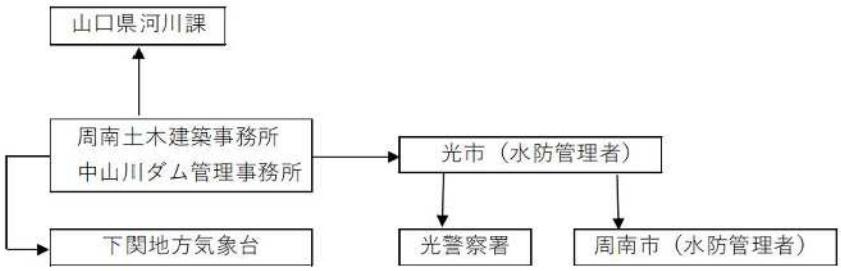

（3）重要水防箇所の合同点検の実施

（4）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（5）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

（6）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３項　市の水防組織

1　水防準備班

気象台から大雨・洪水・高潮注意報の一つ以上が発表されたとき、又は市長が必要と認めたときに、諸情報の総合的把握と水防活動の指示を行うため、道路河川課に水防準備班を設置する。

（注）注意報の種類及び発表基準については、本編第２章第１節第１項「気象警報・注意報」を参照

2　水防本部

気象台から柳井・光地域に大雨・洪水・高潮・津波警報の一つ以上が発表（第２警戒体制）されたとき、又は市長が必要と認めたときに水防本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の組織は、災害対策本部の土木建設対策部として応急対策に従事するものとする。

（注）警報の種類及び発表基準については、本編第２章第１節第１項「気象警報・注意報」を参照

第４項　水防用備蓄器具、資材の整備、確保

１　水防用備蓄器具、資材

（１）備蓄器具、資材の使用

市の水防用備蓄器具及び資材は、資料編のとおりであるが、その使用については、関係各課の要請により、水防管理者（市長）が決定するものとする。

（２）備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

（３）備蓄器具、資材の応援

現有の水防資機材のみでは災害に対処できないときは、県に保有資機材の応援要請を行うものとする。

資 料 編　〔水　　防〕○水防用輸送設備、備蓄器具資材一覧

２　ため池管理者の水防資材、器材の整備

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資材、器材を備蓄するものとする。

３　民間水防用資器材の確認

出水期において、あらかじめその区域内の水防用資器材を保有する店舗等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意するものとする。

第５項　水防活動

１　水位、雨量の情報収集及び連絡

（１）雨量、水位の把握

ア　周南土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて関係市町へ通報する。

イ　県河川課は、水位、雨量の状況について取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

（２）土木防災情報システムによる情報の収集

市（道路河川課及び防災危機管理課）は、土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を収集し、必要により市ホームページ等を活用して当該情報を住民に提供するものとする。

資 料 編　〔気象観測等〕○本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準）
○市内雨量観測所一覧

２　潮位の情報収集及び連絡

高潮警報・注意報が発表された場合にあっては、周南土木建築事務所及び周南港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

また、潮位の異常が認められるときは、その状況、風向、風速の概略その他参考事項を県港湾課へ報告する。

資 料 編　〔気象観測等〕○市内潮位観測所一覧

３　洪水予報

（１）県知事が行う洪水予報（法第11条）

県が管理する河川（島田川）については、法第11条及び気象業務法第14条の２第３項に基づき、県と下関地方気象台が共同して洪水予報を行う。洪水予報が発表された場合は、市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

（２）洪水予報の種類

種　　類	発　表　基　準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、又は避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、又は氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生したとき、又は氾濫が継続しているとき

（３）予報実施区域及び予報基準点

河川名	区　　間		基準点
	上　流　端	下流端	
島田川水系			
島田川	左岸　周南市大字小松原字筏場７番４地先 右岸　周南市大字小松原字城山８１０番２地先	河口	島田

資 料 編　〔気象観測等〕○本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準）

（４）洪水予報の伝達方法

周南土木建築事務所長は、洪水予報を発する際は、洪水予報用紙をメールで市（道路河川課）に送信後、電話で受信確認を行うとともに直ちにその内容を県河川課へ報告するものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

洪水予報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。

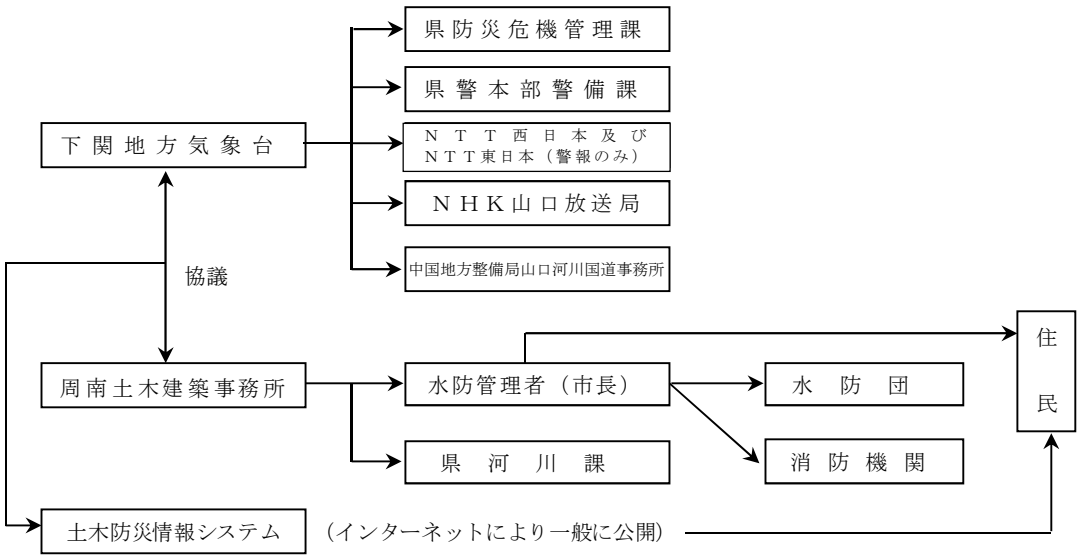

４　洪水浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

災害時に住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国及び県から公表された河川の浸水想定区域において、次の事項を定める。

市は、島田川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示した「光市島田川洪水ハザードマップ」を各世帯に配布、公表する。

市（道路河川課及び防災危機管理課）は、土木防災情報システムを通じて、雨量、水位等の情報を収集し、基準水位に達したときには協議し、市民または要配慮者利用施設へ洪水予報の伝達を行うものとする。

（１）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達

市は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、土木防災情報システム等を通じて、雨量、水位等の情報を収集し、防災行政無線、ＦＡＸ、市ホームページ、ＣＡＴＶ告知端末及びテレビ・ラジオによる報知の依頼、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により伝達を行うものとする。

なお、具体的な伝達方法については、「第３編災害応急対策計画　第２章災害情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

（２）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものである。

なお、具体的な伝達方法については、「第３編災害応急対策計画　第５章避難計画」に定めるところによる。

（３）浸水想定区域内の防災上の配慮を有する施設（要配慮者利用施設）の名称及び所在地並びに当該施設に対する洪水予報の伝達方法

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難に時間を要することから一般の浸水危険区域に対する伝達よりも早めに行うものとする。

伝達時期については、協議のうえ、市（道路河川課）が直接行うものとし、停電時等は必要

に応じ直接伝達を行うものとする。

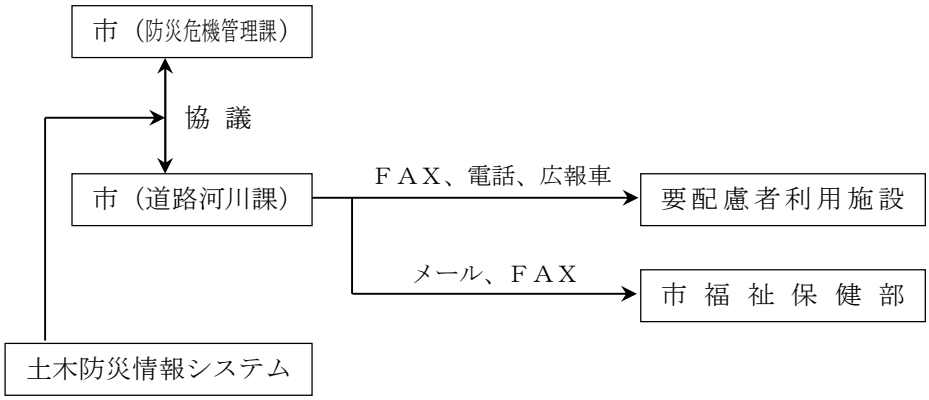

資 料 編　〔水防〕○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覧

５　水防警報（法第２条、第16条）

知事は、指定した河川、湖沼、海岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

（１）知事が発する水防警報（法第16条第１項、第３項）

知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

知事が発する水防警報は、周南土木建築事務所長（周南港湾管理事務所が管理する海岸が含まれる場合については、土木建築事務所長と港湾管理事務所長が協議のうえ連名で）が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに、直ちに警報の内容を県河川課に報告するものとする。

ア　指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図

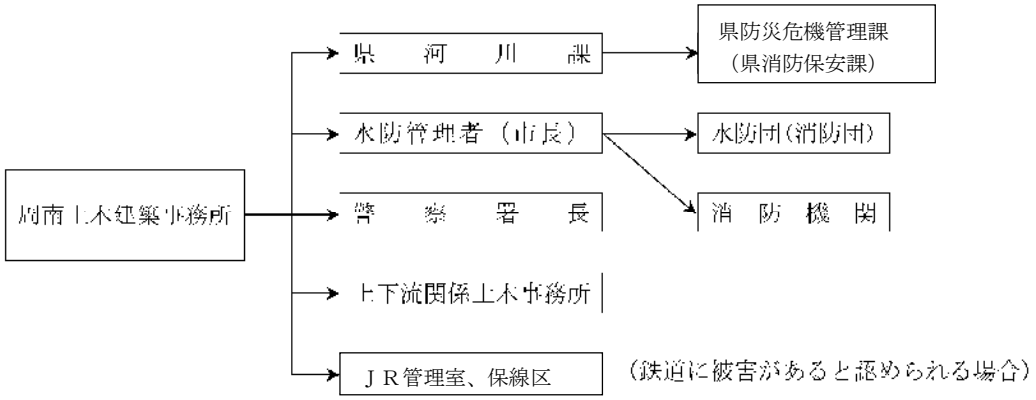

イ　指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図

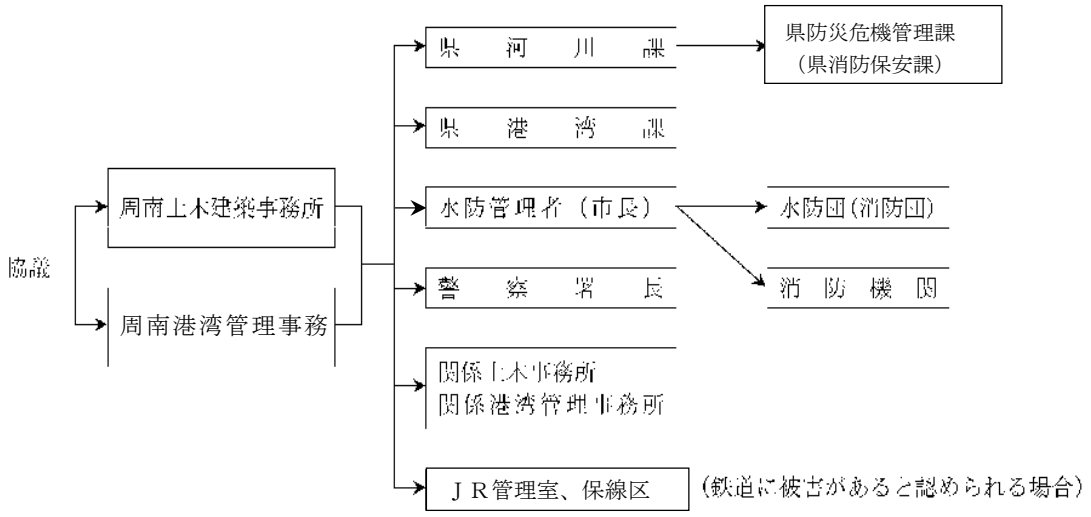

（２）水防警報の伝達方法

周南土木建築事務所長又は周南港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、水防警報用紙をメールで市（道路河川課）に送信後、電話で受信確認を行うものとする。メールの送受信に不具合が生じている場合は、県防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達するものとする。

（３）水防警報の種類、内容及び発令時期（知事が発する水防警報）

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内　　容	発　令　時　期
待機	水防要員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようしておく必要がある旨を警告するもの	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	１　水防資器材の点検、整備 ２　陸閘の操作 ３　逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 ４　河川、その他危険区域の監視 ５　水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
出動	１　水防要員の警戒配置 ２　水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	１　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 ２　危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。

指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	1　河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。 2　災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2　危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内　　容	発　令　時　期
準備	1　陸閘の操作 2　防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3　危険箇所への応急措置 4　住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報の発表に伴い配備した直後、台風の接近等に伴う高潮注意報発表を受けて水防関係各課の指示により配備した直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発表する。
出動	1　水防要員の警戒配置 2　防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3　危険箇所への応急措置 4　住民の避難誘導 5　水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される４時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれがなくなったとき。

（４）水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

水防警報等の発表の指標となる水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）の基準は、資料編に掲載の「本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準)」に定めるとおりである。

資 料 編　〔気象観測等〕○本市に係る水位観測所一覧（水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）基準）

（５）水防警報の発表形式

（例）水防警報第○号　山口県○○土木（建築）事務所発表

○○水位観測所の水位は、○時○分現在○・○○メートルに達しました。１時間に○㎝くらいの割合で上昇しています。水防機関は、出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保して下さい。

６　出動（法第17条）

（１）出動準備

水防管理者（市長）は、次の場合に水防団（消防団）に対して出動準備をさせる。

ア　準備を要する水防警報が発せられたとき。

イ　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動準備の必要が認められるとき。

ウ　気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

エ　津波警報が発せられたとき。

（２）出動

水防管理者は、次の場合には直ちに光地区消防組合消防本部を通じて水防団（消防団）をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるとともに、水防活動に従事する者の安全を確保した上で、必要に応じて水防活動を実施させる。

ア　出動を要する水防警報が発せられたとき。

イ　洪水予報が発せられたとき。

ウ　河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予想され、かつ、出動の必要が認められるとき。

エ　堤防に異状を発見したとき。

オ　風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被害が予知されるとき。

カ　津波による被害が予想されるとき。

７　水防措置

（１）常時監視

水防管理者又は消防機関の長は、巡視員を設け、随時河川、海岸堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（２）非常警戒

水防管理者は、出動準備を命じたときから警戒を厳にし、特に既往の被害箇所、災害危険区域を中心に巡回して、次の状態に注意し、異状を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに周南土木建築事務所長に報告するものとする。周南土木建築事務所長は、必要な措置をとるとともに知事に報告するものとする。

ア　裏法の漏水による亀裂及び欠け崩れ

イ　堤防の溢水

ウ　天端の亀裂又は沈下

エ　表法の亀裂又は欠け崩れ

オ　樋門の両袖又は底部からの漏れ

カ　橋梁の他の工作物と堤防との取付部の異状

資 料 編　〔水　　防〕○市内水防警戒区域一覧
○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧

８　警戒区域の設定（法第21条）

（１）水防管理者は、水防上緊急の必要がある場合においては、水防作業等の円滑を図るため、警

戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じることができる。

（２）警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、（１）の職権を行うことができる。

（３）水防管理者は、警戒区域を設定した場合は、周南土木建築事務所長及び光警察署長に通知するものとする。

９　緊急通行

（１）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（２）損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10　水防作業

（１）決壊、漏水等の通報

堤防が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者は、直ちにその旨を周南土木建築事務所長、光警察署長及び氾濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者に通報するとともに、水防作業を実施しなければならない。

（２）水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異状の起きる時期は、滞水時間によることは勿論であるが、大体水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起きる場合が多く、水位７～８割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料が、その付近で得やすい工法を施行することが必要である。

工法はその選定を誤らなければ、１種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

11　水閘門の操作及び決壊等の通報

（１）水閘門の管理者は、あらかじめ操作員を定めて平時、工作物の点検、整備を厳重にし、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。

（２）水閘門の管理者は、操作員を水門、閘門の操作に当たらせるとともに、連絡員を通じその状況を報告するものとする。

水閘門の管理者は、前項の状況を周南土木建築事務所長、その他関係機関の長に通報するものとする。

（３）農林水産課は、ため池の溢水状況に留意し、特に老朽危険箇所については漏水状態に注意して、必要に応じ樋管の調節による放水を行わせるとともに、異状を発見したときは、速やかに

その状況を周南土木建築事務所長及び周南農林水産事務所所長に通報するものとする。

（４）堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者は、直ちにその旨を周南土木建築事務所長、光警察署長及び氾濫する方向の水防管理者に通報するものとする。

12　警察官の出動要求（法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、光警察署長に対して、警察官の派遣、出動を求めることができる。

13　自衛隊の派遣

本編第６章第２節関連

14　応援、派遣、雇用

本編第６章第１節及び同編第８章第２節関連

15　事前措置及び応急公用負担

本編第３章関連

16　輸送

本編第７章関連

17　水防てん末報告

水防管理団体が水防活動を行ったときは、文書により水防活動終了後５日以内に周南土木建築事務所長を経由して、そのてん末を知事（河川課）に報告するものとする。

資 料 編　〔様 式 等〕○水防活動状況報告書

第６項　災害危険区域等

（注）第２編第４章関連

第７項　避　　難

避難のための具体的な措置は、本編第５章「避難計画」に定めるところによる。

第８項　水防標識、信号、証票

１　水防標識（法第18条）

水防のために出動する優先通行車両の標識は、山口県水防法施行細則第２条に定めるところによる。

２　水防信号（法第20条）

山口県水防法施行細則第３条により知事が定める水防に用いる信号は、次のとおりである。

種類＼発信の方法		警鐘による場合	サイレンによる場合
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止　○休止　○休止	約５秒　約15秒　約５秒 ○－　休止　○－ 約15秒　約５秒 休止　○－

出動信号	水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○休止 ○－○－○休止 ○－○－○	約15秒　約５秒　約15秒 ○－　休止　○－ 約５秒　約15秒 休止　○－
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○－○休止 ○－○－○－○休止 ○－○－○－○	約30秒　約５秒　約30秒 ○－　休止　○－
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約１分　約５秒　約１分 ○－　休止　○－

備考１　信号は、適宜の時間継続すること。

２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

３　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

３　身分証票（法第49条）

水防計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に携帯呈示する身分証票は、次のとおりとする。

（表）

第　　号

水　防　公　務　証

所　属

職氏名

上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第１項の規定により立入りをする者であることを証明します。

年　　月　　日発行

光市長　　㊞

（裏）

水　防　法　抜　粋

（資料の提出及び立入り）

第４９条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

用紙の大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

第９項　水防訓練

１　指定水防管理団体の水防訓練（法第32の2条）

（１）指定水防管理団体（市）は、法第32の2条に定めるところにより、毎年１回以上水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。

（２）（１）の水防訓練は、県及び市防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。

２　その他の水防管理団体の水防訓練

その他の水防管理団体においても、指定水防管理団体の水防訓練に準じ、水防訓練を行うよう努めるものとする。

第１０項　水防協力団体

１　水防協力団体の指定（法第36条）

水防管理者は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により水防協力団体として指定することができる。

２　水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は、次の業務を行う。

（１）水防団（消防団）又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力

（２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

（３）水防に関する情報又は資料の収集、提供

（４）水防に関する調査研究

（５）水防に関する知識の普及、啓発

第１３章　災害警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するため、警察及び徳山海上保安部は、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。

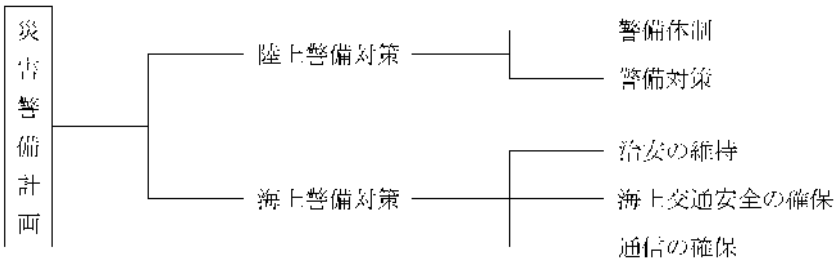

第１節　陸上警備対策

光 警 察 署

警察は、次の対策を実施する。

第１項　警備体制（災害警備実施計画）

１　職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集するものとする。

２　警備体制の種別

（１）第１次体制

ア　管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、災害に関する事前情報等から判断して災害の発生が予想されるとき。

イ　管内において、震度４の地震が発生したとき。

ウ　津波注意報が発表されたとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

（２）第２次体制

ア　管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、相当規模の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

イ　管内において震度５弱の地震が発生したとき。

ウ　県内に津波警報、噴火警報が発せられ、相当規模の災害が発生し、又は情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

（３）第３次体制

ア　管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

イ　管内において震度５強以上の地震が発生したとき。

ウ　大津波警報が発表されたとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

３　警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県災害対策本部の公安部としての活動を実施する。

４　災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備実施計画の定めるところによる。

第２項　警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

１　情報の収集等

（１）被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター等による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

（２）災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

２　救出救助活動等

（１）機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

（２）警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防、自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

（３）行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

３　避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の避難行動要支援者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。

４　危険箇所等における避難誘導等の措置

危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大

を防止するための的確な措置をとる。

5　交通規制の実施

（1）緊急交通路の確保

災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第１項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

（2）一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

（3）緊急交通路等機能の確保

ア　災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の３に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ　信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる。

6　遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市町が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配意し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7　二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市町村災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8　社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9　災害情報等の伝達

（1）被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

（2）相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため警察官の立寄り等の活動を推進する。

10　通信の確保

災害により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図る。

（注）本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備実施計画で示す。

第２節　海上警備対策

徳山海上保安部

徳山海上保安部は、次の対策を実施する。

第１項　治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講じるものとする。

１　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

２　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第２項　海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

１　災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行う。

２　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

３　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

４　海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

５　水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

６　航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

７　船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

８　「台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会」で定めた情報連絡系統図により、避難勧告等の情報伝達を行う。

第３項　通信の確保

情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

１　情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。

２　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。

３　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。

４　非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。

５　映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。

６　関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第１４章　要配慮者支援計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　避難誘導 １　要配慮者への配慮 （１）対象者　⇒　①　情報が伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等 ②　迅速な行動がとれない高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等 ③　外国人旅行者を含む地理に不案内な観光客等 （２）配慮事項 ア　避難指示等の伝達方法 イ　優先した避難誘導 ウ　状況によっては車両、船艇等を活用した移送 **第２　避難所の設置・運営** １　避難者名簿の作成　⇒　要援護状況の把握 ２　避難所環境への配慮　⇒　①　行動しやすい場所、必要スペースの確保 ②　障害者用仮設トイレの設置 ３　視覚・聴覚障害者への情報伝達手段に配慮 ４　要配慮者に配慮した物資の確保 ５　避難所生活の困難な要配慮者　⇒　公的宿泊施設、公的住宅、福祉避難所等へ一時収容 **第３　生活の場の確保** １　応急仮設住宅 （１）建設時　⇒　高齢者、障害者向け仕様 （２）入居選考時　⇒　高齢者、障害者世帯等に配慮 ２　設備の整った公営住宅、一般住宅、公的宿泊施設の確保 **第４　保健・福祉対策** １　保健師等による巡回健康・栄養指導 ２　パトロールチームの編成による要配慮者の実態把握 ３　高齢者、視覚、聴覚障害者等への情報伝達手段の確保

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要のある事項について定める。

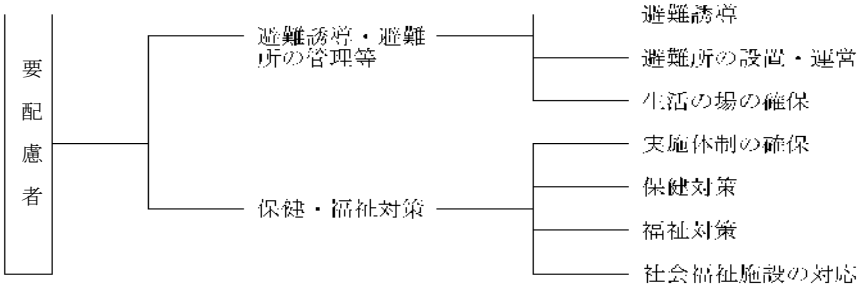

第１節　避難誘導・避難所の管理等

福祉総務課　建築住宅課
教育委員会　高齢者支援課
消　防　団　商工振興課

市は、次の事項に留意し、要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。

また、高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅の供与など、生活の場の確保に努める。

第１項　避難誘導

１　避難指示等の伝達

避難指示等を行う場合、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客等にも配慮するものとする。

２　避難誘導の方法

避難指示等が出された場合、市は、光警察署、光地区消防組合、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。

３　移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

４　避難行動要支援者名簿等の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第２項　避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適切な対応を行う。

県は、市からの応援要請に基づき、広域的な福祉支援を実施する。

１　避難所の管理

（１）避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

（２）要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。

介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に対し応援要請を行う。

（３）避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペー

スの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所の運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

（４）自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等への情報が徹底されるよう努める。

とりわけ、ひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

（５）避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

２　被災者の他地区等への移送

要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者、妊産婦等については、公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。

市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に対し応援要請を行う。

また、外国人旅行者を含む観光客等の移送について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

第３項　生活の場の確保

高齢者、障害者等にとって厳しい避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として、次のような応急住宅の確保に努める。

１　応急仮設住宅の建設・供与

（１）応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

（２）入居者の選考に当たっては、高齢者、障害者世帯等に配慮する。

２　公営住宅・一般住宅の確保

市は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となる設備の整った公営住宅や一般住宅の確保に努める。

３　公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

第２節　保健・福祉対策

福祉総務課　高齢者支援課
健康増進課　病　院　局

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じてくる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第１項　実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健・福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在する。このため、市は、災害救助業務等に並行して、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意して業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行うなど、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

第２項　保健対策

市は、被災者の心身の健康を確保するため、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施するとともに、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

１　市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康管理（保健指導・栄養指導・歯科保健指導）

２　両総合病院、光市総合福祉センター、県精神保健福祉センター、周南健康福祉センター（周南環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア

３　訪問指導等の在宅保健サービスの早期実施

第３項　福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるので、市は、他市町、県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも１週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービスを実施する。

１　要配慮者の把握等

市は、県と連携し、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等の連携を図る。

２　福祉サービスの提供

（１）市は、県と連携して介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。

（２）県は、市等との連携のもとに、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入れの可能性を探るとともに、保育所での一時預かり、児童養護施設や里親等への一時保護委託等を行う。

また、児童等の心の不安を解消するため、児童相談所での相談活動を強化する。

（３）市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

３　情報の提供

市は、県と連携して災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、視覚障害者、聴覚障害者については、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配意する。

４　生活資金等の貸付

県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付（小口資金貸付制度）の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。

また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。

第４項　社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行う。

１　入所者等の安全確保

（１）社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全なスペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。

（２）発災後直ちに、火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの、及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。

（３）市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

２　要配慮者の受入れ

（１）被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行うことに努めるものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市等に対し、支援を要請する。

市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

（２）被災地以外の地域の施設は、市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で要配慮者の受入れに協力するものとする。

第１５章　ボランティア活動支援計画

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方において、被災を免れた住民等から被災地の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その支援計画について定める。

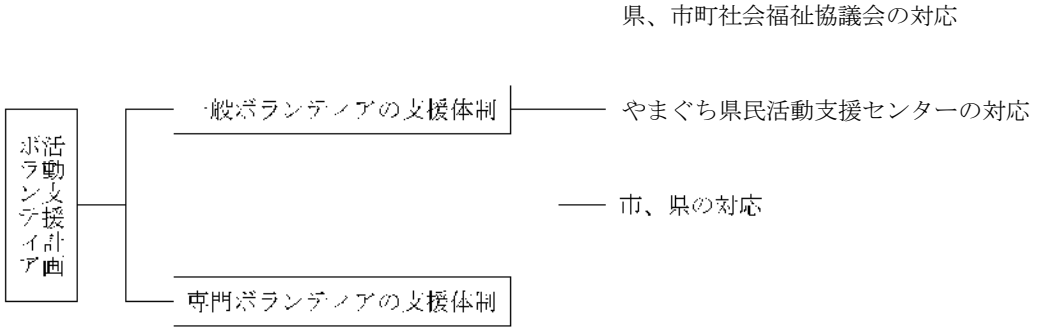

第１節　一般ボランティアの支援体制

福祉総務課
高齢者支援課

第１項　県、市町社会福祉協議会の対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援体制を確立し、県・市本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

１　県災害ボランティアセンターの設置

県社会福祉協議会内に県災害ボランティアセンターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、現地センターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

（１）ボランティアの募集及び派遣

（２）ボランティアセンター運営スタッフ等の応援要請及び派遣

（３）ボランティア募集のための広報

（４）ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

（５）その他関係団体、ＮＰＯ等、中間支援組織による救援活動の支援調整など

２　現地センターの設置

被災地又は近接する市町の社会福祉協議会内に、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、市本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該現地センターが被災等によってその機能が十分に発

揮できない場合には、必要に応じ、他の市町社会福祉協議会との現地センターの共同設置や民間支援組織等との協同運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

（１）被災者ニーズの把握

（２）ボランティアの募集及び受付

（３）ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示

（４）ボランティア活動に必要な資機材等の提供等

３　その他の市町社会福祉協議会

被災地以外の市町社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び現地センターへ必要な支援を行う。

（１）県内ボランティアの募集

（２）ボランティアセンター運営スタッフの派遣

（３）ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第２項　やまぐち県民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センターは、県・市本部、県災害ボランティアセンター、現地センターとの連携を図りながら、必要な支援を行う。

第３項　市、県の対応

市・県本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

１　市の対応

（１）県災害ボランティアセンター、現地センター、各応急対策部との連絡調整

（２）被災地ニーズの把握

（３）報道機関等への情報提供

（４）活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

（５）その他現地センターの運営や活動に対する必要な支援

２　県の対応

（１）国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

（２）被災地ニーズ等の情報収集

（３）報道機関等への情報提供

（４）広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

（５）その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な措置

第４項　関係団体、ＮＰＯ法人、民間企業等の対応

ボランティアや県災害ボランティアセンター、現地センターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

第２節　専門ボランティアの支援体制

各 課 共 通

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

第１６章　応急教育計画

活　動　の　ポ　イ　ン　ト
第１　文教対策 １　事前対応 （１）関係機関、保護者への連絡体制の確立 （２）児童生徒等の登下校方法、保護者への引渡し方法の決定 （３）防災訓練の実施 （４）学校施設設備、通学路の安全点検の実施 ２　災害時の対応 （１）危険物の安全措置（使用の停止、安全な場所への移動等） （２）保健衛生に関する必要な指導、助言 （３）被害状況の迅速な把握 （４）授業再開に必要な施設の確保 ３　復旧時の対応 （１）被災児童生徒等の実情把握 （２）学習場所の確保 （３）教員の確保 （４）教科書等の供給 **第２　避難所としての役割** １　教職員との協力体制の確立 ２　施設設備の整備（情報連絡体制の確立、防災機能の整備、資材等の整備）

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。

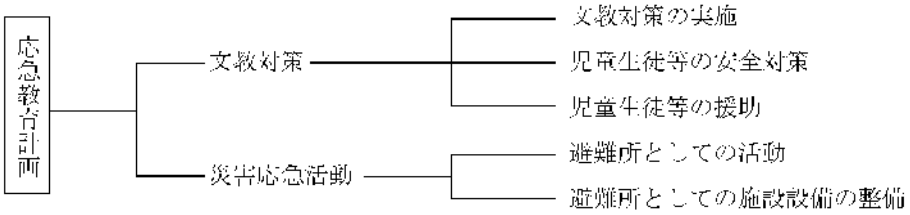

第１節　文 教 対 策

教育委員会

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第１項　文教対策の実施

１　文教対策実施系統図

（１）市立学校関係

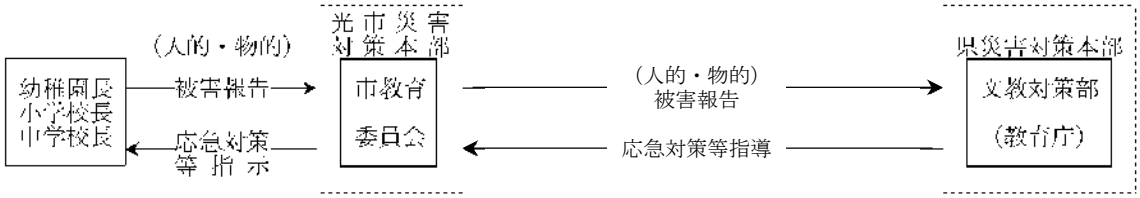

（２）県立学校関係

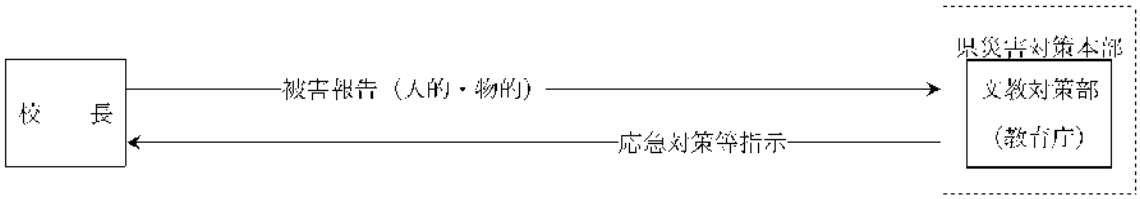

（３）私立学校関係

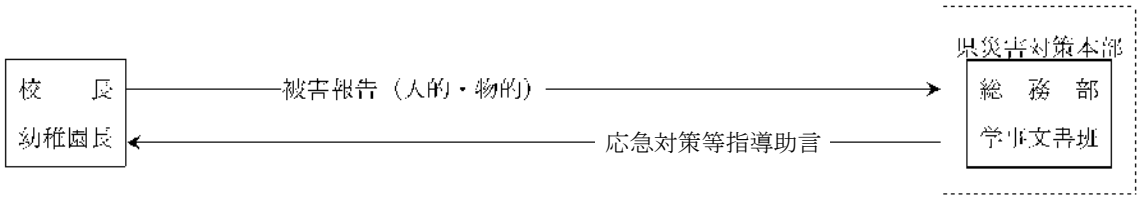

２　災害報告の内容

（１）被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
（２）報告者、報告系統	本項「１　文教対策実施系統図」によるものとする。
（３）学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第２項　児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

取　組　の　主　な　視　点
①　様々な災害を想定した学校安全計画の充実
②　大規模災害を想定した避難訓練の実施
③　安全に関する職員研修の充実
④　通学路の安全点検
⑤　家庭・地域社会との連携強化
⑥　ボランティア活動の推進
⑦　自他の生命を尊重する態度の育成
⑧　安全な生活態度や習慣の確立

1　応急対策

市教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また指導助言及び援助を行う。

（1）事前対応

ア　学校における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

①　防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
②　参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
③　情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
④　休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
⑤　連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
⑥　避難の指示及び避難誘導（緊急避難場所、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
⑦　実験・実習中の対策
⑧　火元の遮断と初期消火活動
⑨　救護活動（児童生徒等、避難者）
⑩　避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
⑪　児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ　防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の３つが考えられる。

（ア）総合防災訓練（県によるもの）

（イ）地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）

（ウ）学校で行う訓練（県立学校は毎学期１回以上の実施）

ウ　学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施す

るなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

（ア）防災上必要な設備等の点検整備

区　　分	内　　容
消　火　設　備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避　難　・　救　助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医　薬　品　・　食　料	救急医薬品、担架、非常食、飲料水

（イ）破損、火災、転倒等による被害防止

区　　分	該当施設	点検確認事項等
窓　ガ　ラ　ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ　　ス	理科実験室･調理室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無
石油・ガスストーブ	教室･職員室･事務室・保健室	周囲の引火物の有無

エ　気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前６時までに決定し、連絡することとする。

なお、学校長は、休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告する。

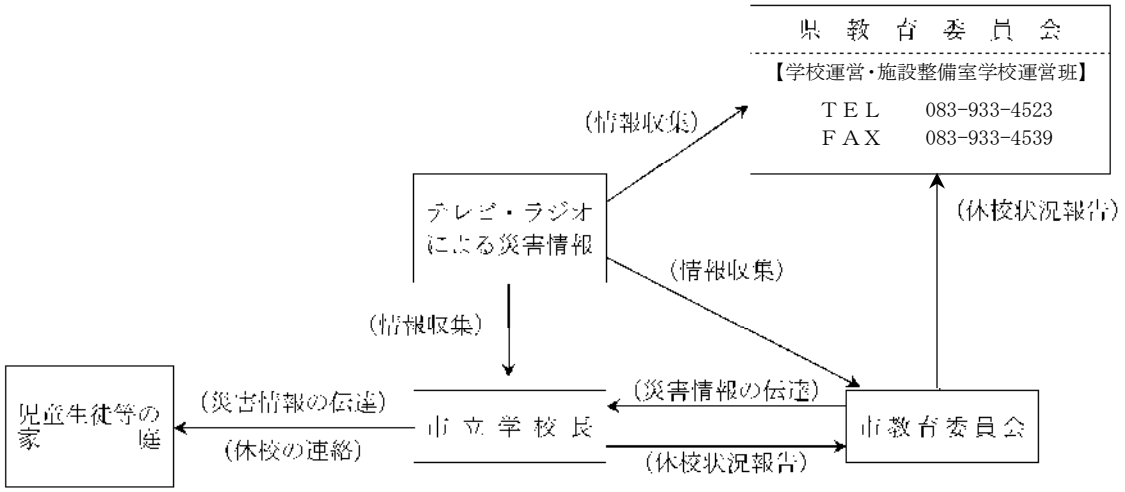

（２）災害時の対応

ア　市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよ

う、指導助言し、及び支援に努める。

イ　学校教育施設の確保を図るため、下記(４)アに記述する「学校施設の応急復旧」に必要な措置を実施し、又は指導、助言を行う。

【校長が行う措置】

（ア）校長は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

ａ　学校が管理する危険物安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

ｂ　保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- 飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- 被災地域における感染症予防上の措置

（イ）校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第１項「１　文教対策実施系統図」により、市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市本部又は地域住民等の協力を求める。

災害速報を文書により、把握の都度報告する。

資 料 編　〔様 式 等〕○学校被害状況報告様式

（ウ）校長は、状況に応じ市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は、休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告する。

資 料 編　〔様 式 等〕○休校状況報告様式

（エ）校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(４)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行うものとする。

（オ）校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

【市教育委員会が行う措置】

（ア）各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

（イ）災害が大規模または広域にわたるため、下記(４)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」による授業再開が必要な施設の確保について市教委での対応が困

難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

（ウ）市教委は、コミュニティセンター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

（３）災害復旧時の対応

ア　市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導及び支援する。

（ア）学習場所の確保等

（イ）教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他市町への応援要請等の措置）

（ウ）教科書等の供給

イ　市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、市本部に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ　市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。

エ　市教育委員会は、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を他市町教育委員会に依頼するものとする。

【校長が行う措置】

（ア）校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

（イ）校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

（ウ）校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

（エ）校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

（オ）校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

（４）被災後の教育施設等の確保

ア　学校施設の応急復旧	（ア）施設の安全点検と危険箇所の表示 （イ）応急復旧計画の樹立等の措置 （ウ）応急復旧のための設備及び資材の確保措置 （エ）被害状況の詳細な記録（写真等） （オ）現地指導員の派遣

イ　学校施設の被害に応じた施設確保の基準	（ア）応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 （イ）学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 （ウ）校舎の大部分が使用できない程度の場合 コミュニティセンター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 （エ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れたコミュニティセンター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第３項　児童生徒等の援助

１　教科書の給与

教科書の給与及び報告については､「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年４月８日付け文初管第211号）によるものとする。

教科書の供給あっせん系統図

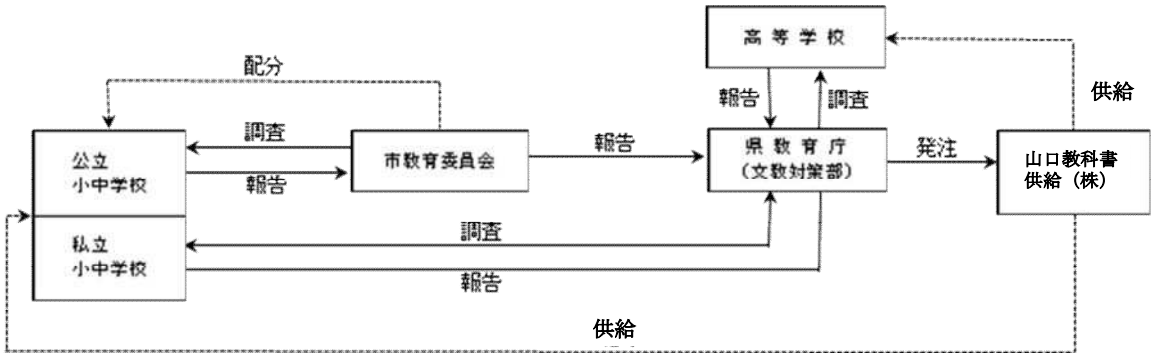

２　学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、次のような措置が講じられる。

（１）給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

（２）給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、市教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

（３）給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア　教科書及び教材

（ア）小学校児童及び中学校生徒

ａ　「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条に規定する教科書

ｂ　教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

（イ）高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ　通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ　私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

（４）学用品給与の時期

ア　教科書・教材

災害発生の日から１か月以内

イ　文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

３　学校給食の確保

（１）災害時における給食物資の確保措置

ア　学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ　保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ　被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

（２）応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア　給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ　給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用

するなど、衛生管理に留意する。

ウ　調理従事者の確保及び健康診断

市教委及び県教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ　学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

（３）大規模・広域災害への対応

ア　災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ　県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

４　児童生徒等に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については、学校教育法に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取扱い内容等は、次による。

（１）援助を必要とする児童生徒数の把握

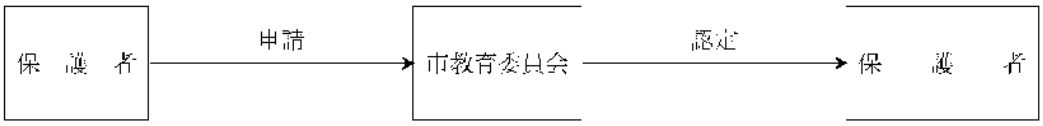

（２）援助措置の内容

ア　児童生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費

イ　補助率（要保護世帯分）

国庫負担１／２　市１／２

ウ　交付手続き

市からの交付申請

５　授業料等の減免及び学資貸与

（１）県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例等）

ア　生徒等の被災状況の調査報告

校長は、県教育委員会（文教対策部）に対して「県立高等学校生徒被災状況報告書」により、報告するものとする。

イ　減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校へ通知する。

（２）私立高等学校生徒等に対する授業料減免補

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

（３）奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第２節　災害応急活動

教育委員会

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整のうえ、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第１項　避難所としての活動

１　避難所運営責任者

学校が避難所となる場合、避難所の開設運営は、市（教育対策部教育総務班）が行うものとする。

２　教職員の責務

（１）教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

（２）教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第２項　避難所としての施設設備の整備

避難所に指定されている教育関係施設の設備整備については、関係部局と協議のうえ、必要な対策を計画的に講じるものとする。

１　情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

２　必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。

３　必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、市本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第１７章　ライフライン施設の応急復旧計画

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないものであるため、被災後、速やかに応急復旧対策を実施する。

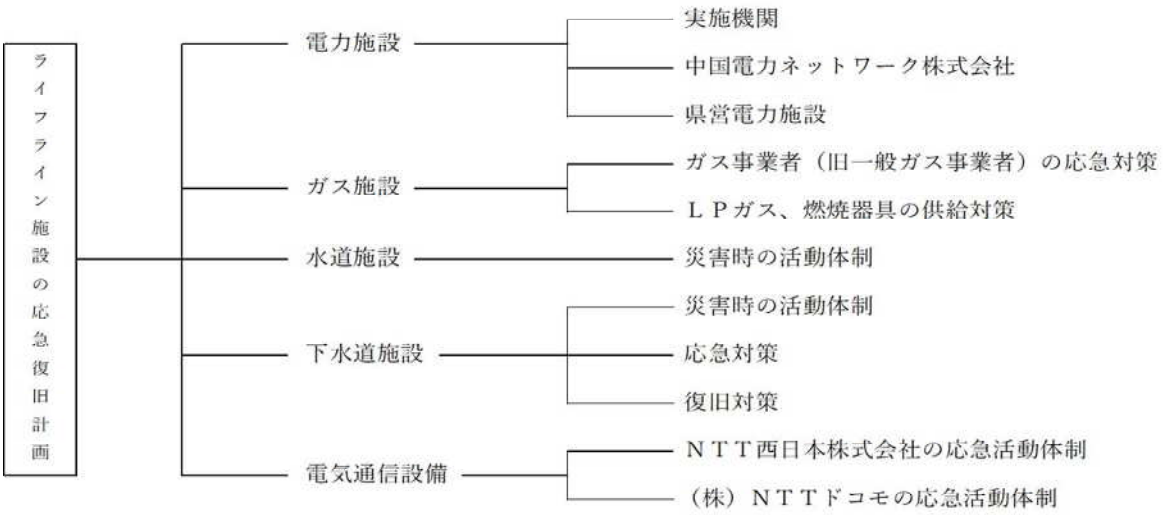

第１節　電 力 施 設

中国電力ネットワーク㈱

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。

このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第１項　実施機関

１　中国電力ネットワーク株式会社

２　県（企業局）

第２項　中国電力ネットワーク株式会社

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

１　災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク（株）の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

２　災害発生時の防災体制

（１）防災活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社、支社及び各事業所において必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

防災体制の考え方（周南ネットワークセンター）

区　　分	発　　令　　基　　準
警　戒　体　制	・担当区域に大規模な被害が予想される場合
非　常　体　制	・担当区域に大規模な被害が発生、応急対応を実施する必要がある場合
特　別　非　常　体　制	・担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要する場合など社会的影響が非常に大きい場合

（２）災害対策本部等の構成及び任務

災害対策本部等の組織及び任務については､「周南ネットワークセンターにおける各体制の組織編成及び副本部長・復旧班長の役割」及び「周南ネットワークセンターにおける防災体制下の各班の任務」による。

（３）防災体制時の情報連絡経路

防災体制時の情報連絡経路は､「防災体制下の情報・指令伝達経路」による。

３　災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次のような事項により応急対策を実施する。

また、本市と中国電力ネットワーク㈱周南ネットワークセンターとの間で締結した「災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書」の協定に基づき、協力体制を図る。

事　　項	対　　応　　措　　置
（１）災害に関する予報及び警報の伝達方式	ア　災害に関する予報及び警報の伝達は、社内通信設備による。 イ　社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設等を利用する。
（２）災害時における災害に関係ある情報の収集	ア　社内情報の収集は、情報収集経路による。 イ　社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ　隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。
（３）災害時における市への情報伝達	ア　伝達を要する場合 （ア）気象予警報が発表され､中国電力ネットワーク㈱周南ネットワークセンターに防災体制が発令されている間の被害状況 （イ）大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 イ　伝達内容 中国電力ネットワーク㈱周南ネットワークセンターと市(防災危機管理課)が協議して別に定める。 ウ　伝達系統図 （ア）防災体制時 中国電力ネットワーク（株）山口ネットワークセンター 災害対策本部広報班 ＴＥＬ　083-921-3644 ＦＡＸ　083-921-3521 市防災危機管理課 ＴＥＬ　0833-72-1403 ＦＡＸ　0833-72-1731

	（イ）防災体制が発令されていない場合 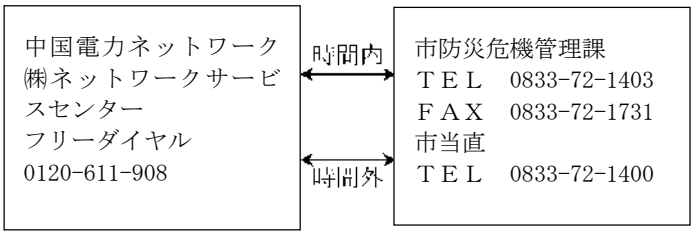
（４）応急対策要員の確保	あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
（５）応急対策用資材の確保	ア　予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 イ　他事業所等からの調達
（６）災害時における電気の保安	ア　電気施設及びその付近に災害が発生した場合は、可及的速やかに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防に必要な措置を行う。 イ　特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ウ　被災直後の感電又は復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。
（７）災害時における応急工事	ア　災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 イ　応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保、及び工事車両通行のための道路除雪などについては、状況により、知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。
（８）災害時における広報	ア　広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 イ　広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

４　災害復旧対策

（１）復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。

（２）復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。

ア　電源側

主要水・火力電源に関連する発送変電設備並びに超高圧系統に関連する発送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。

イ　負荷側

治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

５　保安対策

（１）火災時の措置

火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者、警察官の命令があった場合は、次により送電を停止する。

ア　高圧線　最寄りの開閉器

イ　低圧線　変圧器の一次側又は低圧線路の適当な箇所

ウ　引込線　柱上分岐点

（２）非常災害時の措置

暴風雨、洪水等非常災害時において、冠水等で危険と認めたときは、当該範囲の送電を停止する。

第３項　県営電力施設

災害等により、県営電力施設に被害が発生した場合又はおそれのある場合における応急復旧対策に必要な措置について定める。

１　電力の供給

電　力　施　設	供　　給　　先
徳山発電所	中国電力ネットワーク徳山変電所に供給

２　応急対策

（１）情報連絡体制

災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。

県電気工水課
083―933―4030
―
東部発電事務所
0834―32―6070
―
中国電力ネットワーク㈱
山口ネットワークセンター
運転制御第一センター

※生見川発電所については、中国電力ネットワーク㈱広島制御所

（２）応急対策

ア　発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・給電協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

イ　復旧体制

事業所長は、必要な職員を動員して災害箇所を確認し、必要な処置を行うとともに、関係機関と密接な連絡を行い、復旧に努める。

３　保安対策

必要に応じて、中国電力ネットワーク株式会社の指示により送電を停止する。

第２節　ガス施設

一般ガス事業者
防災危機管理課

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

このため、災害発生時の活動体制、初動措置、応急・復旧対策について、必要な事項を定める。

第１項　ガス事業者の応急対策

１　実施機関

山口合同ガス株式会社

２　災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者は、あらかじめ定めている計画に基づき、必要な活動体制を確立するものとする。

実施機関名	活動体制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置するとともに、各支店に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 （１）非常災害対策組織及び系統 （２）本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 （３）地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 （４）非常災害時の連絡体制 （５）非常時における特別出動（動員）連絡 （６）地区（支店）間相互の応援体制

３　応急対策

災害により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施するものとする。

対策事項	実施する活動
（１）災害時における初動措置	ア　県、市町防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ　供給設備等の点検 ウ　工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 エ　被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 オ　その他状況に応じた措置
（２）応急措置	ア　本社・各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、施設の応急復旧措置に当たる。 イ　設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 ウ　工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 エ　供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。

	オ　ガス貯蔵設備が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市町、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
（３）復旧対策	ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。 ア　ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 （ア）工場における復旧作業 （イ）整圧器における復旧作業 （ウ）高圧・中圧導管の復旧作業 （エ）低圧導管と需要家設備の復旧作業 イ　供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 （ア）工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各施設の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各施設の安全性を確認のうえ、製造・供給を開始する。 （イ）供給設備 二次災害を防止するための点検措置を実施する。 （ウ）需要家設備 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用再開する。
（４）供給を停止した場合の需要家への周知措置	ア　ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、次の内容について周知する。 （ア）ガスの供給を停止したこと。（停止地区をわかりやすく） （イ）ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 （ウ）ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 イ　市町等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。 ウ　供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施
（５）資機材の調達･応援体制	ア　資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 （ア）取引先、メーカー等からの調達 （イ）各事業所間の流用 （ウ）他ガス事業者からの融通 イ　応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

第２項　ＬＰガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生

活を営むうえでの重要な対策となる。

ＬＰガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

１　調達・供給確保

（１）市において、ＬＰガス等の確保が必要となった場合は、山口県ＬＰガス協会光支部又は県災害対策本部（防災危機管理課）にあっせんを要請する。

（２）県災害対策本部は、ＬＰガス、ガス器具等の供給について、（一社）山口県ＬＰガス協会に要請する。

（３）（一社）山口県ＬＰガス協会は、県災害対策本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災害対策本部に連絡する。

（４）県災害対策本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について市と調整の上決定する。

（５）連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なＬＰガス等を調達するものとする。

また、引渡しに当たっては県災害対策本部又は市は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

資 料 編　〔消　　防〕○市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第３節　水 道 施 設

水　道　局

災害による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため、市水道局は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め、迅速な復旧を実施する。

また、停電等により個人の井戸の取水が困難となる地域においては、給水活動について、あらかじめ市生活安全課と協議しておく。

第１項　災害時の活動体制

１　動員体制の確立

（１）要員の確保

ア　災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。

イ　休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ参集し、応急対策に従事する。

ウ　市水道局職員で不足する場合は、市本部、日本水道協会（山口支部）、隣接・近接市町、県災害対策本部（生活衛生班）へ応援を求め、必要な人員を確保するものとする。

この場合の手順等については、あらかじめ市防災危機管理課と協議しておく。

（２）関係機関及び関係業者への協力要請

ア　本市は、被災施設の応急処置及び復旧について光市管工事協同組合と応援協定を締結して

おり、災害が発生した場合には、速やかに応援協定に基づき協力を要請するものとする。

なお、大規模災害等発生の場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、この場合には隣接・近接市町又は県災害対策本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

イ　隣接・近接市町への応援要請によっても対応できないと判断されるときは、県災害対策本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

（３）情報連絡活動

ア　応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になることから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

イ　大規模災害による被害が発生した場合は、通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

２　応急対策

対　策　項　目	措　置　内　容
（１）災害復旧用資機材の整備	ア　復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ　不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
（２）施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア　取水、導水、浄水、送配水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ　管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ　次の管路等については、優先して点検を行う。 （ア）基幹管路（送水管及び配水本管） （イ）医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 （ウ）水管橋及び橋梁添架管 （エ）軌道下の横断箇所
（３）応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア　取水、導水、浄水施設 取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ　送水・配水管 （ア）漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。

	（イ）管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

３　復旧対策

市水道局等は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対　策　項　目	措　置　内　容
（1）取水･導水の施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
（2）浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
（3）管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、次により実施するものとする ア　復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ　資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 ウ　送水・配水管路における復旧の優先順位 （ア）第一優先管路 基幹管路（送水管及び配水本管） （イ）第二優先管路 幹線管路 （ウ）第三優先管路 地域支援管路 ※人工透析治療施設への配水管路は最優先とし、次いで一般医療施設及び福祉施設を優先的に早期復旧できるよう配慮する。
（4）広報活動	ア　災害時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 イ　広報活動は、防災行政無線、広報車による巡回広報、ホームページ及びメール配信サービス、またＫビジョン、ラジオ及び新聞等の報道機関の協力を得て実施する。 ウ　活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。

第４節　下水道施設

下 水 道 課

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、市は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

第１項　災害時の活動体制

非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

１　要員の確保

（１）災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

（２）下水道課の職員が不足する場合は、市本部内、隣接・近接市町、県災害対策本部に対して応援を求め、必要な要員を確保するものとする。

この場合の手順等については、あらかじめ市防災危機管理課と協議しておく。

２　関係機関及び関係業者への協力要請

（１）被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

なお、本市は、光市管工事協同組合と応援協定を締結しており、災害が発生した場合には、速やかに応援協定に基づき協力を要請するものとする。

（２）大規模災害等発生の場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、この場合には隣接・近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

３　情報連絡活動

（１）応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

（２）市本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

４　広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

（１）下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア　震度６弱以上の地震が発生した場合

イ　震度５強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第２項　応急対策

１　災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

２　施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

（１）処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

（２）管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

３　応急措置

（１）処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

（２）管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

（３）工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

４　応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策の検討を行う。

応急仮設トイレを設置する場合は、総務対策部及び関係各課と連携を図りながら実施する。

第３項　復旧対策

１　処理場・ポンプ場

処理場、ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

２　管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、公共桝、取付管の復旧を行う。

３　広報活動

公共施設の被害は、住民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、またＫビジョン、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て実施する。

第５節　電気通信設備

ＮＴＴ西日本株式会社
ＮＴＴドコモ株式会社

今日、住民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時においても、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第１項　ＮＴＴ西日本株式会社の応急活動体制

災害が発生した場合には、ＮＴＴ西日本山口支店が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「ＮＴＴ西日本株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

１　災害対策本部の設置

（１）災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、ＮＴＴ西日本株式会社職制の規定にかかわらず、ＮＴＴ西日本山口支店に災害対策本部を設置する。

（２）災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

２　災害情報連絡体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

（１）災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図

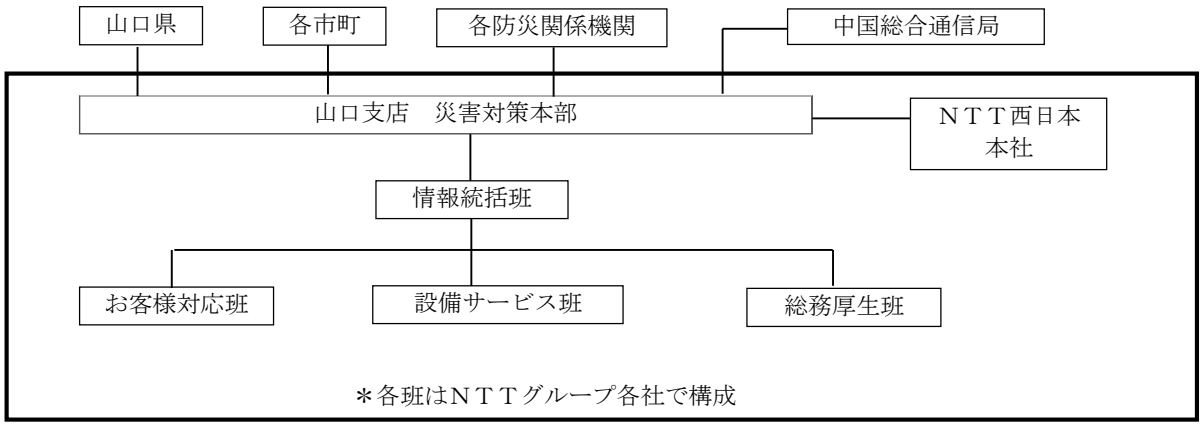

（２）災害情報の収集伝達概要

ア　災害状況等の報告経路

ＮＴＴ西日本山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにＮＴＴ西日本災害対策組織に連絡する。

イ　災害対策情報の伝達

ＮＴＴ西日本山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ　災害対策情報の広報及び報告

（ア）県（災害対策本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。

（イ）報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

（ウ）県へ伝達を要する場合

・　重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合

・　気象警報発表中における一般電話のり障状況

エ　災害速報

（ア）災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第１報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

（イ）報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。

（ウ）速報の経路

災害速報経路図による。

オ　災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正・副各１名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。

連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

カ　社内外への災害情報の周知

（ア）社内

・　支店内は、店内放送により災害情報を周知する。

・　事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

（イ）社外

・　総務厚生班から災害情報を提供する。

３　応急対策

（１）災害対策機器の配備

ア　非常用可搬形収容装置類

災害により、ＮＴＴの交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ　無線装置

通信途絶地域への孤立防止として可搬無線機（ＴＺ―403Ｄ）及び衛星無線（ポータブル衛星）を配備している。

ウ　移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ　応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

（２）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

ア　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が現実と思われる場合を含む。）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を開設する。

イ　緊急・非常扱い電報の受付け

（ア）非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号１１５番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱い所に申し出るものとする。

（イ）緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

（３）電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア　電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ　災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ　応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

（４）応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア　臨時回線の作成

イ　中継順路の変更

ウ　規制等による疎通確保

エ　災害用伝言ダイヤル（171）及び災害伝言板（web171）の運用

オ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

カ　その他必要な措置

４　復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

（１）被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら、次の工事を実施する

（２）必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

（３）復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

（４）災害復旧工事の計画

ア　応急復旧工事

イ　現状復旧工事

ウ　本復旧工事

（５）復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第２項　ＮＴＴドコモ株式会社の応急活動体制

災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

１　防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、本社・支社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

２　移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、次の措置を行う。

なお、重要通信を確保する機関については、この限りではない。

順位	復　旧　サ　ー　ビ　ス	
第１順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第２順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第３順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第４順位	第１順位、第２順位、第３順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

３　公衆通信の応急対策

救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

４　可搬型無線基地局装置（Ｐ―ＢＴＳ）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き、迅速に重要回線を確保する。

第１８章　公共施設等の応急復旧計画

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかに応急復旧対策を実施する。

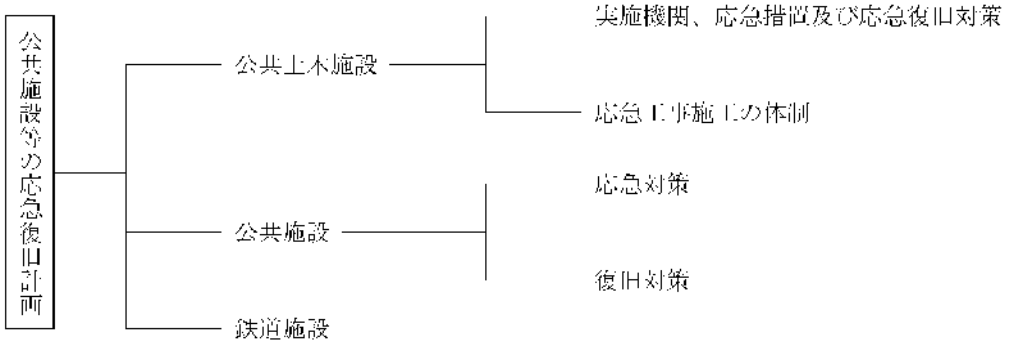

第１節　公共土木施設

監　理　課　　道路河川課 農林水産課

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第１項　実施機関、応急措置及び応急復旧対策

１　道路・橋梁

災害が発生した場合、市及び各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については、応急措置及び応急復旧工事を実施する。（本編第７章第２節「緊急道路啓開」関連）

（１）災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、市のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応　急　措　置
市 （建　設　部）	ア　道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。

	イ　まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ウ　次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

（２）応急復旧対策

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市 （建　設　部）	ア　応急復旧作業は、大和町建設業協同組合等との応援協定に基づき必要な応援を求めて実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。 イ　その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ウ　応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 エ　上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡する。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）

２　河川、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
市 （建　設　部） （経　済　部）	（１）水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 （２）被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 （３）排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 （４）下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

資 料 編　〔水　　防〕○市内排水場等一覧
○市内水防警戒区域一覧
○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧
○市内危険ため池一覧

３　港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応　急　措　置・応　急　復　旧　対　策
県 （土　木　建　築　部） （農　林　水　産　部）	（１）港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（徳山海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 （２）海上輸送基地として指定された港湾については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 （３）港湾に係る応急工事 ア　後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ　航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ　けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
市 （建　　設　　部） （経　　済　　部）	（１）港湾施設 県が実施する応急措置に準じて、必要な対策を実施する。 （２）漁港関係 山口県漁業協同組合光支店等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 （３）港湾・漁港に係る応急工事 ア　後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ　航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ　けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

４　海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防ぎょし、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応　　急　　復　　旧　　対　　策
県 （土　木　建　築　部） （農　林　水　産　部）	（１）気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 （２）管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア　堤防

	イ　護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの
市 （建　設　部） （経　済　部）	県が実施する応急措置に準じて、必要な対策を実施する。

５　砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
県 （土　木　建　築　部） （農　林　水　産　部）	災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。 （１）砂防設備 ア　えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの イ　渓流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの （２）地すべり防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害が生ずるおそれがあるもの （３）急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの （４）渓流保全工に係る応急工事 ア　渓流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし､高さは中水位程度に止める。 イ　仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 （５）砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。
市 （建　設　部） （経　済　部）	災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じ、又は県に地すべり防止工事、崩壊防止工事等の必要な応急復旧対策を実施するよう要請する。

資 料 編　〔災害危険箇所〕○地すべり危険箇所一覧
○山地災害危険地区一覧
○土石流危険渓流一覧
○砂防指定地一覧
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

○急傾斜地崩壊危険区域一覧
○その他市長が認めた危険区域一覧

６　治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応　急　復　旧　対　策
県 （農　林　水　産　部） 市 （経　　済　　部）	（１）治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 （２）林道施設 ア　林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ　応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 （ア）林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 （イ）復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 （ウ）孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第２項　応急工事施工の体制

１　要員、資材の確保

市は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

（１）技術者の現況把握及び動員

土木建設対策部は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資材を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

（２）建設業者の現況把握及び動員

土木建設対策部は、市内建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、あらかじめ市内関係業者と締結している応援協定に基づき、緊急出動を要請する。

（３）建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、ブルドーザー、ショベル系掘削機等の大型建設機械や建設資材については、あらかじめ市内関係業者と締結している応援協定に基づき、協力を要請する。また、それ以外の土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておくものとする。

資 料 編　〔応援協定等〕○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

２　県等に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市町、県（周南土木建築事務所）等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、状況によっては、県に対して自衛隊の派遣要請の要求も併せ実施し、対応するものとする。

３　建設機械等の緊急使用計画

（１）処理系統図

激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、市町及び県各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。

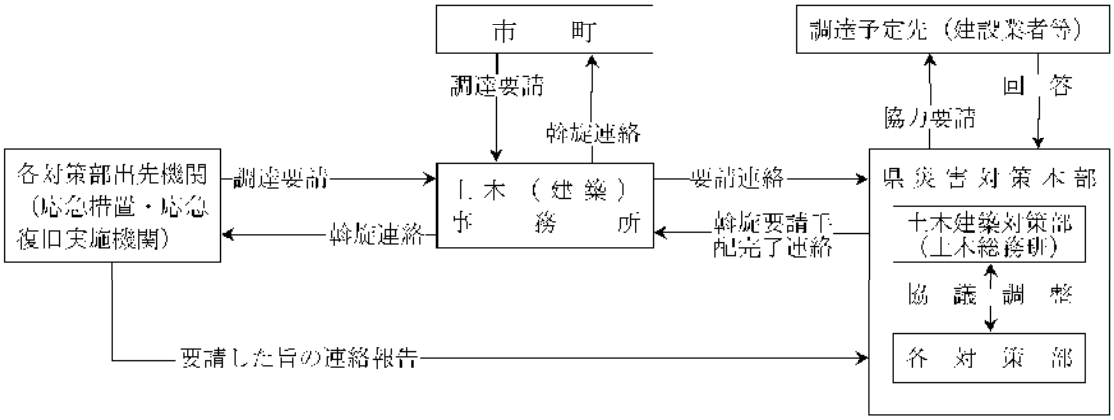

（２）調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

調達要請時の明示事項

①　使用場所及び使用期間
②　使用目的（作業内容）
③　機械の種類及び必要台数
④　その他必要な事項

第２節　公共施設

各施設担当課

市が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第１項　応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

１　応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

（１）災害情報等の施設利用者等への伝達

（２）避難誘導等利用者の安全確保措置

（３）応急対策を実施する組織体制の確立

（４）火災予防等の事前措置

（５）応急救護措置

（６）施設設備の点検

２　災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

（１）緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

（２）被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

（３）応急対策の実施

ア　被災当日及びその後における施設の運営

イ　施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置

ウ　利用者・入所者の家族への連絡措置

（４）報告・応援要請

管理者は、被災状況についての各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第２項　復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議のうえ、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第３節　鉄 道 施 設

西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の計画による。

第１９章　雪害対策計画

道　路　河　川　課

雪害対策計画
- 実施機関
- 道路除雪
- 鉄道除雪対策

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害及び雪崩等による災害の拡大を防止し、民生の安定に寄与するため、必要な事項について定める。

第１項　実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

１　県道及び国道(県の管理)の除雪

山口県土木建築部道路整備課（周南土木建築事務所を含む。）

２　国道（国の管理）の除雪

国土交通省中国地方整備局（国土交通省山口河川国道事務所）

３　市道の除雪

道路河川課

４　鉄道除雪

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第２項　道路除雪

１　対策系統

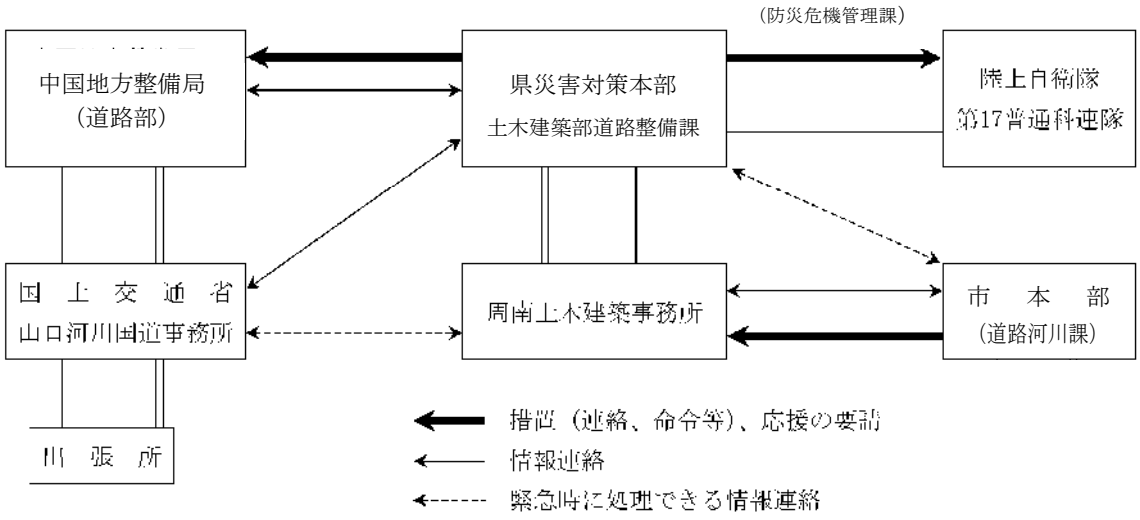

２　県が行う除雪

県は、県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする。

（１）除雪区分

区　　分	除雪路線の区分	除　　雪　　目　　標	緊急確保区分
第　１　種	日交通量概ね1,000台以上の区間	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては５日以内に２車線確保を図る。
第　２　種	日交通量概ね500～1,000台の区間	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては１車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以内に２車線又は１車線確保を図る。
第　３　種	日交通量概ね500台未満の区間で次に該当するもの １　国道その他重要な路線 ２　代替道路のない路線又はバス路線で民生安定上特に重要路線	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

（２）除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、周南土木建築事務所管内の除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

３　市の除雪対策

（１）周南土木建築事務所との連携

市道の除雪は、国道・県道の除雪路線を考慮し行うことが重要であり、道路河川課は、周南土木建築事務所と密接な連携のもとに実施し、除雪作業の一貫性を図るよう努めるものとする。

（２）除雪路線の決定

市は、交通量、国・県道との接続等を考慮し、住民生活に影響の大きい路線又は孤立地区が生じるおそれのある場合に回避するための路線等を優先的に選定し、除雪を実施するものとする。

（３）住民の協力体制の確立

市が行う道路除雪に関連して、地域住民による排雪作業の協力体制の確立を推進する。

なお、市は、あらかじめ雪の運搬方法、雪の捨て場の指定についてあらかじめ決定しておくものとする。

第３項　鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には除雪対策を実施する。

１　除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合必要により、一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

（１）積雪状況の把握及び段階的想定

（２）ラッセル車運転計画の樹立

（３）一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

第２０章　火災対策計画

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。

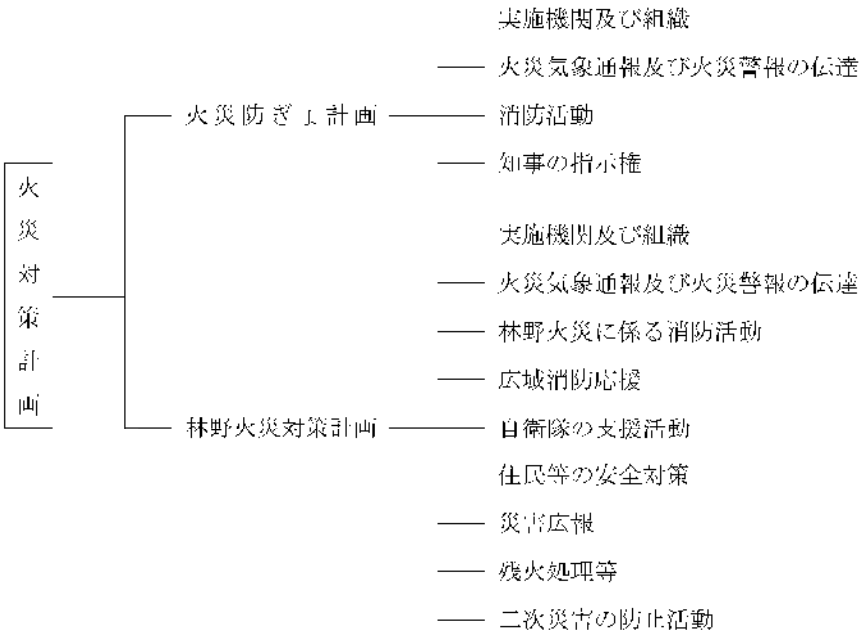

第１節　火災防ぎょ計画

消防組合

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震等における消防活動については、本計画のほか、震災対策編第３編第11章第２節「消防活動計画」に定めるところによる。

第１項　実施機関及び組織

１　実施機関

（１）市

市は、光地区消防組合と連携して区域内における建物、山林、船きょ又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

（２）徳山海上保安部

海上における船舶等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

（３）県

大規模火災で必要がある場合、又は被災市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い、市町を支援する。

（４）警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措

置（交通規制等）を行う。

２　消防活動体制

（１）消防の組織体制

市、消防機関の系統及び県との関係は、次のとおりである。

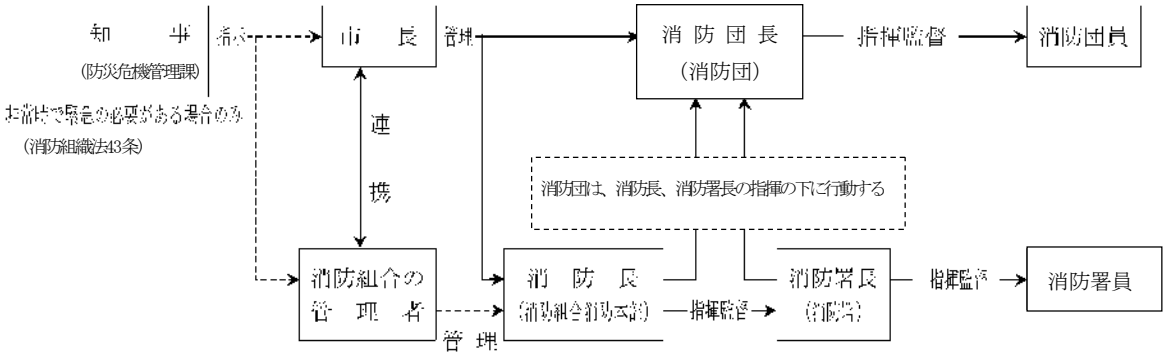

（２）警防体制

ア　警防本部

消防長は、警防活動の統制を図る必要があるときに消防本部に警防本部を設置する。

イ　消防隊

消防隊の運用、指揮、統制、連絡及び現場における情報の収集並びに防ぎょ対策を樹立するため、警防本部に指揮班、通信班、情報班、総務班をおき、本部長に消防長があたる。

（３）非常招集

ア　非常招集

消防長は火災の状況又は警防対策上緊急に勤務時間外にある職員を招集する必要があると認めるときは、非常招集を行う。なお、非常招集の種別及び内容は次のとおりとする。

消防長が、次の区分により発令する。

（ア）第１配備招集

特別警戒又は第１非常警防体制を配備するため必要な要員を招集する。

（イ）第２配備招集

第２非常警防体制を配備するため必要な要員を招集する。

（ウ）第３配備招集

第３非常警防体制を配備するため全職員を招集する。

区分	発令の基準
第１非常警防体制	通常の警防体制を強化する必要があるとき。
第２非常警防体制	１　火災警報が発令されたとき。 ２　第一非常警防体制でも、なお、消防隊等を増強する必要があるとき。
第３非常警防体制	警防対策上、組織の総力を挙げて取り組む必要があるとき。

イ　招集の伝達

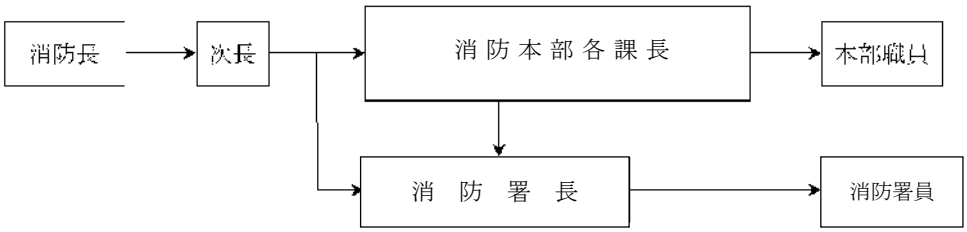

（４）出動体制

消防部隊の出動は、計画出動及び特命出動に区分する。

ア　計画出動

（ア）第１出動

火災の覚知と同時に行う出動

（イ）第２出動

第１出動の消防部隊では防御が困難な状況において、これに対処するため第１出動の消防力を増強する出動

イ　特命出動

（ア）計画出動に該当する火災について、その状況により計画出動すべき消防部隊以外の消防部隊を出動させる必要がある場合

（イ）計画出動に該当する火災について、その状況により計画出動すべき消防部隊のうち出動させる必要がないと認めるものがある場合

（ウ）（ア）、(イ)に掲げるもののほか、消防長が必要と認める場合

（５）消防団火災出動区分

区分 ＼ 発生地区	出動区分	
	計画出動	特命出動
浅下地区 江島田	第１．４分団 機動隊	第２．３分団
三上地区 井島田	第２．３分団 機動隊	第１．４．８分団
光井地区	第５分団 機動隊	第４．６分団
室積地区	第６分団 機動隊	第５分団
周防地区	第８分団 機動隊	第２．３分団
牛島地区	第７分団	第６分団
岩田地区	第９分団 第10分団 機動隊	第11分団 第12分団
三輪地区	大和隊	

塩田地区	第11分団 第12分団 機動隊 大和隊	第9分団 第10分団
束荷地区		

資 料 編　〔防災機関・団体〕○光地区消防組合機構図
○光市消防団組織図

第２項　火災気象通報及び火災警報の伝達

１　火災気象通報の発表・通報

（１）下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア　定時に行う火災気象通報

下関気象台長は毎朝５時頃に、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として知事に通報する。

この通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

【火災気象通報の通報区分】

乾燥注意報	火災気象通報【乾燥】
強風注意報	火災気象通報【強風】
乾燥注意報及び強風注意報	火災気象通報【乾燥・強風】

イ　随時に行う火災気象通報

アで通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

（２）知事（防災危機管理課）は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市長及び光地区消防組合管理者に通報する。

２　火災警報の発令

光地区消防組合管理者は、知事（防災危機管理課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、一般住民に対して警戒を喚起するため「火災警報」を発令する。

（１）火災警報発令基準

ア　火災気象通報が一定期間連続して発令され、火災の予防上必要であると消防長が認めるとき。

イ　火災が連続して発生し、気象状況等から引き続き火災の警戒が必要であると消防長が認めるとき。

ウ　その他火災の予防上必要であると消防長が認めるとき。

（２）火災警報発令中における火の使用制限

ア　山林、原野等において火入れをさせない。

イ　煙火を消費させない。

ウ　屋外において火遊び又はたき火をさせない。

エ　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をさせない。

オ　残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末させる。

カ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行わさせる。

３　火災気象通報の連絡系統

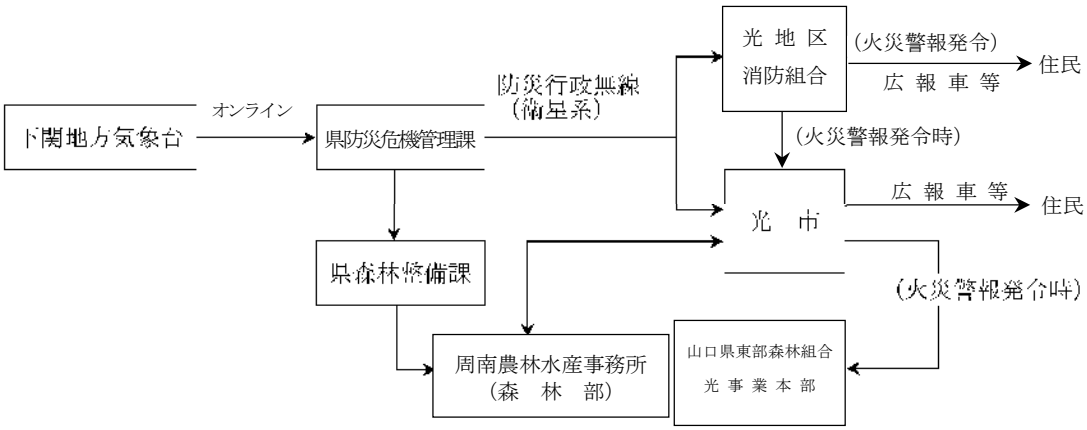

４　火災気象通報・火災警報の周知

（１）火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア　県（防災危機管理課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、県森林整備課に連絡するとともに、市及び光地区消防組合に防災行政無線（一斉ファックス）により伝達し注意を促す。

イ　県から通報を受けた市及び光地区消防組合は、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

（２）市は、火災警報が発令されたときは、次の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

ア　主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示

イ　防災行政無線による広報

ウ　広報車による巡回広報

５　防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報・注意報発表時）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

第３項　消防活動

市長及び消防長は、管轄区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「光市地域防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

１　情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防機関は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初　　期　　情　　報	中　　期　　情　　報
・火災の発生場所、程度、延焼方向 ・大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・付近の消防水利の状況 ・進入路確保の有無 ・その他必要事項	・延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・消火活動の見通し ・交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・住民の避難状況及び避難者の動向 ・危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・その他必要事項

２　資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

（１）資機材の配置状況

（２）必要資機材等の種別

（３）資機材等の使用状況及び予備資機材の状況

（４）資機材等の調達先（協力先）の状況

（５）資機材等の使用期間

資 料 編　〔消　　防〕○光地区消防組合所有車両等一覧
○消防団所有機械器具配置状況一覧
○消防水利の現況
○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

３　情報伝達

（１）関係機関への伝達

ア　市、消防機関は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について関係機関（県、警察署、隣接市町・消防本部等）に対し、速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は、判明次第逐次伝達する。

イ　市、消防機関から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」により報告するものとする。

資 料 編　〔様 式 等〕○火災・災害等即報要領直接即報様式

（２）応援要請必要時の情報連絡

本章第４項「広域消防応援」の項参照

４　住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり、住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制位置も必要となることから、市、消防機関は、次の対策を講じるものとする。

（１）火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア　火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ　消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため、及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ　設定・表示要領等

（ア）警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに、適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。

（イ）警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。

掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。

（ウ）警戒区域には、関係者以外の者の立入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

（２）避難指示等

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体、生命の保護のため、必要に応じ避難指示等、誘導を実施する。

ア　一般的な避難判断基準

（ア）火災

ａ　延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。

ｂ　炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

（イ）危険物の流出

危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され、人的被害が生じ

るおそれがあるとき。

（ウ）ガス等の漏洩

燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他人的被害が予想されるとき。

イ　市長等の避難指示等

本編第５章第１節「避難指示等」参照

ウ　避難場所・避難誘導

避難対策については、本編第５章第１節「避難指示等」及び第２節「避難所の設置運営」参照

なお、火災に関して留意する事項は、次のとおりである。

（ア）避難場所の決定

市指定避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

（イ）避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち、要配慮者を優先する。

（ウ）避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

（エ）避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

（オ）避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、防火クラブ員、自主防災組織等の協力を得て実施する。

（カ）避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

５　災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。

この場合、情報の混乱をきたさないよう、市本部広報対策部と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

（１）住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに、避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア　災害情報

（ア）気象情報

（イ）被害状況

（ウ）危険区域の状況、警戒区域設定状況

（エ）安否情報

（オ）道路交通情報

（カ）その他必要事項

イ　避難広報

（ア）避難指示等の出された地域の範囲等

（イ）避難先（一時避難所又は避難所の所在地、名称）

（ウ）避難経路

（エ）避難の理由（危険切迫の理由）

（オ）避難上の留意事項（戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）

（カ）避難順位

（キ）その他必要事項

（２）報道広報

光警察署、光地区消防組合、市本部広報対策部等と調整のうえ、次の事項について発表する。なお、市本部が設置された場合は、消防単独の発表は行わない。

ア　被害状況等

（ア）消防活動の概況及び関係機関の対応状況等

（イ）災害危険区域等

（ウ）避難、警戒区域設定状況

（エ）避難状況、災害に対する留意事項

（３）伝達・広報手段

ア　広報は、防災行政無線、広報車、口頭伝達、メール配信サービス等のほか、状況によりＫビジョンに協力を依頼して行う。

イ　住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。

この場合の手続き等については、本編第２章第５節「広報計画」参照

第４項　知事の指示権

知事は、地震、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認めるときは、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市町長、消防長、水防管理者に対して災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

１　指示権を発動する場合の基準

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、市町の機能では適切な防ぎょ措置を講じることができない場合に発動する。

（１）指示の範囲

ア　対策要員の応援派遣

イ　災害防ぎょ、鎮圧の措置

ウ　その他災害防ぎょ措置に関し必要と認める事項

（２）指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は、原則として次によることとするが、指示先の市町と協議のうえ、出動人員は適宜増減する。

第１次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の１／３の人員を派遣することを指示する。
第２次指示権の発動	災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員、水防団員の実員の１／２の人員を派遣することを指示する。
第３次指示権の発動	災害が２地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員、水防団員の１／２の人員を派遣することを指示する。

第２節　林野火災対策計画

農林水産課
消 防 組 合

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第１項　実施機関及び組織

第１節第１項参照

第２項　火災気象通報及び火災警報の伝達

第１節第２項参照

第３項　林野火災に係る消防活動

１　消防活動の実施機関

（１）市長は、市域における消防責任を有していることから、光地区消防組合消防本部と連携して林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

（２）県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、市町長、消防長に対して知事は災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

知事の指示権に係る具体的事項については、本章第１節第４項「知事の指示権」参照

（３）林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

（４）住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

２　消防活動の組織体制

本章第１節第１項２参照

３　林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには、林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから、次にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 １　火災警報の発令 ２　広報の実施 ３　森林パトロールの強化 ４　出動準備体制 （１）消防車両、資機材等の点検整備 （２）指揮命令系統の確認 （３）非番職員（団員）の招集準備 （４）車両の移動配置準備	１　下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 ２　山口県 （１）防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 （２）森林整備課（農林水産事務所） 森林保全巡視員によるパトロール強化
出火	覚知（通報受信） １　覚知情報の伝達 ２　出動 （１）火災初期における防ぎょ体制 ア　非番職員、団員の非常招集 イ　現場指揮本部の開設 ウ　車両部署、水利部署位置の選定 エ　消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ　現場全体の状況把握と飛火警戒 ３　消防防災ヘリコプター出動要請	覚知情報入手 １　県の対応 （１）消防防災ヘリコプターによる状況把握 （２）自衛隊への通報・協議 （３）県警察ヘリによる状況把握要請 （４）市町からの情報収集 （５）関係先連絡 （６）下関地方気象台からの情報収集 ２　森林組合等 ３　隣接市町・消防機関 （１）警戒体制 （２）応援出動準備 ・応援隊員の確保 ・資機材の確保と点検 ・応援隊輸送準備
火災拡大	１　広域応援要請（隣接・他県消防） ２　自衛隊派遣要請 ３　空中消火準備 （１）ヘリポート位置の決定、設営 （２）水利の選定 （３）空中消火基地要員の準備 （４）隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア　水のう イ　消防ポンプ車 ウ　無線通信設備 ４　付近住民に対する広報と協力要請 ５　危険地域住民に対する避難指示等	県の対応 １　消防防災ヘリコプターによる空中消火 ２　隣接県への広域応援要請 （１）消防庁への要請 （２）隣接県防災危機管理課への連絡 ３　自衛隊災害派遣要請 （１）ヘリコプター・要員の派遣 （２）消火資機材の搬送 （３）地上部隊員の派遣 ４　消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣

	6　広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 （1）指揮・連絡調整体制の確立 （2）補給体制の確立 （3）通信体制の確立 （4）宿泊施設の確保 （5）必要資機材の確保	
鎮　　圧	1　残火処理 （1）再発防止対策 ア　残火処理部隊の編成 イ　警戒要員の配置 2　関係機関への連絡	県の対応 1　関係機関への報告等 （1）消防庁、林野庁 （2）部隊派遣関係県 （3）自衛隊部隊派遣先 2　派遣部隊撤収要請
鎮　　火	1　関係機関への連絡 2　出動部隊の撤収 （1）部隊人員、負傷者の確認 （2）利用資機材の点検 3　火災調査 （1）火災原因関係 （2）火災防ぎょ鎮圧活動関係	県の対応 1　関係機関への報告等 （1）消防庁、林野庁 （2）部隊派遣関係県 （3）自衛隊部隊派遣先 警察の対応 （1）火災原因の究明等

4　消防資機材の貸付け

（1）県（防災危機管理課・農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

（2）貸付け手続き

ア　借受側（市）の手続き

別記「災害対策用資機材貸付け申請書」を、空中消火用資機材にあっては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあっては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い、事後速やかに申請書を提出する。

イ　連絡先

（ア）勤務時間内　山口県防災危機管理課（ＴＥＬ　083－933－2370又は2360）

周南農林水産事務所（ＴＥＬ　0834－33－6461）

（イ）勤務時間外

県防災危機管理課長宅（守衛室経由）、周南農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ　借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証」を、県防災危機管理課長又は周南農

林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ　貸付け条件

（ア）貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

（イ）災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は、派遣を要請した市長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続きは、（２）アの手続きによる。

（ウ）借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

（エ）借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。

（オ）借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。

（カ）その他貸付者が必要と認めた事項

（３）空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

第４項　広域消防応援

市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

広域消防応援要請に必要な手続き等については、第２３章「広域消防応援・受援に係る計画」参照。

第５項　自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると、広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特に、ヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図るうえで必要であることから、派遣要請等に係る事項について定める。

１　自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、本編第６章第２節「自衛隊災害派遣要請計画」参照

２　ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

（１）空中消火を実施する時間帯は、日の出から日没までであること。

（２）要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間

（３）空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間

（４）空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

３　林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順

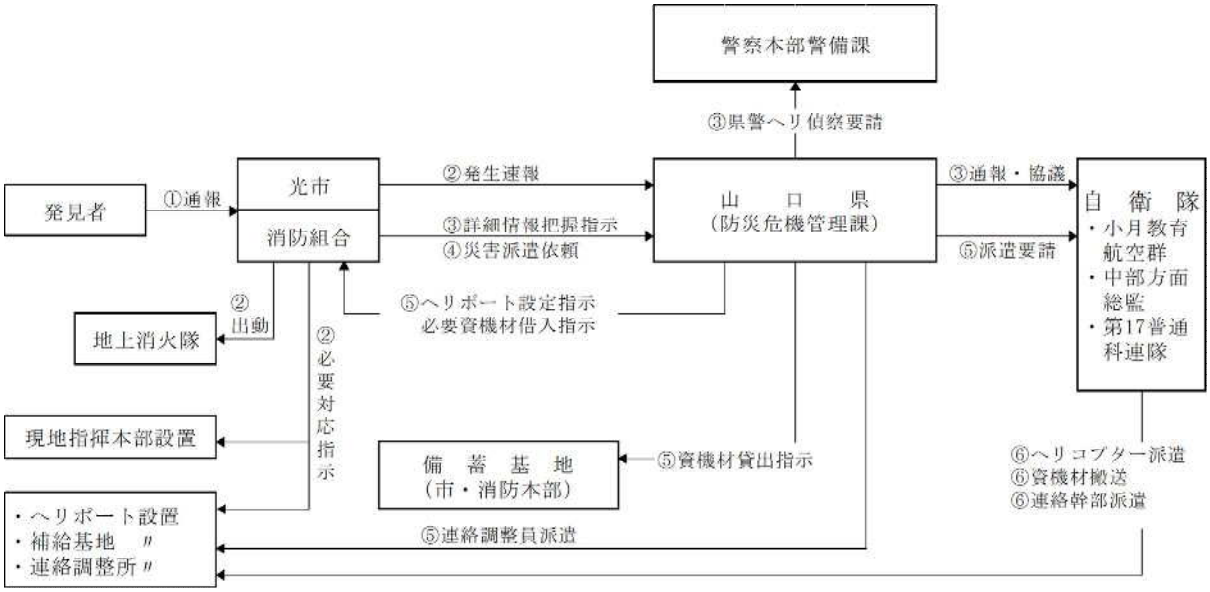

４　空中消火活動体制

（１）現地指揮本部

４　空中消火活動体制

（１）現地指揮本部

ア　現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ　現地指揮本部の空中消火に関する任務

（ア）情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

（イ）空中・地上消火隊との活動統制

防ぎょ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう、関係機関との間の連絡調整を図る。この場合、自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

（２）補給基地ヘリポート

ア　補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、概ね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

（ア）ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

（イ）消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

（ウ）気流の安定した場所であること。

イ　ヘリポートの設営

林野火災に係るヘリポートの設営については、山口県地域防災計画資料編「林野火災用空中消火資機材運用基準」による。

資 料 編　〔輸　　送〕○臨時ヘリポート予定地一覧 **○離島における臨時離着陸場一覧**

（３）補給作業

ア　補給作業体系

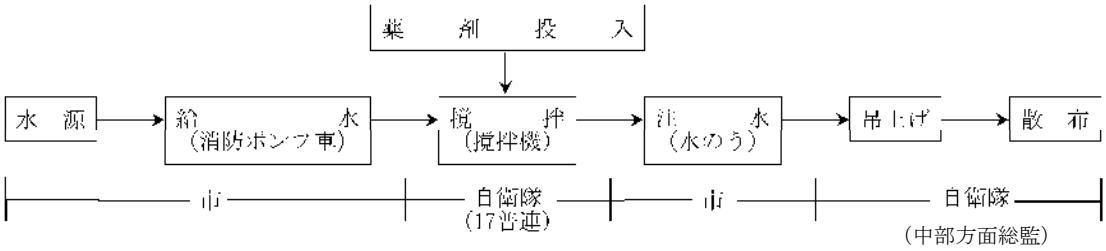

イ　補給作業の内容

（ア）給水作業

（イ）薬剤準備・投入作業

（ウ）撹拌作業

（エ）消火剤注水作業

ウ　作業１個班の人数

市等が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は、次のとおりである。

要員の確保に当たっては、これを目安に要員を確保するものであること。

班　　長	給　水　係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備　　考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（１台）・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

５　空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い、空中消火作業に支障のないようにする。

（１）空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

（２）偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

（３）地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう、火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

（４）消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

６　安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

（１）一般的注意事項

ア　作業開始前に連絡方法等について十分打ち合わせた後、作業を開始すること。

イ　作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ　ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ　補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ　燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

（２）ヘリコプター活動中の注意事項

ア　飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ　ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ　ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ　ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ　ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第６項　住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また、入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

１　避難指示等、警戒区域の設定

（１）市長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示等を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。

避難指示等及び警戒区域の設定に係る事項については、本章第１節第３項４参照

（２）入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

２　避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は、本章第１節第３項４（２）ウ参照

第７項　災害広報

県、市及び光地区消防組合は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は、次のとおりである。

火災時における広報活動等に関しては、本章第１節第３項５参照

１　災害広報事項

（１）気象警報・注意報発表

（２）災害危険区域等に関すること。

（３）避難、警戒区域設定に関すること。

（４）消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。

（５）その他必要事項

２　伝達手段

（１）広報車

（２）市防災行政無線、市ホームページ、市ＳＮＳ、メール配信サービス

（３）テレビ・ラジオ等公共放送機関

（４）職員及び自主防災組織による口頭伝達

第８項　残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

１　残火処理留意事項

（１）残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。

（２）残火処理については、防ぎょした焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。

（３）堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

（４）朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。

（５）残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

２　事後措置

（１）確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

ア　部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等

イ　利用資機材の点検

ウ　その他

（２）火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

（３）調査事項は、概ね次のとおりとする。

ア　火災原因関係

（ア）火災発生日時、場所

（イ）発生原因

（ウ）出火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件

（エ）被害状況

イ　火災防ぎょ鎮圧活動関係

（ア）消防機関の覚知時刻及び経過

（イ）出動人員及び出動時刻

（ウ）現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況

（エ）防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）

（オ）広域応援部隊の活動状況

（カ）残火処理活動

（キ）防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過概要

（ク）資機材使用状況

（ケ）その他

第９項　二次災害の防止活動

１　国及び地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第２１章　交通災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害及び陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、市をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

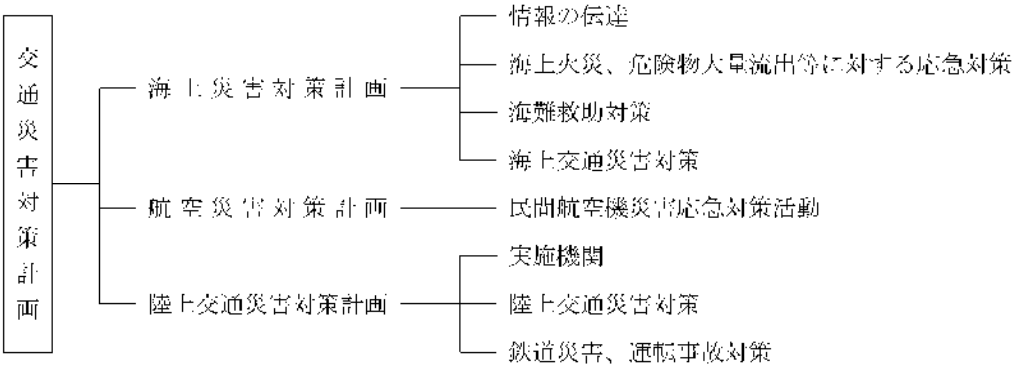

第１節　海上災害対策計画

農林水産課
消 防 組 合

県海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第１項　情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は、次のとおりである。なお、周防地域における大量油流出事故等の連絡系統は、周防地区海上安全対策協議会で定める連絡系統による。

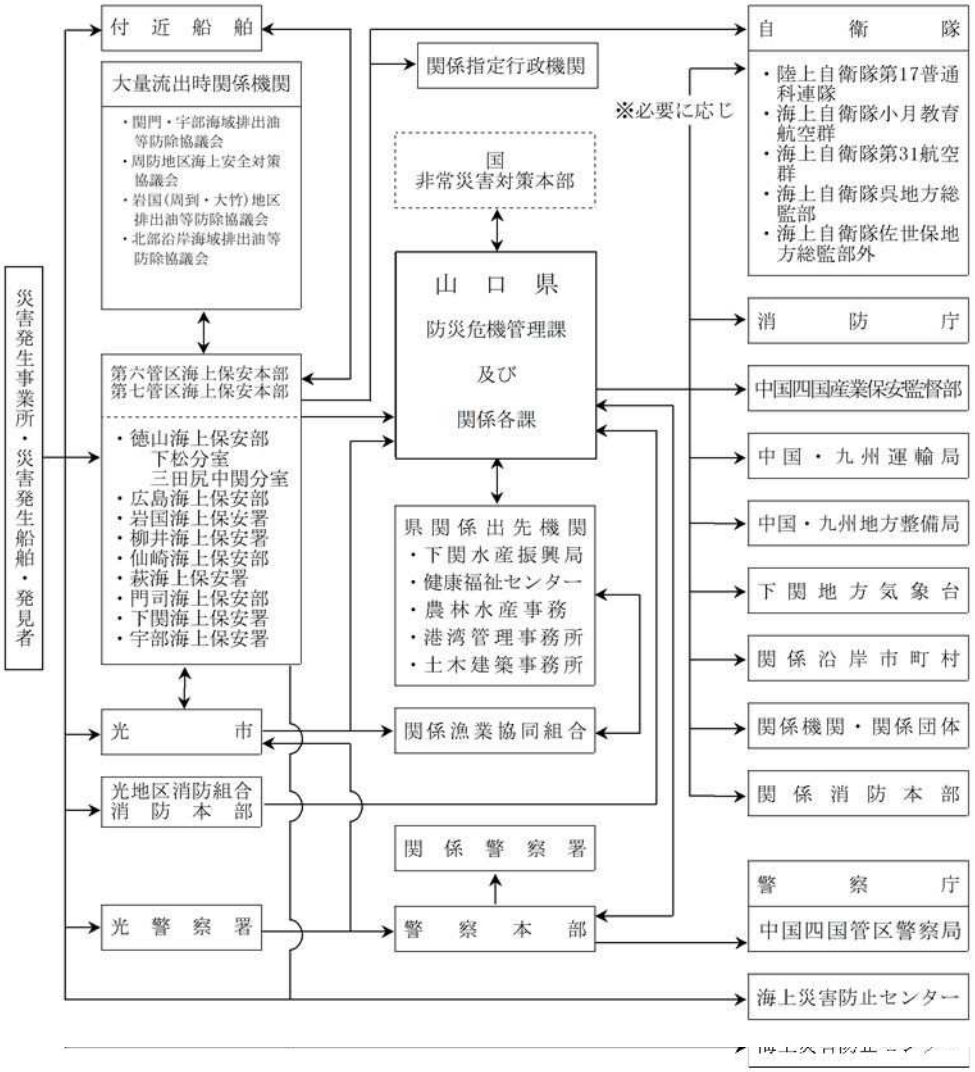

第２項　海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部・署、中国・九州地方整備局、県、市町、消防機関、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

１　応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等がとるべき措置は、概ね次のとおりである。

１　災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置	（１）所轄海上保安部・署、消防本部、市町等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 　なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。 （２）自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 　なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について

	十分留意して実施するものとする。 ア　大量の油の流出があった場合 （ア）オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施 （イ）損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施 （ウ）損壊タンク内等における残油の抜取り、移替え等の措置の実施 （エ）流出した油の回収の実施 （オ）油処理剤の散布等による流出油の処理の実施 （カ）関係機関への情報連絡・報告 イ　危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合 （ア）損傷箇所の修理の実施 （イ）損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置 （ウ）薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施 （エ）火気の使用制限及びガス検知の実施 （オ）船舶にあっては安全な海域への移動等 （カ）自衛消防隊による消火活動の準備 （キ）必要に応じ付近住民への避難警告 ウ　海上火災が発生した場合 （ア）放水、消火薬剤による消火活動の実施 （イ）事故付近の可燃物の除去 （ウ）火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施 （エ）火点の制御活動の実施 （オ）船舶にあっては安全な海域への移動等 エ　消防機関、海上保安部・署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう、誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに、消防機関、海上保安部・署の指揮に従い、積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。
２　海上保安部・署の措置	（１）巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 （２）遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 （３）流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 （４）付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 （５）船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 （６）応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 （７）油、有害液体物質、危険物等の漏洩及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 （８）船体並びに流出油の非常処分の実施 （９）巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町村、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び除去活動を実施する。

	(10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
３　県の措置	（１）海上保安部・署、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め、関係者に伝達する。 （２）応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部・署、国土交通省、地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。 （３）港湾等の管理者として、港湾等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに、災害発生に伴う防除措置を実施する。 （４）備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。 （５）漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。 （６）水質環境に係る調査、保全措置を行う。 （７）その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。 ア　関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援 イ　化学消火薬剤等の調達確保 ウ　他市町、他県、国等への応援要請 エ　必要に応じて自衛隊の災害派遣要請 オ　市町が実施する医療・救護活動等への支援 （８）発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い、被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。 （９）大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制
第１警戒体制 （連絡調整会議）	○　山口県近海で大量油流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 ○　沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。 １　体制 応急対策関係課の担当者で連絡調整会議を設置する。 ２　実施する活動の概要 （１）早期情報収集体制の確立 ア　海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集 イ　県所有船舶による情報収集 ウ　県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示 エ　市町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示 オ　漁協への早期情報収集体制確立の要請 （２）油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 ア　県、市町保有分 イ　民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分 （３）漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認 （４）他県からの応援要請への対応

第２警戒体制 （警戒本部）	○　山口県近海で大量の油流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 ○　県の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき。 １　体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 ２　実施する活動の概要 （１）海上保安部・署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集 （２）県所有船舶による警戒・防除活動 （３）油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） （４）漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等） （５）不足資機材の確保 （６）他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定） （７）防除活動要員（ボランティアも含む。）の確保 （８）状況により自衛隊の派遣要請
災害対策本部体制	○　流出油が大量に山口県に漂着すると認められるとき。 １　構成 知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。 この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 ２　実施する活動の概要 （１）全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部・署、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） （２）自衛隊の派遣要請 （３）他県、他機関への応援要請 （４）復旧・復興対策

４　市（消防機関、港湾・漁港管理者）の措置	（１）大量油流出事故等発生時における市の応急対策活動実施体制を確立する。

第１警戒体制 （連絡調整会議）	１　体制の基準 （１）山口県近海で大量油流出事故が発生し、市沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 （２）沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。 ２　体制 応急対策関係課の担当者で連絡調整会議を設置する。 （構成） 防災危機管理課、農林水産課、道路河川課、環境政策課 ３　実施する活動の概要 （１）早期情報収集体制の確立 ア　海上保安部、警察、自衛隊、県、その他関係機関

	イ　漁協への早期情報収集体制確立の指示 （２）油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の所在地、数量の確認及び点検 （３）漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認
第２警戒体制（警戒本部）	１　体制の基準 （１）山口県近海で大量の油流出事故が発生し、市沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 （２）市の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、市の総力をあげて対応するまでに至らないとき。 ２　体制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 （構成） 防災危機管理課、農林水産課、商工振興課、監理課、道路河川課、都市政策課、下水道課、環境政策課、環境事業課、企画調整課、福祉総務課 ３　実施する活動の概要 （１）海上保安部、警察、自衛隊、県、その他の関係機関からの情報収集 （２）油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の保管場所、輸送手段の確保等 （３）漂着油回収資機材の保管場所、輸送手段の確保等 （４）不足資機材の確保 （５）防除活動要員（ボランティアも含む。）の確保
災害対策本部体制	１　体制の基準 流出油が大量に本市に漂着すると認められるとき。 ２　体制 市長を本部長とし、全課により災害対策本部を設置する。この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 ３　実施する活動の概要 （１）全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施（海上保安部、県等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等） （２）知事を通じて自衛隊の派遣要請 （３）復旧・復興対策

（２）関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部・署、県等関係機関に通報伝達する。

（３）災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、

	警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。 （４）沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに、管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。 （５）事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。 （６）消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安部・署と連携するとともに、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。 （７）火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。 （８）必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。 （９）遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。 (10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。
５　警察の措置	（１）警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動 （２）その他陸上災害に準じての応急対策活動 ア　警戒区域の設定、避難誘導 イ　海上保安部・署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ウ　危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等
６　国土交通省九州地方整備局の措置	油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。
７　その他の企業、関係機関・団体、住民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部・署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

２　応援協力関係

海上保安部・署、市町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

（１）国の機関相互間

協　定　事　項　等	協　定　者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書	海上保安庁長官……消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官……防衛大臣
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長……海上自衛隊呉地方総監 第七管区海上保安本部長……海上自衛隊佐世保地方総監

（２）市町、消防機関と徳山海上保安部との間（消防協定）

関係海上保安部・署	協　定　の　相　手　方

徳山海上保安部	柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、防府市消防本部、周南市消防本部

（３）排出油防除協議会等

機　関　の　名　称	会　　員
関門・宇部海域排出油等防除協議会 周防地区海上安全対策協議会 岩国(周東、大竹)地区排出油等防除協議会 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会	国、県、市町、事業所、漁協等

（４）化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会（岩国地区、周防地区、宇部地区、小野田地区）を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

資 料 編　〔そ の 他〕○周防地区海上安全対策協議会会則

３　応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安部・署、県、市町、企業等は、海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の備蓄を行っている。

資 料 編　〔消　　防〕○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

４　海上災害防止センター

（１）海上災害防止センターの業務

ア　海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。

イ　船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。（昭和62年４月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）

ウ　油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

エ　海上防災訓練に関すること。

オ　海上防災に関する調査研究を行うこと。

（２）海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国45か所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除作業が迅速に行えるよう必要な態勢を整えている。

山口県内には岩国、徳山下松、小野田、関門の４基地があり、それぞれの基地において基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

５　流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等

はこれを十分留意して使用するものとする。

第３項　海難救助対策

１　海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（ＳＡＲ条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（ＲＣＣ）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は、最初に事件を認知した市町村長が実施する（水難救護法）ことになっており、市町長は海上保安部・署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに、県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

２　応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部・署、県、市町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は、別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市町地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

第４項　海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通３法によりその確保が図られる。

１　被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

（１）実施する規制措置にかかる公示を行うとともに、応急標識等の設置に努める。

（２）規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

２　被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

３　漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

（１）港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。

（２）除去した障害物の処理は、状況により次の措置をとる。

ア　水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町村長に当該物件を引き渡す。

イ　災対法の規定により海上保安部・署に保管し、また公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

４　在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて港

内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

また、漁船、漁港の安全対策のため、「台風・津波等船舶災害防止検討委員会」で定めた情報連絡系統図により、避難勧告等の情報伝達を行う。

５　災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

災害事象	実　施　措　置	措　　置　　の　　概　　要
台　　風	避難勧告	各港で定めた基準に従い、船舶は直ちに港内又は港外の安全な場所に避難する。
津　　波	避難勧告	台風に準じて安全な場所に避難するよう勧告する。
火　　災	曳船移動による消火	（１）他船への延焼を防止するため、曳船により移動し消火にあたる。 （２）曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流　　木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

６　二次災害の防止活動

気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表するものとする。

７　その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して、概ね次の措置を講じる。

（１）気象情報の収集及び関係者への伝達

（２）在泊船舶の状況把握

（３）港内整理及び避泊地の推せん

（４）必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止

（５）必要に応じ、移動命令又は船舶制限の適用

（６）乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導

（７）港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進

（８）港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導

（９）危険物荷役の事故防止指導

(10) 海上における流出油の処理

(11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第２節　航空災害対策計画

防災危機管理課
消 防 組 合

市域内において、航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、市及び防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

第１項　民間航空機災害応急対策活動

市内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、市及び県をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

１　実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、市内で災害が発生した場合、市、光地区消防組合、県、光警察署、徳山海上保安部、自衛隊及び医療機関等は協力して、被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

県、市、光地区消防組合、防災関係機関が実施する活動内容については、次のとおりである。

（１）航空運送事業者

ア　自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

イ　自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡する。

ウ　応急対策の活動状況等を国土交通省へ連絡する。

エ　発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

（２）県

ア　航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、下記２に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ　市及び光地区消防組合が実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。

ウ　大規模航空機事故の発生又は発生が予想される場合で、市内医療機関のみでは対応が困難な場合、自ら医療救護班の派遣を行うとともに、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班の出動要請を行う。

エ　市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

オ　市から指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の機関に対してあっせんを行う。

また、特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。

カ　関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

（３）市・光地区消防組合

ア　航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、下記２に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ　空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。

ウ　空港事務所、市内関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。

この場合、市内の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町等及び県に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

（近隣市町・消防本部等への応援要請については、本編第20章第１節「火災防ぎょ計画」参照）

エ　負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに、市内医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。

（遺体の収容、捜索、処理活動等は、本編第10章第２節「遺体の処理計画」参照）

オ　必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。

カ　応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

キ　救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県（防災危機管理課）に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

ク　事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定地方行政機関又は指定公共機関の職員派遣についてあっせんを求める。

（４）光警察署

ア　航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、下記２に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ　事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。

ウ　市職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

エ　行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施

オ　遺体の検視及び捜査活動の実施

カ　必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施

キ　関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

（５）徳山海上保安部

ア　航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、下記２に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ　海上における遭難機の捜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の捜索及び救護班の緊急輸送を実施する。

ウ　事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施

エ　関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援

（６）市内医療機関、日赤山口県支部、県医師会、光市医師会等

ア　市又は県の要請により医療救護班を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受

入れを行う。

（この場合の対応については、本編第４章第３節「集団発生傷病者救急医療計画」参照）

イ　必要に応じて、救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施

（７）自衛隊

空港事務所長（国機関）又は県知事からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して、遭難機の捜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の捜索等について市消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

２　関係機関に対する通報連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。

（１）市内で発生した場合

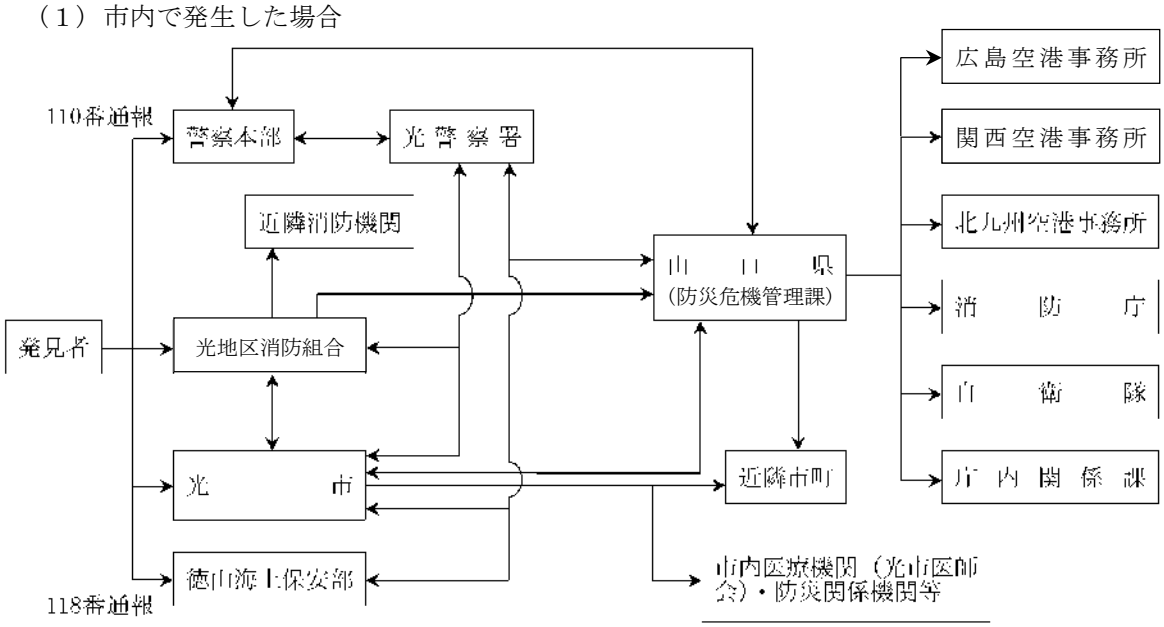

（２）情報の伝達は、（１）に定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、地域住民等に対して必要な情報を伝達するものとする。

３　航空機事故等発生時の応急活動体制

航空機事故等が発生した場合における県の応急対策活動実施体制は、次のとおりとする。

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
１　岩国飛行場就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）	第１非常体制 （１）総務部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 （２）構成課及び出先機関 ア　防災危機管理課 イ　交通政策課 ウ　広報広聴課 エ　出先機関 ・岩国県民局	遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 （１）情報収集活動 ア　捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ　消防庁を通じての情報収集 ウ　警察庁を通じての情報収集 エ　その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集

		オ　航空会社を通じての情報収集 （２）利用客、家族等への広報活動 ア　遭難者数及び住所、氏名 イ　遭難発生（見込み）場所情報 ウ　航空会社、国、県等の対応状況 エ　その他必要事項
２　山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）	第１非常体制 （１）土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 （２）構成課及び出先機関 ア　港湾課 イ　監理課 ウ　防災危機管理課 エ　交通政策課 オ　広報広聴課 カ　出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部県民局	遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 （１）情報収集活動 ア　捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ　消防庁を通じての情報収集 ウ　警察庁を通じての情報収集 エ　その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ　航空会社を通じての情報収集 （２）利用客、家族等への広報活動 ア　遭難者数及び住所、氏名 イ　遭難発生（見込み）場所情報 ウ　航空会社、国、県等の対応状況 エ　事故等の運航状況 オ　住民等への協力依頼 カ　その他必要事項
３　県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合	第３非常体制 （１）知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに、現地に「現地災害対策本部」を設置する。 （２）構成対策部 ア　総務部 イ　総合政策部 ウ　東京連絡部 エ　地域振興対策部 オ　災害救助部 カ　商工労働対策部 キ　土木建築対策部 ク　公安部 ケ　災害の規模によってはその他の部の設置もある。 （３）災害応急活動を円滑に実施する上で関係機関の調整が必要になったときは、現地災害対策本部内に応急対策機関	県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合で、県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む体制 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。 《応急対策活動の概要等》 発災現地の市町・消防機関、警察、海上保安部・署等防災関係機関及び県等は、前記に準じ必要な応急対策活動を実施する。

	の長を構成員とする「災害対策総合連絡本部」を設置する。	

（注）第２非常体制は省略。第２非常体制は岩国飛行場、山口宇部空港内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合

４　災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

（１）大阪航空局関西空港事務所長・山口宇部空港事務所長

ア　発見者、航空会社、関係機関等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに前記２（１）に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。

イ　山口宇部空港事務所長は発災初期の情報収集伝達に当たっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会（宇部県民局）に職員の応援を要請し、必要な体制を確立するものとする。

ウ　事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行うものとする。

（ア）日時、場所、状況

（イ）事故機の国籍、登録番号、形式、所属

（ウ）便名、出発地及び目的地

（エ）機長の氏名及び旅客数

（オ）事故の概要

（カ）その他判明している事項

なお、第２報以降の報告は、下記「（２）市・消防機関」が行う報告要領ウ(ア)(イ)に準じて必要な報告を行うものとする。

（２）市・消防機関

ア　発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに前記２（１）に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課）、近隣市町（近隣消防本部）、市内医療機関等の防災関係機関に通報する。

イ　情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。

ウ　県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下、取扱いを順に示す。

（ア）事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。

（イ）事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」（第４号様式（その１））により把握した情報を順次報告する。

（ウ）被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」（第１号様式）又は「救急・救助事故等即報」（第３号様式）により報告する。

資 料 編　〔様 式 等〕○火災・災害等即報要領直接即報様式

（３）県

ア　港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生の通報を受けたときは、直ちに前記２（１）に定める通報連絡系統により関係各課に連絡する。

この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集にあたる。

イ　関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。

ウ　防災危機管理課は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整理し、様式により国（消防庁）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安部・署、県内消防機関、隣接県等に連絡する。

エ　山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故発生の情報を入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。

（４）光警察署

ア　発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは、直ちに前記２（１）に定める通報連絡系統により県等関係機関に連絡する。

イ　県域で航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

（５）徳山海上保安部

ア　発見者からの通報又は海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは、直ちに前記２（１）に定める通報連絡系統により県等関係機関に連絡する。

イ　航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

５　民間航空機捜索救難

県、警察、海上保安部・署その他関係機関は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

なお、民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

第３節　陸上交通災害対策計画

防災危機管理課
道路河川課

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について、防災関係各機関は、本節並びに本計画中に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

（本編第18章「公共施設等の応急復旧計画」に関連）

第１項　実施機関

１　企業体

２　市
３　県
４　警察
５　道路管理者
６　防災関係各機関

第２項　陸上交通災害対策

１　応急対策実施機関
道路……自動車運輸業者、道路管理者、警察

２　交通規制措置
本編第７章第５節「交通規制」参照

３　道路災害事故防止対策についての申し合せ事項
（１）関係機関の申し合せ事項
道路災害事故防止対策について、山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合せをした。(昭和43．10．21道路整備649号)
（２）中国及び山陽自動車道における消防相互応援協定
ア　道路情報の周知徹底
異常事態の発生により交通規制を実施したとき、又はしようとするときは、速やかにその道路情報を警察署、関係機関に通知し、運行管理者及び運転者に注意又は運転停止等の処置を喚起する。
（ア）道路における異常事態の発生状況を速やかに把握するため、一般の協力を得ることとし、災害危険箇所周辺の住民等に道路モニターを依頼する。
（イ）交通規制の状況は、道路法第95条の２の規定に基づき、公安委員会（日本道路交通情報センター）に連絡するものとする。
イ　道路危険箇所指定区間及び交通規制基準
市内における道路危険箇所指定区間及び交通規制基準は、資料編に掲載のとおり

資 料 編　〔気象観測等〕○市内異常気象時通行規制区間及び通行規制基準一覧
〔応援協定等〕○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

第３項　鉄道災害、運転事故対策

１　応急対策実施機関
（１）軌道……西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店
（２）鉄道……西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

２　市・消防機関の措置
（１）大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、直ちに関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
（２）直ちに医療救護班を編成・派遣し、救急活動等を実施する。
（３）状況によっては県に対して医療救護班の派遣、必要な要員の要請、また自衛隊の派遣要請の

要求を行うものとする。

（４）消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第２２章　産業災害対策計画

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等又は農産物対策、家畜対策等、各種産業災害に対する対策について市及び防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。

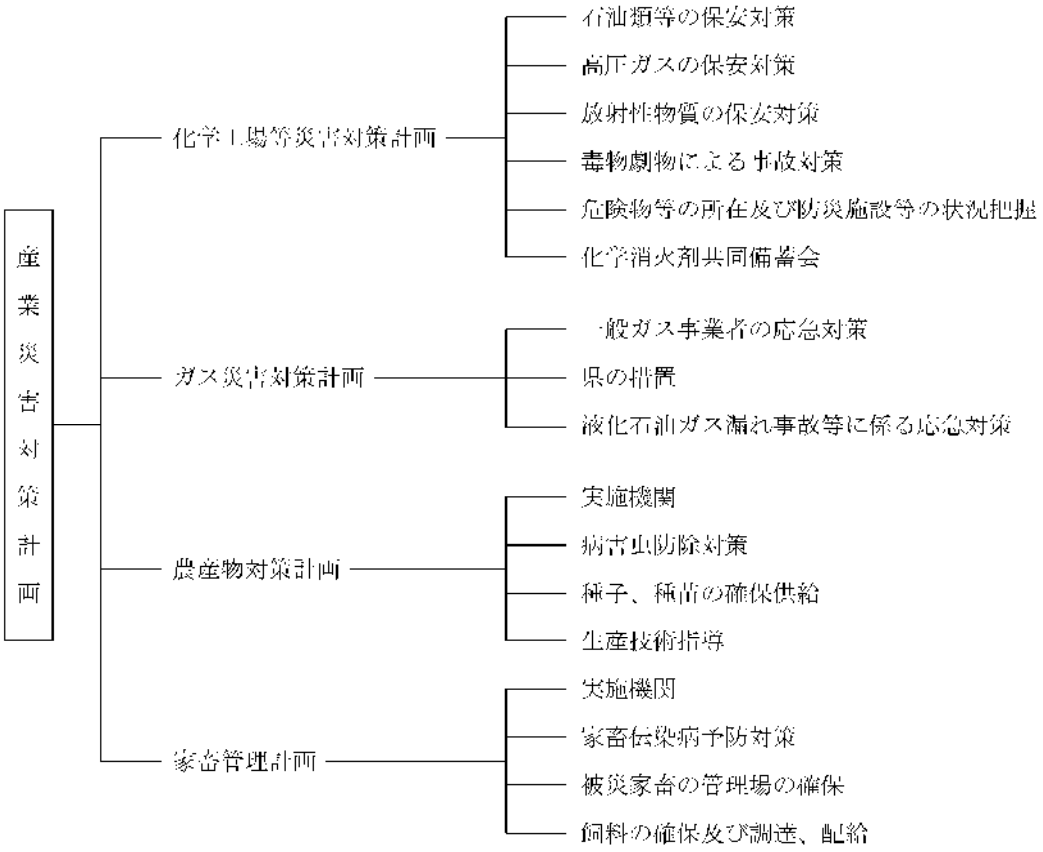

第１節　化学工場等災害対策計画

防災危機管理課
消 防 組 合

第１項　石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとする。

１　実施機関

（１）施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）

（２）市長

ア　危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

消防本部が実施する。

イ　危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）

市長が実施する。

（３）知事（防災危機管理課）

ア　危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）

イ　危険物災害応急対策全般（災対法）

（４）警察（災対法、警察官職務執行法）

（５）海上保安部・署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

２　応急措置

（１）施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）

ア　被害状況を地方公共団体へ連絡する。

イ　発災後、速やかに職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

ウ　消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

エ　的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

オ　施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。

カ　施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。

資 料 編　〔消　　防〕○市内危険物施設一覧
○市内危険物等主要事業所一覧

（２）市の措置

ア　県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ　災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

ウ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の３）

エ　被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

オ　火災の防ぎょは、光地区消防組合が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

カ　転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。

キ　さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

ク　専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

（３）光警察署の措置

ア　県及び市、光地区消防組合と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締り

を行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ　市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（事前措置）

（４）徳山海上保安部の措置

ア　被災地港湾への危険物積載船舶等の入港を制限し、又は禁止する。

イ　危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ　港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊の制限、禁止措置又は停泊地を指定する。

エ　被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。

３　化学消防車及び化学消火剤の所在状況

資料編に掲載のとおり

資 料 編　〔消　　防〕○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

第２項　高圧ガスの保安対策

１　実施機関（高圧ガス保安法）

（１）高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）

（２）知事（防災危機管理課）

（３）警察

（４）中国四国産業保安監督部

（５）海上保安部・署

２　応急措置

（１）製造業者等の措置（指導方針）

ア　製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ　販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ　消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ　充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

このほか、第１項の場合に準じた措置を講じる。

資 料 編　〔消　　防〕○市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

（２）知事の措置（防災危機管理課）

ア　製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ　製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ　高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注）緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

このほか、第１項の場合に準じた措置を講じる。

（３）光警察署（第１項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）

（４）徳山海上保安部（第１項「石油類等の保安対策」における措置に準じる。）

第３項　放射性物質の保安対策

１　実施機関

（１）施設の所有者及び管理者

（２）市・消防機関

（３）県

（４）警察

（５）海上保安部・署

２　応急措置

（１）施設の所有者及び管理者の措置

ア　放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（下松労働基準監督署、海上保安部等）、市、警察等に通報する。

イ　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。

（２）市、光地区消防組合の措置

ア　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室及び健康増進課）に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。

イ　放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。

ウ　危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。

エ　消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

（３）県の措置（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課）

ア　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。

イ　応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。

ウ　放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。

エ　放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。

（４）警察の措置

ア　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。

イ　必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

（５）徳山海上保安部の措置

ア　第１項２(４)ア～エの措置に準じた措置を講じる。

イ　海上における緊急時モニタリングに関し､知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第４項　毒物劇物による事故対策

１　実施機関

（１）毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者

（２）知事（薬務課）

（３）市長（消防本部及び消防署を置く市町の市町長が実施する。）

（４）警察

（５）海上保安部・署

２　応急措置対策

（１）毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）

ア　事故の状況を周南健康福祉センター、光警察署又は消防機関に直ちに届け出る。

イ　保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

ウ　毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）

このほか、第１項の場合に準じた措置を講じる。

（２）県又は市の措置

ア　被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

イ　中和剤等の資材が不足するときは、その収集あっせんを行う。

このほか、第１項の場合に準じた措置を講じる。

（３）光警察署の措置

県及び市、光地区消防組合と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

（４）徳山海上保安部の措置

ア　被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ　毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ　港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

エ　被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第５項　危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して本計画資料編に掲げるものとする。

第２節　ガス災害対策計画

消防組合

第１項　一般ガス事業者の応急対策

１　実施機関

山口合同ガス（株）

２　ガス事業者が実施する応急対策等は、概ね次のとおりとする。

（１）緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。

出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出動し、適切な処置がとれるよう体制を整えておくものとする。

（２）消防署、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防署、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。

（３）事故発生時の措置

ア　初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また、常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。

イ　ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。

（４）供給停止の場合の措置

ア　やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り、二次災害の防止に努めなければならない。

イ　供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第２項　県の措置

１　国（危険物等の取扱規制担当省庁）へ災害発生について速やかに通報する。

２　市及び光地区消防組合が実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

３　災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

４　市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

５　市から指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関又は指定公共機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

第３項　液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

１　実施機関

（１）ガス消費者

（２）ガス供給業者（液化石油ガス法第３条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。）

（３）保安機関

（４）市・消防機関

（５）警察

（６）県（防災危機管理課）

（７）中国経済産業局（保安課）

２　「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

（１）ガス漏れ事故

（２）ガス漏れの疑いの通報があったもの

（３）ガス爆発事故

（４）ガス火災

（５）故意によるガス放出事故

（６）その他対応を必要とするガス事故

３　応急対策

（１）ガス消費者の措置

ア　ガス漏れ事故等を発見したとき、又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ　ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

（２）ガス供給業者の措置

ア　ガス消費者等から通報があったとき、又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ　ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市・消防機関と協議された事項に基づいて、市・消防機関に必要に応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ　ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

（３）保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

（４）市・消防機関の措置

ア　ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ　ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

（５）光警察署の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

（６）県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他、第２項の場合に準じた措置を講じる。

４　事前対策

ガス供給業者と市・消防機関は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い、相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

（１）連絡通報体制

（２）出動体制

（３）現場における連携体制

（４）任務分担

（５）事後の措置

（６）共同訓練等の実施

（７）その他必要な事項

第３節　農産物対策計画

農林水産課

第１項　実施機関

県（農業振興課・畜産振興課・農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）・農林水産事務所（農業部・畜産部））その他関係機関が行う。

農産物対策全般の実施系統は、次のとおりである。

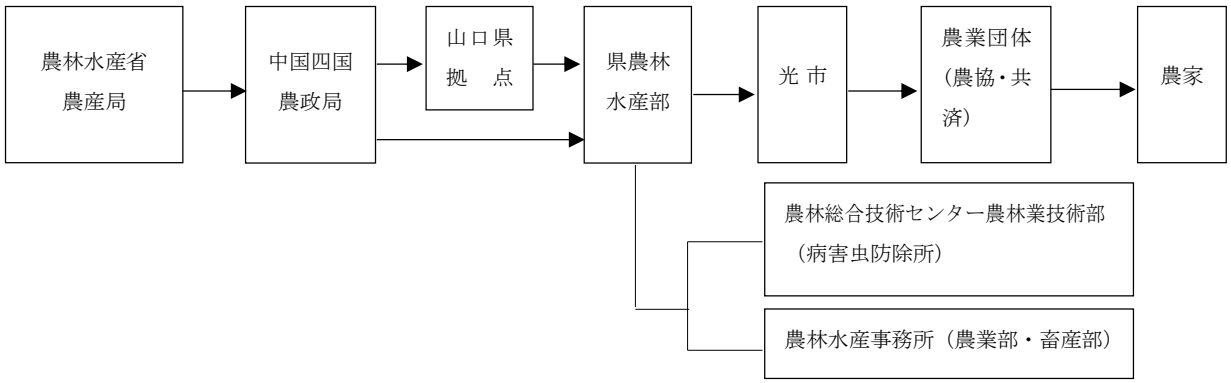

第２項　病害虫防除対策（植物防疫法）

１　病害虫発生予察

予察実施体系は、次のとおり

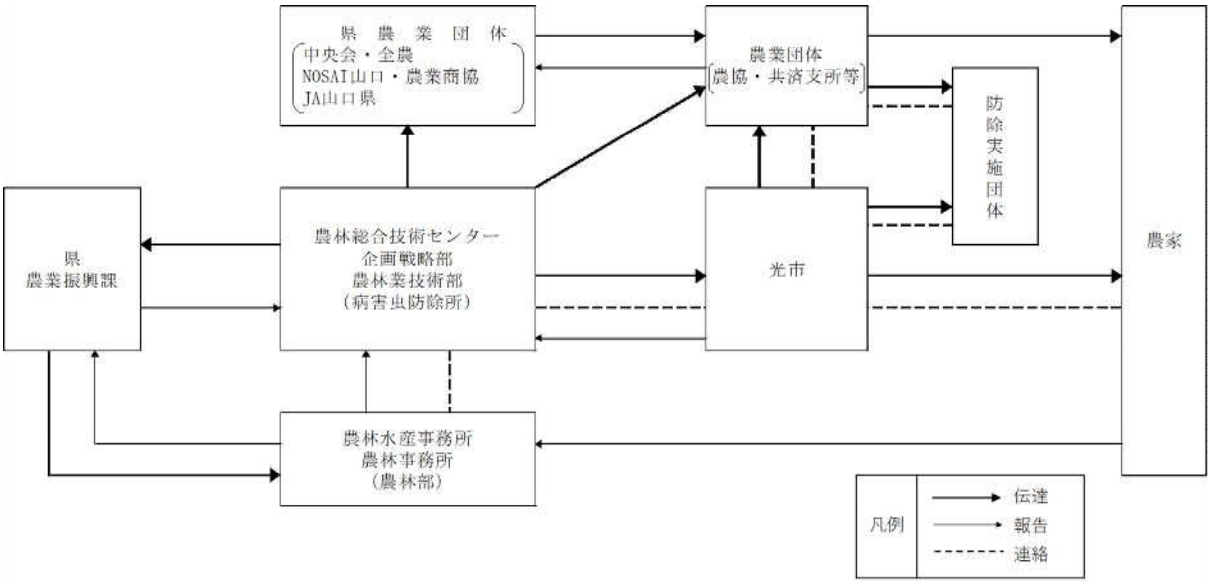

２　県の防除体制

（１）病害虫防除計画の作成及び指導

県農林水産部は、病害虫防除指導推進要綱に基づき県病害虫防除対策協議会を開催し、協議のうえ、県防除方針を作成するとともに、市の防除実施計画の立案について指導を行う。

（２）防除活動

県農林水産部は、県病害虫防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア　農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）と周南農林水産事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制のもと、管内の病害虫発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。

イ　農林総合技術センター農林業技術部（病害虫防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ　被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

（３）病害虫防除対策実施体系図

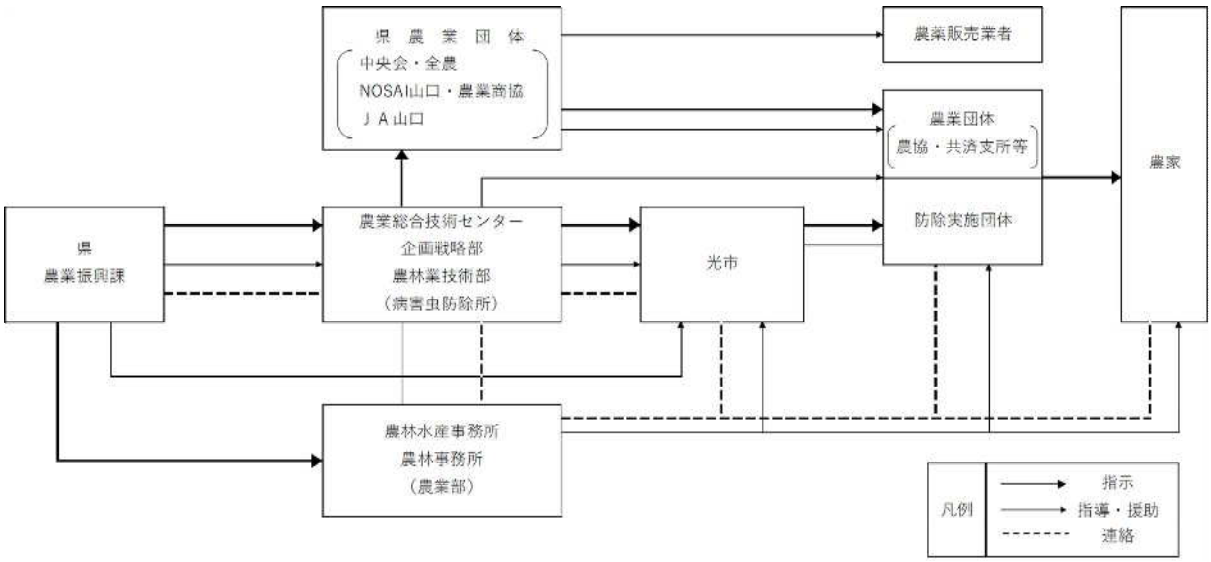

（４）農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

３　市の防除体制

県の防除体制に準じて体制を整えるとともに、県の指導等を得て立案した防除実施計画に基づき、県から派遣された指導班の指示に従って、適切な防除活動を実施するものとする。

第３項　種子、種苗の確保供給

１　確保の措置

（１）水稲関係

災害応急用水稲籾の確保措置

（２）野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

（３）飼料作物関係

災害応急用種子の確保措置

２　供給の方法

（１）種籾については市長からの要請申請により、山口県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行

う。

（２）野菜・飼料作物関係については、市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第４項　生産技術指導

周南農林水産事務所（農業部・畜産部）は、特に被害度の高い気象災害（風水害・干害：冷害、凍霜雪害等）後の二次的に発生する病害虫対策について関係機関と連携し、適切な指導にあたる。

１　水稲関係の対策

台風来襲時の潅漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病害虫対策

２　果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病害虫対策

第４節　家畜管理計画

農林水産課

第１項　実施機関

１　実施機関及び関係機関

（１）被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。

（２）その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は市が実施する。

２　連絡体系

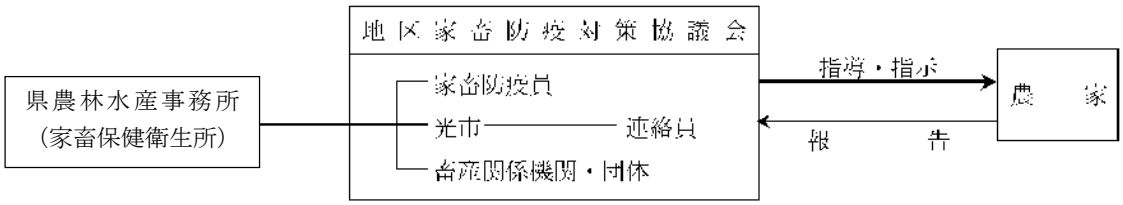

３　活動組織

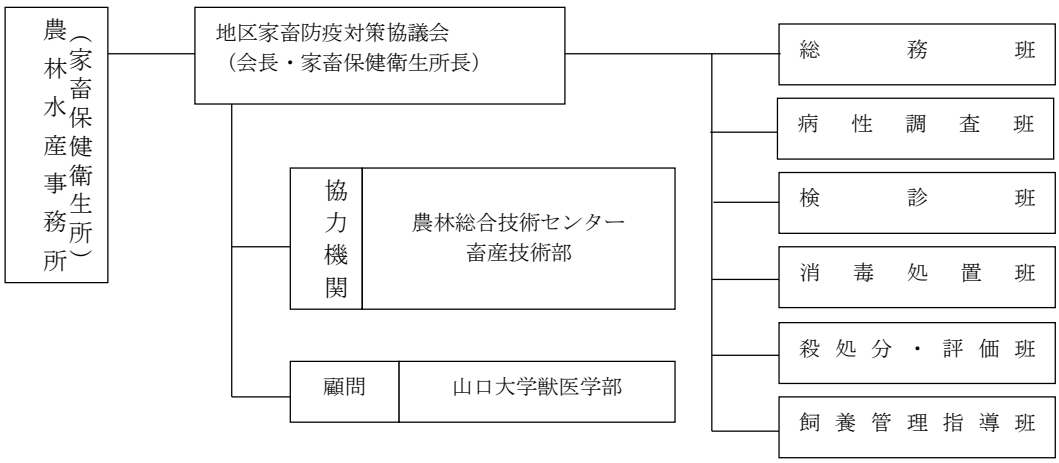

第２項　家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

１　組織

（１）農林水産事務所（東部家畜保健衛生所）

（２）地区家畜防疫対策協議会の構成

農林水産事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県畜産振興協会、市町、山口県農業協同組合、県獣医師会、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

２　活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は、次の業務を行う。

班　　名	業　　務　　内　　容
総　　務　　班	①　家畜伝染病に関する啓もう指導 ②　情報収集及び連絡、報告 ③　防疫用資材の調達、あっせん、配分
病　性　調　査　班	①　疑似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査 ②　発生源及び感染経路の探求調査
検　　診　　班	①　防疫地図の作成 ②　家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力 ③　疑似患畜の検診、治療
消　毒　処　置　班	①　発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導 ②　死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等 ③　疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導 ④　と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
殺処分・評価班	①　患畜及び疑似患畜の殺処分 ②　殺処分家畜及び埋焼却等を行う生産物等の評価
飼養管理指導班	①　飼養管理の失宜による疾病発生防止指導 ②　家畜管理資材の確保及び調達指導

第３項　被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

１　管理場の設置基準

（１）概ね3.3㎡当たり、大家畜１頭、大中豚３頭、小豚10頭、緬山羊３頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。

（２）大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

２　確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

３　管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者１名の割合で、市の関係地区ごとにあらかじめ予定しておくものとする。

第４項　飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

１　粗飼料

山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

２　濃厚飼料

山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第２３章　広域消防応援・受援に係る計画

消防組合

市内で大規模災害又は特殊災害が発生した場合において、消防活動の広域かつ組織的な応援・受援を、円滑かつ迅速に行うことが必要であり、県では、山口県緊急消防援助隊受援計画、緊急消防援助隊山口県隊応援等実施計画、山口県内広域消防応援計画を策定している。

本章では、これらの計画を示す。

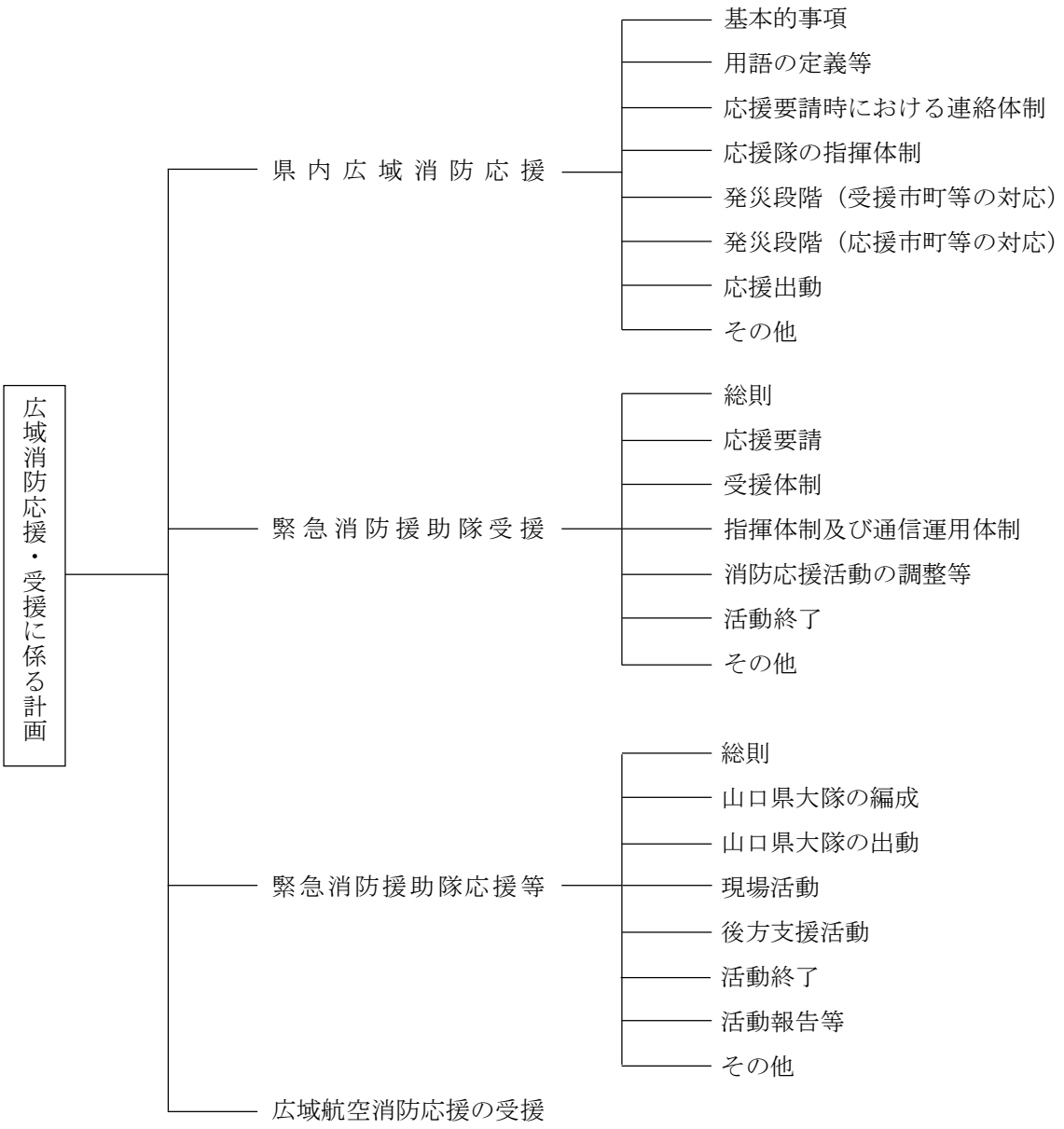

第１節　県内広域消防応援

第１項　基本的事項

１　目的

山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年４月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び運用等について必要な事項を定める。

資 料 編　〔応援協定〕○山口県内広域消防相互応援協定書

第２項　用語の定義等

１　受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

２　応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

３　応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第１条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	次のいずれかに該当する場合 ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えると認められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

４　幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第３項　応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

１　応援要請時の連絡先は、県の定める山口県内広域消防応援計画別表第１のとおりとする。

２　連絡方法は原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

【参考：出動時における無線通信体制】

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

１　応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消

防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。

２　応援市町等の間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第４項　応援隊の指揮体制

１　応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。

２　災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。

３　緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については､指揮支援隊の活動管理を受けることはなく､受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

【参考：応援隊の編成】

１　応援可能隊は県の定める山口県内広域消防応援計画別表第２のとおりとする。

２　応援可能資機材は県の定める山口県内広域消防応援計画別表第３のとおりとする。

第５項　発災段階（受援市町等の対応）

１　応援要請の手続き

（１）発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（細目別記様式第３号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア　災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ　応援隊の活動内容 エ　応援隊の到着希望日及び集結場所 等

（２）発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式１）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式２）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

資 料 編　〔様式等〕○山口県内広域消防応援の要請

２　要請の基準

応援要請は原則として、隣接市町等に対して行う第一要請、第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

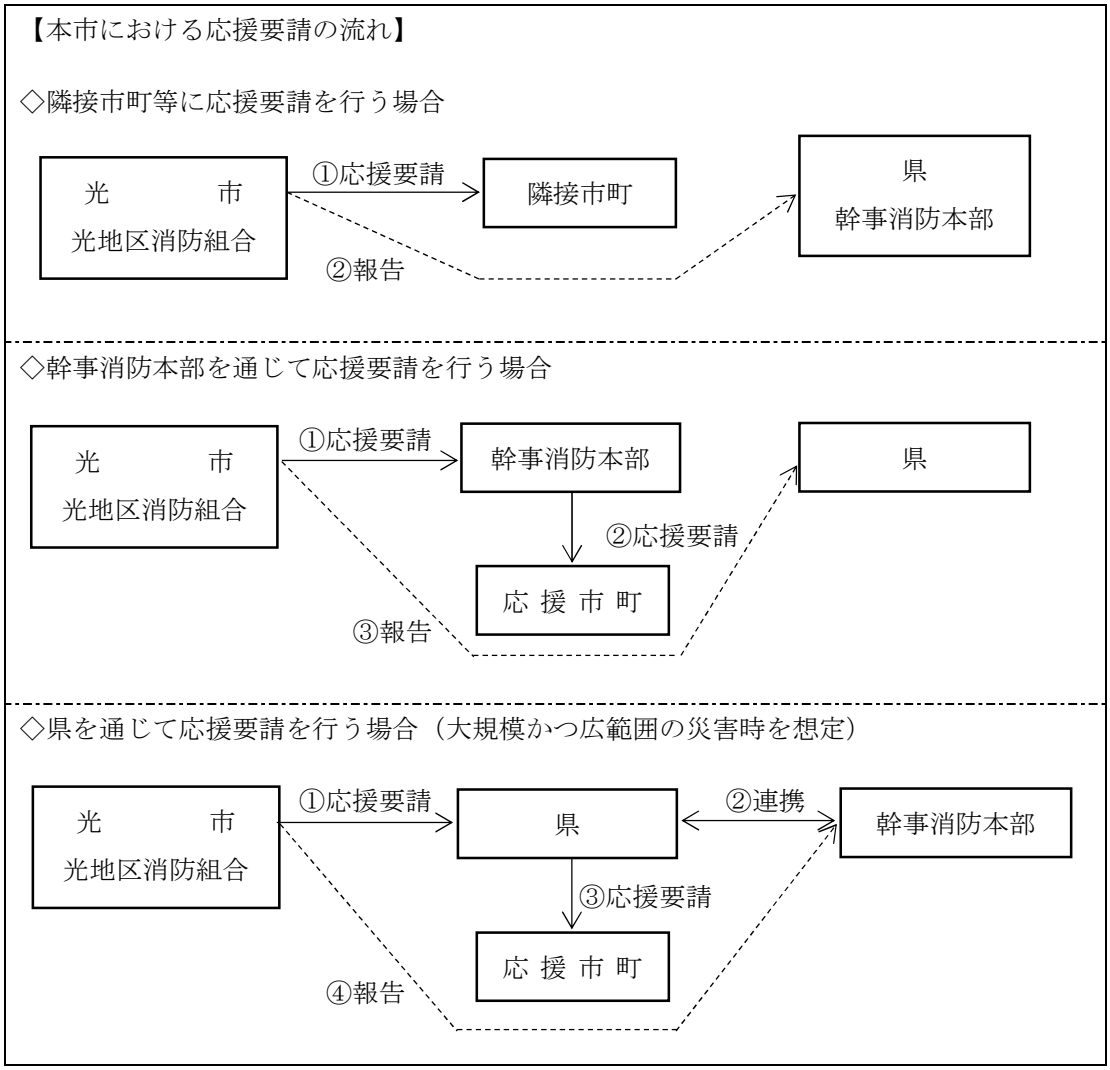

３　幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

４　集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

５　応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

【参考：知事による応援の指示】
　知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、消防組織法第43条の規定に基づく応援の指示（様式３）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第６項　発災段階（応援市町等の対応）

１　事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】

事前検討	応援出動の可否の検討 応援内容の検討、応援資機材の検討、補充消防力の検討　等
▽ ▽	
事前計画の確認	〔応援可能と判断した場合〕 部隊編成、必要資機材等の点検準備、連絡体制の保持、 応援隊の指揮者、集結場所、応援隊間の連絡体制　等
▽ ▽	
事前計画の確認	〔応援出動による管内の消防力の低下を防ぐため〕 消防隊等の移動配備、予備車の運用、消防職団員の招集　等

２　応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第７項　応援出動

１　応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

（１）応援隊の長の職氏名、応援隊の人員・車両・資機材

（２）集結場所への到着予定時間

（３）出動経路等

２　応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。なお、この場合、派遣を中断す

る旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

【参考：応援出動】

１　集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

２　現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。なお、災害の種別によっては、省略することができる。

（１）応援隊の現場到着日時

（２）応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

３　活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

（１）災害の状況

（２）活動方針

（３）活動地域及び任務

（４）使用無線系統

（５）他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要

（６）その他必要な事項

４　現場引揚げ

指揮者の引揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。また、事後、応援隊活動結果書（細目別記様式第４号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

（１）応援隊の活動概要

（２）応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無

（３）　応援隊の現場引揚げ日時

第８項　その他

１　経費の負担

（１）応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア　出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ　応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ　応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ　応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア　要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ　応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

（２）応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（細目別記様式第６号）により受援市町等に対し請求するものとする。

２　各市町等における事前準備、教育訓練

（１）各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

（２）各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

【参考：応援の始期及び終期】

（１）応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。

（２）応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

第２節　緊急消防援助隊受援（山口県緊急消防援助隊受援計画）

第１項　総則

１　目的

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

２　用語の定義

（１）代表消防機関は、下関市消防局とする。

（２）代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

（３）前各号に定めるもののほか、用語については山口県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）別表第１のとおりとする。

３　連絡体制

（１）緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、県受援計画別表第２のとおりとする。

（２）連絡方法は、原則として有線電話又はＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第２項　応援等の要請

１　応援等要請の手続き

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、次のとおり行うものとする。

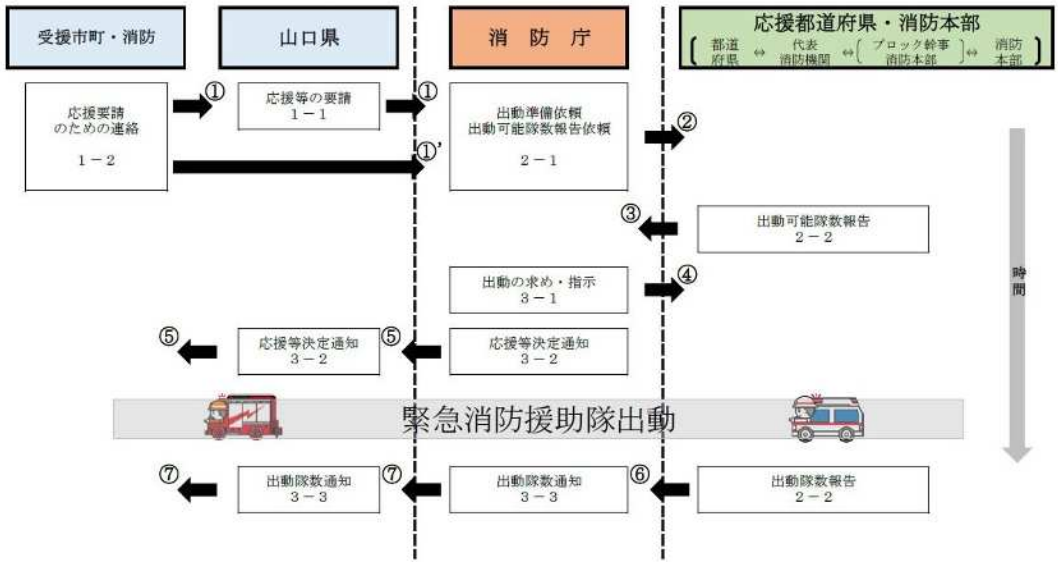

※図中「１－１」等の番号：要請要綱の別記様式番号を示す。

２　知事による緊急消防援助隊の応援等の要請

（１）山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－１）。

ア　災害の概況

イ　出動が必要な区域や活動内容

ウ　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

（２）知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

（３）知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

（４）知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

（５）知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

（６）知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消

防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

３　応援等要請のための市町長等の連絡

（１）被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、２（１）ア～ウに掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

（２）被災地の市町長は、前号に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

（３）被災地の市町長は、知事に対して（１）の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、２（１）ア～ウに掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

（４）被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前３号の連絡と併せて報告するものとする。

資 料 編　〔様式等〕○緊急消防援助隊応援要請連絡

４　緊急消防援助隊の応援等決定通知等

（１）知事は、長官から要請要綱別記様式３－２により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

（２）県は、消防庁から要請要綱別記様式３－３により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

５　迅速出動等適用時の対応

（１）被災地の市町長は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

ア　最大震度６弱以上の地震が発生した場合

イ　大津波警報が発表された場合

ウ　噴火警報（居住区域）が発表された場合

（２）知事は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定す

る緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前号ア～ウに掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（３）知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第３項　受援体制

１　消防応援活動調整本部の設置

（１）知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

（２）調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎２階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

（３）調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

（４）調整本部の副本部長は、県消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

（５）調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

ア　県消防保安課の職員

イ　代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ　被災地を管轄する消防本部の職員

エ　消防防災航空隊の職員

（６）山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第４号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア　消防庁長官又は市町長への応援の要請等（消防組織法第44条第1項及び第3項関係）

イ　緊急消防援助隊に対する指示（消防組織法第44条の3第1項関係）

（７）調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

（８）知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

（９）調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

ア　被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

イ　被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

ウ　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

エ　自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関との連絡調整に関すること。
オ　山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
カ　山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
キ　山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
ク　その他必要な事項に関すること。

(10) 山口県は、県受援計画別表第３に定める資機材等を整備しておくものとする。

(11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため県受援計画様式１、同様式２、同様式３及び同様式４を活用し、運用するものとする。

(12) 調整本部長は、消防組織法第44条の２第８項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

(13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

２　指揮本部の設置

（１）被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

（２）指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
ア　被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
イ　被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
ウ　緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
エ　その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

（３）指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

（４）指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

（５）指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

（６）指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

３　進出拠点

（１）調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するも

のとする。

ア　陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、県受援計画別表第４のとおりとする。

イ　水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

（２）調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

（３）被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

（４）連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

４　活動拠点へリベース

航空隊の活動拠点へリベースは、県受援計画別表第５のとおりとする。

５　宿営場所

（１）調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、県受援計画別表第６のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

（２）調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

（３）被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第４項　指揮体制及び通信運用体制

１　指揮体制等

（１）調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

（２）指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

（３）指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。

（４）指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

（５）航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

（６）統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

（７）エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

（８）ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

（９）土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式７のとおりとする。

２　通信運用体制

（１）山口県内の無線通信運用体制は、県受援計画別表第７のとおりとする。

（２）消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、県受援計画別表第８のとおりとする。

第５項　消防応援活動の調整等

１　任務付与

指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

（１）被害状況

（２）活動方針

（３）活動地域及び任務

（４）安全管理に関する体制

（５）使用無線系統

（６）地理及び水利の状況

（７）燃料補給場所

（８）その他活動上必要な事項

２　関係機関との活動調整

知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

３　資機材の貸出し及び地図の配付

（１）指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

（２）指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

４　ヘリコプター離着陸場所

ヘリコプター離着陸場所は、県受援計画別表第９のとおりとする。

なお、市内のヘリコプター離着陸場所は、資料編に定める。

資 料 編　〔輸送〕○臨時ヘリポート予定地一覧

５　燃料補給場所

（１）調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

（２）陸上隊の燃料補給場所は、県受援計画別表第12のとおりとする。

（３）航空小隊の燃料補給場所は、県受援計画別表第11のとおりとする。

（４）水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

６　燃料調達要請

（１）調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

（２）災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、県受援計画別表第12のとおりとする。

７　重機派遣要請

（１）調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。

（２）災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、県受援計画別表第13のとおりとする。

（３）調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

８　物資等調達要請

（１）調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

（２）災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、県受援計画別表第14のとおりとする。

９　増隊要請

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

10　部隊移動

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、県受援計画別図第２又は同別図第３のとおり行うものとする。

11　長官の求め又は指示による部隊移動

（１）知事は、長官から要請要綱別記様式６－１により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

（２）被災地の市町長は、前号の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

（３）知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

（４）知事は、長官から要請要綱別記様式６－４により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

（５）知事は、長官から要請要綱別記様式６－５により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

12　知事による部隊移動

（１）知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

（２）調整本部は、前号の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

（３）知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式６－６により指示を行うものとする。

（４）知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式６－７により通知するものとする。

（５）知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式６－８により通知するものとする。

（６）調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

13　部隊移動に係る連絡

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

14　活動中止の判断

（１）指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙１－１を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。

なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

（２）調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙１－２により活動中止について調整するものする。活動の再開についても同様とする。

なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第６項　応援等の引揚げの決定

活動終了及び引揚げの決定

１　被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

２　１の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式４－１）

３　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第７項　その他

１　情報共有

（１）調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

（２）被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるのものとする。

２　災害時の体制整備

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

３　都道府県の受援計画の変更

（１）知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

（２）知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

（３）知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

４　消防本部の受援計画の策定

（１）各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

（２）各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

（３）各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

５　航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

６　地理情報

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

（１）広域地図

（２）住宅地図

（３）ヘリコプターの離着陸場所位置図

（４）燃料補給場所位置図

（５）消防水利位置図

（６）物資等の調達可能場所位置図

（７）救急搬送医療機関位置図

７　都道府県の訓練

山口県は、原則年１回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

第３節　緊急消防援助隊応援等（緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画）

第１項　総則

１　目的

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施する。

２　用語の定義

（１）代表消防機関は、下関市消防局とする。

（２）代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

（３）前号までに定めるもののほか、用語については県の定める緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）別表第１のとおりとする。

第２項　山口県大隊等の編成

１　連絡体制

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）応援等出動時における各消防本部の連絡先は、応援等実施計画別表第２のとおりとする。

（２）応援等出動時における関係機関の連絡先は、応援等実施計画別表第３のとおりとする。

（３）県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線ＦＡＸ（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

２　山口県大隊等の編成

（１）山口県の登録隊は、応援等実施計画別表第４のとおりとする。

（２）地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、応援等実施計画別表第５のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

（３）土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、応援等実施計画別表第６のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

（４）地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、応援等実施計画別表第５及び同別表第６を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

（５）山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。

（６）大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。

（７）山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。

（８）統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

（９）中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例　下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中　　隊　　名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

(10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例　萩消火隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。

(11) 後方支援中隊の編成は、応援等実施計画別表第７のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

(12) ＮＢＣ災害即応部隊は、応援等実施計画別表第８のとおり編成し、「下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

(13) 土砂・風水害機動支援部隊は、応援等実施計画別表第９のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

３　指揮体制等

（１）山口県大隊等の指揮体制は、応援等実施計画別紙第１のとおりとする。

（２）受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式１のとおりとする。

（３）山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。

（４）山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

（５）下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

（６）山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

（７）中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

（８）小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第３項　山口県大隊等の出動

１　地震時等の出動等に係る取決め

要請要綱別表Ａ－１、Ａ－２並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、応援等実施計画別表第10のとおりとする。

２　山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備

（１）応援等実施計画別表第10に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部から事前に計画された隊（応援等実施計画別表第５）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（応援等実施計画別表第５）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（応援等実施計画別表第５）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

（２）土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（応援等実施計画別表第６又は同別表第９）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（応援等実施計画別表第６又は同別表第９）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

（３）前２号の場合のほか、消防庁から山口県大隊（ＮＢＣ災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消

防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

（４）県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

３　集結場所

集結場所は、応援等実施計画別表第11のとおりとする。

４　山口県大隊及び統合機動部隊の出動

（１）県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１又は同様式３－４により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（応援等実施計画様式４）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

（２）県は、要請内容や被災地の状況に応じて、応援等実施計画別表第５又は同別表第６に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

（３）出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね１時間以内に出動するものとする。

イ　第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね２時間３０分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ　第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね３時間３０分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ　各消防本部は、出動小隊に原則として７２時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

（４）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

５　その他の部隊の出動

（１）下関市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

（２）県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（応援等実施計画様式４）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

６　国家的な非常災害における出動

（１）国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

（２）長官から出動の指示があった場合には、４（１）及び（３）に定める出動を行うほか、応援等実施計画別表第５に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

（３）県は、要請内容や被災地の状況に応じて、応援等実施計画別表第５に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

（４）特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね２４時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

（５）各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

７　山口県大隊等の出動隊数の報告

（１）緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（応援等実施計画様式５）により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書（応援等実施計画様式５）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。

（２）代表消防機関は、前号の派遣小隊連絡書（応援等実施計画様式５）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣(応援等実施計画様式６)により県及び各消防本部に対して報告するものとする。

（３）県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。

８　緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

９　集結場所への集結完了

（１）山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

（２）中隊長は、山口県大隊等概要（応援等実施計画様式７）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

10　進出拠点への進出

（１）山口県大隊長、統合機動部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

（２）被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

（３）山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

ア　被災地の被害概要

イ　山口県大隊等の活動地域及び任務

ウ　山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート

エ　山口県大隊等の隊列

オ　その他必要な事項

（４）集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

11　高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

（１）被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

（２）緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、応援等実施計画別紙第２「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

（３）緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

（４）名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

12　情報共有

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

13　進出拠点到着

（１）山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

（２）進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（ＮＢＣ災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前号の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

14　現地到着

（１）山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するも

のとする。

ア　災害状況

イ　活動方針

ウ　活動地域及び任務

エ　山口県大隊本部の設置場所

オ　安全管理に関する体制

カ　使用無線系統

キ　地理及び水利の状況

ク　その他活動上必要な事項

（２）山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（応援等実施計画様式８）により後方支援本部に対して報告するものとする。

（３）山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

（４）統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第４項　現場活動

１　山口県大隊本部の設置

（１）山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。

（２）山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

（３）山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

（４）山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

２　活動時における無線通信運用及び情報収集

（１）活動時の無線通信運用体制は、応援等実施計画別表第12のとおりとする。

（２）通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

３　各隊の保有資機材等

（１）後方支援中隊の保有資機材は、応援等実施計画別表第７のとおりとする。

（２）後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、応援等実施計画別表第13のとおりとする。

４　県大隊長への報告等

（１）県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（応援等実施計画様式９）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。

（２）各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（応援等実施計画様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

５　日報

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式２により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第５項　後方支援活動

１　後方支援本部の設置

（１）山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。

（２）後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。

（３）副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

（４）代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。

（５）後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

（６）後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

イ　山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

ウ　山口県大隊等の隊数及び人員数の集計

エ　山口県大隊等の活動記録の集約

オ　各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供

カ　山口県大隊等に対する災害に関する情報提供

キ　必要な資機材等の手配及び提供

ク　食糧（３日目以降）の手配に関する調整

ケ　交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

コ　その他必要な事項

（７）各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。

（８）前号までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

２　後方支援中隊の任務等

（１）後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　後方支援本部との連絡

イ　宿営場所の設置及び維持

ウ　物資の調達及び搬送

エ　車両及び資機材の保守管理

オ　交替要員の搬送

カ　活動の記録

キ　その他必要な事項

（２）後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

３　相互協力

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第６項　活動終了

１　山口県大隊等の引揚げ

（１）山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

（２）山口県大隊長等は、前号の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

ア　山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）

イ　活動中の異常の有無

ウ　隊員の負傷の有無

エ　車両、資機材等の損傷の有無

オ　その他必要な事項

２　帰署（所）報告

（１）緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、県に対して速やかに報告するものとする。

（２）県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第４節　広域航空消防応援の受援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について示す。

１　基本事項

（１）山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

（２）大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第４４条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。

県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又

は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

２　応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。

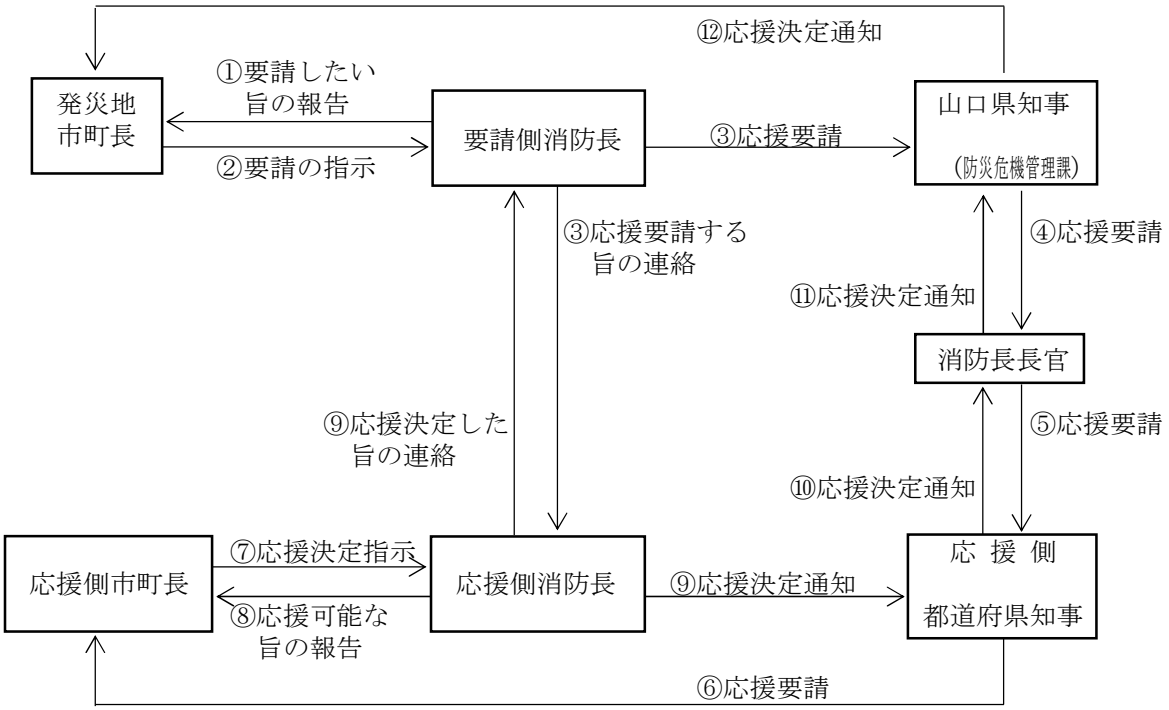

３　要請の方法

（１）発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、知事へヘリコプターの応援要請を行う。

（２）要請・連絡事項

山口県知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
（ア）要請先市町 （イ）要請者、要請日時 （ウ）災害の発生日時、場所、概要 （エ）必要な応援の概要	（ア）必要とする応援の具体的内容 （イ）応援活動に必要な資機材等 （ウ）離発着可能な場所及び給油体制 （エ）災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 （オ）離発着場における資機材の準備状況 （カ）現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 （キ）他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 （ク）気象の状況 （ケ）ヘリコプターの誘導方法 （コ）要請側消防本部の連絡先 （サ）その他必要事項

（３）長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・ＦＡＸで行い、事後速やかに正式文書で要請する。